未来を愛する希望を生きる

共拓型社会の創造をめざして

るうてる法人会連合●編著

人間と歴史社

未来を愛する希望を生きる

共拓型社会の創造をめざして

るうてる法人会連合●編著

人間と歴史社

はじめに

キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な主人であって、だれにも服しない。
キリスト者はすべてのものに仕える僕であって、だれにでも服する。

ルターの『キリスト者の自由』の冒頭に出てくる命題です。一読するだけでは矛盾した二つの命題に思われます。しかし、自由を何かからの自由と、何かへの自由という二つの面からとらえるとき、この二つの命題は、「ゆえに」という接続詞で一つの統一された意味をもつ命題になります。

キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な主人であります。即ち、キリスト者は自分自身からも自由な存在です。「ゆえに」キリスト者は、だれにも、自分自身にもとらわれずに、自分の生き方を決めることができます。つまり、キリスト者は、人に仕えることへとその自由を発揮することができるのです。「キリスト者の自由」の本質を神と人に仕えることとしてルターはとらえました。ルーテル教会の社会福祉活動の原点は、この意味での「キリスト者の自由」にあると言えます。

イエス・キリストの十字架と復活によって、永遠の命を回復された者は、その回復された命の自然の動きとして他者へと向います。イエス・キリストによって与えられた命の回復の喜びを一人でも多くの人と分かち合いたいという思いが、そこにあるのです。

日本福音ルーテル教会は、1893年に佐賀において宣教活動を始めました。そして、聖書の教えるとおりキリストの愛を実践するため、福音を宣べ伝え（伝道）、人材を育て（教育）、困難に直面する人々とともに歩む（福祉）働きが各地で生まれたのです。それぞれの働きが、共通の使命を担ったのでした。

今日、それらの働きを運営する組織は、法制度によって、宗教法人、社会福祉法人や特定非営利活動法人、そして学校法人等に分けられています。しかし、そこに流れている精神は、人に仕えることを喜びとする「キリスト者の自由」の実践であり、イエス・キリストの御心そのものです。そこで、法制度の制約を乗り越え、共通の使命を協働して達成するために、2002年5月に九州学院において、「るうてる法人会連合」を結成致しました。連合は、それぞれの組織の特性を高め、独自性を尊重しながら、連帯と協働によって、新たな歩みを始めようとする試みです。

本書は、制度もなく、資源や財源も乏しく、かつ今以上に偏見が根強くあった時代に、人々の叫びを聞き、おもわず駆け寄り、共に生き、神の愛を述べ伝えた教会、そして先駆者の歩みの意味を問い直すことを目的にしています。そしてさらに、現在の働きを検証し、存立基盤であるキリストの愛の意味と実践を問い直そうとしています。

暗闇の時代と言われる今だからこそ、「るうてる法人会連合」に集う組織、個人の使命と役割を確認し、協働することが求められているのです。

日本福音ルーテル教会は、自己の責務を、そのような働きの担い手を活動の現場に送り出すことであるととらえています。と同時に、このような働きの担い手に欠くことのできないのが正しい人間理解です。人間とは何ものなのか。この問いに答えてはじめて社会福祉といえるでしょう。福祉の担い手に、この問いへの確固たる答えを指し示すのは、教会の最も重要な責務であると認

識するところです。

本書によって、これらの福祉活動が多くの方々に知られ、新たな知恵が寄せられ、これに従事しようとする人たちが増え、さらなる発展を遂げますよう、祈り、期待するものです。

本書の出版にあたり、その企画から編集まで精力的に取り組まれました当連合の人材養成交流委員会委員各位、さらにまた、ご多忙な中、原稿執筆のために時間を割いて下さいました現場の担い手の方々、実務を担って下さいましたルーテル学院、九州ルーテル学院、九州学院の教職員の皆様に、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

山之内正俊

はじめに I

第一部 理論編 II

1 社会福祉の展開に見るルーテル法人の伝統と強み
阿部志郎 [聞き手] 市川一宏 13

2 キリスト教社会福祉実践の過去、今、そして未来
[座談会] 江藤直純・森一弘・関 正勝・市川一宏 31

3 現代の障がい者福祉
ルーテル学院大学 教授 西原雄次郎 57

4 老いて生きる歩みと寄りそう
ルーテル学院大学 学長 市川一宏 69

5 弱き歩みを支え、成長を見守る
ルーテル学院大学 講師 髙山由美子 85

第二部　実践編　97

6　関東大震災からのよみがえり——東京老人ホームとベタニヤホーム前史
社会福祉法人東京老人ホーム 理事長　内海　望
同 常任理事　深澤孝寿
ルーテル学院大学 学長　市川一宏　99

6-1　高齢者と寄りそって生きた80年・東京老人ホーム
社会福祉法人東京老人ホーム 理事長　内海　望
同 常任理事　深澤孝寿
ルーテル学院大学 学長　市川一宏　101

6-2　子ども、親、そして地域とともに明日を拓く・ベタニヤホーム
社会福祉法人ベタニヤホーム 施設長　長畦（ながうね）すめる
ルーテル学院大学 助教授　加藤　純　111

7　人の痛みを自分の痛みとして
社会福祉法人千葉ベタニヤホーム 理事長　中島康文
同 旭ケ丘母子ホーム 施設長　友田直人　123

8　デンマーク牧場・福祉村構想
宗教法人日本キリスト道友会新霊山教会 牧師　白川道生
同 デンマーク牧場こどもの家 施設長　松田正幸　133

9 ディアコニアを生きる——釜ヶ崎・日雇い労働者の町での喜望の家30年の歩み
宗教法人日本福音ルーテル教会釜ヶ崎ディアコニア・センター喜望の家 牧師 秋山 仁
同 職員 園田克也 143

10 主に抱かれて——婦人会の願いを込めて
社会福祉法人るうてるホーム 総合施設長 坪山 孝 157

11 障がいを持つ一人ひとりの子どもの個性を磨く・光の子学園
社会福祉法人光の子会光の子学園 施設長 竹藤 望 167

12 戦争と子どもたち
——慈愛園とのかかわりをとおして平和園が目指す「いと小さき者」への代弁者としてのはたらき
社会福祉法人別府平和園 施設長 大石義信 173

13-1 「慈愛園」創立86年の魅力
社会福祉法人慈愛園 理事 潮谷愛一
ルーテル学院大学 学長 市川一宏 181

13-2 次世代につなぐ高齢者福祉事業
社会福祉法人慈愛園パウラスホーム 施設長 内田栄二 193

13-3 クリスチャンワーカーとしての愛と奉仕
社会福祉法人慈愛園熊本ライトハウス・のぞみホーム 施設長 島村保夫 199

14 神の家族・広安愛児園の歩み
社会福祉法人キリスト教児童福祉会広安愛児園 元園長 野口健夫
同 園長 山口邦久
同 こどもL.E.C.センター 施設長 白鳥 哲
203

15 共に生きる歩み
日本福音ルーテル保谷教会 原田積夫
211

16 スモールワン、小さな歩み
NPO法人スモールワン 理事長 中本秀行
同 理事 中本睦美
223

17 わたしを呼べ、わたしはあなたに答える
社会福祉法人あゆみの家 総合施設長 田口道治
231

18 ただ仕える者となって
社会福祉法人修光学園 理事長 森 昇
239

19 愛の普遍化
社会福祉法人サマリヤ 理事長 兼間道子
251

20 柳井の地に落ちた「一粒の麦」
NPO法人ふれあいショップ・一粒の麦 店長 小泉百合子
259

21 「重荷を分かち合って」自立の道を歩む
社会福祉法人心促協会心促福祉作業センター 所長 田内 豊 267

22 「止まり木として」——ルーテル作業センタームゲンの歩み
ルーテル作業センタームゲン 代表 佐野卓志
日本福音ルーテル松山教会 牧師 加納寛之 275

23 一歩の歩み
日本福音ルーテル下関教会 信徒 村田幸二
日本福音ルーテル教会 事務局長 松岡俊一郎
日本福音ルーテル教会 牧師・あゆみの家 職員 落合成光 283

24 日本福音ルーテル久留米教会「小鳩の会」
日本福音ルーテル久留米教会 牧師 小副川幸孝（こぞえがわ） 287

25 障がいを持つ人たちと歩んで
社会福祉法人レインボーハウス 施設長 鶴 順子 293

26 共に泣き、笑う「希望」の場所
社会福祉法人グループ・ラム地域生活支援センターラム 施設長 安井仁美 301

27 「小羊会（こひつじ）」――「弱き者」への共生
社会福祉法人慈愛園 理事 潮谷愛一 309

28 今日の医療と福祉、宗教の本質をもとめて
医療と宗教の会 世話人代表 岡安大仁 313

第三部 総括編 317

29 日本福音ルーテル教会における社会福祉事業
ルーテル学院大学 名誉教授 石居正己〔一〕
日本ルーテル神学校 校長・ルーテル学院大学 教授 江藤直純〔二〕 319

30 ルター神学と社会福祉実践
ルーテル学院附属ルター研究所 所長 鈴木 浩 339

31 信仰から愛へ――ルターの神学に根ざして
ルーテル学院大学 名誉教授 石居正己 349

あとがき 361

施設概要一覧 i

第一部　理論編

社会福祉の展開に見るルーテル法人の伝統と強み

阿部志郎　［聞き手］市川一宏

2002（平成14）年5月15日、熊本に日本福音ルーテル教会、関係学校法人、社会福祉法人等の関係者が集まり、討議の上、るうてる法人会連合設立宣言文が採択されました。この宣言文には、「聖書の教えるとおりキリストの愛を実践する働きとして、福音を宣べ伝え（伝道）、教え（教育）、いやす（奉仕）わざであった（マタイによる福音書9章35節）。（省略）聖書の示すところにたちかえり、主が私達を通してなされる宣教のわざを、この世全体に向けられたものとして綜合的に捉え直し、福音的信仰に立ち、伝道（宗教法人）、教育（学校法人）、奉仕（社会福祉法人）のわざに招かれた『宣教共同体』として総力を結集して新たなる宣教の展開へと向かうことを決意する。」と明記されています。

そこで、キリスト教社会福祉を実践し理論として構築され、キリスト教界とともに、広く社会福祉のリーダーとして重要な役割を果してこられた阿部志郎先生にインタビューを行ない、法人会の取り組みの意味を検証していきたいと考えております。

社会福祉と教会——日本キリスト教団の場合

市川　キリスト教社会福祉の意味を、まず第二次世界大戦前にさかのぼりお聞かせいただきたいと思います。

阿部　戦前でいうと、大きくいって二つだと思います。一つは個人。石井十次[*1]、留岡幸助[*2]、有馬四郎助[*3]、石井亮一[*4]とか、いろいろいるでしょう。それぞれ個人ですね。教会的背景は教会員だから持っているけれども、教会が支援したわけではない。石井十次の場合は、岡山教会と、時々いざこざを起こしたりしました。

もう一つはミッション（当時の外国伝道会）でしょう。宣教師はミッションボードから派遣されます。初期のミッションボードは、教会の宣教師か学校の宣教師か区別がない。これは当時のミッションボードの特徴だと思います。そういうミッションの一環として、社会福祉が位置づけられている。

社会事業と教会がそこで切り離されているわけではないですよね。ミッション（当時の外国伝道会）においては一つというのが歴史だと思います。戦前、そうやって発展した。そして日本キリスト教団の結成。教団がつくられること担ったときに、社会事業は切り離された。

その理由は二つあると思う。一つは、もう戦争になりますので、ミッションとあまり関係を深くしたくない。それから社会事業の施設が、個人のクリスチャンの施設であったということがもう一つ。それから教団をつくるときのいわば神学的背景は、教会をつくることなのです。だから教会以外のものに勢力をとられたくないという気持ちは、非常に強かったと思います。

市川　では、戦後の教会との関係はどうだったのでしょうか。

阿部　戦争が終わって再びミッション（当時の外国伝道会）が、日本に来るわけです。そしてミッションが戦前のミッションの施設のてこ入れをし、援助もした。宣教師も送られてきた。新しい施設もつくる。横須賀基督教社会館のトムソンもそうです。広島社会館とか、長崎友愛社会

＊1　石井十次（1865～1914）　旅芸人が連れた子どもを預かることを契機に、岡山孤児院を開設。1905（明治38）年の東北凶作に際して、1907（明治40）年、宮崎県の茶臼原に孤児院を移動。家族制度（小舎制）の導入、里親委託制度の促進、女工の労働条件の改善運動を行なう。実践においては、家族主義、満腹主義、宗教主義、密室主義、旅行主義、米洗主義、小学教育、托鉢主義、委託主義、実行主義、非体罰主義、実業主義を岡山孤児院12則として掲げた。児童養護の父と言われたクリスチャン。

＊2　留岡幸助（1864～1934）　岡山県生まれ。17歳で受洗。監獄改良事業、感化教育事業、地方改良事業先駆者。同志社英学校神学科に学ぶ。丹羽教会の牧師、空知集治監教誨師。監獄学研究のため渡米留学。不定期刑論、教育刑論、死刑廃止論を展開。1899（明治32）年に巣鴨家庭学校を創設。地方改良事業にも献身。

＊3　有馬四郎助（1864～1934）　鹿児島市生まれ。1886（明治19）年、北海道看守長、網走分鑑長。留岡幸助により受洗。巣鴨、市ヶ谷監獄所長などを歴任。1906（明治39）年、わが国最初の女子教護施設、女子感化部を創立して根岸家庭学園とする。根岸家庭学園は、今日の横浜家庭学園。日本の少年免囚保護事業および教護事業の先駆的な指導者。

＊4　石井亮一（1867～1937）　佐賀県生まれ。立教大学在学中に受洗。立教女学院教頭の後、濃尾大震災による孤児20余名を自宅に引きとり、孤女学院を開設。2名が知的障がい児であったことから、日本で最初の知的障がい児施設・滝乃川学園を設立。研究のため渡米。帰国後、宗教教育、労作教育、臨床心理学などを応用した科学的処遇の実践を試みる。

館は、みんなミッション（当時の外国伝道会）がつくったものです。[*5]

同時に戦前のミッション。たとえば岡山博愛会なんかの援助を再びしました。そして戦争が終わって、キリスト教関係の施設が集まって教団に入りたいという請願を出す。でも、教団はそれは拒否する。そこでやむを得ずキリスト教社会事業同盟という団体をつくり、社会事業同盟として結集したわけです。

そして同盟として教団との関係を保つために内外協力会という団体ができた。ＣＯＣ（カウンシル・オブ・コーポレーション）と言われる団体ができた。教団とキリスト教学校と社会事業施設と、それにミッションが一緒になった。最初はＩＢＣ（インター・ボード・コミッティ）と言って、教団のために超教派でミッション（伝道局）をつくった。

そこに、ＩＢＣが入り4団体で内外協力会をつくった。その内外協力会をとおして、間接的に社会事業同盟と教団が結ばれる。だからミッションが仲立ちになって、ＣＯＣで結ばれるということが起こったわけです。

ところが社会事業にとってたいへん不幸だったことは、教団がなぜ社会事業を戦後も受け入れなかったかというと、社会福祉は世俗化したんじゃないかという教団の批判がある。これが一つ。それから社会福祉が入ると、旧教派意識を持ち込まれる。戦後のミッションの団体につながっていました。それは困る。

もう一つは神学です。教会は教会の形成に専念すべきである。日本は福祉国家になるのだから、社会事業はすべて教会から切り離せ、政府に渡せという神学です。これがたいへん強かった。だから教会形成を優先させることが、教団の姿勢でした。

教団の社会福祉に対する関心はきわめて弱かった。こういう時代が長く続いて、その間に社会

事業は財政的にも苦労し、人材もいない。しかしだんだん措置委託が制度化されて、安定していくことになります。けれど、措置委託を社会化と呼ぶか、世俗化と呼ぶかは意見の分かれるところですが、社会保障が次第に充実・強化されて民間社会福祉が個性を失い、均一化されるという問題に直面しました。

組織のあり方――措置時代から契約時代へ

市川　しかし、キリスト教主義福祉施設は、どのように創設時のミッション（使命感）をどのように維持していったのか、お聞かせ下さい。

阿部　キリスト教主義は、憲法違反ではないかという論議が起こります。礼拝そのほかを強制しているではないか、憲法違反だという強い批判と問題提起があった。そういうなかから、ホーケンダイクのパントマイム論が注目をあびます。日本では私が主唱者でした。

匿名化して、なおキリスト教であり続け得るということを言ったのです。キリスト教社会福祉の観点からいうと、措置によって90％以上の財政は行政から保障されるというなかで、その枠を乗り越えるボランタリズムの精神がなかった。教会がその精神を与えるという源が欠けていたのが、キリスト教社会事業の戦後の姿ではないかと思うんです。キリスト教が、たいへん類型化さ

＊5　ルーテルの場合には、戦後まもなく日本基督教団から離れた。そして、社会福祉施設や教育機関を教会の傘下に入れることを教会の憲法規則に明記した。すなわち、日本福音ルーテル教会がミッション（当時の外国伝道会）から引き継ぎ、関わりを強化した。

れて特色を失うという一種の危機があったと思います。

市　川　今日の社会福祉の動向のなかで、キリスト教社会福祉の新たな可能性についてお話し下さい。

阿　部　いまの社会福祉施設がそれ以前と違う大きな点は、団体施設の個性を発揮できることだと思います。まったく平均化される必要はない。その個性をキリスト教において、どう表していくのか、考えていくことが大切です。

市　川　カトリック司教森一弘先生が、「人間が神と同じように、人々の苦しむ姿に共感して駆け寄るならば、神を信じる信じないにかかわらず神と結ばれている」と言われました。利用者への働きにおいて、心からわき上がる思いに、クリスチャンとノン・クリスチャンの違いはあるのでしょうか。

阿　部　今から50何年前ですが、ぼくは、はじめて浜松の聖隷保養園、聖隷事業団に行きました。まだ今のように大きくないですし、きれいじゃない。クリスチャンとノン・クリスチャンと給料が違う。ノン・クリスチャンには給料を払う。でもクリスチャンには手当て程度しか払っていない。これでいいのかと言いたかった。でも、クリスチャンはその貧しさに耐えたわけです。ぼくは、さすが長谷川先生だなと思った。現在は、協働していかに歩むか、事業の原点にともに立ち返るかということが大切になっていると思います。



日本キリスト教社会福祉学会にて講演する阿部志郎先生

市川　そのように、半世紀前には、労働としての対価を得られないが、自分の労力を捧げる働きがなければ、施設を維持できなかったという現実があった。奉仕が、施設の運営の大きな力となっていたという歴史があったわけですね。確かに、キリスト教信仰にもとづき設立され、運営されてきた事業が、困難に直面する人の生活、生命、存在を支える先駆的・開拓的役割を担っていた歴史的事実があります。そして、多くの場合、各リーダーの強い個性と情熱、信仰が、使命を担う事業の推進力となり、働きという横軸とキリスト教主義という縦軸を強く結びつけていたと私は考えています。そして今、各施設は後継者を育ててきたのかという問いかけがなされています。時代に応じて組織は変化していきます。当然、理念についても見直しが必要でしょう。しかし、理念自体、存立意義自体への問いかけが不十分となっているのではないでしょうか。

阿部　後継者という問題は深刻ですね。後継者をどう養成するかということで、社会福祉は教会と学校と密接な連携をつくらなければならないでしょう。そういう意味で今度の「るうてる法人会連合」は、すばらしいと思う。ああいうネットワークがなければ人材養成はできないし、人は育たないということですね。施設だけではどうすることもできない。

それはキリスト教主義学校、大学に依存しなければならない。でも、そことどう連携していくか。それを教会がどう支持するか。そこは非常に大事でしょう。だから今度の、ルーテルの場合は一つの新しい方向づ

けをしたと思います。

プロテスタントの場合、いい悪いは別だけれども、個人ですから、個人が仕事をする。しかしその精神が次には形骸化されがちだということは言えるでしょう。だから組織としての教会が、今後どうそれに関わっていくかというのは大きな課題だと思います。ルーテルは、教会と社会福祉が関わり、事業と実践を積み重ねてきた点で、プロテスタントのなかでも、傑出しているといえるでしょう。

新たな社会福祉の時代におけるキリスト教社会福祉

命と真向かう

市川　社会福祉構造改革の結実の光の部分として、社会福祉法が成立いたしました。住民、一人の人間の姿、生活、豊かさ、協働という理念が浮かび上がってきました。確かに、いままでのケアというのは、ある意味で日常生活能力（ＡＤＬ）を軸にしたものであって、必ずしもその人の生き方や尊厳を大切にしてこなかった。今、利用者の生、人格、豊かさ、存在について考えることが大切です。

阿部　ここに教会が果すべき役割がある。教会にしてほしいのは、人間、人格、人生を語ってほしい。生と死を。これは教会しか語れないでしょう。人間の持つ有機的統合性という人格を、教会が訴えずして訴えることができるところはないんですね。

その教会の神学に裏づけられて、社会事業が現場に出ていくわけです。いわばキリスト教社会

福祉が持つべき人生観、社会観、世界観。これは教会が指し示すべきものだと思います。たとえば社会の連帯とはいったい何なのか。人間とはどういう存在なのか。なぜ隣人と愛し合わなければならないのか。

きわめて基本的な問題で、わかっているようでわからない問題は、たくさんあるでしょう。教会はそこを福音で説き明かす核心ではないかと思いますね。老いの問題も。

市川　パントマイム伝道とは、利用者に対してだけでなく、ともに歩む人たちに対しても神を証することではありませんか。でも、何故、そうならないのでしょうか。

阿部　パントマイムは、それを演ずる人の内面を厳しく問います。そこに信仰的な主体性がなければ、パントマイムできないわけでしょう。だから非常に厳しい。その厳しさに、いま私どもは欠けている。だから行ないをとおして、福祉をとおして福音を伝えられない。残念ながらそうでしょう。

ドイツのベテルに行ったときに、いろいろ教えられました。今から40年ぐらい前です。5時間の滞在でした。墓参りをしたときに、「ベルーフ」（召命）は今でも生きて働いていると思った。ディアコニッセの墓が、初代のボーデルシュヴィンクの墓を中心にしてたくさんある。それを毎日掃除している。それはやはり初代の精神を受け継ぐということだと思う。ベルーフを大事にし、受け継いでいる。

もう一つは、重度心身障がいの病棟に行ったらシーツが真っ白。僕はもうそれで頭を下げた。臭いがない。実践ですよ、それは。そういう実践をしっかりとなし得なければ、パントマイムは

できないと思う。

「福祉の文化」の創造に関わる

もう一つは、もう少し視点を広げて教会と一緒に、学校と一緒に、新しい文化を創造するという方向に向かうべきではないか。その根底にさっき言った人間社会、世界があると思います。人間社会、世界というものをしっかりと理念づけて、新しい福祉の、ぼくが言うのは福祉文化ではない、「福祉の文化」を形成するということが、これからの大きな宿題だと思っています。

市川　キリスト教的人間観が問われているとは考えられませんでしょうか。

阿部　お互いにペルソナ（人格）を尊重し合うがゆえに、聖書でいう「一人より二人がいい。一人が倒れたときに、もう一人が助け起こせるから」。だから、倒れていたら助ける。自分が倒れたら助けてもらう。これがサービスです。

助けるだけではなく、助けられる。そこが非常に大事だと思います。サービスの意味は、「身を低くして塵のなかに座れ」であるとも言われます。

キリスト教でも仏教でも塵は人間であり、社会であり、世界です。そして身を低くして、なかへ入って座れというわけです。「ともにあれ」ということでしょう。身を低くして（humility, humiliation）という言葉がある。

この言葉はたいへん興味深いことに、恥をかくこと、卑俗になることなのです。それは謙虚という言葉でしょう。ということは、今まで恥の存在として、とらえられてきたその人間と一緒に

恥をかけ。なぜならば、その人もペルソナの存在だから。こういうことではないでしょうか。ぼくはそれがキリスト教的人間観の根底だと言いたい。

市川　その根底には、共感（compassion）が深く関わっていませんでしょうか。

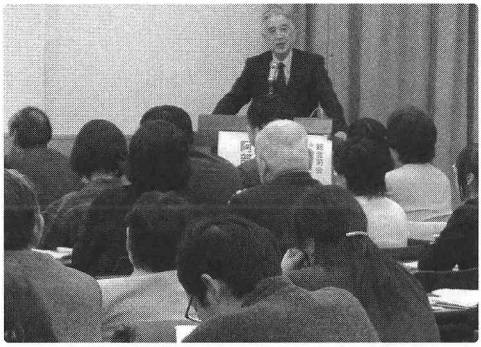
阿部　その通りです。共感、comですからともに分かち合うわけでしょう。

市川　しかし、今日の社会において、compassionが成り立つでしょうか。共感の文化が定着しているでしょうか。個々で分裂し、排除される社会に、たくさんの人々が救いを求めてさまよっています。

阿部　だから教会がそこに何をするか、ということだと思う。ミッション（当時の外国伝道会）がヨーロッパ文化を伝えてくれました。われわれはそのヨーロッパ文化をキリスト教をとおして受け入れた。受け入れたときに、ヨーロッパを一つのモデルにした。ぼく自身、そうです。ヨーロッパをモデルだと思った。

高齢化社会の問題なら、北欧に学べという気持ちがある。ぼくで言えば、地域福祉は英国だというモデルを考えてしまう。でも、今や新しい段階に入らなければだめだ。それは、それぞれの民族、それぞれの地域が持っている固有の文化を尊重するという前提において、新しい文化をつくるべきではないか。

互酬の問題です。だからヨーロッパのような文化とは、たとえば葬式には金を持って行かない



阿部志郎先生

というヨーロッパの文化に対して、日本はちゃんと葬式に金を持って行く。関わりのなかで、このような文化を大切にしようという動きもあります。

ただ、そこで目指さなければならないのは、固有の文化の持っている普遍性を開発すること。その普遍性においてヨーロッパであれ、アジアであれ、結ばれるだろう。固有のネイティブの文化に、まず根ざすということを避けてはならない。

それをぼくは新しい文化の創造と考える。そして、その意味を説明するためにアカルチュレーションという概念を引用している。アカルチュレーションは、小さい字引にはない言葉で、異なった文化が接触して学び合う。同時に、お互いに成長するということです。

社会学で文化変容と訳している概念です。これからは多様な文化が共生する時代ですから、いろいろな文化が交錯する。そういうなかで自分の文化を見直すことも必要。でも大事なものは、そこで保存していく。その上で学び合ったものをとおして、自分の文化を高め、他人の文化をも成長させる。こういうことで新しい文化は、形成されなければならないだろうと思っているんです。

市川　関わりのなかで人は成長するという事実を大切にすべきだと思います。これは地域性とも関わりますか。

阿　部　そう。それは地域文化ですから。ルーテルの場合、多くの作業所や施設が地域に目を向けている。そして地域住民や利用者との交流をとおして、地域に根ざそうとしていると思います。

市　川　地域性をとらえる際のポイントは、何でしょうか。住民の姿に真向かうプロセスなのでしょうか。その文化をよく学ぶことなのでしょうか。そして、さらに地域でつくりあげていこうということが大切であると思いますが、地域を超えた関わりも忘れてはならないと思いますが。

阿　部　それは阪神淡路大震災のときに痛感しましたね。１４５万のボランティアが集まってくるとは、想像を超えていました。でも、起こり得るわけでしょう。そういう潜在能力を地域は持っている。火事場のバカ力と言います。緊急の際に表れることがありますよね。これをどうやって掘り起こし、それを横につないでいくか。

地域を組織していく場合に、客観的な調査・洞察は欠かせませんね。ものを客観的に見る。ソーシャルワークで言えば、住民のなかに隠されているさまざまな欲求がある。その欲求をすぐニードと把握するのか、その欲求を解決する志向をニードと見るか。

セツルメントはスラムで貧しさに直面した救貧です。けれども、衣食住を充足させなかった。それは、貧しさのなかにある人が、自分で立ち上がって自分で汗して働ける。その人間に変革することにニードを見たわけです。広い意味での教育ということ。それをニードと考えたのですね。そういう客観的な分析が、ソーシャルワークに要求されます。

でももう一つは、アイデンティフィケーションが要るわけです。つまり、その地域のなかに入って地域と同一化していく。その同一化と客観化のバランスを、どう保っていくか。その点がポ

イントになるのではないでしょうか。

市　川　これからの福祉の担い手は、人間と真向かうということ。そして、ある意味で文化を創造する役割を担っていくことが期待されているということですね。

「癒しの場」――福祉の担い手にとって

市　川　福祉の担い手は、それぞれの働きの場で、現実に大きな困難に直面しています。第一線の現場で、利用者のさまざまな悩みを受けとめ、解決しようとしている。しかし、解決の糸口さえ見いだせないまま、その人の痛みを間近で受けとめている。だから、その担い手はその痛みに押しつぶされ、燃え尽きそうになる。逃れの道はないのでしょうか。

阿　部　大きな悩みは自分の思想、行動を支えるものに欠けていることだと思いますね。ぼくは、「心身障がい児の施設に飛び込んで、正義感を持って10年働いた。けれども、自分がなぜ障がい児の世話をしなければならないのかがわからない。続けられない」という悩みを訴えられました。これは深刻です。

それは処遇の問題、あるいはそこにおける組織の問題、環境の問題等、さまざまあります。けれども、その人間が根底において何によって支えられ、立たされるか。これはやはり学ばなければいけません。だからぼくは、専門職である前にまず人間であれと訴える。

その人の持っている賜物を、どう生かすか。人生をどう生きていくのか。専門職としていった

い何ができるのか。人生観、世界観をしっかりと身につけなければならないのに、いまの専門教育はそれに応えていない。

いまの専門教育はどうしても資格教育ですね。専門性を大事にするあまりに。時間も短いし。でも、もっと人間とはいったい何なのか。健康とは何か。人生をどう生きるかを身につけさせる機会が、必要ではないですかね。教会がその悩みに応えてくださるといいんだが。

市　川　お金を失うと生活の危機、プライドを失うと心の危機、希望を失うと存在の危機。希望を与えてくださる神と出会う場の教会があることは、担い手の強みだと思うんです。

「癒しの場」――すべての人にとって

市　川　自立の考え方も大事ですが、そもそも自立とは何を意味するのか。自立できないと葛藤している人がいたときに、教会はその癒しとなってくれるのかどうか。安易な救いの保証が語られるならば、それは絶望へと続く場合がある。ミッションについてわかっているのだけれども、それを実践できないという葛藤を持っている人に対し、悔い改めの祈りが優先されてはいないでしょうか。神の御手に抱かれ、または背負われていることへの感謝の祈りが、心からの悔い改めの祈りと将来にむかって歩む勇気を生み出すのではないでしょうか。

歩みを始めるには、立ちどまる時も必要。愛するには、愛されることを実感できる時間が必要。悲しみを受けとめるのは、受けとめられるだけの器を創る経験が必要。悩みつつ実践に取り組んでいる人たちがホッとできる、悩んだままでしばらくたたずんでいられる場が、教会である。そ

の意味でも、キリスト教社会福祉の実践の協働の推進者が教会であったと思っています。

阿部　広い意味のキリスト教のなかで、多くの機関がそういう努力をしていると思いますね。たとえば「いのちの電話」とか、ルーテル学院大学人間成長とカウセリングセンター（PGC）とか、いろんな試みをして、その悩みを受け入れようとしているわけでしょう。

これをもう少し組織化できるかどうかということは重要だと思います。教会が希望を語る。なぜそれが必要かと言うならば、私どもの立場から言うと、仏教に喜捨という言葉がありますね。喜んで捨てる。喜捨。

サービスには喜びがともなわなければいけない。言いかえるならば、喜びが内にあふれるならば、自ずと自分を捨てるということですよね。喜びにあふれるワーカーを教会が育てて送れるかどうか。あるいは喜びを失ったときに受け止められるか。要するに、ソーシャルワークというのは人々の相談に乗ったり、世話をしたり、あるいはときには衣食住を満たすという仕事です。それをとおして喜びと希望を伝えるのが、ソーシャルワークの使命です。

そうすると、その喜びと希望を伝え得る存在であり得ることが前提条件で、そのワーカーを誰がサポートし、励まし、勇気づけるか。教会はそのなかでどう役割を負ってくださるのか。あるいは大学はどうなさるのですか。ということになるのではないでしょうか。

ルーテルへの期待

市川　先生の目から見て、ルーテルの強味は何でしょうか。

阿部　ルーテル学院大学。ここに心理も社会福祉もある。それが神学校と一緒にある。これは最大の特色だとぼくには思える。ルーテルの特色・強みはルーテル学院大学のあり方に遺憾なく発揮されていると見ています。

神学校と社会福祉学科が一つになっているという例は、ぼくが知っている範囲では今はアメリカのハートフォードだけ。ないんですよ。ルーテルはこれを守ってほしい。すばらしいことだと思いますよ。

第二に、ルーテルは理事会が極めて信仰的ですね。これも恵みじゃないですか。第三に、後援会がいい。全国の教会が支えているわけでしょう。しかも女性の役割がきわめて大きい。あれはルーテルの特色だと思いますね。

そして、ああいうかたちで全国の教会が学校のことを覚え、ときに皆さんが大学に来て財を捧げる。あれだけまとまっているところは、ちょっとほかに例がありませんね。あれはルーテルのすばらしさです。

もう一つはさっき言ったるうてる法人会連合。これはぜひ伸ばしてほしいですね。それは教会、

阿部志郎　あべ・しろう
1926年生まれ。社会福祉法人横須賀基督教社会館館長・神奈川県立保健福祉大学学長・日本キリスト教社会福祉学会前会長。地域福祉・福祉思想専攻。実践にもとづき、今日の社会福祉への道を切り開くとともに、「社会福祉の哲学」を構築する。現在も、その発言は、社会福祉学界、キリスト教界に大きな影響力がある。著書は、『福祉の心』『ボランタリズム』『コミュニティ』（以上、海声社）、『福祉の哲学』（誠信書房）ほか。

学校、社会福祉を束ねる機能を持つといいと思います。

市川　確かに、今までのルーテルの歩みを見ると、すべてにおいて、協働がうまくいったとは思いません。

阿部　知っています。しかしそれはルーテルなら、乗り越えられることだと思う。

市川　今回の出版にともない、たくさんの施設や作業所を訪問いたしました。そして、神の御手に導かれ、また御手のなかでの歩みが、ルーテルの歩みだと学びました。時には、教会を離れ、また戻っていく。その歴史が、ルーテルのキリスト教社会福祉の歩みであったと考えております。

阿部　ルーテルはできると思います。

キリスト教社会福祉実践の過去、今、そして未来

［座談会］江藤直純・森　一弘・関　正勝・市川一宏

市　川（司会）　今回は先生方にお願いして、第一に、キリスト教社会福祉施設や活動の創設を検証し、その意味を明らかにすること、第二に、第二次世界大戦後の社会福祉制度下において、民間として使命、キリスト教主義施設等としての特性、独自の働きが堅持されてきたか、第三にそもそもキリスト教主義施設の役割は何なのか、第四に、施設や活動体が組織として整備されているか、という四つのテーマについてお話しをお伺いしたいと思います。

日本のキリスト教社会福祉の起源

まず、第二次世界大戦以前における日本のキリスト教社会事業の起源を、江藤先生より、ルーテルの働きをとおして、お話いただきたいと思います。

江　藤　1893（明治26）年からアメリカのルーテル教会が送ってきた宣教師たちによって日本での伝道が始まっていったわけですけれども、伝道の開始といくらも時間の差をおかずに教育

の面と社会福祉の面でどちらにも宣教の働きを広げて実践してきました。具体的に熊本における慈愛園などは、当時の言葉で言えば、孤児と老人および遊廓などといったところから逃げ出して来た女性たちの救援の働きが出発点になっているわけです。そしていちばん最近では、昨年の春出発した静岡での老人ホーム「ディアコニア」などがあり、これまでずっと社会福祉の分野において教会としての働きが続けられてきています。

当時は宣教師中心の教会だったわけですが、按手を受けた宣教師たちによるオーソドックスな教会活動の部分と、宣教師会のなかで信徒である婦人宣教師が自分で創意工夫して始め、そこにアメリカの婦人会による世界宣教の支援の働きから応援を得て事業を進めるという、ある種二本立てのところがあったのは確かですね。どちらも、もちろんルーテル教会としての大きな傘の下にありました。

それから、戦前は、教会も、社会福祉も、学校も、みんな日本での働きの母体としてはルーテル社団というかたちで進めてきましたから、いま風に言えばホリスティックな、包括的なミッション（伝道団体）が伝道も教育も、福祉の働きも一つの傘の下でやってきたというのは、日本においてはめずらしく特徴的だったろうと思います。

当然ミッション（宣教）に公的な措置費を期待できるわけではないですし、また、日本の教会の実力が十分にあって、自分たちでお金を潤沢に作れるという状況ではなかったので、土地を買うことも、建物を建てることも、宣教師を派遣する費用も、アメリカの教会に負ったわけです。けれども、アメリカの教会といっても具体的には、さきほど申し上げたように婦人宣教師が社会福祉の働きと教育の働きの第一線に出て行ったわけです。彼女らを支えたのはアメリカの南部一致ルーテル教会でいうならばバージニア、サウスカロライナ、ノースカロライナの女性たちで、

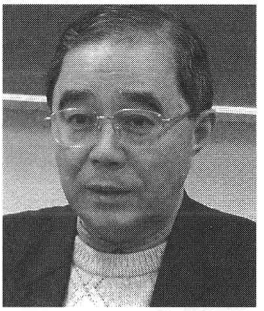
彼女たちがミッション（使命）を支えていったのです。たとえば、農家で鶏を飼っているとすると、日曜日に生んだ卵は神様への捧げ物にするというようなかたちで、ささやかな物を持ち寄り続ける。南北戦争が終わって南部は負けて、灰じんに帰したところからやっと立ち直ってきた時代です。そのなかで自分たちにゆとりがあるからではなくて、貧しいなかでやってきたことだと思います。

もちろん、教会をとおしての伝道がなされたわけですが、それは、非常に明確な社会科学的な分析のもとに社会改革とか社会改良に取り組むというよりも、目の前の助けを必要としている人たち、つまり子どもであれ、老人であれ、女性であれ、具体的な神の愛を、救援の働きを必要としている人たちに手を差し伸べるというのが素朴な出発点だったと思います。

森　今おっしゃっているのは、明治の初めの宣教師たちが熊本でハンセン病の人の世話をしたり、その当時の結核病棟をつくったりというような、当時の日本の社会のなかで、ある意味では差別されている人たちを受け入れ、その人たちとそこでともに生きようとするのが最初の出発点になったのでしょう。

今では教育団体になっていますけれども、教育の働きにおいても、親のない子どもたちを見てあげようというようなところが出発点でしたし、もう一つ、仕事を与え、仕事を教えましょうということで、農業や印刷業とか、そういうヨーロッパの文化、文明を伝えようというところから、いろいろな事業が始まっていきましたね。

その背後には、当然ミッション（当時の外国伝道会）理解と重なっています。19世紀に台頭してきた近代国家には「ゆりかごから墓場まで」という新しい国家像というのがありました。それが新しい社会だという。それに対しカトリック教会は、いや、そうではなく、教会は「誕生から


森 一弘先生

天国まで」を保証するのだから、教会のほうが完全なる社会で、一般社会のほうが不完全社会であるという神学的な教会論を展開しました。

教会は一般社会と違って、この世界の現実から、さらには天国まで保証する。だからハンセン病の人や結核を病む人たちも包んで行く。包むけれども、同時にそれは天国への窓口というかたちで、天国が先にあるというような発想で福祉事業をやっていた面がありますね。

たとえば今年、日本で公開された「マグダレンの祈り」という映画、ご覧になりましたか。これは、19世紀、20世紀当時の、結婚する前に赤ちゃんを宿したりした「非行少女」たちを受け入れる施設をテーマにした映画です。当時の社会で疎外されていた人々に居場所を与えて教育をするわけです。

そこには自分たちの修道院のなかに入って来れば天国なんだという発想があります。そうした発想はこの世紀の半ばぐらいまで存在していました。こういうメンタリティーが教会が行なう施設を支えていたわけです。

関　聖公会は『現代社会福祉の源流――日本聖公会社会事業史』を出版しましたが、そこからたどりますと、いわゆる教育とか、病院とか、社会福祉事業とか、そういう領域への関わりが非常に深い。たとえば最初につくられるのが大阪の聖バルナバ病院とか、それから聖路加病院や熊本のハンナ・リデル、そして姪ハンナ・ライト両女史のいわゆる救癩事業とか、草津のコンウォール・リー女史を見ていると、みんなそれぞれのミッションというんですか、CMS（英国教会伝道協会）とか、SPG（英国教会福音伝播協会）といった英国の宣教団体に属しています。19世紀の英国教会でいえばオックスフォード運動とか、あるいはそれとほぼ同時代に成立した

キリスト教教会主義（クリスチャン・ソーシャリズム）の運動があって、特にオックスフォード運動などが持っていた大学人を中心とした海外（植民地）への強い関心とヒューマニズムに裏打ちされた海外宣教というものが、非常に強く出た時代に日本への宣教というものが位置づけられる。

そのミッション（使命）の一つの具体的なあり方として教会を建てるということ、あるいは教団を組織・成立させるとか、そういう組織体として、教会全体としてやっているということもさることながら、同時に具体的に、教育とか社会事業とかがミッション（使命）だととらえた背景には、森先生がおっしゃったように、差別されている人たち、弱くされた人たち、小さくされた人たちの尊厳の回復こそがミッション（使命）なのであって、教会の拡充というものが必ずしも第一義的になっていなかったところがあります。

そういう意味で車の両輪のようなものとして一つのミッション（使命）があったのではないでしょうか。教会を各地につくっていくという働きと同時に、その具体化として教育の問題とか、医療の問題とか、福祉の問題に関わってきて、そういうのをミッション（使命）としてとらえた。それはこの時代に非常に大きいと思うんです。


関 正勝先生

リデル女史が言った言葉 **"I am not a social service worker, but I am only working in accordance with the will of God."** が今たまたまここに引用してありますが、これを非常に強く行政の前に言うんです。そういうところも非常に大切にしなければなりません。

新たな社会福祉制度下のキリスト教社会福祉

司　会　第二次世界大戦後、新憲法が生まれ、第25条「第一項　すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第二項　国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進の責務を有する」、いわゆる生存権規定が明記されました。また児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子福祉法等の社会福祉関係法が徐々に整ってまいります。それは、福祉国家を目指したものであり、十分に評価すべきですが、国による民間へのコントロールが強まってきます。社会福祉法人、措置委託制度は、サービスの安定的供給に貢献しましたが、民間の独自性が失われ、サービスも画一化する危険性が生じてきました。当然、利用者への宗教の強制は問題ですが、そもそもキリスト教主義施設の役割は何かという本質的な議論が必要となってきました。「新しいぶどう酒は新しい革袋に入れる」という聖句に立ち返り、ぶどう酒を考えることが大切になっています。と同時に、宣教、奉仕、教育という働きが、以前はある程度近寄っていましたが、教育は学校法人、奉仕は社会福祉法人で、教会は宗教法人というかたちで、制度上分けられてきて、その連携がなかなか取りにくかったと思います。

森　たとえば、教育事業に関していえば、1960（昭和35）年代の半ばから経済発展という国家方針に方向づけられてしまい、教会独自のビジョンのもとで教育を展開することが、非常に困難になってしまったという経緯があります。その発端は、60年代初めに登場した池田首相の所得倍増論です。10年間で所得を倍増するという旗を掲げ、そのためにどうしたらよいか、経済審議会に諮問します。委員会の答申は、五つの柱からなっていました。その一つの柱が人材の育成でした。この人材の育成の課題は文部省の分野になります。文部省は、この課題を中央教育審

議会に諮問し、その答申にもとづいて、60年代半ば頃から、徐々に教育改革が行なわれて日本全国に偏差値教育が拡がっていったのです。それは明らかに経済発展を目指したものでした。

カトリック学校も、経済の発展を最優先した日本社会の流れのなかにまき込まれ、のみ込まれて、主体性を失ってしまうのです。カトリックなりのビジョンにもとづいた教育が、現場では非常に難しくなってしまったのです。

同じようなことは、福祉事業にも言えるのではないかと思います。国や地方自治体からの措置費にもとづいた事業は、措置費という枠のなかでの事業になってしまいがちです。それは、人間一人ひとりをとことん大事にして、関わっていこうとキリスト教のビジョンに徹底したいと願う福祉事業を困難にしています。文部科学省や厚生労働省がまとめておろしてくる文章は、きれいな言葉がちりばめられていますが、財政というたががしっかりとはめられてしまっています。

教会は、国家に方向づけられた福祉事業や教育事業の根底に流れている世界観、人間観ときっちりと向き合わないできてしまった。もっとはっきりと国や自治体に、教会の立場から、しっかりとしたビジョンをぶつけるべきだったと私は思います。

関　榛名にある新生会の原慶子先生を思い出します。『福祉実践と平和の思想』という本をこの間いただきました。ここへ来る前に読んでいたのですが、彼女はいま先生がおっしゃったような戦後の、そしていま措置から契約に変わってきた福祉制度の問題をすごく厳しく追及していて、スピリット、精神が経営の論理に変わっていってしまう現代の福祉政策というものと私たちは戦わなければいけないと訴えています。

そのせめぎ合いに毎日苦しんでいるということと、もう一つは、福祉現場というのが何かといったら、施設じゃないんだということを、あれだけ大きな施設の責任を持っていながら彼女は言


江藤直純先生

っている。生きとし生ける人間が、生きづらくなっている。それとどう戦うかという問題として、福祉現場というものをとらえ直していかないと、福祉現場を制度のなかに閉じ込めてしまうと福祉の現実が見えなくなってしまう。そういう経済効率のなかで美しい言葉でカムフラージュされて見えなくさせられていると厳しく指摘している。

美しい言葉で語られることは疑えと、長島愛生園で『隔離』とか『死の中の笑み』といった本を書いている徳永進というお医者さんが、美しい言葉に気をつけろと言っているのですが、やはり福祉現場がそういう制度に閉じ込められることで見えなくなって、非常に美しい言葉で語られることで抽象化されて見えなくされている。先生の問題意識と関連するかなと思います。

江　藤　一方でそういう国の枠組みのなかで仕事をしないといけない現場で、たとえば「慈愛園」で始めた老人ホームからは特養をつくっていく。そのために杉村春三先生や潮谷総一郎先生といった園の指導者たちは、老人福祉法を国会に出していく原動力になる。あるいは関東大震災の後でつくった「東京老人ホーム」で、もう10数年前でしょうか、全面的に建て直すときに、武蔵野市および保谷市（現、西東京市）と連携をとり、時の厚生省と、とことん戦って個室化を図っていく。それまでは全部4人部屋、大部屋だったのを、管理のためや福祉予算から言えばそのほうがよかったのでしょうけれども、あくまで個室化を徹底させる。

それでその運営における不足に対しては、教会の人をはじめとするボランティアを１００人以上も組織して、それでマンパワーを補っていく。あるいはその前の、施設に入れるのではなくて地域に住む一人暮らしの高齢者の方々のために、職員だけでなく、ボランティアも組み入れて給

食サービスを老人ホームがキーステーションになってやっていくとか、創造的な働きをしてきました。大きな枠のなかで生きていかざるを得ないけれども、その枠を内側から壊していくという努力はいろいろなされてきたのだろうとは思うんですけどね。

関　歴史的にもそうですよね。そういう意味ではそれなりにいろいろな批判がありながら、先駆的な働きというのはあったと思います。

現代の人々の叫びに真向かう


市川一宏先生

司会　今日の社会は、暗闇の社会と言われています。また、1990（平成2）年代は、科学は進歩したが、人間理解は進んでいない、むしろ、空白の時代であるとも言われています。孤独、孤立、自殺、犯罪等々が急増し、不安が広がっています。現代の人々の叫びにどのように真向かうか、キリスト教社会福祉再興の原点はここにあると思います。そしてその原点は、人間理解にある。この叫びに真向かう、耳を澄ますということの大事さが必要です。ご示唆下さい。

関　聴く力といいますか、真向かうというか、アクティブ・リスニング、傾聴するということが話題になっていますね。そういう意味では困難のうちに生きる人びとの叫びにどう耳を傾けるかという時間とか空間をつくり上げていく余裕がぼくらのなかに必要でしょう。何か結果だけをめざす効率的な営みのみの追求こそ問われなければならないと思う。そういう効率を求めざるをえないような制約があると思うんです。

そういう意味でこの福祉の原点は、困難のうちに生きる人々の叫びに耳を傾け

て、それでその人の歩みから何を学べるかという視点、その人をどうケアできるかという、ケアする勇気というのでしょうか、そういうものがすごく必要だろうなと思いますね。

ぼくはやはり「個」というのはどうしても関係の中の個というふうに思うんです。叫びは、関係のなかでの個が叫んでいる、叫ばざるを得なくさせられているという状況がありますね。孤立とか、孤独とか、あるいは傷つけるとかというのは、その関係がつくり出すのでしょうから、共同体とか、社会とかのなかで関係を構築する過程で叫びに耳を傾けるということが重要になるのではないかと思うんですが。

この夏、うちの神学生が、榛名の新生会に行って、かなり痴ほうの進んでいる方たちのホームで実習したのですが、はじめは言葉が通じない。ぼくらはこうやって話せば通じる世界に生きているわけですが、彼は通じない世界に行ったのですね。それでどうしていいかわからなくて、すごく戸惑ったけれども、話している間に、その人の隣に座って、ずっとその人が同じことをくり返すのでも、ただ聞いているということをやっているうちに、そのくり返しの言葉のなかにすごい大切なものが語られていたことに気づくわけです。

ここに叫びがあったということに気づくのですが、ぼくらは意外に、ぼくらの課題や生活歴、経験というものを相手に押しつけてしまうから聞けないという部分がありますね。相手の話が聞けない、相手の叫びが聞こえない。そういう感じがして、この聴くということは効率を求める社会にあって重要だと思うんです。

森　これまでは、それぞれの教義・伝統のもとに、それぞれの教会があって、それぞれが人々に手をさしのべていく、それが社会福祉という理解だったと思うのですが、今は発想の大転換が求められているのではないかと思うのです。人間が叫んで、一緒に生きたい、誰か寄りそっ

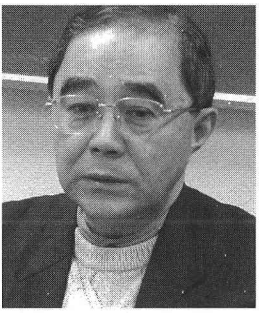
てほしいと叫んでいるところに出会いが誕生して、そこに共同体が生まれているところに教会があるという発想の大転換です。新しい転換・発想が本当に必要だと思います。新しい教会論や福祉論を考えていくことが今の時代に問われていると思います。

その原点は人間の叫びではないかと思います。人間が現実社会のなかで悩み傷つき、もがき叫びをあげている。そうして、人間を見て見ぬふりができず寄りそっていったのが、キリストであり、そうしたキリストこそ教会の原点であり原型であるという理解です。

関　そういう叫びが聞こえなくさせられているという現実があるように思うんです。さきほどの美しい言葉というかたちで秩序立てられた生活のなかで、マイナスとされる叫びとのせめぎ合いのなかで言えば、悲しみとか、死とか、不安とか、喪の期間とか、そういうものを問題にすることは経済効率を追い求める社会からいえばデメリットですから、大きな力によって聞こえなくさせられてしまっているような気がして、それこそさきほどからのぼくらのテーマである、教会はそういう現実にどう真向かうかということが視点なのではないかと思います。

森　極端な例になりますが、こんなことがありました。ある集まりのなかである主婦が、自分が今心から叫べることは「夫を殺してください」「それとも私を死なせてください」としかないと語ったのですね。彼女は夫の暴力に苦しみ抜いていました。この彼女の言葉にまわりの人々は「許す力を与えて下さい」と祈るべきだと言ったのです。べき論・理想論でもって彼女に接してしまったのです。私は教会のすばらしさをそこにみますが、同時に彼女が体験している地獄を共有しようとする姿勢も求められていると思うのです。その絶望的状況に寄りそい苦しみを共有しようとする、そこに本来の教会の姿がある。

関　その「個」という話ですけれども、やはり個に、ひとりにさせられてしまっている部分



というか、社会がそうさせてしまっているということがある。それは逆にいえば成功主義というか、個を維持して自己主張できる力を持った人、強い人はそれでいいわけでしょう、きっと。成功とか、効率とか、地位とか、そういうものだけを追い求めている社会は個を主張するのだろうと思うけれども、孤立化させられる個は孤独で、恨んだり、悲しんだりすることが許されなくなってしまっている。だからそういうお祈りをしても、それは違うといわれてしまう。だから教会はすごく観念的になってしまうところがあるのかなと思いましたね。

江藤　近代化の流れのなかで、結局、それ以前にあった日本的な言い方をすればイエとムラはつぶれていくわけですよね。解体していく。昔が別に理想的だったとは思わないけれども、以前ならばそのなかで吸収されていた、あるいは保護されていた人たちを保護するものがない。ホームレスというのは本当に言い得て妙だと思うけれども、ホームがないわけです。それからいつも学生にこの数字を出すとびっくりするけれども、3万4千人というのは大雑把に言って15分に1人、日本中で自殺が起きている。それは家よりもう少し大きかった会社組織も、社長がおやじと言われる疑似家族的なものだったのに、もはやそういう家族的な機能を果たさない。

一方、DV（家庭内暴力）の話も悲惨です。弱い者、小さい者がそこでこそ守られるはずの家庭が、なんと家庭の機能を持ち得なくなっている。かつては守ってくれていた、それが100％成功していたかどうかはわからないけれども、建前としてはイエとムラで守っていたものが解体してきている。にもかかわらずそれに代わるものができていない。

だからキリスト教社会福祉とか教会そのものが家の代わりではないけれども、新しいコミュニ

ティ（共同体）であるということをはっきり出していかないといけないのではないか。血縁があるかないかということではもう全然つくれないし、教会ももともと血縁集団ではないのだから、新しいビジョンはそういう提供ができるということが重要ではないか。だから福祉が公か私かというのではなくて、共助の部分、あるいはコミュニティとしての共生とか、そういうことがもっともっと議論されなければいけないし、そういう理念の下で、各施設でやっている手探りのいろいろな試みがきちっと位置づけられるといいのかなと思います。

関　今は本当にそう思うんですよ。家とか、村共同体とか、そういうものに帰ろうということは無理です。日本が新しくなり、近代化された家族になったといっても家族は依然として排除しますよね。たとえば、ああ、うちの子どもにああいう子どもがいなくてよかったというような、出生前診断の問題などでも「障がい」が分かれば、うちの家系にはそういう問題はないのだからと言われてお嫁さんが苦しめられるとか……。では何を求めるかといったら、やはり地縁、血縁という縁で結びつくのではなくて――縁は天皇制に結びつくかもしれない――もっと超越的なもので、たとえば福祉ならヒューマン・サービスとしての福祉がその地域の文化になるということによってコミュニティ、共同体ができると思うんです。

共同体はすでにあると言えるものではない。ぼくは必死になって求めなければいけないのがコミュニティだと思っている。それは異質なものを排除したり、（施設のなかに閉じ込めて）不在化したりしない共同体でありたい。そこでは共存だけではなくて、共生を創出するものが福祉だろうと、そういうものを求めたい。

司　会　人間の尊厳に真向かい、キリスト教社会福祉が何をめざすべきか。「神の光のなかで見ゆるとき、息を引き取る最後の瞬間まで苦しむことや叫びをあげることまで含めて人間すべての

痛みは同等であると確信すれば、キリスト教社会福祉の働きを支えるではないか」と説明をいただき、私は感動を覚えました。

関　ぼくはそれだけではないと思うけれども、創世記2章7節の、「命の息」というか「霊が吹き込まれた」ということは、神の像としての人間理解が、短絡的に言えば理性というものに結びついて理解されていたと思うんです。そして「治めよ、支配せよ、名をつけよ」という論理になって、人間中心主義が治められないものを病気だとかいって排除し、抑圧する構図ができあがってしまった。

本来はそうではなくて、「神の像」としての人間は管理人、スチュワードシップがそこで語られていたはずなのだけれども、そういう論理構造を「神の像」としてしまい、近代的なものの考え方とマッチさせて、理性中心主義、脳中心主義、精神中心、意識中心といったものになってきて、そうでない人間を排除するというふうになってきた。

そういう意味で、もう一つ創世記2章7節にある「土の塵」の要素、塵の要素を人間理解のもう一つの側面として受けとめるときに、ほかの被造物、物と一緒の要素を持って、共生、ともにあるという感じを土の塵という要素がつくり上げてくれるのではないか。そういう意味で身体経験とか、身体感覚、それは何をつくり上げるかというと、痛んだり苦しんだりする人間は世の中がどんな現実にあるかを教えてくれますから、「考える人間は知る」のではなくて、「痛んで叫んでいる人間は知る」という、そういう意味で身体経験が与える痛みや寒さは、知るという視点（感覚）で大切にしたい。

痛む人間が知るのであって、こういう土の塵の要素としての人間自体を大切にしたい。もっと言えば人間は死なないというのではなくて、有限で死ぬという現実がある。でも、その弱さが、

世のなかの価値観では弱さとか無力さだと言って差別の対象になるのだけれども、創造論から言えば、この弱さとか無力さがあったからこそ、今の自分があると言えるようなものが見えてくる。正に痛むものが知るわけですから。

そういう意味においてホリスティックな全人性というのは、ホリスティックを十全性とか、五体満足というふうに考えるのではなくて、弱さに象徴されるそういう現実があったからこそ、今の自分があると言えるような経験が創造への信仰を生んだと思う。それがホリスティック、全人性というふうに思うのですが、今の福祉の仕事というのは、きっとそういうことに関わろうとしてあるのではないでしょうか。そう思っています。

江藤　この間、先生がたしかおっしゃったと思うんですが、「自立」という理念を考え直さないといけない。いま社会福祉とか近代社会で、自立こそ理想的な人間がめざすべきものと言うけれども、それは裏返せば自立できないと人間ではないということになる。その先生の指摘はすごく大事だと思ったのです。

だからみんなが自立するとか、遅かれ早かれそこにいずれ達成するようにというのは……。

そしてそれらに共通する言葉がノーマライゼーションなどという誤解が出てきてはいけない。だからS・ハワーワスが言ったり、モルトマンが言っているように、ノーマライゼーションとは、異なったものが共生しているのがノーマルな状態で、このレベルにみんなが達したら全体がノーマルになったというのとは違うということをはっきりさせなくてはならない。



森　「神の姿」をどう理解するかが、いちばん問題でしょうね。問題は、ルネッサンスにもあるかも知れませんね。ミケランジェロのダビデ像のような、

筋骨隆々とした、あの人間像が、その後のヨーロッパ文明のマニュアルのなかに刷り込まれてしまって、人間の傷つき倒れていく弱さへのまなざしが消えてしまった。人間の輝く存在であるということにアクセントが移ってしまった。あの塵という言葉のなかに喪の意味が入っていると聞いたことがあるんです。人が死んだときに塵をかぶるとかいうように。

創世記1章の人間の創造と違って、2章のほうは人間は、「土の塵」でつくられている。「土の塵」で形づくられた人間に神が息を吹き込む。人間の上にかがみこんで息を吹き込む神の姿から人間に対する神の優しさが伝わってきます。神のお陰で生きる存在となった人間、そこに人間の尊厳があると思うのです。「土の塵」からできた弱くもろい人間が神によって立つ。

人間の尊さというのは、何かできるから尊いのではなくて、神から命を与えられたから尊いのだという目が必要ですね。人間による人間の評価基準と神の人間を見る評価基準との間にズレがあります。

江藤　おっしゃるとおり、神様の、われわれの外からのわれわれへの肯定にのみ私たちの生と存在の根拠があるということを言うのはキリスト教の務めだと思うんですね。だから熊澤義宣先生は何とかして障がい者も潜在的にもつ能力を発揮するようにしていく運動を評価しつつ、でも、障がい者もこれができるから認められるのだという言い方をすると、やっぱりできるかどうかというのが最後の基準になっていく。それに乗ってはいけないということを戒められていたのを思い出すのです。神様がおまえは尊いと言ってくださったときには、その理由を、自分もなにがしかのことができるからということに求めるのではなくて、強いて、どうしても言うのだったら、愛してくださっている相手だからということ以外には根拠がないと思います。

大切なメッセージ――共感



司　会　福祉の担い手は、日々、利用者が直面する解決困難な問題に取り組んでいます。そして、時に自分の無力さに絶望し、燃えつきてしまう危険性があります。私は、日々の働きの良い点は十分評価し、課題は積極的に改善していくという作業が必要であると考えています。その意味で、完全な解決策はないが、しかし、それにそれに取り組もうとする利用者の心を支え、そしてともに歩んでいくことを大切にしたい。

江　藤　奉仕にしても仕え奉るということでね。礼拝はサービスで私たちがひざまずいて行なうという考えは一つあるけれども、ルター派の理解から言うならば、ルターが言っているサービスは違うんですね。礼拝を Gottesdienst（神奉仕）と言うのは神に奉仕するのではなくて、神が奉仕してくださるという、つまり主格的属格で理解をするということで言うと、私たちが隣人に奉仕するとか、あるいは神様に奉仕する、その大本は神が奉仕してくださっているからだという、その出発点をしつこく、くり返し言うわけです。

キリスト教社会福祉の方法論が一般の活動と違わないところはたくさんあると思うけれども、その動機づけのところは、神の奉仕、神のサービスに基礎づけられてというのは言い続ける必要があるだろうと思っております。

司　会　そのためには、共感（コンパッション）*が大切なのでしょうか。

＊コンパッションを「憐れみ」「あわれみ」と訳する文献は多い。しかし、それは神によるものであり、人の営みにおいては、同じ視点で痛みを理解するための「共感」と訳すことにした。



森　答えかどうかぼくもわからないけれども、福祉の現場は、きれいごとではないですね。高齢者の在宅介護でも、高齢者の施設でもみな、無我夢中でもがきながら、葛藤しながら、人と関わっています。うまくいくときもあれば、失敗するときもある。どうして良いか分からずに迷いながらしか、関われないときもある。社会の矛盾をまともに見てしまうときもある。福祉行政の壁にぶつかって悶々とするときもある。そんななかでキリストのように「神よ、神よ、なぜ…」と叫びながら人とかかわり寄りそっていく。そこにキリストがおいでになるという信仰が究極の支えになり、光になる。

関　ある施設で、そこはわたしの母が長く入院していたということもあったのですが、そこで汚物を一生懸命取り分けておむつをきれいにするため、大きなポリバケツのなかに顔を突っ込むようにして作業をしているのを見て、瞬間、わたしのワイフは、「あ、ここにイエス様はいる」と思ったのですって。そして、「ああ、本当にあなたのなかにすばらしいものを見る」と言ったのか、何と言ったか、「イエス様みたいね」とでも彼女は言ったらしいんです。そうしたら、その青年はただ一言「いえ、仕事ですから」とだけ。そこはクリスチャンの施設なのですが、あえてそういうふうに言ったと。

障がい者イエス論とか、そのような理解や受けとめは大切なのだけれども、そこへ行くには「イエス・キリスト」なので、そのナカマルの苦悩ですよね。ものすごい苦悩。「いえ、仕事ですから」と言い切って、彼はそのなかでその仕事を続けている。でも、先生がおっしゃったように、長いプロセスのなかで自分の信仰の証しだとか自己表現なんだというふうなものがとらえられるわけで、「イエス・キリスト」のあのナカマルは、ものすごく大きいと思って、「苦悩と闇」と司

教さんがおっしゃったけれども、だからそう簡単ではない。

だからその人たちが燃えつきてしまわないために、どう励ますかということがわれわれの使命だと思うし、コンパッションというのはそういうところでしょう。アイ・アム・フー・アイ・アム（I am who I am. 出エジプト3章14節）という、「私はあってあるもの」というところから神の名があるとするならば、その神はやはりエジプトの苦悩に痛みを持ったわけですね。そして解放するという神になっていく。それでイスラエルをエジプトの奴隷の状態から呼び出す存在になっていくという、そういう力がコンパッションであると思うから、コンパッションという働きは大切にしていかなければ……。

パッションを共有するというか、それは痛みでもあるけれども情熱でもあるものを共有しないといけない。この自分の現実がよしとされているんだというようなことって、痛みですよね。それはよほど情熱がなければ言えないとぼくは思う。だから信仰なんかも、何の情熱もなくても信仰に結びつく人というのは少ないですよね。ぼくらはいろいろな苦悩があって、格闘があって、それでも神様はこの私をおつくりになったのだと思うのには、信仰の飛躍、パッションがないとできないと思うんだけれども。

森　たしかにそうだろうと思います。理想的な旗を掲げてついて来いというよりも、そばにいるという姿勢ですね。ドロドロとした現実に誠実に損得をこえてかかわっていこうとする姿勢こそキリスト教であるという確信ですね。

江藤　それと、キリスト教社会福祉というと、それは教会の仕事、クリスチャンの仕事というふうに思うけれども、ぼくたちは信仰100%で全部動機づけられてやっているわけではない。対象者も、その人のドロドロしたものを持っている。朗読ボランティアへの期待も聖書の話だけ

を読んでほしいわけではなくて、もっとヌードの話も一緒に読ませてほしいみたいな、そういう生身の人間としてのことを持っている。ワーカーの側も、清く、正しく、美しくというだけではなくて、労働としてやらざるを得ない。それもドロドロしたしんどいところがある。

だから、それでもこれがキリスト教社会福祉になり得るというのは、この仕事が神様の仕事であって、終末における世界の完成に向かって、世界を導いていかれる働きのなかにわれわれが位置づけられるから初めてわれわれの働きがキリスト教社会福祉として意味があるのです。ワーカーがすごく尊い仕事をしているからキリスト教的だというふうに、そこに基礎づけるのはもろくなるのではないかな。だからミッシオ・デイ（神の伝道）の神学はミッシオ・デイ（神の使命）の福祉というところでも生きてくるのではないかと思うのです。

スピリチュアリティ

関　コンパッションと同時に、いま問題になっている霊性の問題は、意外な場所にも神の働きがあるということに気づかされることであって、神学的な枠組みのなかに取り込んで霊性があるということをいうのではないと思うんです。

江藤　その霊性に支えられてやっていることがドロドロのことで、ディアコニアがディア（…を通って）＋コニア（埃（ほこり））で「埃を通って」という説明は分かりやすいのでよく使われます。それは語源が違うと思っているのだけれども、そうだとすると埃をとおしてというのは、日本ふうに言えば「泥にまみれて」ということになるのでしょうか。

霊性というとき、内面の問題、心のありように狭めて理解するのではいけません。目の前の援

助を必要とする人のところへ近寄り、あの「善いサマリア人」のように、泥にまみれ、ときに血にまみれてでも、具体的な働きを他者に対し体を使ってするときはじめて開かれてきます。霊性とは私の精神状態とか身体的働きそのものではなく、それらを通して神さまが生きて働いておられること、自分もまたその一部に加えられ用いられていくという大きな現実に気づくことですね。あるいは、その霊性をキャッチするアンテナとも言えるでしょう。教会はキリスト教社会福祉施設に働くワーカーたちに教義への同意を求めることよりも、彼らの存在と働きとが、神がこの世界で繰り広げておられる救いの御業の一部に組み込まれている事実を指し示し、この世界とそのなかでの人間の喜びと悲しみ、その人生、それへの援助的関わりが、神の壮大なドラマを織りなしていることに気づかせてあげることです。それをとおしてワーカーたちも、目に見える人間的現実を越えた神の現実からより深い喜びや力、希望と愛とを支えられていくのではないでしょうか。それこそが霊性だと思います。

教会の役割

司　会　教会の働きについてお聞きします。私にとって、勇気を与えられる教会、原点をたどる場としての教会、ただひたすら痛みを持ちながら来て癒される教会、自分は十分なことをできなかったし、その人の最期を看取れなかったという、福祉にたずさわる人々の思い、絶望に寄りそってくれる教会は、今までもそしてこれからも大切です。福祉の担い手が、受け入れられたということで立ち直っていける原点であってほしい。またそれぞれの働きを祈りに覚えていただきたい。

関　今までにたくさん出てきたように思いますね。責任は大きいですよね。社会福祉の仕事というのは国がかなり責任を持ったり、社会の関心がすごく出てきて、それなりに一般の福祉政策、行政、あるいは株式会社さえやるようになった。それで制度的には充実してきた。だけどそのへんで競合する問題ではないから、よけい教会が社会福祉というものに対してのミッション（使命）をきちっと自覚していかないといけないと思います。かつて自然領域は科学者に任せて、教会は形而上学的な神学だけをやればいいとなった。今になってやっと科学の人間化みたいなことを言わなければならなくなったと思うんです。

そういう意味で、社会福祉の働きは教会にとってやはり切っても切れない働き、証しとしてあるのだから、そのへんの自覚が必要でしょう。ただ、形式的に礼拝が行なわれていればいいとか、聖書が読まれていればいいとかというのではなくて、どういうことをするのがそこで働いている人や利用者にとって励ましや力づけになるのかということが、いつでも教会は責任的・自覚的に問われなければいけないなと、そんなふうに思います。

江藤　老人ホームでも、そこで亡くなった方を玄関から送り出していないところはいっぱいあると思う。だけどキリスト教の老人ホームだったら、みんなが見ている前で送り出すことができるじゃないですか。だからホームでの生活、地上での生活が「苦しいことのみ多かりき」ではなくて、ちゃんと神様の下で意味のあるもので、祝福の下にあるということは教会は福祉の働きに言い続けないといけない。それは別に老人だけではなくて、DVの被害者の子どもも、あるいは逃げ出してきた女性たちとか、あるいは外国人たちのこととかいろいろな問題が現代であると思うのですが、今までの寄りそうとか、それを大前提にした上でのことですけれど、それプラス、それが神様のストーリーのなかにきちっと位置づけられるということを教会は言い続けなければ

いけないのではないか思うことが一つ。

それから教会が解決し実践するのではなくて、教会は寄りそうことで本当に人間の生きているその現場から学ばせてもらうという姿勢がなにより必要です。なぜなら教会の関わりとか役割のなかで、代弁者の役割（アドボカシーの役目）もまた取り執しゆきも重要になっていくだろうと思うんですが、そのために教会こそは福祉の勧進元だとか、いろいろな先達を誇りとするよりも、いま苦しみのなかにある人に寄りそいつつ、そこから学ぶということを、聖書の光のなかで見直すという、そんな面があるのだろうと思います。

森　旧約聖書には、人々が体験した苦しみや悲しみを伝承し、後代に語り伝えていこうという側面があります。それを会堂や神殿で語ったり謳ったりしてますね。語りながら神が自分たちの支え・希望になったと明らかにしていきます。それが彼らの信仰だった。現代の教会も、これに学ぶ必要があると思うのです。つまり、教会は現代人の苦しみや悲しみにもっともっと共感し、それを共有して、神の前に立とうとする姿勢を育てるべきだと思うのです。苦しみのなかにも悲しみのなかにも神がおいでになるというメッセージを育てるべきです。

司会　ありがとうございました。それらのことを踏まえて、新たなキリスト教社会福祉の意味をお教え下さい。

森　戦後の社会福祉や教育事業も国がやり始めますね。国がやるときの背後にある動機づけと教会が教育事業をやる動機づけとは明らかに違うはずなのですけれども、現場に立つ人たち、つまりキリスト教的な立場で福祉事業や教育事業に携わる人たちが少なくともカトリック教会の1950年代、60年代の場合には国のビジョンを見分けることができなかったという後ろめたさがあるような気がします。

すなわち自分たちはキリスト教的な発想でやっているつもりだけれども、国が目指すものにのせられてしまって、そのツケで70年代の偏差値教育のなかに、進学受験の流れのなかに踊らされてしまった。福祉事業だと行政のいいなりになってしまって、気がついたときにはもう遅い。現場に立つ人たちの、社会福祉事業とかキリスト教的な教育とはいったいどうなのかというビジョンが明確ではなかったのではないか。それがいちばん大きな問題かなと思っています。

関　おっしゃるとおりですよね。国のビジョン、教育という面で言えば、文部科学省というか、また福祉の領域なら厚生労働省というか、そういうところの持っているビジョンに対して教会が持っているビジョンをつきつけながら、明確化、対決させていく、そういう姿勢が十分だったかと問わざるを得ない。

でも、考えてみれば、たとえばアジアから留学生を積極的に受け入れて、そのために奨学金も新設しましょうとか、いろいろわたしたちは打ち上げるけれども、そういうのは結局は政府がやることの後追いになっている。だから対決し、対案としての新しいビジョンを出せなかったという部分はすごくあったと思いますね。

そういうなかでミッションスクールとか、キリスト教主義学校の存在意義というのは、結局は世のなかの持っている価値観、偏差値教育という言葉が出ましたけれども、そういうものにすり寄って、自分の存在理由を日本の社会に表現し位置づけていく。入学のときには偏差値、出るときにはどういう4年間あるいは6年間の教育をしたかということではなくて、結局はどういう会社に就職をしていくかというところでその学校の評価が決まっていく。

そういうものが非常にあって、国の持っているビジョンと国のかたち行く末というものと、教会が持っているビジョンとをきちっと対峙させて来なかった。その結果、わたしたちのビジョン

が大きな力によって吸い取られていってしまったというところがあるのでしょうかね。

江藤　実際に日本の私立の学校は公教育を補完するという役目は非常に大きくて、その分お金も出してもらってきて、その枠のなかでというのが、ずっとあり続けてきたのは確かだと思います。

司会　ですけど、社会福祉の場ではどうなのでしょうか。学校のほうは非常に身近なことではありますが。

　というのは社会福祉において問題となったのは措置の議論でしたから、決定権が相手にある、行政が持っているわけですね。宗教にサービスを提供している団体は措置費を財源にしますから、契約というかたちでは十分なことはできない。そうすると、どうしてもお金と権限で絡められていました。また、もう一つは、今まで公と私と言いますと、公イコール官であり、お上意識が強い時代は行政になかなか太刀打ちできなかった。お上を見て、各施設の動きなど横も気にしてい

関　正勝（せき・まさかつ）
1939年生まれ。聖公会神学院校長、立教大学名誉教授。日本聖公会司祭。キリスト教倫理学専攻。立教大学ではコミュニティ福祉学部の初代学部長としてその基礎を築く。日本神学教育連合会会長。主な著書として、「生命科学とキリスト教　1 脳死、3 死」（日本キリスト教団出版局、共著）、「生命倫理」（聖公会出版）、「いのちの倫理を考える」（新教出版社、共著）ほか。

森　一弘（もり・かずひろ）
1938年生まれ。カトリック教会司教。真生会館理事長。カリタスジャパンの責任者としてカトリック教会の国内外でまたエキュメニカルに社会福祉の働きを推進した。主な著書として、「愛とゆるしと祈りと」「聖書のこころを読む」（以上、中央出版社）、「福音のこだま」「しんげん」「カトリック司教がみた日本社会の痛み」（以上、女子パウロ会）ほか。

る。したがって、独自性もなかなか出し得なかった。

そういうなかで、ある意味でキリスト教主義ということがなかなか打ち出せなくなって、逆に言えば、打ち出さないようにせざるを得なかった。社会福祉自体がどんどん普遍化していくなかで、適切な施設の整備とケアの基準を前提とした上での各施設、団体の個性や悩みが薄められてきた。現状のキリスト教主義は何なのかという問いに、教育機関も福祉法人も社会も、充分にこたえきれていなかった。

しかし、たとえば現在のホームヘルプ事業は、長野の教会の活動から始まっていますし、「いのちの電話」等のさまざまな相談活動、ホスピスも教会の活動から始まっています。社会福祉のあり方そのものが問われている今こそ、原点に立ちかえり、歴史と現状を検証し、「したいこと」「できること」「求められていること」という三つのことを考える必要があります。そして、もっとも重要なことは、3番目の「求められていること」だと思います。本書の実践編が多くの示唆を与えています。本日は、貴重なお話をありがとうございました。

現代の障がい者福祉

ルーテル学院大学　教授　**西原雄次郎**

はじめに

2005（平成17）年版『障害者白書』（内閣府）によれば、わが国の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を合わせると約665万9千人が障がい者であり、これは人口のおよそ5％強になります。また、身体障がい者を例にとると、全体の約58％が40歳以降に障がい者になっているそうです。さらに、自分自身が障がい者か家族等身近な親族に障がい者がいると答えた人が全体の21・0％であったという数字も同白書は示しています。

ここから言えることは、障がい者と呼ばれる人たちは、一部特定の人のことではなく、多くの人々にとってごくありふれた身近な存在になりつつあるということです。私たち自身や、私たちの親、兄弟、子や孫等々の家族が人生の途上で障がい者となる可能性は、まれなことではないということを示しています。

このような時代状況のなかで、障がいそのものに対する考え方に変化が現れてくるのは当然と思われます。様々な事情で、たまたま心身に障がいを負うようになったけれども、その状況を前

提に、「生きづらさ」をどう軽減していくのか、この課題を個人の努力というレベルだけでとらえるのではなく、社会全体の課題として、すべての人にとって関わりのある課題としてとらえようとしているのが現代のわが国の状況と言えるでしょう。

現代の障がいとは何か

人生の途上で、あるいは生まれながらにして障がい者という立場に身を置くと、この世のなかを生きていくのに何かと不便なことがあります。障がい者自身の努力や家族の協力で、また徐々に障がいという状態に慣れることによって乗り越えられる不便なこともあれば、これによっては乗り越えられない不便なこともあります。前者の不便さは、様々な努力と工夫によって早く自分自身の障がいの状態に慣れ、乗り越えていくしかありません。問題は本人や家族の努力によっては乗り越えられない不便さです。

この不便さの程度には大きな個人差があります。障がいの非常に重い人たちにとっては、日々生命を維持することそれ自体が本人や家族の努力だけでは不可能な場合もあるでしょうし、ある人たちにとっては、学業への希望や熱意がかなえられなかったり就労の機会が得られない等々という社会のシステムが未整備のために社会参加が困難になるという形で表面化するでしょう。

本人や家族の私的な努力によっては乗り越えられない種類の不便さ、ある人にとってはそれは生命の維持そのものであったり、別の人にとってはそれは社会参加という目標に立ち向かう壁であったりするのです。

世界保健機構（ＷＨＯ）のＩＣＦ（International Classification of Functioning, Disability and

Health 国際生活機能分類）を引き合いに出すまでもなく、障がいの問題を個人的な問題としてとらえるのではなく、きわめて社会的な問題としてとらえようとするのが現代の常識になっています。

街で障がい者にめったに出会わない地域社会は、障がい者が少ない地域社会と考えるのではなく、その地域社会のバリアフリーの度合いが未成熟な結果なのであると考えるのです。街で障がい者にめったに出会わない国は、障がい者が少ない国なのではなく、その国のトータルなバリアフリーの度合いが未成熟な結果なのであると考えるのです。

超高齢社会の出現は、多くの人々に、障がいの問題を身近な問題と感じさせてくれるようになりました。要介護高齢者とその家族の直面している課題には、障がい者とその家族が直面している課題と共通する部分が多く存在します。また既述のように、現在健常者と呼ばれている人々も、病気や事故や高齢によって障がい者となる可能性が存在するのであって、このようなことから考えると、障がい者の直面する諸課題は一部の特定の人々の課題なのではなく、多くの人々にとって“明日はわが身”と考えられる身近な課題なのは明白です。

自分自身や家族が障がいをもつ当事者の側に身を置くようになったとき、私たちの地域社会は、「引きこもりや地域からの隔離を強いる社会」なのか、「多少の困難はあってもそれまでの普通の暮しを継続できる社会」なのか、そのことが今問われているのです。

つまり、心身の障がいの問題は一部特定の人に関わる特殊な課題なのではなく、人生の途上で誰にでも起こりえる日常的な課題なのです。そしてこれを個人的な課題ととらえるのではなく、社会的な課題としてとらえ、仮に障がい当事者の側に身を置いても普通の暮しが継続できるようにしていこうと考え、そのための諸施策を整備していこうと考えるのが現在の世界の到達点なの

です。

いわゆるハートビル法は、地域社会の建物の物理的な構造を誰もが使いやすいものへと徐々に変えつつあり、また交通バリアフリー法によって、障がい者や高齢者の移動の自由を保障するための諸設備が整えられつつあります。けれども、一方で、障がい児と健常児の分離教育は継続されており、全国各地で障がい児者関連の利用施設への根強い反対運動が行なわれており、一部の人々の心のバリア（つまり、障がいの問題を、自分や家族にも関わりのあるものと考えられない、想像力の乏しい人々の心にある障壁）がまだフリーになっていない状況も見られ、わが国の障がい児者をとりまく現在の状況は“まだら模様”と言わざるを得ません。

障がい者福祉の過去と今

わが国の障がい者に関わる福祉活動をふり返ってみると、第二次大戦前までは、公的には傷痍軍人やその家族へのサービスが存在しただけであって、多くの一般の障がい者に対しては見るべき施策は存在しませんでした。国民全体を対象とする障がい者施策が始まったのは第二次大戦後のことなのです。

第二次大戦前は、公的なものではなく、主として民間の篤志家と呼ばれる人たちによる慈善事業によって、障がい児者へのサービスが行なわれていました。その時代には放置されていて、多くの人々にはまだ見向きもされなかった障がい児者の教育、治療、福祉の諸課題が、石井亮一、脇田良吉、柏倉松蔵、岩橋武夫、呉修三等々やその支援者らによって、やむにやまれぬ心情を発露として、開拓的な取り組みがなされたのです。これらの先駆的な取り組みをされた人々の「何

とかしなければ」という「熱い思い」が、重い扉を開かせ、多くの支援者がその後に続いて、まだまだ不安定なものではありましたが、日本の障がい児者福祉の土台が築かれたのでした。

わが国の障がい児者福祉の草創期は、国家としてではなく、多くの民間の篤志家の人たちによって切り開かれ、その中に熱心なキリスト教信者も含まれていました。

第二次大戦後、GHQによって様々な社会福祉施策が導入され、障がい児者福祉施策も公的な事業として新たなスタートを切りました。

戦後の障がい児者福祉施策の変遷を概観すると、大きな流れは、入所型施設の整備（当時は、「収容し、保護する」ことを中心とする施設の整備）から始まり、地域での暮しを継続することを支援するという方向に、重点施策は移ってきたということができるでしょう。ただ、この変遷は一直線に進んできたのではなく、様々な要因が重なって行きつ戻りつしながら進展して来たのです。

最初に登場した入所施設の整備の取り組みは、「親亡き後」にも障がい児者を安心して託せる場としての施設が期待され、まずこれに応える形で始まりました。その次には最初の施設整備から排除されていた「重度・重複障がい児者」のための入所施設が作られるようになり、「障がい児者が、安心してその生涯を送ることができる場」としての巨大なコロニー等も建設されました。

これらの入所型施設整備中心の流れを大きく変更し、現在のように地域での暮しを支えるという方向に施策の中心が動いてきたのにはいくつかの理由がありました。

一つは、ノーマライゼーションの理念の浸透・普及によって、障がいがあっても「普通の暮し」を継続できるようにすべきであるという考え方が一般化しだしたことです。わが国での、そのきっかけの一つは、1981（昭和56）年の国際障害者年の中心スローガン「完全参加と平等」に

ありました。北欧の国々から「先進的な」取り組み、理念を学び、国連によるキャンペーンをテコにして方向転換が図られてきました。ここでもいわば外圧によって国の施策が大きく方向転換を図られたのです。

二つには、様々な形の当事者運動が方向転換を迫ったことも見逃せません。なかでも脳性麻痺者による「青い芝の会」の運動は、わが国の障がい児者施策の方向を決める点で多大な貢献をしたと言うことができるでしょう。

三つには、各地の入所型施設や医療機関で続発した、入所者の基本的人権を蹂躙する暴力・虐待事件の数々が、このタイプの施設そのものが持っている病理を明るみに出し、国際的にも多くの批判をされることになりました。これらの批判に応える形で、「地域へ」という流れがいっそう鮮明なものになりました。

四つには、超高齢社会の現実は、障がいの問題を、一部特定の当事者や家族のものとするのではなく、多くの人々にとっても身近な問題と考えさせる機運が醸成されることとなり、「自分だったら入所施設には入りたくない」「家族だったら入所施設へ入れたくない」と身近に考えることができるようになってきました。

五つ目に、これが国家の施策を変更する最大の事情かも知れませんが、国家の財政事情が非常に厳しい局面に立ち至り、特に費用のかさむ入所型施設をこれ以上作ることも維持することも困難な経済的事情が生起し、当分改善の兆しがみえない状況が続くようになったことです。

いずれにしてもこれらの諸要因が重なって、障がい児者施策の中心軸は、入所型施設に収容保護（もちろんこのような機運のなかで、入所型施設での暮しそのものも大きく改善されている面もありますが…）することから、地域での普通の暮しを支える方向へと移ってきたのです。

障がい者福祉のこれから

さて、今後この方向をさらに推進するためには、どのような条件整備をしていく必要があるでしょうか。

一つには、障がいのある子どもたちの教育を普通教育と切り離さないことが重要です。障がいのある子とない子が学校教育の場で切り離されることによって、互いの理解の壁を厚く高くしてしまうのです。盲・聾・養護学校という障がい児教育の「専門学校」は、障がい児の教育・訓練を中心に考えられた学校です。「完全参加と平等」は、障がい児者の側の努力によってのみ達成されるのではないことは既に公知の事実です。障がい児の側の教育・訓練を中心に考えられた学校では、障がい児者の社会参加は十分促進されないと思うのです。

時代は、学齢期以降、障がい児者も健常児者と呼ばれる人たちも、地域社会という場で共存していくことが求められているのです。だとすれば、人生の早い時期から、互いに身近な存在として認識し合うことが重要であり、そのためには「専門教育」という「隔離」をいつまでも続ける愚を早急にやめる必要があるでしょう。生命を維持することさえ容易でないほど医療的なケアを常時必要とする等の、障がいが非常に重い場合等のやむを得ない事情を除いて、基本的にインクルーシヴな教育（1994〈平成6〉年、ユネスコによるサラマンカ宣言）を地域の学校で行なう努力をしなければなりません。

現在、盲・聾・養護学校に配置されている障がい児教育の専門教員を、必要とする各障がい児のパーソナル・アシスタントとして配置し、普通校の普通学級と、そこに設置される障がい児学

級を中心に障がい児教育を実施すべきです。保健・福祉の領域でのノーマライゼーションの理念が、教育の分野にも浸透することを願わざるを得ませんし、これこそが「特別支援教育」のあり方ではないかと考えます。

このように、障がい児者と健常児者が互いに知り合える教育を受けてこなかった結果が、利用施設やグループホームへの、全国各地で展開される誤解と偏見をともなう反対運動という形となってあらわれていると、筆者には思えてなりません。

二つに、ハートビル法と交通バリアフリー法の整備は、バリアフリーな地域づくりに大きく貢献しつつあります。地域社会の物理的な構造を、高齢者も障がい者も誰もが使いやすいものに整備していくことは非常に重要なことです。

三つに、拠点となる利用施設をいっそう整備していく必要があるでしょう。一般の就労が可能な障がい者の就労支援はもちろんですが、それが困難な人たちが日中の時間を意義あるものとして過ごせる利用施設の整備はこれからますます必要性を増すでしょう。自宅から通える範囲で、全国津々浦々に利用施設を社会資源として整備する必要があります。また、日中の時間以外の時間と週末を、各自の必要な程度に応じたケアを受けながら過ごせるグループホームの整備は緊急の課題でもあります。

四つに、このような地域での暮しを支える専門職員の配置がますます重要性を増しています。小規模で、地域社会のあちこちで暮すことを支えるということは、それを支える個々の職員の力量次第で、障がい当事者の暮しは天国から地獄までの開きが出てくることが予想されます。当事者にとっては「当たりはずれ」の大きい、「リスキーな選択」になってしまいかねないからです。この質を一定に保つためには、職員の資格要件を明確にし、必要な研修を定期的に行ない、その

専門性に見合った待遇を保障しなければなりません。日中の利用施設でのケアや、グループホームでの支援が、個々の利用者の現在と未来を見通した支援としてサービス提供されるべきであって、それを支援する仕事がただただ、日常のルーティン作業をこなすだけの職種ではないものと位置づける必要を痛感します。専門教育を受けた若者が、誇りを持って就ける仕事と位置づけることによって、障がい児者の地域での生活が定着するのです。

五つに、国や地方自治体が政策の柱に社会福祉政策をおくことをいっそう明確にする必要があります。社会福祉への出費は「無駄遣い」等では決してないはずです。通常の福祉予算は、多くの場合、単年度で消費される予算であり、その多くは当該地域で消費されるものであって、内需拡大におおいに貢献しているものなのです。社会福祉予算は地域で使われることによって地域経済におおいに貢献していると考えられるのです。

六つに、障がい児者の地域での暮しをはばもうとする様々な動きを法律によって規制する必要を痛感しています。理不尽で、まったく合理性のない理由によってグループホーム等を排斥する運動などがそれです。地域の住民と良い関係をきずいて、町内会の一員として暮したいと考える当事者の暮しを支える「障害者差別禁止法」の様な法律の整備が待たれるところです。「ハートビル法」「交通バリアフリー法」に加えて「障害者差別禁止法」が整備されることで、やっと障がい児者と健常児者の地域での普通の暮しの条件整備ができるのではないかと考えるのです。

さて、障がい児者福祉は、地域での普通の暮しを支えることを中心とする時代に移りつつあります。これをさらに前進させるには、一つの施策だけではなく、教育、就労、福祉、街づくり等々の総合的な施策が必要なのです。その時代の国家や地域社会の「総合力」が今問われている

のです。

筆者は、数年前に学生たちと一緒に米国のオレゴン州ポートランド市に2週間滞在しました。その際、私たちのメンバーの一人のKさんは常時車椅子を使っていました。筆者は同市には3度目の旅行でしたが、車椅子を常時使用する彼女と一緒にはじめて滞在したことで、それまで気づかなかったことを多く気づかされました。それは、毎日利用する路線バスや電車が全くストレスを感じずに利用できたことです。多くのレストランや食堂もほとんど何の支障も感じませんでした。これは一体どういうことでしょうか。もちろん人口密度の違いなど、日本では無理かもしれないと思えることもないわけではありませんが、ここでできることを日本でできないはずはないのに何故だろうと考えさせられました。滞在中に出会った人々の意識、キリスト教会の取り組み、そして「アメリカ障がい者法（ＡＤＡ）」の後押し、これらが相まってこの街の今があるのだと実感させられたのでした。

くり返しになりますが、今、私たちの国の、地域社会の「総合力」が問われているのです。

ルーテル教会がとり組む多くの社会福祉実践に期待したい

ルーテル教会やルーテル教会に関わる人たちによって、身体、知的、精神各障がい者に関わる様々な社会福祉実践が行なわれています。筆者は、これまで障がい児者関連の事業所として社会福祉法人格を取得している「あゆみの家」「るうてるホーム」「修光学園」「慈愛園」等々で行わなれている実践を垣間見させていただきました。このほかにも「喜望の家」や「挙母教会」「松山教会」「小田原教会」等々で、小さくても地域のニーズに応えようとする先駆的な取り組みを

されている現場を垣間見させていただき、現場の皆様の熱をひしひしと感じることができました。

これらの取り組みは、公的には何の保障もないなかで、戦前から開拓的な取り組みをされてきたルーテル教会の宣教師や牧師や信徒の方々の実践を引き継ぎ、その精神を脈々と生かそうとされている取り組みがあることに心から敬意を表したいと思います。また、新たに地域のニーズに応える取り組みを地道に始められていることにも頭が下がります。

教会は、福音宣教というまず第一の職務と役割がありますが、同時に地域社会の一員として存在するからには、そこには「公共性のある組織として」地域社会に貢献するという側面にも筆者は期待したいのです。教会が有している建物や人的資源を有効に活用して、地域社会の福祉的ニーズに貢献するという取り組みを現にされている教会に本当に感謝します。様々な制度が整備されている現代にあっても、制度のすき間からこぼれ落ちた諸課題は多く存在し、その分野の取り組みは、戦前の「公的な保障が何もないなかでの実践」と非常に似かよっている側面もあるのです。失敗をするかも知れないというリスクを負いながらもチャレンジをされる牧師と信徒の方々にエールを送りたいと思います。社会福祉事業を開拓的に行なってこられた歴史とノウハウを日本のルーテル教会は十分もっておられると思います。

筆者は、教会のみなさんにお願いしたいのです。障がいには特別な意味はないこと、だれもがいつか直面する可能性のある課題であること、これを信仰の文脈ではなく、社会的な文脈のなかでとらえてほしいこと、そして、社会福祉実践の試行錯誤のなかで築かれてきた知識・技術・理念を尊重してほしいこと等々をお願いしたいのです。

人の一生には予測不可能な様々な出来事が起こるものです。誰もが障がい当事者になる可能性があるのです。ただ当事者になった時、教会は当事者を孤立させるのではなく、その当事者に寄

りそい続けてほしいことをお願いしたいのです。多くの教会ですでに取り組まれている実践に学びつつ、あらためてそう思うのです。

思えばイエス・キリストは、当時、一般の人々が忌み嫌った障がい者や病者と多くの関わりを持たれました。当時の時代背景や社会的状況の中では、「関わりを持つこと」それ自体に価値があったと思うのです。これを現代のわが国にあてはめてみるとどうでしょうか。筆者は神学的な素養がまったくないので適切な言葉が見あたりませんが、少なくとも既述のように、制度のすき間からこぼれ落ちた諸課題に果敢にチャレンジし、開拓的な取り組みを試行すること等も同じような価値のある取り組みではないでしょうか。そして現在求められる科学性、合理性に加えて、ひと味違う実践者として、祈りを土台にした実践に期待したいのです。

法人格を持った諸団体は、他の模範となる実践を積み重ねていただき、開拓的な取り組みをされているみなさんには、公的な支援を得て事業が継続できるよう頑張っていただきたいと思います。また、各地の教会で新しいつぼみに花を咲かせていただきたいと切に願い、そして多くの教会員のみなさんには、その応援団として関心を持ち続けてくださることを期待しています。

老いて生きる歩みと寄りそう

ルーテル学院大学　学長　**市川一宏**

「ライオンが年をとって、腕力では餌を獲れなくなったので、頭を使わなければならぬと考えた。そこで、洞穴に入って横になり、病人のふりをしながら、見舞いにやって来る動物たちを捕まえては食っていた。

沢山の獣が餌食にされたが、狐はライオンの企みを見すかしてやって来ると、洞穴から遠く離れてご機嫌伺いをした。

〈病気だ〉とライオンが答え、なかまで入って来ない訳を尋ねるので、狐が言うには、〈入って行く足跡は多いが、出ていくものはひとつもない、ということを見ていなかったら、私だって入って行ったでしょうがね〉

このように、賢明な人は確かな印から危険を察知して、それを避けるのだ」（中務哲郎訳『イソップ寓話集』岩波文庫「老いたライオンと狐」より）

この寓話を読み、私は、三つのことを考えさせられます。第一に、老いたライオンに象徴される「老い」の姿。第二に、洞窟は、過去もあったし、今も存在していること。高齢者福祉の歴史

をひも解く時、そして今を検証する時、洞窟の存在は明らかな事実です。第三に、狐は、すぐ目の前の危機をさけることができたが、実際に狐も自らの「老い」を避けることはできないこと。

「老い」とは何か

「かって子どもだった人はたくさんいますが、かって高齢者だった人は誰もいません。」したがって、高齢の方々をケアする者にとっても、実体験が乏しいため、高齢の方々の生き方や思いを十分理解することは容易ではありません。それぞれの個別性に対応した援助を目指すならば、なおさら、高齢者が置かれている状況に対する配慮と学びが求められます。今、「あなたは、個々の高齢者の生き方と思いを大切にしていますか」「高齢者の不安に寄りそっていますか」「高齢者の可能性を十分理解し、支援していますか」等々の問いかけが、福祉従事者に投げかけられているのです。私は自分自身が歳を積み重ねていく過程で、「生きていく」道程で、どのように高齢の方々とま向かってきたかが、自分自身の老後の豊かさを決めるとも思っています。

旧約聖書詩編第71編第9節では、「老いの日も見放さず　私に力尽きても捨て去らないで下さい」と述べられています。ここでは、「老い」は、「力尽きること」を意味しています。確かに、高齢期は喪失の時代であるとも言えましょう。何故ならば、第一に、顕著に心身能力は低下しますし、今まで簡単にできていたことができなくなり、多くの高齢者が、自分の思い通りにならないというストレスを背負うことになります。第二に、自分の役割を見失い、今を生きる張りがなくなってしまうこと。勤めていた場所での定年は、仕事についての役割が失われることもありますが、人生の定年は死にいたるまでないはずです。第三に、かけがえのない親族や友人を亡くす

こと。最愛の親族、友人を失った時、自分はその存在を実感しながら、その姿は見えず、その人のそのままの姿が、ぽっかりと空間となっている。今まで過ごしてきた友人は減ることがあっても、増えることはありません。高齢者は心の拠り所を失い、明日への希望を捨ててしまう危機に、より多く直面します。第四に、それらの結果として、家や部屋に閉じこもりがちになり、社会との関わりが途絶え、思考が停滞し、急速に老化が進む危険性があります。そして最後に死への恐怖。これらの五つの危機を合わせて、私は喪失の危機と考えております。

しかし、ふりかえって、高齢者は、ただ奪われることに耐えていくだけなのでしょうか。多くの識者は、「老化」と「老い」を区別して考えています。心身機能の低下のなかでも、身体機能の低下は高齢期に顕著に見られます。しかし、私は、たくさんの高齢の方々に出会い、「生き方」「明日を見据えて歩み続ける姿勢」「今をともに生きる人々への感謝の心」は、高齢期の豊かさに大きな影響を与えていると学びました。そして、そこには、その生き方を支える何かがある。教団讃美歌284番には、「老いの坂をのぼりゆき、かしらの雪つもるとも、かわらぬわが愛におり、やすけくあれ、わが民よ」という讃美が記されています。人生への深い洞察と愛されているという確信、導かれ、背負われているという経験が、高齢の方々が老いの坂を登る原動力になっている。これが、「老化」とは異なる、「老い」の意味ではないでしょうか。

高齢者福祉の過去と今

1963（昭和38）年の老人福祉法以前の高齢者施策は、養老事業といわれ、生活保護等の救貧対策に位置づけられた施設収容が中心の施策でした。幼いとき、祖母に連れられて行った養老

施設は、人里離れた山奥にあり、私にはほんとうに遠い場所であったことを今でも思い出します。人目を忍んで生きていくことが、当時の高齢者に与えられる限られた「生きる」機会でした。「お上のお世話になることは、恥である」という考え方、「家族や社会から見捨てられた人」という利用者意識もしくは利用者へのレッテル。これらの偏見が、洞窟の奥深くに、人々を追いやっていたのです。

日本社会に根ざした美徳としての「恥の文化」は、外から見ると美しく見えるかもしれませんが、内を見ると、深い霧がたちこめた暗黒の世界となっている時もあります。世間体を重んじ、非常に困難な状態にあっても、助けを求めない多くの高齢者。その結果、状況は深刻さを増し、生み出される介護地獄という悲劇。

養老施設（第二次世界大戦前は養老院）は、このような過酷な生活をしていた高齢者に安住の地、人生の避難場所を提供し、生活を保護しようとした歩みであり、高齢者一人ひとりに、やむにやまれず駆け寄り、洞窟から救い出だそうとした当時の働きであったことを確認することが必要です。その先駆的な役割の一端をルーテル関係法人は担っていました。

老人福祉法以降、入所施設を生活の場にしようとする試みが広がりました。さらに問題が発生する場を予防、治療の場としようとする在宅福祉サービスも増加していきます。そして、中央社会福祉審議会『コミュニティの形成と社会福祉』（1971〈昭和46〉年）は、コミュニティ・ケアを「社会福祉の対象を収容施設において保護するだけでなく、地域社会すなわち居宅において保護を行ない、その対象者の能力のより一層の維持発展をはかろうとするものである」としました。入所施設も、地域にある施設としての役割を求められたのです。

しかし、民間団体としては、その独自性と柔軟性を抑えられたことも事実でした。措置制度

（行政の責任をもって、利用者の生活を保障しようとする、法律上は行政の処分行為）による安定的な援助が確保されましたが、個々の高齢者の要望に十分に対応できませんでした。保護する視点のみが強調され、行政から管理される民間の構図の中で、様々な取り組みを担ってきたのは、限られた民間社会福祉施設でした。個室化、給食サービス、ユニットケア、サービスの選択肢の多様化を、高齢者の視点に立って進める民間のなかに、ルーテル関係の社会福祉法人の活動がありました。慈愛園の潮谷総一郎氏、東京老人ホーム日高登氏、大阪るうてるホームの泉亮氏、坪山孝氏、それを実践した職員の方々、祈りとともに応援した教会の方々の働きを、私たちは忘れてはならないと思います。

私は、それらの働きが、洞窟のなかに入らざるを得なかった高齢者を、日の光の下に取り戻す取り組みであったとも考えております。まさに最後の一息を、できるだけ今までの環境のなかで看取ろうとしたものでした。

恥は、時により自立の支えともなります。しかも、「恥に共感し、恥を理解してくれる人」がどれだけいるかによって、その人の人生が豊かになるのではないかと考えています。ならば、福祉の原点は、高齢の方々が恥と感じざるを得ない現実を理解することからにあります。

思わず駆け寄った働き

慈愛園は、1923（大正12）年に、小屋で寒さをしのぶ高齢者への「ユニット」から始まりました。創設者であるモード・パウラス宣教師の手記である『愛と福祉のはざまに』（1979〈昭和54〉年、聖文舎）の本には、「短い余生をおくるにふさわしいものとするためにわたしは突

進したのであった」と書かれています。

また東京老人ホームの歩みは、1924（大正13）年の関東大震災の時期にさかのぼります。日本福音ルーテル教会史には、「10．救護事業の組織化と老人、母子両ホームの設立」として、「わがルーテル教会は、震災の直後直ちに、スタイワルト、滝本幸吉郎、ホールン、本田傳喜の四名を救済委員に任命し、在京のスタイワルトと本田に一任した。麻布のスペイン公使館を借り入れ…」と書かれています。スタイワルト先生と本田先生は、臨時の病院等の被災者の避難場所を訪れた。ただ、求めてこられるのを待っているのではなく、求められる場所に出向いて行かれました。サマリア人のたとえのように、そこにいたたまれなくなって駆け寄ったのです。スタイワルト先生は、マタイの第25章31節から終わりまでを読み、「一人のいと小さき者になしたるは我になしたるなり」を原点にすることを示唆された。

大阪るうてるホームの始まりは、1954（昭和29）年のルーテル教会婦人会連盟の祈りと運動から始まりました。大阪るうてるホームは、「神と人に、そして社会に仕える」老人ホームを一貫して支援しています。慈愛園、東京老人ホーム、大阪るうてるホームの歩みのなかに、いつも寄りそう婦人会の姿がありました。

日本福祉ルーテル東海教区の取り組みは、婦人会から出された「信仰者が最後まで信仰を尊重されて生活できる終の棲家がほしい」という切実な願いから始まっています。そして、それは「生きる姿」を大切にする社会福祉の原点に基づいたものでした。だからこそ、いかなる困難に対しても、ひるむことなく創立にいたったと言えるのです。

これらの活動は、まさに主に導かれ、押し出された働きであり、相手が求め、必要とする場に歩みよった働きでした。近年の東海教区の活動は、まさにルーテルの歴史を継承したものです。

高齢者の生き方に真向かった働き

慈愛園の潮谷総一郎先生は、1963（昭和38）年の老人福祉法の成立に大きな貢献を果されました。老人福祉法私案の付帯事項のなかで、「老年期に発生し易い心理的、社会的、身体的障がいに対する具体的な技術と施策がこの法律のなかで、十分検討されなければならず、単なる生活保護法の年齢別分化の形態にならぬこと。すなわち、積極的な老人福祉の原理が根幹になるべきことを要望したい。」と主張しておられます。まさに生活保護法の養老対策から、老人福祉への転換を積極的に進められたのでした。また東京老人ホームの日高元施設長は、「長年、日本の歩みを背負い、私たちを支えてくださった高齢の方々を覚え、敬意をもって、私たちに今できることをすべきである」といつも言われていました。そして、東京老人ホームは、全国でもいち早く、配食サービス、緊急通報システムを整備し、特別養護老人ホームにおける個室化を実現しました。さらに、日系ブラジル人で生活困難の状況にある高齢者が少なくないことを知るや、積極的に日本の役割を提言、実践してこられました。大阪るうてるホームは、「利用者お一人おひとりを大切にし、誠実に仕えることの実践」を使命とし、総合的な在宅福祉サービスを展開し、さらに障がい者の生活支援も行っています。

これらの働きは、第一にそれぞれの時代に必要とされる先駆的事業を開拓した、第二に措置制度における行政のコントロールに対する民間の独自性に基づいた政策提言をした、第三に利用者の視点に立った柔軟なサービス運営を目指した、そして第四に困難に直面する高齢者の権利を保障・代弁したという歴史的な意味を持っています。

これからの高齢者福祉

「生きる」今を支える

社会福祉法第三条は、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支持するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」と規定しています。この規定の意味を社会福祉関係者はより深く掘り下げることが必要でしょう。特に、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支持する」ことを同法が福祉サービスの使命としたことを、私は強く支持します。能力の低下が見られる場合に、サービスを提供し、生活の質を確保することは当然ですが、利用者の自立意欲や能力を軽視してしまいますと、人間としての誇りを奪うことにもなりかねません。心身機能の低下に対してはサービスを、しかし、個々人が持っている能力に対しては活用できるように支援していくことが大切です。今までは、提供者側から見て、一方的な保護や介護を提供してきたのではないかとの批判が出されています。しかし、これからは、個々人の能力や気持ちを尊重して、その人なりの自立を支援していくことが求められていると私は考えております。認知症（今までの痴呆症）の方々にも、すばらしい力があり、その力をご自身が生きていく過程で活用していくという専門性を重視すべきです。

「生きる」今を支える意味を、私は「存在保障」と「発達保障」だと考えています。老いてもその人なりの発達は充分考えられると、私は認識しています。知的能力の発達の可能性も十分あり、

新たな出会いによる目覚めと感動の機会もある。これまで、高齢の方々に対しての発達の可能性を軽視していました。これでは自立支援、当事者の解決能力の向上にはつながらない。その人なりの能力があり、持っている能力は維持し、発達できる機会を提供していくこと、生活における学びの時、ふり返りの時を大切にしていくことが、現場で求められています。大切なことは「人並みな生活水準」という目に見えるものだけではなく、「その人の心の中にある」目に見えないものを読み取ることです。

生きていく希望を支え続ける

高齢者福祉の従事者の役割は、その人なりの希望を生み出すこと。それぞれが、人生の目標、明日への希望を見いだし、それを支えていくことが社会福祉の使命だと私は思っています。その希望を持ち続けられる福祉でない限り、「生活の質」を求めることはできません。

「クオリティ・オブ・ライフ（ＱＯＬ）」を「生活の質」と言います。「生活の質」とは、ケアだけの議論ではありません。ある意味で、その人の生き方を支えることです。当初の「生活の質」は、日常生活動作「ＡＤＬ」（Activities of Daily Living）を第一にしていました。例えば、食べること、排泄、入浴、衣服の着脱等の能力から、高齢者が直面する問題を判断してきましたが、これはあくまで介護する際の基準です。

そもそも、そのような介護を中心とした「生活の質」に「生活の豊かさ」の議論を加えていくべきだと私は思っています。私たちは、今まで多くの「もの」を求めて歩んできました。しかし、「もの」はいずれ消えてなくなる。今必要なものは、生きている豊かさです。高齢者の自立心や尊厳を大切にして、その人の希望を見いだし、心を支え、その人の個性の中で、その人自身の夢

を、可能性を模索していく。これは、先に述べました自立支援、発達保障とも結びつきます。

根拠に基づいた専門的援助

高齢者が直面する生活課題は、それぞれ異なります。ですから、援助を考える際には、個々の高齢者の行動や生活課題自体への多方面からの洞察が必要です。援助計画を理由づけるエビデンス、すなわち根拠を明確にすることが、専門職に求められています。そして、援助技術の原則として、私は、以下の点を重視しています。

（1）高齢期は喪失の時代と言われています。能力の低下と社会的役割、社会的関係を失って依存的になっている場合には、価値を強制するのではなく、受容的、支持的態度をとり、高齢者の不安、悩みを受けとめる

（2）高齢者は長い生活をとおして築かれた生活様式と価値観をもっておられ、そのことを起点にした援助を考える

（3）高齢者が置かれている状況、すなわち現実の認識をすすめ、適用を促進することが有効な場合が多い

（4）言語的コミュニケーション以上に、スキンシップ等の非言語的コミュニケーションが有効な場合が多い

（5）過去を回想することが多いが、問題とされている過去を認識するとともに、現在の高齢者の存在を受容するためにも、過去の話を有効な援助手段とする

（6）可能なかぎり高齢者を処遇プロセスに主体的に参加してもらい、自己決定を尊重する

（7）生命・生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）を可能な限り高い水準で維持できるよう援助する
（8）地域にある施設としての役割を強化し、利用者の社会的関係を尊重すること
（9）利用者としての権利を保障する視点を明確にすること。すなわち、意見表明が難しい人への対応に配慮し、虐待とは何かを組織として明確に確認する。

伝統の継承と新たな発展

2002（平成4）年、熊本にて、るうてる法人会連合設立宣言文が採択されました。宣言文の内容は、以下の通りです。

「日本福音ルーテル教会は、アメリカ南部一致ルーテル教会が、〈御国の到来を早める〉ために、人は神の恵みによって救われ、隣人に遣わされる、というルーテル教会の基本に立って、1893（明治26）年日本宣教を開始したことに由来する。

その宣教とは、聖書の教えるとおりキリストの愛を実践する働きとして、福音を宣べ伝え（伝道）、教え（教育）、いやす（奉仕）わざであった（マタイによる福音書9章35節）。

当初、このわざは日本の法制度に従って公益社団法人として行なわれた。

戦後、日本の法制度の改革並びに教会自立路線の選択などの歴史的社会的変化にともない、キリストの愛を実践する働きとして一つであるはずのものが、伝道活動は宗教法人に、教育活動は学校法人に、奉仕活動は社会福祉法人にと、分割されるに至った。

今このような歴史をかえりみて、ここに、われわれは、聖書の示すところにたちかえり、主が私たちをとおしてなされる宣教のわざを、この世全体に向けられたものとして綜合的にとらえ直

し、福音的信仰に立ち、伝道（宗教法人）、教育（学校法人）、奉仕（社会福祉法人）のわざに招かれた〈宣教共同体〉として総力を結集して新たなる宣教の展開へと向かうことを決意する。

神が、われわれのこの決意を祝福し、この連合に連なる者を御旨の成就のために用いられんことを。」

ふりかえって、確かに高齢者福祉の分野においても、伝道、教育、福祉との連携がぎくしゃくした時があったと思います。それぞれ異なる法人間で、考え方の相違や、失望、そして運営上の確執があったことも事実です。しかし、私は、問題が生じても、互いの必要性を再確認し、また役割を見直しながら今日に至っていると確信しています。なぜなら、それぞれの働きは、神の御手の上でなされていたものであり、神の愛を知る経験となっていたからです。

組織の視点

マネジメントとは、人、もの、金、とき、知らせという資源を最大限有効に活用し、積極的な事業展開を進めていくことを言います。すなわち「人」とは、専門職、住民、ボランティア等の福祉の推進者とともに当事者も問題解決のための貴重な資源です。また「もの」とは、場所、知識、サービス・活動、物品等を含むものであり、「とき」とは、就業時間であり、ボランティアが活動する時間であり、さらには困難な課題を認識して挑戦する機会。そして「知らせ」とは、職員や関係者が持っている利用者やサービスに関する情報、住民が持っている地域に関する情報等々であり、それらの情報を大切にして、迅速に組織を運営していくことになります。私は職場内でしか通じない常識は、これを非常識と言った方がよい場合も多いと考えています。

今後、組織にとって大切なことは、以下のことです。

1. 目標としてのミッション

目標が組織の共通意識になっていないならば、それは組織運営の問題であるし、基本目標が時代の急激な動向に追いついていかないならば、それは目標自体の問題です。目標に照らした日々の働きの検証が必要ですし、ミッションに照らしてそれぞれの職員の正当な努力を評価することが大切です。

2. 経営体制の強化

責任体制が不明確な組織は、住民等の社会的評価を得られません。理事会と施設長の役割の明確化が求められています。また経営の適正化と透明性を強化していかなければなりません。監事監査制度、サービス評価事業等の第三者によるチェック体制を明確化し、かつ情報公開を進めることによって経営の健全化を図ることが必要となっています。またボランティア自身の評価は、サービスの質的向上に貢献することは言うまでもありません。

3. サービス推進体制の強化

組織内の他部門との連携が不十分な場合には、縦割りになって、きわめて非効率です。情報を共有化し、計画的かつ効果的な援助を行なうためには、日常的な連絡とともに、組織における各自の役割を確認することが重要です。そのためには、日頃から、以下の点に留意しておくことが必要でしょう。

（1）計画―実施―チェック―対応というＰＤＣＡ（Plan - Do - Check - Action）の循環が日常業務に定着すること

（2）マニュアルを作成することによって、どの職員においても適正なサービスが提供される

こと（SDCA=Standard - Do - Check - Action）

（3）リスクマネジメントの推進

（4）専門職の適正配置

（5）事業の専門性の維持、向上のための研修の体系化、職場内研修（OJT：On the Job Training）の推進

（6）人事・労務管理体制の強化（職員の能力開発のためのOJT研修の実施、外部研修、自己啓発に対する支援システムを明確にすること。また業務評価基準を明確化し、評価委員会を設けて、職員の実績に対する積極的な評価につとめること。給与体系と労働環境の整備等が課題とされている）

（7）不服申し立て、苦情対応システムを整備すること

各職員を孤立させるのではなく、組織として支援していくことはもちろんあたりまえのこと。そもそも組織は利用者のためにあるのであって、そのための組織体制を整備することが求められています。各職員の役割の明確化は組織にとって不可欠です。さら根源的なことは、教会・教育・社会福祉が互いに連携しあいながら歩んできた歴史に立ち返り、今のミッションを共通の目標として実現する方法を具体化することです。

キリスト教主義施設・団体の強み

利用者の思想・信条の自由を保障することが、社会福祉施設・団体の当然の義務であると思っ

ています。私にとって、生きていくために大きな力となることは、信じる神を死に到るまで、大切にできること。いかに絶望のなかにあっても、人知ではかりしれない神の力が働くことに希望を見いだす人も、決して少なくないと思います。

私は、それぞれの信仰を大切にすることも、キリスト教という宗教をバックにした施設の強みであると考えています。そして、契約時代の今日、そのような施設を選ぶことができる権利を利用者は持っていると思います。

だからこそ、キリスト教主義施設・団体は、利用者の祈りを大切にしてほしい。そもそも、祈りとは、今までの歩み、そして今の状況、さらに今から続ける歩みを率直に受けとめ、悲しみも喜びも祈りとして神に捧げる日々の行為であると考えています。祈りには、第一に神の愛への「感謝の祈り」、第二に支えていた、また現に出会っている人々に神の祝福が豊かに注がれんと願う「取り執しの祈り」、第三にいつも新たな出来事に出会い、新たな目でまわりを見わたし、新たな心で行なう「時にかなった祈り」、第四に自分を見つめ、不十分な自分に気がつき、謙虚に行なう「悔い改めの祈り」、第五にたえず導いてくださる神の存在への確信を持って行なう「不断の祈り」があります。それらの祈りの日々のくり返しが、自分にとって高齢期を生きてゆく大きな支えになると考えています。ですから、神と応答のできる祈りの時と場所を確保できる可能性を、キリスト教主義施設・団体に対して強く求められないかと考えています。

キリスト教社会福祉の座標軸

But a certain Samaritan, as he journeyed, came where he was. And when he saw him, he had

compassion. So he went to him…（LUKE　10：33・34）

ルーテルの歴史をたどって、私は、原点にこの聖句があり、そこには三つのCがキイタームとして書かれていると考えています。まず第一に共感（Compassion）、第二に共感から発する連帯（Collaboration）、そして第三に連帯を進めるキリスト（Christ）の愛です。共感と連帯を隣人としての横軸とするならば、縦軸にキリストの愛があり、クロスした座標軸によって、働きが具体化される。

ふり返って、キリスト教信仰に基づき設立され、運営されてきた事業が、困難に直面する人の生活、生命、存在を支える先駆的・開拓的役割を担っていた歴史的事実があります。多くの場合、各リーダーの強い個性と情熱、信仰が、使命を担う事業の推進力となり、横軸と縦軸を強く結びつけていたと考えています。しかし、今、私は、先駆者の働きを誇りとして歩みつつも、クロスする地点に「人間の存在」を置き、「生きていく営み」を理解することによって両軸の関わりをより強固なものとすることが大切であると考えています。その十字架がキリスト教主義施設のミッションであることを、私は願ってやみません。

弱き歩みを支え、成長を見守る

ルーテル学院大学　講師　髙山由美子

子ども観の変遷

時代や社会の犠牲となる子ども

子どもをひとりの人格ある存在として認め、その福祉を考えるようになった歴史は決して長くはありません。のちに「ゆりかごから墓場まで」に象徴される福祉国家の道を歩むイギリスでも、1601年に制定された「救貧法」の時代には、孤児や扶養義務者による扶養がなされない子どもは強制的労働の対象でした。また、同時代の日本でも人身売買、棄児、堕胎、間引きが頻繁に行なわれていました。

これらのことが行なわれてきた背景には、その国の政治のあり方やときに天災や飢饉などの自然状況の影響もあり、子どものみならず多くの人々がその時代の犠牲となってきました。しかし、なかでも社会において最も小さな存在のひとりである子どもは、自らの立場を主張することができず、他者に大きく依存しなければ生きることができないために、大人の意図によってその存在は常に揺らいできたのです。

『児童の世紀』の意義

1900（明治33）年、スウェーデンの女性思想家エレン・ケイは『児童の世紀』を出版しました。エレン・ケイがこの書をとおして世に訴えたことは、20世紀に平和の時代を築いていくためには、人間が変化することが必要であり、そのためには次代の担い手となる子どもの存在と個性を尊重する教育への変革が必要であり、20世紀を児童の世紀にしようということでした。このエレン・ケイの主張は、その後の子ども観の変化とこれにともなう子どもの権利思想に大きな影響を与えたといわれています。

実際、エレン・ケイの願いとは裏腹に、人類は20世紀を世界的な「戦争の世紀」としてその歴史を刻むこととなり、子どもが犠牲となる歴史もさらに続くこととなりました。しかし、エレン・ケイが『児童の世紀』を主張したことの意義は大きかったのです。それは真に「児童の世紀」を実現するためには、大人たちのもつ子ども観の転換が必要であることを訴えたからです。先人たちは、人間の権利を獲得する歴史を歩んできたのですが、それは自らが血を流し、多くの闘争や戦いをとおして獲得してきた当事者による権利獲得の歴史でした。しかし、子どもが子どもの権利を獲得するために、当事者として同様の歴史を歩むことはできませんでした。それは前述したように、いつの時代も子どもの存在は常に大人たちの意図によって揺らいできたため、子どもがその権利を獲得し、自らのものとするためには、まず大人たちの子ども観の転換が不可欠だからです。

子どもがひとりの人格ある存在としてのその権利が認められるためには、子どもは歴史をつくり上げていく次代の担い手であり、可能性と希望に満ちた存在であることを大人が認識し、これを実現することを決意しなければなりません。エレン・ケイの『児童の世紀』にはこのような決

意が込められていたのです。

子どもの権利に関する歩み

子どもへの福祉について、「権利」がうたわれるようになるのは、20世紀になってからです。1924（大正13）年、国際連盟は「児童の権利に関するジュネーブ宣言」を採択します。ここでは、第一次世界大戦の惨禍に対応すべく、「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負う」ことを明文化しました。これは、国際機関の採択による子どもに関する初めての権利宣言です。この宣言がその後の世界各国における児童憲章や児童福祉法体系整備に影響を与えることとなりました。

日本における児童福祉法の制定は戦後の1947（昭和22）年です。戦争の犠牲となった戦災孤児、引き上げ孤児などの養保護児童への対応としての児童保護政策が「日本国憲法」の理念にもとづいた児童福祉法の成立へと展開しました。その後1951（昭和26）年に「児童憲章」が制定されました。「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」ことがその前文でうたわれ、子どもが人格あるひとりの存在としてとらえる児童観が反映されました。その後の国際的動向としては、1959（昭和34）年の「児童の権利宣言」、1979（昭和54）年「国際児童年」、1989（平成1）年の「子どもの権利に関する条約」が続いていきます。

これらの動向にあわせて、社会のもつ子ども観は大きく転換してきましたが、それは子どものもつ特性をふまえた、自ら主張することのできない弱い存在である＝「守られるべき存在」という子ども観と、子どもであっても人格を有する成人と対等な存在である＝「権利を有する存在」

という子ども観の両側面の重要性を徐々に明らかにしてきた歩みであったといえます。

「子どもの権利に関する条約」にもとづいた子どもへの支援を考える

「子どもの権利に関する条約」の意義

1989（平成1）年に国際連合によって採択された「子どもの権利に関する条約」（以下、条約という）は、世界人権宣言や国際人権規約の原則に則り、前文と全54条によって構成されています。この条約は、世界の子どもたちの健康と安全が守られ、安心して幸せに暮らすことの実現をめざしたものです。その内容は、（1）子どもの生存権と発達権の保障のための「サービス提供」、（2）あらゆる形態の暴力からも逃れる権利があり「保護」されるべきであること、（3）すべての子どもは自分の意見を持ち、これを述べ、聞いてもらえる権利を有し自身に関わる場面や決定のプロセスに「参加」できること、（4）この条約が大人および当事者である子どもに広く知られるよう「普及」されるべきであること、の4側面からその権利について述べています。[*1] 条約では、子どもの権利について、保護されるべき存在としての受動的側面と、意見表明権、表現・情報の自由、結社・集会の自由など能動的側面からとらえ、さらにこれを普及、検証するための責任について言及している点において、それまでの宣言等の枠を超える画期的な内容となっています。

「子どもの権利に関する条約」を伝えていく責任

この条約は第42条で、「締約国は、この条約の原則および規定を適当かつ積極的な手段により、

大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する」とし、広報の義務を明文化しています。いうまでもなく、条約は「子どもの権利」に関するものであり、子どものために締約される条約です。そのため、当事者である子どもに対し、子どもがもっている権利を具体的に伝えていくことは、これを批准する国の大人たちの当然の責任です。しかし、条約が採択されて16年、我が国が条約を批准して11年、この間日本の子どもたち、大人たちの間にこの条約への認知が広がり、理解が深まっていったと言えるでしょうか。「子どもの権利」という概念を教えられることなく、知らずに育ってきた大人がまだまだ多数を占める社会にあって、そのことの重要性を伝えていく大人が増えていない状況からは、現実に日本の子ども観は大きく転換しているとは言えないのかもしれません。

それは、この条約の日本政府訳を読んでも想像に難くありません。たとえば第12条の意見表明権の政府訳は「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢および成熟度に従って相応に考慮されるものとする」です。日本政府訳は大人が読んでも難解な表現です。非政府組織の国際的人権擁護団体であるアムネスティ・インターナショナルの日本支部長を1999（平成11）年まで務めていたイーデス・ハンソン氏は「大人でさえ、自分の身体と心と暮らしを守っている社会的なきまりを知らなければ、弱い。もっと受け身で無防備な子どもだと、なおさらです。やはり、国の法律や国際社会の約束をきちんと知る

＊1　国際ソーシャルワーカー連盟編著、日本社会福祉士会国際委員会訳『ソーシャルワークと子どもの権利「子どもの権利条約」研修マニュアル』（筒井書房、2004年）22～23頁

必要がある」と述べています。[*2] このような思いから1994（平成6）年にアムネスティ・インターナショナルがこの条約を「もっと普通の生活で使う、ピーンとくるような言葉で表現してくれる人はいませんか」と呼びかけた「子どもの権利条約　翻訳・創作コンテスト」において最優秀賞に選ばれたのは当時14歳のふたりの中学生による訳でした。これは『子どもによる子どものための「権利条約」』（小学館、1994〈平成6〉年）と名づけられています。この訳文において、意見表明権は「ぼくらにだって、言いたいことがある」とされています。なんといきいきとした表現でしょうか。

条約の意味を理解し、ほんとうに伝えていこうとするならば、生きて届く言葉が必要になります。そして、条約の意味がほんとうに伝わったときにはじめて、大人も子どもも自分の言葉でこれを表現することができるようになります。大人には条約を伝えていく責任があります。そのためにもこの条約への理解をとおして、もう一度大人の持っている子ども観を問い直す必要があるのではないでしょうか。

ソーシャルワーク実践としての具体的な支援の必要性

子どもの権利条約にある、子どもが持つ一つひとつの権利を実現していくために、ソーシャルワーク実践は不可欠です。それは『IFSW（国際ソーシャルワーカー連盟）人権とソーシャルワークのマニュアル』（1992〈平成4〉年）に「ソーシャルワークは人道主義的、民主的な理想を追求するところから始まりました。ソーシャルワークの実践は、その当初より、人々のニーズを満たすこと、人々のもつ可能性と資源を発展させることに焦点をあててきました。」とあるように、これを実現するためにソーシャルワークは常に変革を目指して、個人、家族、グルー

プ、政策、法律、社会等、あらゆる分野をその対象としているからです。そして、子どもの権利という観点から、その権利擁護への取り組みについて、以下の見解を明確にしています。[*3]

（1）子どもはすでに立派な人間であり、人間になる成長過程にあるものではない
（2）子ども時代はそれ自体価値があり、単に大人になる成長過程ではない
（3）子どもは自分の人生を切り開く主人公である
（4）年齢による差別は是正されるべきである
（5）子どもの人権を守ることは、ソーシャルワーカーが幼児や子どもの特別なもろさ、傷つきやすさについて言及することである

大人は、そしてソーシャルワーカーはこの見解の意味を深く受け止める必要があります。なぜならばこの見解は私たちは、「子どもとは立派な人間や大人になる成長過程にある」ととらえがちであることに注意を向けさせようとしているからです。子どもがたとえ「子」であっても、完全な存在としての「個」であることを前提としているのです。その上で、子どものもつ特性としてのもろさ、傷つきやすさ、弱さへの支援があるとしています。これまでこのような両側面からの視点を十分に持ち得なかったことが、長い歴史の中で子どもの存在を揺るがしてきたとも言えるのです。

上記のように、子どもの権利擁護に取り組む際の確たる視点を明確にするソーシャルワーカーは、具体的な方法論を修得する必要があります。ＩＦＳＷは、『『条約』の原則を貫こうとする際、

＊2　小口尚子、福岡鮎美『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」』（小学館、１９９５年）１７０頁
＊3　＊1　17～18頁

ソーシャルワーカーには特別な技術が必要となる」[*4]として、世界各国のソーシャルワーカーに要請し、提供された事例を盛り込んだ『「国連子どもの権利条約」研修マニュアル』を発行しています。[*5] 条約を子どもの権利を実現するためのソーシャルワーカーの行動綱領と位置づけ、具体的な支援策を模索していくことが専門職であるソーシャルワーカーに課せられている責務です。

イエス・キリストをとおした子どもへのまなざし

ここまで、子ども観と子どもの権利について、その実現に責任を果たすべき大人と専門職であるソーシャルワーカーの視点から考えてきました。しかし私たちが子どもへの支援をその働きとして与えられ、これを継続していくことができるのは、私たちの存在を支えるイエス・キリストとそのイエス・キリストをとおした子どもへのまなざしがあることを知っているからです。

ルーテル関係社会福祉の実践のなかで

子どもの権利がうたわれはじめた20世紀の初頭、日本においてもルーテル教会による子どもへの支援が始められています。わが国におけるルーテル教会による子どもへの支援は、食糧の不足や子ども・女性の身売り、震災、戦争など、常に日本の貧しさと歴史的にも悲惨なできごとを背景になされてきました。宣教師たちにとってキリスト教の伝道はまさにミッションでしたが、人として生きることが脅かされている存在との出会いにより、それが「行ないがともなわない信仰は死んだものである」（ヤコブの手紙2章26節）のことばによって突き動かされ、愛の実践もまた大きなミッションとなったのです。宣教師として来日しながらも慈愛園の創設者となったモー

ド・パウラス先生は、その書『愛と福祉のはざまに』で「この仕事は神さまから与えられたものであると確信していた。それならば神さまは適当な働き人を備えてくださるであろう」と述べています。先生をはじめとする宣教師たちの実践が形あるものとなる以前にあっても、出会っていく子どもたち、そしてその子どもを手放していく親たちに向き合い、まさにミッションとして受け入れていくのでした。それは一見、きりも限りも見えないと思われる、日本の人々がおかれている貧しさとの戦いのようでもありますが、先生はその向こうにはっきりとイエス・キリストの姿を見ていたのでした。イエス・キリストの「子供たちを来させなさい。私のところに来るのを妨げてはならない。天の国はこのような者たちのものである。」（マタイによる福音書19章14節）のことばとともに。

子どもをとりまく今日的社会状況のなかで

しかし今日、子どもをとりまく状況は大きく変化し、貧しさを背景とした支援から、いつしか豊かさを背景とした貧しさへの支援となっています。

少子化や核家族化等による世帯構造の変化は、数少ない子どもの一人ひとりが大切に育まれる環境にはなりにくく、かえって子どもや家族の抱える問題を大きくし、深刻化することの要因にあげられるようになっています。少子化は高齢化とセットで語られることが多く、社会の不安要素としてとらえられがちです。一見、子どもが豊かさを享受できるようにみえる少子化のメリッ

＊4　＊1　19頁
＊5　＊1

トは意外に少ないのかもしれません。いかに物質的には豊かであったとしても、子どもを取り巻く課題や子どもがかかえる問題は、すでに家族、家庭、あるいは学校という場だけでは解決を図ることは困難です。むしろ少子化だからこそ、「地域」や「社会」という尺度が一層必要となっているのです。しかし、大人たちもまた「地域」に居場所を持っていません。「人の目」は感じても「人とのつながり」を感じて地域に生活を築いている実感は薄いのです。そして、自身の存在を地域のなかでは確認できにくくなっています。

大人にとっても子どもにとっても、一人ひとりが生活を築き、ともに生きることを与えられている「地域」や「社会」へのまなざしが不可欠になっているのでしょう。イエス・キリストのまなざしは、いつもコミュニティや人の輪からはずれ、孤立して存在している人びとに向けられていました。イエス・キリストのまなざしのあるところに自分の存在を確認している私たちは、そしてそのイエス・キリストによって建てられている神の教会は、今日の地域にあって、豊かさを背景とした人とのつながりの貧しさに、いかなるまなざしを向けていくことができるのかが問われています。

「ちいさい　ひつじが」語るメッセージ

ちいさいひつじがいえをはなれ
ある日とおくへあそびにいき
はなさくのはらのおもしろさに
かえるみちさえわすれました

『こどもさんびか』（日本基督教団出版局）所収の「ちいさい　ひつじが」の一節です。これは

「迷い出た羊」の物語として、マタイの福音書（第18章第12～14節）に記されているたとえ話が、『こどもさんびか』になったものです。

聖書は以下のように語っています。

「ある人が羊を百匹持っていて、その1匹が迷い出たとすれば、99匹を山に残しておいて、迷い出た1匹を探しに行かないだろうか。はっきり言っておくが、もし、それを見つけたら、迷わずにいた99匹より、その1匹のことを喜ぶだろう。そのように、これらの小さなものが滅びることは、あなたがたの天の父の御心ではない」

この聖書の箇所を読み、そして、帰る道がわからなくなり闇のなかでないている羊を、遠くの山や谷底まで探す羊飼いの姿をうたう「ちいさい　ひつじが」を思い返すとき、私たちは誰にも替えがたい、一人の人格を持つ大切な存在として、探され、待っていてもらえる存在であることをあらためて覚えることができます。羊飼いに見つけられた羊は、その胸に抱かれ、喜びいっぱいに躍るのです。

モード・パウラス宣教師は実践のただなかで「散らされた人びとを集め、ひとりも失わないようにする」と述べました。一人に向き合い、一人にこだわる先生の実践の姿に、イエス・キリストに倣う実践がルーテル関係社会福祉の実践の礎となっていることをみることができます。

子どもたちに伝えていくべきこと

子どもたちへの支援をとおして私たちが伝えていくべきことは、イエス・キリストのまなざしをとおしたとき、人間は一人ひとりが大切にされる存在であることを実感できることです。そしてその支援とは、こどもの内側に自己肯定感と安心感を生み出すことです。

私たちがイエス・キリストから向けられているまなざしを子どもたちに向けていく。イエス・キリストのまなざしを知るからこそ、私たちは、神の意図によって揺らぐことのない、子どもたちの弱き歩みを支え、成長を見守る支援を続けていくことができるのでしょう。

神の前にあっては弱き存在である私たちが、イエス・キリストにとらえられ、その弱きを支えられることを知るからこそ、私たちは弱きを支えることの意味を知り、私たちの実践が立ち戻るところはそこにしかなく、同時にそこにこそあることを知るのです。

第二部　実践編

関東大震災からのよみがえり——東京老人ホームとベタニヤホーム前史



創立者　A.J.スタイワルト牧師

九州を中心に宣教活動を展開していたルーテル教会が、東京伝道を本格的に開始したのは宣教20周年にあたる1912（明治45）年のことでした。この年の10月31日、宗教改革記念日に、山内直丸、F・D・スミス牧師により正式に東京教会が設立され、学生寄宿舎「聴声舎」、さらに「母の相談所」、乳幼児の診療を目的とする「診療所」の設置なども行ない、大都市における多角的な宣教活動を展開し始めました。そのような宣教理念が後年「東京老人ホーム」「ベタニヤホーム」を生み出す源となったのかも知れません。

その後、紆余曲折を経ながらも、ようやく教会が定住の地を新宿・西大久保（現「日本福音ルーテル東京教会」所在地）に取得したのが1923（大正12）年2月でした。

当時の牧師は、「東京老人ホーム」「ベタニヤホーム」の生みの親ともいえるA・J・スタイワルト、本田傳喜でした。

このように定住の場を得、態勢を整えた教会が本格的に宣教活動を始めようとした矢先、同年9月1日午前11時58分、関東全域は空前の大震災に襲われたのでした。マグニチュード7・9という地震が原因となり、防災態勢の不備から東京・横浜のほぼ全域が焼失し、死者・行方不明者14万2千人、負傷者10万人余、被害世帯69万世帯という未曾有の大惨事でした。

この惨事に対するルーテル教会の反応は国内外とも素早いものでした。9月25日には災害を受けた子どもたちを九州熊本にある慈愛園に迎える準備を始め、さらに滝本幸吉郎、E・T・ホーン（ホールン）、本田傳喜、A・J・スタイワルトを救済委員として任命し、実際の救援活動の責任を在京のスタイワルト、本田両牧師に委嘱しました。



創立者　本田傳喜牧師

救済委員会は、諸教会、団体で組織された基督教震災救護団に加盟し、その連携を得て、東京市麻布区市兵衛町1の1のスペイン公使館の敷地内に救護本部を設置し、積極的に救援活動を行ないました。重点は、ただちに支えを必要とする老人、母子に向けられました。

米国のルーテル教会は9月27日付けで全米の教会に募金を呼びかけ、中国、インドの教会からの義援金も加え3万5千ドル（約8万円）が送られてきました。これが、救援活動の資金および高円寺の土地購入資金等となりました。

スペイン公使館内に救護本部を置いた救済委員会は、内務省から提供された組み立てバラック210㎡に、33㎡の炊事場、浴場を加え、まず老人救護施設を整え12月13日に開院式を行ないました。

この時、熊本にいた松永チマ先生は本田牧師から手紙をもらい施設での働きを依頼されました。しかし、当時すでに蚕糸試験場の繭繰りの専門技術者兼教師であった先生は、「畠違いですから」と返事をし続けましたが、結局は信従の祈りに励まされ「神さまのご命令」に従って、生涯を老人ホームの働きに捧げました。またそれを意味ある仕事とするために、夜間に神学を学んだり、教会での伝道の活動も積極的に行ないました。

当時、老廃保護事業として「養老院」という言い方に代えて、明るい印象を与える「東京老人ホーム」と命名しました。その時、朗読された聖書の個所がマタイによる福音書25章35節以下でした。職員は、ホーム長・A・J・スタイワルト、副長・本田傳喜、主任・松永チマ、書記・岡本繁男、炊事・中谷駒吉夫妻という陣容で、14日には上野の池之端病院から6名の老人が入所してきました。その後、1年間に59名（男性36名、女性23名）、延べ1万2千481名を迎えたのでした（14名退所、7名死亡）。

一方、母子に関しては、少し遅れて、1924（大正13）年初めに、同じ敷地内に3千300㎡のバラック（25室）の母子施設および幼稚園を建設し活動を始めました。これが「ベタニヤホーム」の始まりです。職員は、両施設兼任でした。

高齢者と寄りそって生きた80年・東京老人ホーム

社会福祉法人東京老人ホーム　理事長　**内海　望**
同　常任理事　**深澤孝寿**
ルーテル学院大学　学長　**市川一宏**

高円寺移転から保谷定住まで

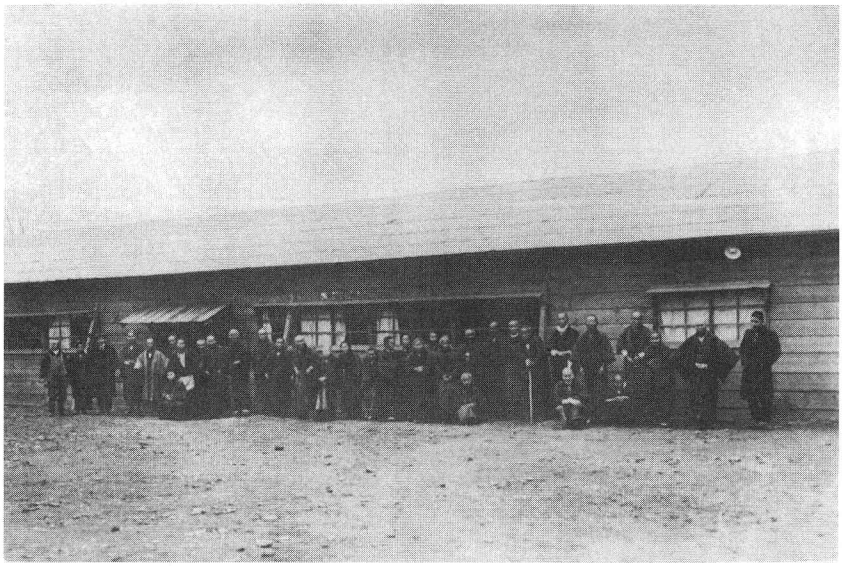
スペイン公使館との借地契約は1924（大正13）年9月までででした。そこで、教会は米国よりの義援金をもって東京府下杉並町高円寺303番地に土地2千㎡を購入。8月8日に移転し、そこを活動拠点としました。

緊急の援助活動として始められた老人救護でしたが、入所している老人の要望に加え、東京都からの要請もあり、恒久的な施設として歩み始めることを決意しました。

はじめは、教会の義援金に頼っていましたが、やがて1932（昭和7）年に施行された救護法[*1]によって運営される施設となりました。

このような経過を経て、1936（昭和11）年に、教会は三井報恩会、服部報公会など諸団体の援助も受け、現在地にホームを移転させました。土地3千300㎡、建物390㎡、当時の住所は北多摩郡保谷町大字上保谷新田16でした。

＊1　政府は生活困窮者の増加に、昭和4年救護法を公布。昭和6年2月全国方面委員の請願により、昭和7年1月1日実施となる。



高円寺時代（1924年）

戦前、戦中の歩み

当時、すでに日本は1931（昭和6）年の満州事変に始まるいわゆる15年戦争へと突入し、1941（昭和16）年の太平洋戦争へと一直線に向かっていました。

これは老人ホームの運営に大きな影響を与えました。「富国強兵」という国策の下では、高齢者への配慮が後回しになったのです。食糧事情は逼迫し、職員、利用者とともに畑を開墾するという状態で、栄養不足から多くの死者を出しました。死者を収める棺もままならず、火葬場まで遺体をリヤカーで運んだこともありました。そのなかで、軽微の空襲以外は何事もなく、20名ほどの利用者全員が終戦まで守られたということは、職員、利用者の一体となった献身的働きによるものであったことは、特記したいと思います。またそれに加え、近隣の住民によって味噌や醤油の供給をはじめとする様々な形の支援の手がさし伸べられたという事実も感謝して記録にとどめたい。

しかし、何よりも施設開設の日から休まず続けられてきた朝の礼拝、祈りの時を通して神さまの力を与えられたことが、この難関を乗り切ることができた力であった

と開設当時からの責任者である松永チマ先生は語っています。この礼拝が現在の日本福音ルーテル保谷教会を生み出したのです。

戦後から現在まで

戦後はホームへの援助もかわり、1946（昭和21）年に養老施設の認可を受け、また、生活保護法施行によりそれまで一人18円だった救援費が48円になり、生活は多少楽になりました。しかし、食糧難は依然として続き、利用者にとって米国からの「ララ物資」[*2]は大きな恵みでした。なお、1950（昭和25）年には近くの土地、1千400㎡を取得して菜園としました。また、1952（昭和27）年5月17日、社会福祉法人「東京老人ホーム」設立の認可を受けて、独立法人となり現在に至っています。

事業は、1953（昭和28）年に隣接地1千800㎡を取得し、法人の所有する土地は約6千500㎡となりました。建物はその後の10年間に共同募金や東京都の補助金を受けて増改築し、施設の建物は延べ約3千300㎡に拡大しました。

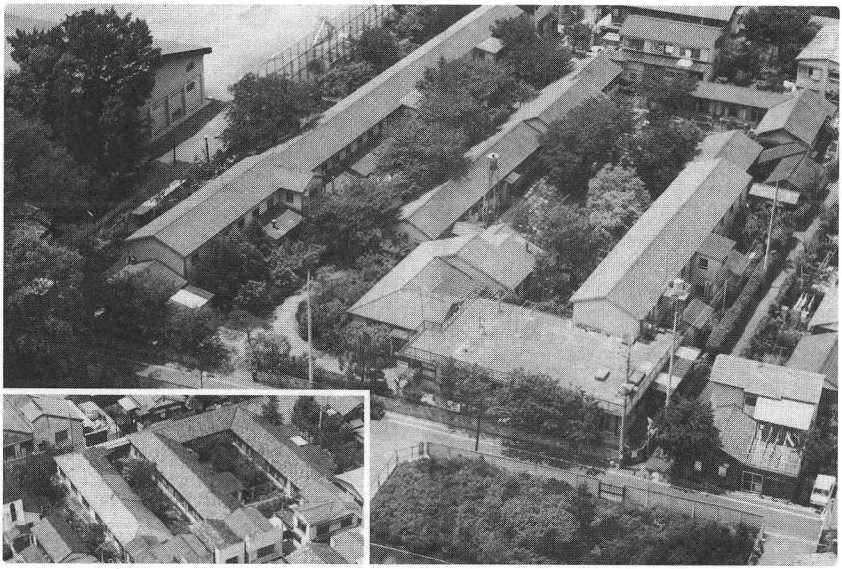
1963（昭和38）年、国は老人福祉法を制定し、施設事業は「養護、軽費、特養」の三つの種別の「老人ホーム」に分けられました。この時、国が用いた「老人ホーム」の名前は「東京老人ホーム」が40年前に名づけ、戦中も変えずにきた名称でした。

1965（昭和40）年には、施設の入居者も増加し、ホームの事業規模は、養護老人ホーム160名、軽費老人ホーム50名、合計210名となり、職員の確保にも大変苦労しました。九州の教会関係者を通じて集められた職員も多く、住宅も用意しました。

また、1970年代になって、入居者の増加にあわせ入居者の高齢化・病弱化が進むに従って、住み慣れたホームからほかの特養ホームへ移住を余儀なくされ、さらに複数人部屋でプライバシーが守れない、失禁や「呆け」が恥ずかしいなどの訴えなどがあり、「高齢者の尊厳が守れない」という不本意な状況が顕在化しました。

ホーム創設以来の本田傳喜理事長（1967〈昭和42〉

＊2　アメリカの複数の教会・労働団体・社会事業団体が連銘して行なった食糧（粉ミルク・砂糖など）衣類支援。



保谷市柳沢　旧本館・別館

年召天）、松永チマ施設長（1972〈昭和47〉年召天）の後を継いだ日高施設長は、日本の戦前戦後の社会に貢献してきた高齢者が安心して暮せるより良い福祉社会を目指して、施設と地域の両面にわたって、先駆的な活動を次々と実行しました。しかし、施設は木造のため老朽化が激しく、建て替えを必要とし、この願いは20年続きました。そして、1980（昭和55）年代後半、バブルによる土地の高騰はホーム建て替えを可能とさせました。すなわち、別館の土地を売却することによって、自己資金の調達ができたのでした。

1990（平成2）年9月、鉄筋5階建て（9千300㎡）の現ホームが完成しました。総工事費は2948百万円で、国が養護の分117百万円、東京都が1007百万円、武蔵野・保谷両市が960百万円、法人の自己資金が864百万円でした。

全国初の全室個室の特別養護老人ホーム（80名＋8名のショートステイ）と養護老人ホーム（50名）、軽費老人ホーム（100名）のあわせて238名（238室）の複合型施設となりました。（注：特養の全室個室は4年後の1994〈平成6〉年までかかりました。）

現在、特養の新設に際しては「ユニット型全室個室」以外認めないと、国の政策方針は変更されましたが、そ



保谷市柳沢　旧本館／朝礼

れに先立つ約10年前に東京老人ホームは全室個室化にふみ切ったのでした。また、当時の石居正己理事長は、「各一部屋から建物を組み立て、ホームの性格は異なるものに、各階を合わせて一つの群れとして考えていた」とふり返られます。

現在、施設は15年目に入り、建物の一部改修の必要もありますが、施設入居への国の制度が変わるなかで、「社会福祉法人」の目指すべき役割については再検討しています。

ホーム事業の運営と経営理念

ホーム事業の運営に必要な費用についてみますと、設立当初は教会の支援、その後戦前の１９３７（昭和12）年までは教会の支援と民間団体からの寄付金が半々、戦中は民間からの寄付金が頼りで、感謝しつつも、大変な苦労の連続であったことも事実でした。戦後は公費中心の時代となり生活水準は向上しました。

１９７５（昭和50）年以降は高齢化が進み、国と地方による措置費、補助金制度で施設整備（ゴールドプラン）が進められましたが、国は、急速に進む超高齢化時代に国の財政が対応できないとの判断をし、２０００（平成

12）年から介護保険制度の導入を行ない、公助、共助、自助の原則を強調するに至っています。

この間の東京老人ホームは、創設以来、お年寄りへの対応を一貫して「一人ひとりをよく理解し、やさしい言葉かけを心がけて仕える」こととし、職員に徹底してきました。これはキリストの「愛」がなければこの事業は意義が失われるという創設者や松永施設長の信仰から来る強い経営理念によるものです。創設80年を過ぎた現在も、法人の活動を支えてきたルーテル教会の精神は受け継がれています。

（1）利用者が心身ともに安心して暮せる生活をつくる――キリストの「香り」に満ちたホームをつくる愛の精神――と、

（2）利用者とそこに働く職員が喜びにあふれた生活をつくる――人間らしく生きられるように自立した生活を支援し、ともに喜ぶ――ことを目指し、２００３（平成15）年には職員の提案した「利用者・家族・職員」の和を願う「ロゴ」マークの採用も行ないました。

施設の地域密着型事業等の歩み

ホームは１９７０（昭和45）年以降、地域の人々に役立つ事業への取り組みを行なってきました。その働きのなかから特記すべきものは、

（1）高齢者の健康・生活相談（昭和46年～現在）

（2）武蔵野市老人食事（配食）サービス事業（昭和47年～平成15年）

（3）ひとり暮し老人等への緊急通報システムの開発と実用化（昭和55年～平成12年）

（4）高齢者向け体操教室（昭和57年～現在）

（5）老人と同居の家族への料理教室（昭和54年～平成10年）

（6）老人向け料理ノートの出版と配布（昭和54年、全国に6万部）

などで、今日の在宅サービス、医療・介護予防等にあたるものの先駆けと言えるでしょう。

また、施設の建て替えに際して、１９８４（昭和59）年に、「高齢者住宅・施設研究会」（行政、学者、施設の協力）を約1年かけて開催し、高齢社会における老人福祉施設体系のあるべき姿を検討し発表しました。この内容は、高齢社会に向けて「高齢者の住環境」を考え、老人福祉法制定後20年に「老人福祉施設のあるべき姿」を抜本的に見直すものでした。



現在の東京老人ホーム（1990年建て替え）

具体的には、(1)高齢者の住宅政策、(2)施設の居住環境、(3)在宅サービス(住み慣れた場所)の充実、(4)中小規模の分散型施設、(5)センター施設は大規模でなく生活の場となるユニット型(個室)、(6)施設サービスの向上のため自己責任、本人負担前提に在宅との公平を図るという地域密着型ケアを構築するものです。

これは現在の介護保険制度の見直しの結果として、2006（平成18）年度から実施される新しいサービス体系における地域密着型サービスの内容とほぼ同じ内容のもので、20年を経てこの提案は日の目を見ることとなったと言えます。

「東京老人ホーム」のミッション

今までの歩みを検証すると、東京老人ホームの一貫したミッションが明らかに輝いていると考えています。第一に、住居と食を必要としていた被災した人々に駆け寄ったこと。本田牧師、スタイワルト牧師らは、関東大震災の惨状のなかで、臨時の病院等のそれぞれの避難場所を訪れました。ただ、待っているのではなく。まさに「一人のいと小さき者になしたるはわれになしたるなり」（マタイによる福音書25章40節）という神の愛の実践を

原点とし、東京老人ホームの歩みが始まったのです。

そのミッションは、確実に受け継がれてきました。ホームの施設長として長く働かれた日高登先生が、全国に先駆けて給食サービスを始められた契機は、一人の高齢の女性との出会いでした。一人で暮し、満足な食事をしていない。そして一人で暮す淋しさ、孤独感を訴えられた女性と出会い、見過ごせなかったのです。そこで、日高先生は、行政と掛け合い、ホームの調理機能を広げ、ボランティアを募って始められたのが、給食サービスでした。その取り組みは、求めている人々に応え続ける東京老人ホームのミッションを実現したものであると、私たちは、思っています。そして、生きていくために不可欠な食事をともにする場を確保してきました。そこには、第二のミッション、すなわち神の愛に感謝しつつ、「ともに食卓を囲む」というミッションが示されています。豊かな食事を提供するための職員の努力を明記する必要があります。

また第三に、たくさんの祈りがあったこと。創設時に、本田牧師は、3年間の予定で、熊本にいた松永チマ先生を呼び寄せました。松永先生が、その仕事を引き受けるかどうか迷うなかで、「では、祈りましょう。あなたの信仰が最後まで続く方に祈ってゆくならば、必ず神様はそうして下さる。こちらにおるのがあなたの信仰のためか、東京に出た方が信仰のためか」と祈って下さった教会員の方がおられました。その方の名前は、わかりませんが、その一人の教会員の当然の祈りが、今のこの法人を社会に残したのです。ルーテル教会は、ボランティアを送り、また財政面や精神面でも、東京老人ホームを支え続けてきました。それが力となり、日本で先んじて緊急通報システム等、地域で生活する高齢者へのサービスを開発し、全国に広がる先駆的実践が生まれたのでした。

第四に、全国に先駆けて特別養護老人ホームの個室化をめざした時、当時の厚生省の姿勢は数の確保を優先させたもので、東京老人ホーム関係者は、強い圧力を感じざるを得ませんでした。様々な困難に直面した時、日高登先生のリーダーシップの元、強い信念をもって乗り越えてきた職員、関係者の働きを忘れることができません。

第五に、利用者の生きる姿に寄りそおうとするミッションです。現在の理事長である内海望牧師は、死の瞬間まで、利用者に寄りそうサービスを行なうことを、「東京老人ホーム」の役割として掲げ、常任理事深澤孝寿先生とともに取り組まれています。そのために何より必要であるのは、「キリストの香り」（愛の香り）に包まれたホーム作りです。「香り」は目に見えませんが、からだ

全体に染み渡る力を持っています。香りに魅せられ、思わず深く息を吸い込む時、キリストの愛に生かされる平安が与えられるのです。

東京老人ホームの強味は、暗黒の社会にあって、光となり、かつ従事者の支えとなるミッションを継承してきたことです。また、求めているところに歩んできた実績と教会、社会福祉関係者、そしてルーテル学院大学等の教育機関とのネットワークがあることだと考えています。それは、主の御手のなかでの働きでもあります。

参考資料

1 「60週年記念［開かれた施設をめざして］」1983（昭和58）年12月発行
2 「70周年記念［人間としての尊厳を考える］」1994（平成6）年3月発行
3 「高齢社会における老人福祉施設体系のあるべき姿――東京老人ホーム今後のあり方」1984（昭和59）年12月報告書
4 「社会福祉と聖書――福祉の心を生きる」1998（平成10）年2月発行
5 「老人ホームの生活［東京都内特養東京老人ホーム20施設の処遇調査］」1990（平成2）年5月発行
6 「高齢者施設の［個室ケアマニュアル］」1998（平成10）年9月発行
7 「老人向き料理ノート」1979（昭和54）年3月発行
8 「鶴ケ谷保育所［希望園］10周年記念」1983（昭和58）年3月発行
9 「ブラジル国在住日本国籍老人の生活実態調査――調査報告と課題・提言」――1988（昭和63）年3月
10 「ひとり暮らし老人等の緊急時通報システム開発研究報告」1982（昭和57）年・1986（昭和61）年改訂
11 「高齢者向き体操の手引き」1982（昭和57）年12月発行
12 「東京老人ホーム［ボランティアの手引き］」1993（平成5）年12月
13 「ロゴ」マーク（2004年採用）

子ども、親、そして地域とともに明日を拓く・ベタニヤホーム

社会福祉法人ベタニヤホーム　施設長　長畦（ながうね）すめる
ルーテル学院大学　助教授　加藤　純

社会福祉法人ベタニヤホームの開設

震災で夫、父親を失った母子支援活動は内務省の委託を受け、本所区柳原町3丁目36番地（現・墨田区江東橋）に敷地1千140㎡を借り受け、母子ホームおよび幼稚園を建築し、1924（大正13）年3月に移転しました。「ベタニヤホーム」の出発でした。居室は40室、40家族収容、幼稚園、託児所、礼拝室、作業所、浴場、洗濯場を付設しました。

この際、内務省より建築資金として3万300円、そのほか木材615石、フェルト60巻、運用資金として2万円が提供されました。

このように母子ホームまた老人ホームに政府より多大な援助があったのは、ルーテル教会の援助活動が社会的に高く評価されたことの証左でしょう。運営責任者および職員は、はじめは老人施設職員の兼任でしたが、やがて幼稚園教師2名、助手2名なども加わり、独自の態勢が整いました。

この母子ホームは、内務省の要請があったことから、老人ホームとは異なり、はじめから恒久的な施設としての運営を意図されていたと考えられます。

教会は1929（昭和4）年の第10回年会において、救済委員会の委員長をE・T・ホーンとし、G・ビヤーズ宣教師、本田傳喜牧師、三浦豕牧師、J・A・リン宣教師からなる東京社会事業委員会に改編し、両施設の管理にあたらせることとしました。これに翌年の第11回年会において、すでに1919（大正8）年に来日し、九

州で働いていたA・パウラス宣教師を委員に加えました。A・パウラス宣教師は翌年東京に転勤し、太平洋戦争の勃発によって1941（昭和16）年に帰国を余儀なくされるまで、「ベタニヤホーム」の基礎作りを行ない、市川市国府台に住居を置き、精力的に活動を行ないました。1931（昭和6）年には市川市内のA・パウラス宣教師の自宅を開放し、母子寮の虚弱児の育成をし、1933（昭和8）年には保育事業を開始しました。これが現在の「千葉ベタニヤホーム」設立へとつながるのです。

一方、1927（昭和2）年には江戸川区小岩において、ベタニヤ母子ホーム退寮者と地域の幼稚教育施設として「富士見幼稚園」を開設しました。

ちなみに、「ベタニヤ母子ホーム」という呼称が正式に教会の記録に現れるのは1931（昭和6）年の日本福音ルーテル教会の第12回年会からです。この間、1935（昭和10）年には、ベタニヤホームでの職員、利用者による礼拝、教会学校を基盤に本所教会が開設されました。今日の日本福音ルーテル聖パウロ教会です。

戦中・戦後

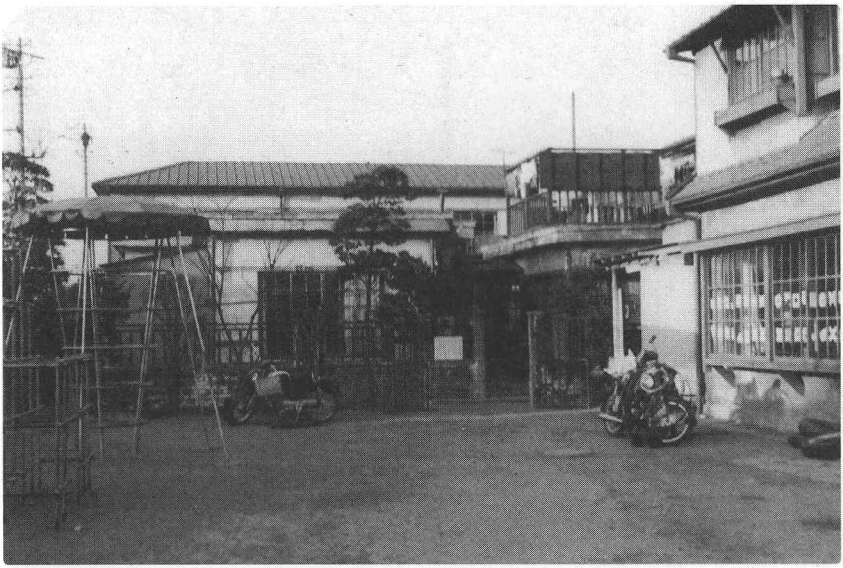
太平洋戦争の勃発にともない、宣教師が帰国を余儀なくされてからは、本所教会の内海季秋牧師が責任者となりホームの管理運営にあたりました。この間、英語ということで「東京老人ホーム」の場合とは異なり、「ベタニヤ母子ホーム」の名称を「菊川橋母子寮」と改めました。しかし、経済的には戦死者の家族の保護という国策もあり、政府、諸財団から潤沢な援助を受けることができました。

しかし、1945（昭和20）年3月10日の東京大空襲の折、その中心に位置したホームは灰燼（かいじん）に帰し、利用者は13名の生存者を残し、残り20余名すべてが死亡するという悲惨な状況に陥ったことを忘れることはできません。母子寮主任として活躍していた喜多野こと氏、また幼稚園職員であり、松本学明牧師の娘である松本喜恵子氏なども犠牲者に含まれていました。

完全に焼失し、利用者も四散した後、ベタニヤホームが再建されるのは1947（昭和22）年をまたねばなりませんでした。

戦後処理・再建・法人開設

1945（昭和20）年8月15日、太平洋戦争は日本の



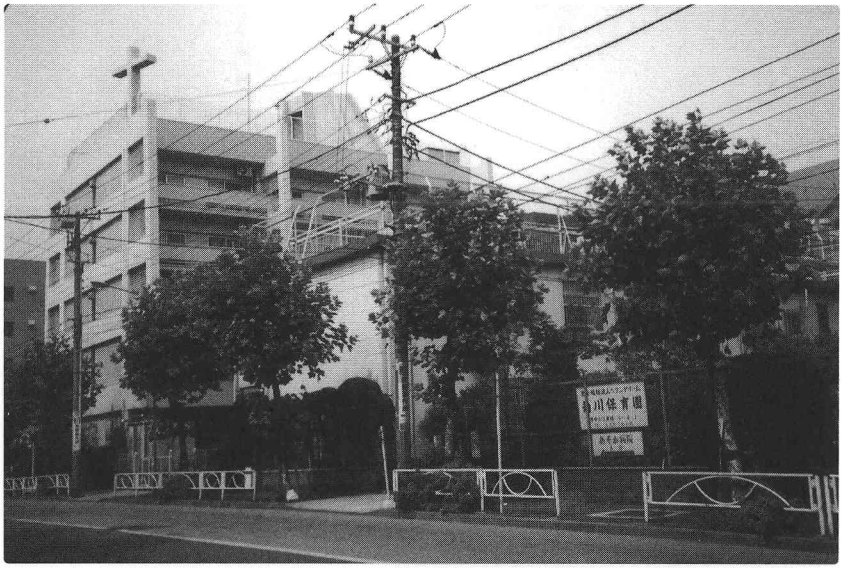
改築前戦後の本所ベタニヤ母子寮（1950年改築）と菊川保育園（1951年改築）

敗戦で終結しました。当時の東京は空襲のため廃墟となり、両国駅から東京湾まで見渡せるほどでした。

このような時に、母子寮敷地の一隅にあったいちじくの木から若芽が萌え出でて来ました。これは主の復活の業であると関係者に新しい希望を与えたのでした。

1947（昭和22）年再来日したA・パウラス宣教師はこのような状況のなかで精力的に救済活動を開始し、母子寮・保育所を建築、児童福祉施設の公認を得て、多方面からの援助を受け事業を拡大していきました。1951（昭和26）年、社会福祉事業法制定により、「社会福祉法人ベタニヤホーム」を設立。東京・千葉に開設した施設を総括経営、運営にあたりました。（初代理事長A・パウラス宣教師、理事A・クヌウテン、岡本武夫、庄司敏彦、林坦、石田トナ、田辺二三子、監事石田綿、森川鞠四郎）

1958（昭和33）年に行政指導により、「社会福祉法人千葉ベタニヤホーム」が分離独立しました。本法人は本所ベタニヤ母子寮（1950〈昭和25〉年2月1日認可、定員28世帯）、菊川保育園（1951〈昭和26〉年1月18日認可、定員96人）、富士見保育園（当時未認可・昭和38年12月2日認可、定員65名）の3施設となりました。



現在の母子生活支援施設ベタニヤホーム（1968年改築）と菊川保育園（1969年改築）

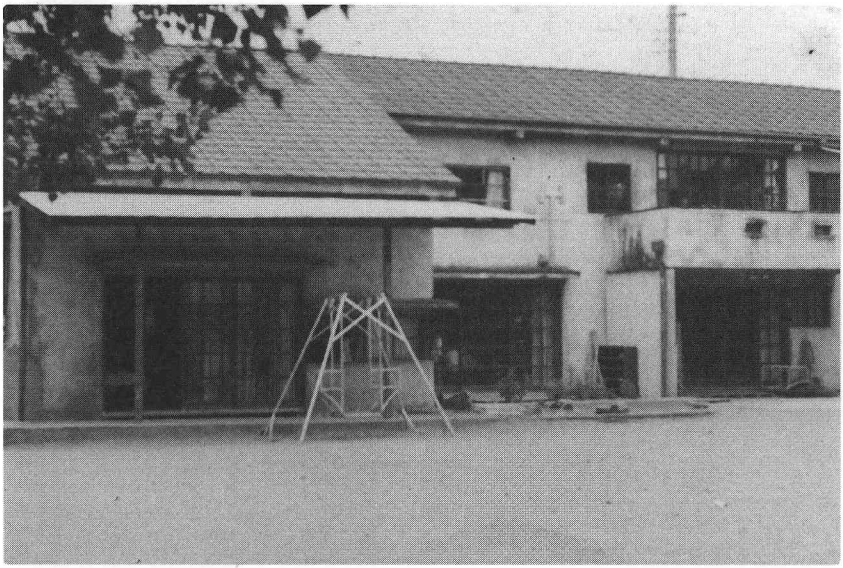
社会福祉法人ベタニヤホーム施設整備

1961（昭和36）年、A・パウラス宣教師の定年退職後、法人は後任理事にW・ビロー宣教師を、施設長に慈愛園より長畦すめるを迎えました。この時から「ベタニヤホーム」は新たな歩みを始めたのでした。

戦後まもなく建てられた母子寮「菊川保育園」は木造モルタルのモダンな建物でしたが、再三補修を行なうものの、雨漏りがひどく、台風時などは地域の材木屋や町の世話役の協力を得て、母子・職員が総動員で防浸水作業に走り回りました。また多子家庭が多く、六畳一間では寝場所の奪い合いという状況でした。法人はこの現状を改善するため、本教会と協議し、1961（昭和36）年、施設整備計画（当面・中長期計画）を策定しました。

第一の計画は、母子家庭の生活環境の整備でした。東京共同募金会の補助による母子室・風呂場等の改善、稔台からのカマボコ型体育館寄贈、またYMCAからの援助による遊び場の整備などを、生活環境は目立って改善されました。

第二の計画は、敷地の購入でした。「岩の上に家を建てたい」それが願いでした。さいわい、土地所有者も当



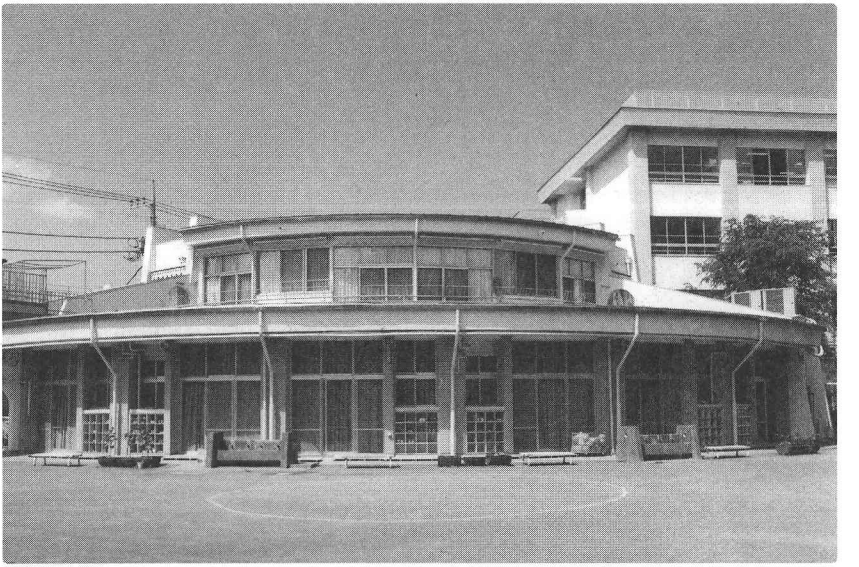
改築前戦後の富士見幼稚園

法人の働きをよく理解いただき、現在の敷地を得ることができました。また、教会のご理解ある支援金は大きいものでした。

第三の計画は施設の改築計画の実施でした。「本所ベタニヤ母子寮」は、1963（昭和38）年6月に計画し資金計画後施工。1968（昭和43）年5月22日に献堂式（認可定員は30世帯）を行なうことができました。献堂式直前の常陸宮妃陛下のご視察は、母子にとって大きな喜びでした。なお、母子寮改築をめぐって隣接の聖パウロ教会との間に不幸な論争が生じましたが、その後、日本福音ルーテル教会本部の仲介もあって、敷地の交換、教会の移築等によって、一部未解決の問題を残しているとはいえ、和解に至っています。

「菊川保育園」改築整備は、老朽民間施設整備補助金を財源として1967（昭和42）年9月に着工し、1969（昭和44）年4月11日に献堂式を行ないました。認可定員は96名でした。その後、母子寮棟1階部分に保育室を増設し、認可定員は150名となりました。

「富士見保育園」整備認可は、戦前よりA・パウラス宣教師が幼児教育を行なっていた江戸川区小岩を活用して、1963（昭和38）年12月「富士見保育園」とし、認可を受けました。さらに1974（昭和49）年には、園舎



現在の富士見保育園（1974年改築）

は扇型、全室南面向きに全面改築を行ないました。（認可定員は100名）これは広い園庭とともにひときわ目立つ近代的な園舎となり、関係者の注目するところとなりました。

このようにベタニヤホーム施設整備長期計画を終了した1983（昭和58）年9月3日、創立60周年記念式を実施し、また、『ベタニヤホームのはたらき（60年の歴史）』を発行しました。

施設機能強化・社会化への歩み

東京大空襲犠牲者記念追悼会の開催

1968（昭和43）年3月母子寮改築を機に東京大空襲犠牲者追悼会を行ないました。これには戦災をともにした地域住民、当時の関係者、遺族、退所者、職員など多数が参加し当時を偲びあい、痛みを分かち合いました。それから以後毎年実施し今日に至っています。廃墟のなかから、人々を立ち上がらせた復活の主が共にの思いを深める時でもありました。

CCFの特別支援

1964（昭和39）年から5年間にわたったキリスト

教児童福祉会（CCF）の支援を受け、豊かなプログラムと施設の社会化、施設開発事業推進など、今日の施設機能強化費制度化への第一歩となりました。

ハード・ソフト面の整備強化

施設設備の改善等を行ない、利用者の生活環境は大きく改善されたと同時に、ソフト面での機能を強化しました。

特に、6年間にわたり、オランダのリヤ財団の援助のもとに実施したベタニヤホーム「ひとり親家庭援助事業」は、大きな意味を持っていました。バーナード・バン・リヤ財団は、事務所をオランダのハーグに置き、オランダに限らず世界の各地の社会的、文化的に恵まれない子ども（0歳～7歳）とその家族支援のための実験的プロジェクトを助成していました。

1985（昭和60）年、リヤ財団はいまだ助成活動を行なっていない日本の社会的に恵まれない子どもの問題や、その援助活動の現状について関心を持ち、トヨタ財団に相談しました。図らずも1986（昭和61）年に東京都社会福祉協議会母子福祉部会は、トヨタ財団の助成によって『家族、家庭機能の変化に対応するための母子寮機能に関する研究』という報告書を完成させていました。

リヤ財団の組織部長・ウッド氏はトヨタ財団の紹介でベタニヤホームに来所し、ベタニヤホームの60余年にわたる歴史的経過やこれからの課題と取組みを聞き、「ヘッドスタート＝人はその幼児期にどう扱われたかによって、その後の人生が左右される」という意見に賛意を表し、年額1千万円程度を3年間援助したいとの申し出をされました。このリヤ財団との思いがけない出会いによってベタニヤホームでの「母子寮で生活しているひとり親家庭への集中的なソーシャルサービスと教育的なプログラムの実践」がはじまり、2期6年間の援助事業となり多くの成果を残したのでした。

この事業の委員長は福田垂穂氏（当時明治学院大学副学長）で、事業代表者に長畦すめるがあたりました。

この間の主な取り組みは以下のとおりです。

■従来の施設内実施プログラムの強化

（1）職員の処遇技術の向上（ケース会議、スーパービジョン・カウンセリング技法学習等の専門性訓練）

（2）居住者グループ援助、職員訓練、季節年間行事等の母子への直接サービスの多様化（母子保育所保護者の参画、ハンドベル活動、本と玩具のトイライブラリー等）

■地域社会サービス拡張開発プログラム

（1）広く一般に開かれた家庭相談（子育て相談、出張、電話相談の事業）

（2）親と子の生活文化教室（保育者、保護者、地域の子育て期にある親と子が参加できる文化的・教育的諸事業講演会、小児科医の定期的健康相談指導）

■家庭養育機能強化の子育てワークショップ

補助事業終了後、日本基督教児童福祉連盟に引き継ぎ現在も実施。第一期3年間の成果を受け、厚生省、全国社会福祉協議会の後援も得て全国的レベルで保育所、乳児院、母子寮、養護施設そのほか児童福祉職員が参加。さらに、広報活動も活発に実施（親と子の生活文化教室報告書やワークショップ実践報告書、マニュアル、テキスト、ビデオの作成、絵本〈おとうさん、おかあさん大好き〉の出版、ニーズ調査、文献の収集と〈諸外国におけるひとり親家庭の動向と福祉〉日本比較検討報告書等）

■6年間の評価と事後処理

約1億円近い支援金と人材派遣によるこの事業の成果をふまえ「家庭養育機能化子育て支援について」と題する報告書を作成し、行政に提案

■社会福祉基礎構造改革と施設事業

改革によって、「措置」から「契約」へ移行。関連諸法規改訂により自助、共助、公助への方向が提示

さらに、法人は地域福祉の拠点としてニーズに対応、施設機能の充実強化、開放、地域福祉の開拓的事業の開発に取り組みました。

（1）1985（昭和60）年より墨田区との特約による緊急一時保護事業の実施（現在、東京都制度による〈都下広域入所〉を実施し、ドメスティック・バイオレンス関係母子の緊急一時保護事業を実施中）

（2）少子化対策臨時特例事業による施設利用者、保育園児保護者の利用、施設プログラムへの招待等（関係者との交流を常時実施。また、待機児対策として墨田区と協議し、0歳児20名の定員増による菊川保育園両国分園の運営も実施中）

（3）子育て相談センター事業の開始（待機児問題、公園デビュー事件等公的施設未利用者の子育て支援事業の必要性に応え、墨田区は区内既存施設を利用し、2002〈平成14〉年1月に［すみだ子育て相談センター］を2003〈平成15〉年9月に［文花子育て相談センター］を設置し、当法人に事業を委託。このような施設は、現在全国に増加しています）

本相談センターの事業内容は以下のとおりです。

（1）子育てに関する悩みや不安に対して関係機関とも連携をとりながら、面接、電話、Eメール等で応じる相

談

（2）親同士、子ども同士の交流や情報交換の場所として活用する「子育てひろば」の運営

（3）子どもを取り巻く様々な問題に対応するための関係機関との連絡調整を図り、子育て支援ネットワーク構築の推進

そのほか、事業実施にともない必要とする管理等について5年契約で実施しています。今、次世代育成行動計画の実施期を迎え、モデル事業として関心を持たれています。

創立80周年を迎えて

2002（平成14）年9月、法人は「ベタニヤホーム憲章」を制定しました。また、東京老人ホームとの共催で東京教会において創立80周年合同記念会を開催しました。あの関東大震災のおり、「わたしの兄弟であるこの最も小さい一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」（マタイによる福音書25章40節）という聖書の言葉に励まされて出発した両法人の働きでしたが、その出発の地である日本福音ルーテル東京教会において、牧師、教会員、両法人の役職員と関係機関団体が一堂に会して礼拝と感謝と喜びをともにしました。この記念会は、これまでの80年の歴史に思いを馳せ、これからの新しい歩みに神の導きと支えを祈る時でした。

ベタニヤホームのミッション――理念「ベタニヤホーム憲章」

「ベタニヤホーム」は、1923（大正12）年9月、関東大震災による罹災母子の緊急保護、救護活動を海外のキリスト教信者の善意によって始めました。これがベタニヤホーム創立の基礎となって、現在地において事業を開始して以来今日まで80年の長きにわたり、乳幼児保育、母子家庭の自立支援、子育て支援へと事業を展開してきました。創立以来一貫して維持されてきた事業の基本理念は、キリストが示された隣人愛の精神にもとづく信仰的実践です。ベタニヤホームは、今後もこの精神と社会福祉の理念にもとづき、歴史と伝統に立って福祉サービスの充実向上のため次の使命を明らかにしています。

（1）ベタニヤホームは、すべての事業をキリスト教の精神にもとづいて行なう。

（2）ベタニヤホームは、関係法規に記された児童福祉の理念と利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った福祉サービスの充実向上に常に努力する。

（3）ベタニヤホームは、福祉サービスに従事する職員の人間性、専門性に視点をおき資質向上に努める。
（4）ベタニヤホームは、母子家庭の自立や乳幼児保育の充実のため、社会情勢の変化にともなう課題に対応し利用者に対し必要な支援を行なう。
（5）ベタニヤホームは、地域との連携を図り、子育て支援事業等を通じ地域福祉の充実向上にも努める。

今後の課題と使命

今後の課題と使命として次のようなことが考えられます。

第一に、歴史を継承することです。これまで毎年3月10日前後に東京大空襲を中心とした戦争の体験を聞く会を開催してきました。戦争を自らの体験として語れる方が少なくなっているなか、歴史を語り継ぐ意義は大きく、文字として残す必要もあります。

第二に、地域のニーズに応えることです。ホームの創始者たちは、人々の苦難があるところに自ら赴き新しいサービスを産み出してきました。今も子育て相談センター開設など、地域のニーズに応えて新しいサービスに取り組んでいます。近隣の人がボランティアとして支えてくださるのも、地域に根ざした実践の成果です。

第三に、権利擁護の具体化です。すでに利用者による評価や第三者評価、苦情解決制度など、利用者の声を聴いてサービス改善に努めています。体罰やセクシャル・ハラスメントの禁止などを含めた権利擁護指針の制定などへと発展させる必要があります。

第四に、心のケアです。ベタニヤホームは「母子生活支援施設」を単なる衣食住対策と考えずにグループワークや家族療法などの考え方を導入してきました。また、保育所や相談センターで育児不安などに悩む女性の相談に応じてきました。今後、子ども虐待やドメスティック・バイオレンスなど、大きなダメージを受けて来た子どもや女性の心のケアを充実するために、専門性のいっそうの向上が求められます。

第五に、建物の改築を含む生活環境の改善です。建築から数10年を経過して、耐震基準や生活水準が変化した現在、大規模な改修が必要となってきています。

ふり返って、A・パウラス宣教師から引き継がれたベタニヤホームの歴史は、地域の住民とともに歩んだ足跡であり、またサービスを必要とする人々への隣人としての働きでした。そして、40年を超えて、女性、そして子どもの幸せのために自分の生活のすべてをかけてきた長

畦すめる氏の強力なリーダーシップと、職員の熱意、ベタニヤホームの歩みに連なる多くの住民、教会および福祉関係者によって、必要とされた先駆的な試みがなされ、サービスの質の維持と経営の安定が図られてきたのでした。ベタニヤホームの働きが、日本における母子福祉の発展に貢献してきたと自負できるでしょう。長畦氏という有力な施設経営者を得られたことは、ベタニヤホームとともに、ルーテル教会にとっても大きな恵みでした。そして、それら働きのなかの苦しみ、悲しみ、喜びは、すべて神の御手のなかにありました。

ルーテル関係の社会福祉の強味は、組織として伝統の継承と発展をすすめることができるということです。震災で生活の基盤を破壊された女性や子どもを援助することから始まったベタニヤホームの歩みは、確かな川となって地域社会に流れています。たとえ生活基盤を脅かす理由が、経済状況や社会構造などによって変化しても、不公正に立ち向かい、道を切り拓こうとする女性や子どもの立場に寄りそって援助するベタニヤホームの使命は、今後も変わることはありません。

人の痛みを自分の痛みとして

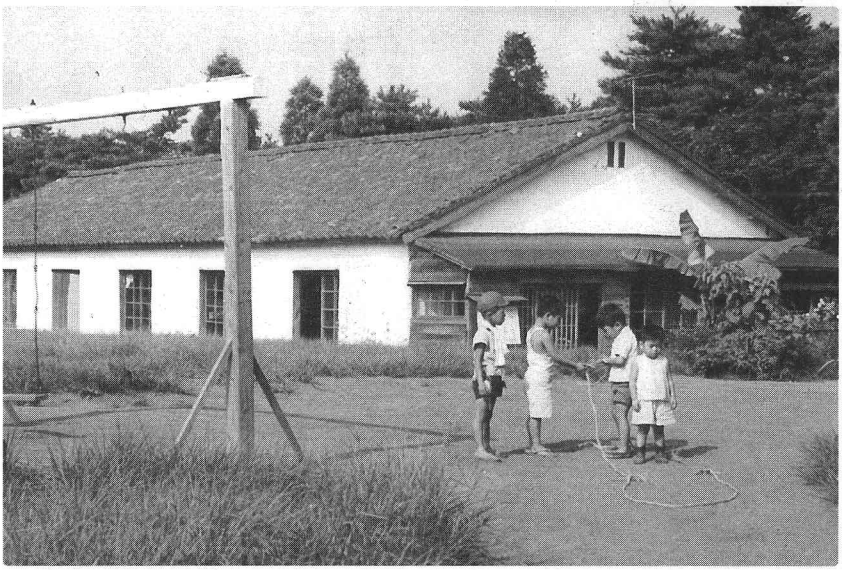
社会福祉法人千葉ベタニヤホーム　理事長　**中島康文**
同　旭ヶ丘母子ホーム　施設長　**友田直人**


初代理事長エーネ・パウラス宣教師

創設の歩みと存続の危機

法人の働きを語るにあたり、欠かすことができないのが、北米一致ルーテル教会より派遣されていたエーネ・パウラス宣教師の存在です。関東大震災後に、罹災した老人および母子を救済するために開始された日本福音ルーテル教会の働きが、後に東京老人ホームおよび本所区（現江東区）の母子寮として継続されていましたが、1929（昭和4）年熊本の慈愛園で、姉のモード・パウラス宣教師と働いておられたエーネ・パウラス宣教師は、新たに東京の下町の地で、母子寮の働きを引き継ぐことになりました。そしてパウラス宣教師は、住居を千葉県市川市の国府台に定め、母子寮に居住する子どものなかの虚弱児を、自宅に引き取り療養させ、健康が回復すると母子寮へ戻していました。この働きは、後の千葉県下における障がい児への取り組みを生みだし、社会福祉施設の新たな役割を開く、先駆けとなりました。

しかし、第二次世界大戦の激化により、パウラス宣教師は一時帰国せざるを得ず、市川の事業も中止となりました。さらにまた本所の母子寮が、1945（昭和20）年の空襲により消失し働きの基盤も失われました。子どもたち、そして母親を支え続けてきた施設の存続の危機に直面したのでした。



旭ヶ丘保育園旧園舎（1965年）

人の求めに応じた働きの広がり

パウラス宣教師の働きを支えていたのは、「行ないがともなわないなら、信仰はそれだけでは死んだものです」（ヤコブの手紙2章17節）という聖句でした。パウラス宣教師の目に「行ない」とは社会的弱者あるいは困窮者の「救済」であり、自らの生涯をかける場を、日本としていたと思われます。1947（昭和22）年1月、パウラス宣教師は、1年分の食料を携え、軍用貨物船に便乗し、再び東京に戻って来られました。活動を再開すると、自ら自動車を運転し、最多で3法人13の児童関連施設に関わることになった事実からも、宣教師の強い使命感を知ることができます。

再来日したパウラス宣教師は、千葉県下においてまず国府台地区の働きに着手し、1947（昭和22）年4月、旧野戦重砲兵連隊の宿舎を利用し、1階に保育施設、2階に母子世帯の入居施設を開設しました。同年には、市川市中国分の入植者組合の要望により東台保育園を、1949（昭和24）年には、千葉市原町（現千葉市若葉区都賀）の入植者組合の要望により旭ヶ丘保育園を開設しました。さらに園児家庭をあずかるなかで、困窮する母



旭ヶ丘母子寮竣工記念（1965年）

子世帯の実情を知り、造船所の青年寮を購入して、支援（現旭ヶ丘母子ホーム）を開始しました。その一方、財団法人有隣学園（養護施設・現社会福祉法人チルドレンス・パラダイス）からの理事長就任要請を受け、同法人の再建にも携わりました。1950（昭和25）年には、市川市鬼越に市川市婦人会連合の要請により泉保育園を開設しており、求めに応じる「行ない」によって、生涯を貫いたと言えるでしょう。

しかし、パウラス宣教師の激務は、それを支える人々によってこそ成し遂げられていたことを忘れてはなりません。用務員として当初から働いた故中尾一夫（日本福音ルーテル市川教会員）などは、勤務先から強引とも思えるような形で施設の働きに加わらせられたことを述懐しています。また大橋信夫（現チルドレンス・パラダイス理事長）、故田辺二三子（千葉教会員）、法人施設長であった故友田悦雄（市川教会員）、前沢節子（元市川教会員）、寺田潤子（市川教会員）など、戦後の混乱した時代に、今にも崩れ落ちそうな部屋に住み込み、寝食を忘れて働いた職員たちによって、パウラス宣教師の「行ない」が支えられていました。そのほか地域の医療関係者にも開設当初から支援を受けており、ことに国府台地区の故庄司敏彦（市川教会員）は医師として、理事とし



国府台保育園　保育風景（1966年）

て物心両面から献身的に支えた一人でした。

法人としての自立・再生と新たな共生

1951（昭和26）年、本所ベタニヤ母子寮および菊川保育園が、共同募金や米国教会などの支援により再建され、さらに制定された社会福祉事業法の事業とし、それぞれの事業を位置づけ、あわせて事業の整備に着手しました。そのため、全事業を東京事業と千葉事業に分離し、東京事業は「社会福祉法人ベタニヤホーム」が、県下の6施設（4保育園、2母子寮）を傘下とする千葉事業は1958（昭和33）年に設立された「社会福祉法人千葉ベタニヤホーム」が運営することとなりました。設立当初の役員は、A・パウラス宣教師、M・メナルディ、岸千年、庄司敏彦、太尾喜代太、田辺二三子、林担（以上理事）、森川鞠四郎、本田傳喜（以上監事）の各氏で、日本福音ルーテル教会の人的また物的な関わりと支援がありました。

事業開始以来、職員給与支払いに困窮するなか、建物の老朽化対策など懸案事項は山積していました。法人が設立されても事態が好転する訳ではありませんでしたが、欠けることのない教会の支援によって、法人が存続でき



現在の国府台保育園

たと言っても過言ではありません。しかし、1964（昭和39）年、教会に設立された「社会福祉事業委員会」は各事業の現状分析をし、教会依存から脱し、地域協力を求めるよう法人へ書簡を出しました。この転換は、ほとんどの土地が借地である法人にとって、建物の改築事業などへの影響は必至で、その後の泉保育園（1964〈昭和39〉年）および東台保育園（1971〈昭和46〉年）廃園へとつながっていきました。

戦後20年、すなわち国府台および都賀地区で活動を再開して約20年を経た各施設は、それまで戦中の兵舎や寮などを利用して運営を続けてきましたが、老朽化は激しく、建物の改築は急を要する事態となりました。あわせて施設敷地が借地であるために、様々な問題も生じていました。そこで、1963（昭和38）年、施設整備5ヵ年計画（後に12ヵ年計画に変更）を策定し、土地購入ならびに改築に着手しました。

まず1965（昭和39）年に旭ヶ丘母子寮、ついで1968（昭和43）年に旭ヶ丘保育園、1970（昭和45）年に国府台保育園ならびに母子寮が改築されました。改築に際し、最も老朽化が激しかった旭ヶ丘母子寮に関しては教会支援を受け実現しましたが、他の施設は教会の方針転換（前述）もあって、独自の活動によって実現せ

ざるを得ませんでした。しかしこのことは、法人としての自己責任と明確な目的意識の形成、また、「パウラスの施設からの脱却」すなわち組織としての施設運営が図られたと言えるでしょう。

ちなみに、1964（昭和39）年の東京オリンピックの前後から今日に至るまで、世界の福音ルーテル教会が派遣した宣教師の方々の働きは、社会福祉施設としての運営そのもののあり方に対する、いや社会のあり方自体に対する問題提起にもなり、千葉ベタニヤホームの運営に多くの示唆を与えました。特に、パウラス宣教師の後、わが国が急速に経済成長する時代、北米からの宣教師ウイリアム・ビロー、そしてドイツからの宣教師ヨハンナ・ヘンシェルの献身的な働きをも忘れることはできません。ヘンシェル宣教師は三鷹から「島田療育園」や「高橋」へ通い続け、重荷をになう子どもへ愛情に満ちた養育支援を行ないました。施設や地域で生活される方のための軽井沢山荘におけるサマーキャンプは、利用者・奉仕者双方にとって忘れることのできない記憶にとどめるべき事柄です。そこで実施される献身的奉仕の姿は、多くの奉仕者を生み出すもとになり、後にディアコニア運動、ヘンシェル基金として継承されています。パウラス宣教師たちが寄る辺とした「信仰」は、今も千葉ベタニヤホームが存続しうる唯一の心の基盤であることは言うまでもありません。

ほぼ同時代、「国府台保育園」では、隣接する東京教育大付属聾学校の要請と父兄らの強い要請を受け、幼児期の障がい児保育の難問題に先駆的に取り組み始めていました。この時代は人口急増の時代にあって、いくら保育園を作っても需要に追いつかない時代であり、障がい児保育など議論の遡上にも上がって来ない時代でした。難聴の幼児やダウン症の幼児の保育は何をどうしたらよいのか、当時は何の専門的教育もテキストもない手探り状態での受け入れでした。そこに、看護教育を受けていたヘンシェル宣教師に白羽の矢が立てられ、三鷹から通いづめで、障がいをもつ幼児への配慮と保育の姿勢について、当時の保母たちは相当厳しくディアコニッセ的な献身のありさまを教育されました。また、この時代にあって極めて先駆的な健常児保育となんの区別もしない障がい児保育の取り組みの試みは、1年におよぶ長期取材を経てNHKドキュメントとして全国放送されました。

千葉ベタニヤホームがめざすもの
「人の痛みを自分の痛み」として今を見つめ、明日を拓く

今、暴力とテロの応酬となり世界中の対立は激化の一途にあり、解決の糸口を見いだすことが極めて困難な状況となりつつあります。

かたや家庭に視点を転じますと、家庭内における夫婦・親子間対立、家庭の崩壊現象はすさまじい勢いで拡大しつつあります。DV・児童虐待・家庭内暴力・親殺し・子殺しという問題が深刻になっています。夫婦および親子の関係は希薄化し、DV暴力行為等、本来愛し合う男女間に相容れないはずの暴力行為がそのきずなを奪っています。また、児童虐待行為、本来愛され育まれるべき存在の愛くるしい天使たちが、事もあろうに監護すべき自らの生みの親の手によって、かけがえのない大切な命が奪われています。親が子の、子が親の命を絶ち、兄弟の間で命を絶ち、また自ら命を絶つこと、これらは家庭の崩壊現象であり、社会の崩壊現象であると言わざるをえません。

確かに、戦前戦後を通じてわが国における社会福祉事業史の発展に、ルーテル教会系福祉関係者の果してきた実践的および先駆的福祉実践の歩みは、福祉関係者のみならず各方面において評価され、あるものは立法化または制度化され国民の福祉向上に貢献してきたと言っても過言でありません。また、前出の兄弟姉妹の聖書にもとづく数々の実践は、福祉に携わるものに対し、「福祉とは世の人々に対し全身全霊で仕えること」とその原点を指し示しています。

このことは、日本の社会福祉事業史上あるいは、キリスト教社会福祉学会を始めとする関係諸学会における評価に見いだすことができます。（児童福祉法草案作成・昭和23年施行、斉藤ヒデ・老人福祉法の草案作成・昭和38年施行、潮谷総一郎・杉村春三）

しかし、今、このような混迷する時代にあって、私どもルーテル教会系社会福祉関係者にあたえられた課題は何でしょうか。

（1）福音ルーテル派主義社会福祉思想つまり、「岩の上に基盤をおく（キリストの信仰に立つ）」働き人の育成（クリスチャン・マンパワーの確保）。

このことに対しては幸い私どもには、ルーテル学院大学を代表とするルーテル教会系の教育機関が存在しますので、それとの連携における人材の養成とリカレント教

育体制を用意すべきと考えます。特に、後者リカレント教育を現実のものとするには、身分保障と教育・生活保障の財源的対策を講ずる必要があり、それは、各法人およびルーテル教会本部の緊急課題です。教会として宣教方策PM21に位置づけた以上は、組織として可及的速やかにそれらの事項について小事は排除してでも実行すべきでしょう。さらに、各施設の長の後継者確保という重要な課題があります。このことは、先述の課題の取り組み姿勢に相当部分が影響されますので、そのことを怠りなく実施することで大部分クリアされると考えています。

（2）当法人に限らずルーテル系社会福祉は、いかに世に仕えるか。

われわれはいかにキリスト教精神をもって社会福祉を現場において実践し、崩れゆく家族をいかに支え、そこに関われるかという今日的課題です。そのためにはスピリチュアル・ケアにおける援助技術を身につける必要があります。魂の叫びに対し、謙虚に霊的に寄りそい目立たないように背後からそっと支え、本人と家族が自らの力で歩み出したらそっとその場を離れることです。時として再びしっかりと抱きしめることが必要な場面がありますが、その時は、確実に受容することが不可避となります。

（3）時代に偏流されない、主張する福音ルーテル派主義社会福祉の必要性です。

かつて私たちの先人たちは、家庭や社会から排除されつつある老人、子ども、婦人、重荷を負っている者に対して、聖書に指し示しているとおり保護と支援をしてきました（疲れし者は私のもとに来なさい　休ませてあげようヘマタイによる福音書11章28～30節）。最も小さい虐げられる存在の者への配慮を最優先し、時代に偏流されることなく、イエス・キリストが善しとされる癒される存在の人々への配慮をしつつ、その権利を擁護するために、時としては権力と社会制度との戦いをいとわず主張すること、またそれが、キリスト教社会福祉と公的・制度的福祉との相違点であると考えています。

かつて、困窮からの救済を第一として始められた法人の事業は、年月の経過とともに大きく様変わりしてきました。現代は利用者のニーズへの対応が、以前にも増して求められる時代であり、殊に心的ケアへの支援は今後もさらに求められていくでしょう。対応する職員の自己研鑽はもとより、法人として職員育成にも力を注いでいかねばなりません。

また、母子支援、保育支援も多様化し、利用者が選択する時代を迎えています。地域性、時代性など幅広い視

野をもった施設運営とサービスの提供を心掛けねばなりませんし、法人独自の課題である施設の老朽化対策を検討するなかに、いかにそのことを取り込んだ対策を組み入れ実施していくかが問われているものと認識しています。

これらの課題の実現のためには、地域社会からの支援は欠かすことができません。心的にまた財的にご協力をいただきつつ、健全かつ安定した法人運営を目指さねばなりません。同時に千葉ベタニヤホームの働きを神が必要とされる限り、この地の働きは次の世代へも確かに引き継がれていくものと信じています。

参考文献

1「社会福祉の道・四十年の足跡を顧みて」社会福祉法人チルドレンス・パラダイス　1995年12月20日発行
2「千葉ベタニヤホーム『後援会だより』創刊号」社会福祉法人千葉ベタニヤホーム後援会　2004年4月発行
田邉元明著　2頁

デンマーク牧場・福祉村構想

宗教法人日本キリスト道友会新霊山教会　牧師　**白川道生**
同　デンマーク牧場こどもの家　施設長　**松田正幸**

福祉村はデンマーク牧場からはじまる
――宣教師の来日、開拓

デンマーク人宣教師ハリー・トムセン氏が始めた開拓農業は膨大な実務でした。広大な土地50万㎡。日本中を巡り歩いたなかで、この地を選んだ由縁はデンマークによく似た丘陵のロケーションにあったと聞きます。２００を越える土地の地権者は１００人を数えました。茶農家が集まる村落にとって異国の牧師からの申し出はまったくの驚きであったようですが、地元地権者には将来の見通しとしてバター、チーズ等、乳製品製造加工工場設立による農閑期の雇用提供等を示して協力を願ったそうです。夢と期待がひろがるスタートでした。

この構想では、単にキリスト教を言語だけの宣教でなく、実生活に根ざす宣教と位置づけたところに特徴を見いだします。自国の優良技術を伝播しつつ暮し全般を指導する形態は、デンマーク国民高等学校を意識したスタイルをとりました。酪農と祈りを学ぶ生徒たちは寮で寝食をともにし、宣教師に導かれて時間を共有する濃密な時間を過しました。

礼拝堂は、長い参道を登った岡の上に位置します。比較宗教研究も眼目にあったＳＥＡＭ（スカンジナビア・イースト・アジア・ミッション）は仏教徒との対話を模索しました。１９６９（昭和44）年に建てられた京都・今井研治氏の設計した礼拝堂の外観は寺を思わせます。



開設当初の新霊山教会

「この山に登ると霊が新たになる」との思いで宣教師は教会を「新霊山（しんれいざん）」と命名しました。

時は1964（昭和39）年、宗教法人日本キリスト道友会の誕生です。

福祉村構想の誕生――時代の変遷と働きの変化
――自分たちの必要から、求められる必要へ

大いなる情熱は、時代の不遇にさらされます。酪農そのものの不調です。日本の食生活における嗜好をみると、乳製品の登場には期が熟していませんでした。酪農を志す若者の数は予想していた規模とはおよそ違いました。志願者が集まらず、わずか2年で酪農学校は終焉、卒業生は全国で27名にとどまりました。これにともない、次第に宣教師H・トムセン氏に対する支援姿勢も縮小し始め、京都の宗教研究所にその活動は限定されていきました。そして、京都のテレ・ノット氏を最後に、道友会への宣教師派遣が終了、道友会の宣教は、法人運営に責任役員として参画していた日本福音ルーテル教会に協力が求められ、その消息は「法人合同」に向かっていきました。そして1985（昭和60）年、日本キリスト道友会は、日本福音ルーテル教会と合同、初代の邦人牧師とし



現在の新霊山教会

て、山本裕氏が牧会に任命され、宗教法人の代表役員に就任しました。法人施設の利用計画には宿泊研修棟としての運営が選ばれ、農場は宗教法人の収益事業として運営されることになりました。

研修利用から「登校拒否」寮へ
――収益牧場から付属教育農場へ

フリースクール「デンマーク牧場こどもの家」（以下「こどもの家」）の歴史は、1970（昭和45）年代後半、新霊山教会の高橋良臣牧師と、一人の「登校拒否児」の出会いから始まります。当時、「登校拒否児」の存在は昨今ほどポピュラーなものではなく、世間からは「本人のわがまま」「親の甘やかし」と批判され、当事者である子どもや親にその責任を問う声が大半でありました。また、少年非行の件数が戦後第三のピークを迎えた時期でもあり、学校内外における対教師暴力や生徒同士の抗争事件、暴走族の出現、シンナー等の薬物乱用等々の「問題行動」が顕在化してきた時期でもありました。それは、子どもたちから既成の家族、学校、社会に対して体を張った問いかけでもあったと言えます。

医者に掛り、カウンセラーに相談しても思うように回



特別養護老人ホームディアコニア

復せず、公的機関に相談しても思うに任せず、次第に安住の場がなくなった親子は、最後の望みを託して「戸塚ヨットスクール」や「こどもの家」にたどり着いたのでした。「戸塚ヨットスクール」は、その活動を紹介した本の題名『スパルタの海』に象徴されるように、ヨットを媒介にしながらも体罰を厭わず、強権的に矯正していく方法でした。一方それとは対照的に「こどもの家」は、高橋良臣牧師がその実践を記録した本『よみがえった仔羊』で紹介されているように、広大な自然のなかで、子どもの自らの力を信じ、それを引き出し、支えるために共同生活を基本にして展開される活動でした。

本が出版され、マスコミにも紹介されるようになり、「こどもの家」は様々な不適応症状を抱える小学生から29歳を超える青年までが集うようになり、1週間～3週間の短期合宿が主な活動になっていきました。

「登校拒否児」というこれまで専門家でさえ見たことがなかった子どもたちが次々と出現した結果、治療手段や解決方法を巡っては、諸説が飛びかい、百家争鳴の雰囲気がありました。そして、本人やその家族はもちろん、学校の先生を始め、関わりを持つ大人たちは、ますます困惑を深めていました。そんな時代背景のなかで、キリスト教精神を基盤とする自然豊かなデンマーク牧場にお

いて、牧師がその当事者と出会ったことは、必然だったようにも思えるのです。

しかし、様々な症状や行動で訴えてくる子どもたちに対して、その時々の対応や保護者との連携には、当然スタッフのチームワークや訓練が必要とされました。牧師の個人的な働きとして出発し、ボランティアが支えてきたこの活動は、当然限界を迎えることになりました。

牧師の退職を契機にして、1983（昭和58）年に「こどもの家」は、宗教法人日本キリスト道友会が責任を持つ施設として組織的に整備されました。「登校拒否」や「家庭内暴力」に関しての相談窓口は、まだまだ整備されておらず、かつ「戸塚ヨットスクール」などの民間のフリースクールが、子どもに対する体罰や暴行事件などの不祥事を重ねる結果となったなかで、子どもたちの伴走者としての活動を続けている「こどもの家」は、貴重な存在になっていきました。

当時、神戸市に居住し、日本キリスト道友会の宣教師であったテレ・ノット氏と同志社大学教授の武邦保氏は、NCC宗教研究所の仕事を通して親しい間柄でした。そして、この二人の仲介のもとで、同志社大学を卒業後、兵庫県の児童相談所でケースワーカーの仕事をしていた松田正幸が1984（昭和59）年に着任し、その後施設長となり今日に至っています。さらに1985（昭和60）年には、日本キリスト道友会と日本福音ルーテル教会が合同し、日本福音ルーテル清水教会との兼任牧師として山本裕氏が新霊山教会に着任しました。単立の宗教法人日本キリスト道友会は、日本福音ルーテル教会との良好な関係を作るために具体的な方法や手段を模索し始めました。それは「こどもの家」にとっても同様のことでした。

こうして日本福音ルーテル教会と合同した後のこどもの家の新たな歩みは、山本裕牧師が基礎固めの役割を担うことになりました。次にはじめての専任牧師として着任し、「こどもの家」の「チャプレン」としての役割を体現したのは秋山仁牧師でした。「新霊山教会とこどもの家は運命共同体である。」と明言し、教会にとって、「こどもの家」は不可欠な存在であることを内外にアピールしました。また、経済的にひっ迫している施設の現状を訴える秋山仁牧師の情熱に近隣の教会が支援に向けて動き出しました。後援会が組織され、月に1回の近隣教会の会員による昼食作りや建物の補修やペンキ塗りなどのワークキャンプが始まりました。次に着任した白川道生牧師は、福祉村計画の策定に関わるなかで、社会福祉法人の創設、そして特別養護老人ホーム「ディアコニ



デンマーク牧場作業風景

ア」の設立に向けて尽力し、社会福祉法人の次の事業としての「こどもの家」の新たな活動のために検討を重ねています。

今後の展望

フリースクールの「こどもの家」は、日本キリスト道友会の歴史とともにその活動領域を広げてきました。経済的な理由から牧場部門が閉鎖され、家畜がまったくいなくなりました。しかし、牛飼いとしては素人でも、牧場を有効に利用するために、スタッフは、各地の牧場に出かけて研修を重ね、「こどもの家」の実習農場として再生することができました。

施設の慢性的な赤字を打破すべく、牛乳に付加価値をつけて販売し、収益を上げられるようになってきました。その都度その都度の窮余の一策で辛くも持ちこたえ現在に至っているのが現状であろうと思います。

２００１（平成13）年からは、はじめて国や県からの補助金による事業である「自立援助ホーム」（定員６名）を始めました。費用の支払いが困難な家庭でも、児童相談所が必要と認めれば、この場が利用できるようになりました。このことは、入寮するすべての家庭に１ヶ月14



デンマーク牧場作業風景　朝の搾乳［上］干し草づくり［下］

万4千円の寮費を求めていた私たちの後ろめたさを少し和らげてくれるものでありました。

しかし、1ヶ月14万4千円の寮費を支払い、どうか立ち直って欲しいと願っている親がいる子どもたちと、出生の時から親がいなかったり、いても虐待を受けてきた「自立援助ホーム」の子どもたちとは、表面上の不登校や非行、様々な不適応状態は同じでも、質的な違いは驚くほどで、特に虐待を受けてきた子どもたちの心の荒れようには、スタッフもただただ立ち尽くすばかりでした。

そのような経験から、私たちは乳幼児期からの丁寧な関わりが必要であると強く思うようになりました。頼ることのできる親もなく、過酷な人生を引き受けざるを得ない子どもたちが増え続けています。回復困難なほどに虐待を受け、人間不信の塊と化している子どもたちを前にして、神が宿るこの豊かな自然の地において、生き物との共生、そして生産活動を通した生活は、必ずこの子どもたちを癒し、明日へ希望をつなぐ力を育ててくれると私たちは確信しています。豊かな大地とともに暮し、食を大切にした生活こそ「こどもの家」が育んできた歴史でもあるのです。

「こどもの家」は今、東海教区、社会福祉法人が一体となり、さらに地域の応援者も含めながら進めている福祉

村計画の一環として、2006（昭和18）年4月に児童養護施設（定員30名）開設をめざしています。私たちの新たな挑戦は続きます。

キリスト教会の進めた推進方法
――東海教区の働きと位置づけて

「信仰者が最後まで信仰を尊重されて生活できる終の棲家が欲しい。」婦人会からあがった希望が東海教区常議員会に伝えられたのが1992（平成4）年。

これを受けた教区は調査委員会を組織、調査の結果「個人契約型高齢者施設のケアハウスが最適、施設整備は国および県への補助金申請による資金確保が望ましい」といった内容を答申。この方向で民生行政関係者との渉外および準備が進められました。

ところが協議の過程で新設の社会福祉法人によるケアハウスの運営は認められないこと、ケアハウスの施設機能では実際には終の棲家となりにくいこと、等が明らかとなり、施設体系を見直しました。そこで新たに「社会福祉法人を創設して、最も重い身体状況にも対応できる特別養護老人ホームの整備を目指し、次に個人契約型施設の設立を目指す」方針が1995（平成7）年東海教区総会で決定されました。同時に、今の働き「デンマーク牧場こどもの家」の整備も並行して展望する総合計画は「デンマーク牧場福祉村構想」と総称され、東海教区社会部に「福祉村設立委員会」が設置されました。

いざ準備に入ったが、構想の実現は難航を極めました。最大の課題は行政の認可と自己資金の調達にありました。10億円超の総事業費の内、約1億8千万円の資金確保が要求されることになりました。教会の資金だけで進める施設整備ではありません。行政の資金補助を得るため、袋井市を経由し静岡県との調整を経て、国庫補助金採択となったのは2002（平成14）年で、取りかかりから10年を要しました。

ルーテル教会全体を見渡しても、社会福祉法人の新設は30年来、事例がないと聞きました。加えて要求される資金計画は、東海教区の現状を鑑み、不可能な金額だという声もあがりました。手持ちはありません。しかし、東海教区は決断しました。「資金があって進めるのでなく、必要な業だから進める。」東海教区のこの推進方法は、教区内に大いなる困惑をうみました。募金という不確実な予算で進める方法について、常識的に見て無謀な推進だという声を抱えながらの不安で心配な歩みでした。

だが教会の歴史では過去にも全国各地に同様の進み方

を見つけました。周辺の理解の有無、手持ちの充足に根拠をおかず、具体的に出会った対象者に現れる必要な働きに応えて、とにかく突っ込むのです。そして、このあたりの姿勢（存在特徴）＝即ち「自分のためでなく、見返りを求めず」苦労する教会に、地域社会は聞くべきことばを見つけます。社会に対して強い影響力のあった教会全盛期の回顧と社会福祉の始まりがダブって見えます。

ディアコニアの命名・その理念
――変わってゆくもてなし・変わらないことば

2003（平成15）年2月に社会福祉法人が認可されました。初代理事長には、発起人会で代表者として責任を果した宗知信氏が就任しました。特別養護老人ホームの名前は「ディアコニア」に決定しました。施設を利用する方々を「神様がもてなす（仕える）大切なゲストとして私たちがもてなす（仕える）」われわれの理念と基本姿勢を表現しています。建物にはことばの実現を期待して、全室個室トイレ設置、ユニットケアを実施、生活空間は面積を広く確保しました。

本事業に取り組むなかで、地域との協議、お願いも重ねました。そこは教会の価値観が表現される場面となりました。地元市民の関心からすっかり消え去っていた教会が久々に話題にのぼりました。「こんな時代なのに、教会さんは立派だねえ」と。開所式の参列者からは、このような豊かな働きが自分たちの託した土地から生まれてきたと喜ぶ声も聞かれました。

神のことばに影響されて次の必要に進みます。誕生したばかりの法人ですが緊急性の高い青少年、子どもたちに対する援助を始めます。これまでの「デンマーク牧場こどもの家」は、児童養護施設と青少年自立援助ホームに施設体系を替えて行く準備を進めています。「デンマーク牧場を福祉村に」の構想は未来に向かいます。開拓の理念は、ことばによる伝道と行動実践の双方に引き継がれつつあります。

社会福祉が社会全体の課題として市民生活のごく身近な関心として認識される時代の到来を感じます。介護ビジネスなどという表現も聞かれます。今までと違う目標をもった様々な働き人が担い手となる新規参入は勢いを増しています。「あなたは何をしようとしているのか。」自分たちの立場・態度表明をして選択されるように契約制度の導入が始まりました。法人運営ではますます現実に根ざした場面で、ことばともてなし方の内容が問われています。単なる従来踏襲、前例による仕方を行動指針

とするのは、必ずしも適切でないとされることも多いです。

教会から生まれたデンマーク牧場福祉はキリスト教的な価値観、世界観、人間観から考えて行動を決定する立場をとることにしました。「過去の成功事例から見て」でも「統計的に判断して」でもありません。キリスト教社会福祉に立場を置くわれわれの実践はいよいよここからとなります。

少子高齢化が進む日本であり、行政・民間を問わず、これからの支え方、人間理解を捜し求めています。

高齢者一人ひとりに接するわれわれの見地は国づくり、地域づくりに必要な見識とみなされるのか。神様のことばを重んじる人々が地域社会から喜ばれるものとなれるのか。これからの教育、福祉の姿を論じ、構築するメンバーとしてキリスト教会・宗教は貢献ができるか。

当初、悲壮感の漂う苦しい決断と教区内にささやかれた最初の戸惑いは、背後で実践者を支える神様に目を向けさせました。人間的な無計画が目に付く故に、その進捗は神様の必要をかえって鮮明に表しました。完成時には背後にあった神様の導きを発見させ、賛美を生み出す貴重な体験となったのは事実です。

施設利用者には老いへの呟きや、喜びの喪失を嘆く方もあります。どんな表現をとれば精神的安定が得られるのか。この模索は教会の宣教課題そのものと重なりを見せます。「神様の愛の満ちる時間・空間を生み出すために、何をどうすればよいのか」。東海教区は福祉実践も教会の宣教に位置づけて、福祉村構想を宣教方策としました。キリストのことばを重んじる者たちによる働きは「ディアコニア」という名前ではじまりました。

ディアコニアを生きる——釜ヶ崎・日雇い労働者の町での喜望の家30年の歩み

宗教法人日本福音ルーテル教会釜ヶ崎ディアコニア・センター喜望の家　牧師　秋山　仁
同　職員　園田克也

はじめに——労働者の町・釜ヶ崎と喜望の家

私たちの「釜ヶ崎ディアコニア・センター喜望の家」がある地域は通称「釜ヶ崎」と呼ばれる日雇い労働者の町です。釜ヶ崎は大阪市西成区の北側約0.7㎢程の広さの地域をいいます。釜ヶ崎には約2万人の日雇い労働者が生活し、ここから建設・土木あるいは運送業、製造業などの日雇い労働に従事するために出かけて行きます。釜ヶ崎は、戦前から戦後にかけて、日本の産業構造のなかで「労働市場」としての「機能」を果してきました。

しかし、ここ10年来、構造的な不況によって多くの労働者が慢性的な失業状態に置かれています。「あいりん労働福祉センター」での日雇い（現金）求人数1日あたりの平均は、好況時の1989（平成1）年では5207人だったのに対して、2001（平成13）年は2144人、2002（平成14）年は2313人、2003（平成15）年は2540人といった状況が続いています。不況の影響で、建設業を中心として日雇い（現金）仕事が減っています。平均年齢が56歳を超えるという、労働者の高齢化も問題です。求人の大半が50歳以下の労働者を対象としており、50歳を超えると雇ってもらえない、仕事がない状況が続いています。この慢性的な失業状態は、社会保障制度の不十分な適用と相まって、野宿を余儀なくされている労働者（以下、野宿生活者と略）の問題を生みだしています。日本橋も含めて釜ヶ崎周辺だけでも2千人近い野宿生活者が確認されています。野宿生活者の問題は大阪だけにとどまらず、全国的な問題にも



E・ストローム宣教師

なっています。全国の野宿生活者の数は、2万4千人ともいわれています（2001〈平成13〉年度厚生労働省）。

ここ釜ヶ崎でのアルコールの問題は大きな問題です。はっきりした資料ではありませんが、釜ヶ崎でアルコール依存症もしくはアルコール乱用などの問題を持っている方は、ここで生活している日雇い労働者（推定で約2万人）の約10％ともいわれています。実際にはそれ以上の方が何らかのアルコール問題を抱えているようにも思えます。[*1] しかし、釜ヶ崎におけるアルコール問題の大きな特徴は、問題飲酒人口が多いということ以上に、依存症からの回復の機会がきわめて限られているところにあるといえます。つまり、アルコール依存症にかかってしまった人が、一旦釜ヶ崎で生活を始めた場合、現在の医療制度や福祉施策の狭間で適切なサービスを受ける機会を得られず、結果として回復する可能性が低くなってしまう。こうした状況のなかで、喜望の家は、日雇い労働者や野宿生活者で、アルコールや薬物などの依存症の問題をかかえた方々に「自立生活支援プログラム」を提供しています。

さて、「喜望の家」の設立母体は、宗教法人日本福音ルーテル教会です。職員は、2名のセラピスト（内1名

は牧師）、事務職員2名ですが、その他、日常的に12～13名のボランティアが関わっています。

宗教法人のため、教会からの牧師給与や釜ヶ崎キリスト教協友会[*2]からの自立生活支援プログラム費用の一部支援を除いては、職員の給与から活動費に至る運営のための費用は、すべて献金・寄付金でまかなっています。

この喜望の家が開設されて2005（平成17）年11月で30年目を迎えます。この30年の歩みは、いくつかの「時代」に分けることができます。

前史――喜望の家設立に至るまで

ドイツのミッドナイト・ミッション[*3]から日本に派遣されていたエリザベート・ストローム宣教師は、1963（昭和38）年に釜ヶ崎に隣接する山王地域で保育所「西成ベビーセンター」の活動を始めました。釜ヶ崎で働くことを決めた理由について、ストローム宣教師は、著書のなかでこう書いています。「社会福祉事業――教会の言葉で言いますと『ディアコニー』という活動――をやりたければ、『陰のところで始めないとうその仕事になる』と心のなかで感じていたからです」[*4]。日本滞在10年目で、活動場所を模索していた彼女は、たまたま大阪で西成区の釜ヶ崎を訪れ、「日本の社会の一つの陰の所」と思い、そこで働くことを希望したわけです。日本福音ルーテル教会にそのことを申し出て、当時の日本福音ルーテル大阪教会の内海季秋牧師が責任を持つ形で、スト

＊1　小柳伸顕「労働と生活」釜ヶ崎資料センター編「釜ヶ崎の歴史と現在」三一書房、1993年　99～100頁、および102～104頁

＊2　釜ヶ崎キリスト教協友会は、釜ヶ崎で活動している10の施設・グループと個人参加者によって構成される団体で、1970年11月に発足した。喜望の家は設立当初からメンバーとして協友会に参加し、活動している。協友会は地域のアルコール問題への取り組みの重要性から、自立生活支援プログラムを共同の取り組みと位置づけている。協友会は、日常的にも釜ヶ崎の地域内の問題に連携して取り組んでいる。無記名「釜ヶ崎協友会の歩みから」『喜望62号』喜望の家、1980年4月　5～6頁

＊3　E・ストローム『喜望の町』日本基督教団出版局、1988年　18頁

＊4　＊3　23頁



釜ヶ崎ディアコニア・センター／喜望の家

ローム宣教師の活動は始まりました。[*5]

そして、1970（昭和45）年の11月に当時すでに釜ヶ崎で活動を始めていたカトリック教会の修道会や日本基督教団の牧師たちと一緒に、彼女は「釜ヶ崎協友会」（現在の「釜ヶ崎キリスト教協友会」の前身。以下協友会と略）を結成します。協友会は地域の子どもたちのクリスマス会を催したり、大阪市から臨時宿泊所の運営を委託され活動を始めました。その後は日雇い労働者の組合と一緒に、労働者の立場に立った取り組みを続けています。戦後の釜ヶ崎におけるキリスト教の活動は、当初からエキュメニカルな運動[*6]として進められました。

ドイツ合同福音ルーテル教会では、釜ヶ崎でのストローム宣教師の活動を支援することを、1968（昭和43）年の段階で決定し、ドイツ・ブラウンシュヴァイク福音ルーテル領邦教会がストローム宣教師を改めて派遣することになりました。[*7]

1974（昭和49）年、ドイツ合同福音ルーテル教会の仲介でブラウンシュヴァイク福音ルーテル教会が、日本福音ルーテル教会と正式の姉妹関係を締結。ブラウンシュヴァイク福音ルーテル教会は、これ以降現在に至るまで、喜望の家への継続的な支援を押し進めます。

これに前後して1974（昭和49）年ごろからスト

ローム宣教師は釜ヶ崎のアルコール問題とかかわるようになりました。1975（昭和50）年には断酒サークル「むすび会」を始め、翌年1976（昭和51）年1月に古い倉庫兼住居を購入します。そして同じ年の11月に開設されたのが、「喜望の家」[*8]でした。

ただこの間、ストローム宣教師と日本福音ルーテル教会の関係は微妙なものになっていきました。活動の開始当初は、関係はよいものだったようですし、ストローム宣教師は「教会とともに働いてきたつもり」と記しています。しかし時間の経過とともに関係が変化してきたようで、彼女自身の言葉を借りれば、「1973（昭和48）年頃、（中略）教会の中で、『ストロームさんの身分と立場はもうありません。』と言われました。『こちらの教会に来なくてもいい』と言われて、大変なショックでした」[*9]と記されています。具体的に何があったのかは著書には記されてはいませんが、ストローム宣教師の日本福音ルーテル教会での立場が、内外の評価とは裏腹に不安定であったことが伺えます。[*10]

1975（昭和50）年日本福音ルーテル教会は、釜ヶ崎での活動を全国的にバックアップするために、西教区、ドイツ合同福音ルーテル教会と協議の上、「釜ヶ崎委員会」[*11]を設置しています。

そして、ドイツ合同教会との話し合いの上で、1977（昭和52）年喜望の家に、日本福音ルーテル教会か

＊5　＊3　23頁、28頁
＊6　エキュメニカルとは教派の異なった教会が協力して課題にとりくむ運動をいう。
＊7　H・ベッカー「ブラウンシュヴァイク・ルーテル教会と日本福音ルーテル教会との交流と共同」徳善義和編「日本福音ルーテル教会百年史論集編」日本福音ルーテル教会、2004年　65～69頁
＊8　＊3　80～102頁
＊9　＊3　150～151頁
＊10　＊7　71頁
＊11　初期の活動内容は、無記名「釜ヶ崎での活動」『喜望30号』喜望の家、1977年7月　2頁
・洗礼と教会形成を巡る問題は、無記名「釜ヶ崎通信」『喜望46号』喜望の家、1978年12月　11頁
・森勉「いまなぜ釜ヶ崎なのか（1）」『喜望73号』喜望の家、1981年7月　2～3頁

ら初代の邦人教職として重野信之牧師（～84）が派遣されました。

初期の活動

さて1976（昭和51）年から86（昭和61）年までは、日本福音ルーテル教会の活動拠点は喜望の家と「西成ベビーセンター（後に西成こどもセンターと改称）」の二つでした。

当時の釜ヶ崎のアルコール問題への関わりは、断酒の会「むすび会」の活動が中心になっているほかは、日常的にアルコール問題の相談をはじめていました。このほかにも娯楽室（喫茶・図書）、路上バザー、陶芸教室、集会室の開放が行なわれていました。日曜学校や主日礼拝あるいは聖書を学ぶ会なども行なわれていました。このことは一方では、喜望の家の活動のなかで、釜ヶ崎における教会（Gemeinde）形成を志向していたと考えられますが、具体的には洗礼を授けた場合の教籍をめぐる問題など課題を残しています。釜ヶ崎で通常考えられている各個教会を形成することが必要なのか、釜ヶ崎での「宣教」とは何かが問われたともいえます。[*12]

地域活動としては、協友会の活動があり、越年・越冬期の夜まわりや相談に取り組んでいました。1983（昭和58）年頃まで喜望の家のなかに「地域問題研究会[*13]（地域研）」が、事務所を持ち、活動していました。1980（昭和55）年には、地域研の話し合いのなかから、労働者から学ぶ「労働者夜間学校」が始まりました。しかし、その後喜望の家の都合から、地域研が事務所を移転せざるをえなくなったことは、地域活動の観点からいえば、一種の後退といえるかも知れません。[*14]

この時期のルーテル教会は、喜望の家に専任教職を派遣したこと、そして1978（昭和53）年までの3年間で過去の活動を総括し、将来への展望をまとめて答申することが課題とされていることなどから、釜ヶ崎での活動に対してそれ以前よりは積極的であったと評価できます。この頃、釜ヶ崎での活動についての、具体的な責任主体は西教区に変っていったようです。1979（昭和54）年には日本福音ルーテル教会、釜ヶ崎委員会、西教区、神学校などが参加し、釜ヶ崎での活動の将来構想に関する協議会の開催が計画されています。1980（昭和55）年3月に、釜ヶ崎における活動の神学的・宣教論的意味と展開に関する報告および提言が、西教区に提出されました。

報告を要約すると、

（1）釜ヶ崎における働きは、専任牧師もしくは宣教師を必要とする永続的な教会の業であり、

（2）釜ヶ崎ではすでに各種の開放的な交わりの場があって、従来の形での説教は必ずしも行なわれないにしても、ともに賛美し、ともに祈り、ともに聖言に預かるということが行なわれている。

（3）釜ヶ崎では、教会が何によって成り立っているかを明らかにし、この地域で教会として生き、働き、感じ、体験し、信じているところのものを見極めることの方が、本質的なことであり、

（4）釜ヶ崎における教会形成は、第三種教会から第一種教会に向かうという従来の形を必ずしも目標とせず、その働きは特殊な形での教会の働きである。

（5）釜ヶ崎での働きは、たえず日本福音ルーテル教会に、その存在の意義を問いかけるものであり、釜ヶ崎問題は私たちが、常に学習しつつ取り組むべき、重大な意味を持つものである。

とまとめられます。

同じ年の5月には同じ報告と提言が本教会総会でなされています。この動きの延長で釜ヶ崎コミュニティー・センター構想が提案され、西教区総会では「構想推進に関する決議文」が採択されました。[*15] ただ、このコミュニティー・センターは、資金的な問題と立地条件などの問題から実現しませんでした。財政的に海外教会からの支援に依存しすぎていたことが大きな原因とも考えられます。

＊12　無記名「日本福音ルーテル教会　釜ヶ崎に関する協議会開く」『喜望57号』喜望の家、1977年1月　11頁

＊13　地域問題研究会は、「1975年12月から1976年2月にかけての第6回目の釜ヶ崎越冬支援闘争においてKUIM（関西キリスト教都市産業問題協議会釜ヶ崎委員会：註）が現場研修の一環として行った越冬支援キャンプを契機に生まれた。」（協友会・地域研・KUIM越冬支援キャンプ編「釜ヶ崎1976冬」3～4頁

＊14　佐藤邦宏「II釜ヶ崎プロジェクト設置委員会報告」（日本福音ルーテル教会X―第1回常議員会記録、1983年2月）9頁。同記事の「3．報告事項―（2）―（ハ）」に「『希望の家』については、まず今まで同所を利用していた諸団体の事務所を中止し、今後は断酒運動に専念する」とある

1982（昭和57）年、ストローム宣教師は引退、帰国されました。ルーテル教会との関係についてストロームさんは著書『喜望の町』のなかで触れています。少し長くなりますが引用します。「私は釜ヶ崎の仕事をしながら、いつも神様とともに、教会とともに働きたいと願っていましたし、働いてきたつもりです。ですから、私は、体も心も全部の力を釜ヶ崎に投げ込んでという感じではありませんでした。というのは、半分ぐらいかどうか知りませんけれど、いつも一本の足は釜ヶ崎に立って、もう一本の足は教会を迎えに行ったんですね。心も半分しか釜ヶ崎で働いてなくて、半分は教会が来ることを待っていました。とにかく釜ヶ崎のなかでは、私ひとりでやってきたという感じです。これは、ルーテル教会との関係のことです。協友会はもちろんお互いを受け入れて、いっしょにやったんですけれども。重野先生が来られたり、ルーテル教会の方々で何人かパトロールに参加した人たちがいるといっても、ルーテル教会全体の考え方や神学としては、まあ、まだ、釜ヶ崎に関心がなかったと思います。ハノーバーでのできごと（注記：カウンセリングを受けたこと）は、私の精神的な、心理的な苦労を少しゆるめることができましたが、教会と私の関係、神学と私の関係にまでは影響を及ぼすことはできませんでした。そういうきびしさ、たたかいが最後まで残っていました」と記しています。[*16]

なぜ、ストローム宣教師がこのような感想を持ったのかの背景については、推測の域を出ません。というのは、日本ルーテル教会全体のなかで彼女の働きに対しての評価や位置づけの問題などは、わずかな公式的発言以外は記録にないからです。ストローム宣教師が個人的に受けた意見や評価は断片的にしか聞こえてきませんし、残念ながらわからないのが実際です。

ここでいわれている「教会全体の考え方や神学として釜ヶ崎に関心を持つ」とはどういうことなのかについては、私個人としては、教会は未だ問われているという思いを持っています。

ストローム宣教師の帰国から2年後の1984（昭和59）年、重野牧師が転任。そして白石郁夫牧師（1984～86）が赴任しました。

大きな問いの前で——活動のあり方を巡って

ストロームさんの帰国後、1985（昭和60）年に喜望の家の建て替えと牧師住居の確保のために事業を整理し、「西成こどもセンター」を売却する計画を教会が

決めたことから、職員の解雇問題が起こってしまいます。やはり釜ヶ崎の内外から解雇の問題性や「こどもセンター」の必要性が指摘され、結果として「こどもセンター」の利用者が中心となって「こどもセンター」を購入し、運営することになりました。この問題から当時の牧師が病気療養になり、責任者不在が続きました。この解雇問題に続いて同じ年に起こったのが差別文書問題でした。

喜望の家の機関誌に掲載されたある文章が、「釜ヶ崎への偏見を助長し、日雇い労働者を蔑視してしまう」差別文書であるという指摘を釜ヶ崎の内外から受けるという問題が起こります。結果的には、その問いかけに対して当時の喜望の家も釜ヶ崎委員会も対応し切れず、1年あまり機関誌は休刊となりました。[*17]

1986（昭和61）年4月、後任の牧師とドイツからの宣教師を迎えてからしばらくして、機関誌は再刊されました。また差別文書に関する問題については1988（昭和63）年に一応の回答が出されました。

このような一連の問題で教会が問われたこと、それはまず「釜ヶ崎への偏見」や「日雇い労働者への蔑視」という問題に、教会が本気で取り組めてきたのだろうかということです。それはまた、どのように釜ヶ崎で生活する労働者の言葉や思いを聞いてきたのかということでもあります。

もう一つは、「労働者のため」として活動しているのに、不当な解雇問題を起こしてしまうことの意味、つまり私たちの活動が、本当に労働者の立場に立っているのかということです。「あなたたちは、どこに立って、どこから物を見てるのか?」ということが問われていたわ

＊15　無記名「釜ヶ崎伝道に関する報告及び提案　第4章釜ヶ崎と教会」（日本福音ルーテル教会Ⅷ―第4回常議員会記録、1979年12月）38頁
・森勉「いまなぜ釜ヶ崎なのか（2）」『喜望74号』喜望の家、1981年9月　2～3頁
・岸井敏「釜ヶ崎伝道報告」（日本福音ルーテル教会西教区報告書より転載）第9回総会報告資料、1980年
＊16　＊3　149～150頁
＊17　「差別文書」問題の発端と推移については、釜ヶ崎の差別と闘う連絡会議編「K文書とその後」参照

けです。

こうした問題の処理をめぐって、現場である喜望の家の教職・職員とルーテル教会との間に、ある種の緊張関係が生まれていきました。それはまた、献金・寄付金が急激に減少したこともあって財政的な措置をめぐる問題にも発展してしまいました。そして喜望の家と教会の間に生まれた葛藤は、その後10年近くもしこりとなって残っていくことになります。

活動の転換——自立支援プログラム

1986（昭和61）年ドイツ・ブラウンシュヴァイクにあるルーカス・ヴェルク事業団より、アルコール依存症に関するソーシャル・セラピストのボド・ワルター氏が宣教師として派遣されました（〜92年）。また、邦人教職として村松由起夫牧師が赴任します。

さて、それまでは、喜望の家のアルコール問題への対応は、「むすび会」の活動が中心でしたが、1988（昭和63）年からルーカス・ヴェルク事業団でおこなわれているセラピー・プログラムをモデルとしながら、現行の社会保障制度や医療制度では適切なリハビリテーションの可能性を持つことができない日雇い労働者の実情にあわせたもの、「自立生活支援プログラム（以下自立プログラムと略）」が始まりました。

前述したように、釜ヶ崎でのアルコールの問題は深刻でした。（それはいまも変わりません）。喜望の家に相談に来られるアルコール問題を抱えた方の多くは、釜ヶ崎で生活する以前にすでにアルコール依存症あるいは乱用等の問題を持っており、そのことが原因で家庭や職を失って釜ヶ崎で生活するようになったケースです。このことは、アルコール依存症は寄せ場で暮す日雇い労働者だけが直面している問題ではなく、誰でもがかかる可能性のある病気だということを表しています。しかし、そうした方々が寄せ場・釜ヶ崎で生活しているというだけで、適切な治療やリハビリテーションの機会からはじき出されているのも事実です。

アルコール依存症の治療はこれまで長いこと精神病院での薬物投与を含む医療的な処置を中心に行なわれてきましたが、大阪近郊で、アルコール依存症の専門のクリニックや専門病棟を持った精神病院はさほど多いとはいえません。アルコール依存症自体、道徳的な評価ではかられ、病として認識されるのに時間がかかってきました。[*18]

こうしたアルコール依存症に対する「偏見」に加えて、

釜ヶ崎への差別意識があります。病院によっては、日雇い労働者や野宿生活者の患者だけを集めた「釜病棟」といわれる病棟が存在し、日雇い労働者や野宿生活者の人権は無視されてきました。[*19]

精神医療の分野では特に、1988（昭和63）年の大和川病院事件や安田病院の件を見ても明らかなように、人権意識が極端に軽視されてきたのも事実です。医療の体制や医療現場での労働者に対する姿勢だけでなく、福祉行政の問題、とりわけ日雇い労働者、野宿生活者への対応についての制度上の不備、慣行化している不適切な運用などが障がいとなっています。

「自立プログラム」は、利用者が断酒決断を維持していくことを支援し、入院治療に代わる社会的リハビリテーションを行なうことを目的として考えられました。利用者は、近くの簡易宿泊所に泊まり、喜望の家に通所し毎日の様々なプログラムに参加。この間の生活費は喜望の家が貸与、就労もしくは生活保護受給後返済するというものです。プログラムの内容は、小グループによるミーティング（集団精神療法）と個人面談のほかは、自分史や陶芸、工芸、紙すきなどの作業療法などでした。プログラムの狙いは、自分の感情を受け止め、また表現することを学び、自分の依存症の背景の問題と取り組む、問題の解決を図るというものでした。

「自立プログラム」が始まってからですが、釜ヶ崎キリスト教協友会は、アルコール問題は釜ヶ崎での活動全体の共通課題であるとの認識から、このプログラムを共同プロジェクトとして進めることにしました。そのため、協友会は「自立プログラム」の経費の半額を支援し始めました。

この「自立生活支援プログラム」は、その後様々な試行錯誤を経ながらも、基本的な考え方は変わらずに、現在も続けられています。

新しい活動の展開と見直し

1992（平成4）年ワルター宣教師は任期を終え

＊18　融道男、中根允文、小山実・監訳ICD-10「精神および行動の障害　臨床記述と診断ガイドライン」医学書院、1993／02年、87～88頁

＊19　釜ヶ崎キリスト教協友会編「釜ヶ崎白書'84～'85」53～54頁

てドイツへ帰国されますが、帰国の少し前から、将来喜望の家で働く邦人セラピスト養成の研修プログラムを計画します。[*20]

その研修プログラムは紆余曲折を経て、ブラウンシュヴァイク福音ルーテル教会の協力の下、実施されます。1992（平成4）年から98（平成10）年まで秋山仁牧師が交換牧師として、ドイツに滞在、ルーカス・ヴェルク事業団でアルコール依存症に関するソーシャル・セラピストの研修を受けました。

1996（平成8）年、設立20周年を期に、喜望の家はそれまでの「釜ヶ崎・喜望の家」から名称を現在の「釜ヶ崎ディアコニア・センター喜望の家」に変えました。

この時期、喜望の家では、プログラム終了者のための「作業所」開設が計画されていました。高齢や障がい、病気などのため就労することが難しくなってきたため、受け皿としての「作業所」が求められてきました。協友会の協力もあり、1997（平成9）年に喜望の家の一室を使って「のぞみ作業所」がオープンします。この作業所は、大阪市による認可と助成金を受けることを考え、「釜ヶ崎のアルコール問題を考える会」を発足させ、それを母胎に、喜望の家とは別組織として立ち上げられました。

1998（平成10）年秋山牧師が帰国。翌年3月まで教職二人の体制でした。1999（平成11）年に「のぞみ作業所」が大阪市から助成金を受けるようになります。村松牧師は退職し、改めて「作業所」の所長に就任します。「作業所」は、地域のアルコール問題に対応するという課題においては、喜望の家と変わりませんでしたが、しかし運営方針や方法を巡っては、実際には開きが出てくるようになりました。結局、福祉制度の構造的な改革が行政によって進められるなかで、「作業所」は、社会福祉法人化を選択します。そして2003（平成15）年6月に喜望の家から移転しました。

こうした動きのなかで喜望の家は、改めて自分たちの活動を続けていく上での位置づけを考えることになりました。現行の社会福祉制度に則って活動形態を変えていくのか、あるいはオルタナティブ（代わりの別な）なあり方として、あくまで宗教法人・教会の活動の一環として行なうのか、といった議論が積み重ねられました。その上で、今私たち喜望の家は、財政的な不安定さを抱えながらも、ディアコニア・センターとしての特質を深めて、教会の独自の活動として続けることを選びました。

教会との関係は1999（平成11）年以降、徐々に

修復されていきました。とはいえ、教会が釜ヶ崎の地域から問われた事柄は依然として残っています。私たちは真摯にこの問いかけに応える責任があります。

おわりに——ディアコニアを生きる

喜望の家の歩みのなかで一貫して流れてきたもの、それは「釜ヶ崎で生活する労働者とともに生きる」ということだと思います。日雇い労働者が何を考え、何を望み、どのようにそれを実現していくのかを、よく聞き、理解し、一緒に歩んでいくことを目指してきた、といえるでしょう。その具体的な関わりが地域問題としてのアルコール問題でした。

しかしそれは、医療や福祉制度の現実と向き合わなければならないものでした。しかも喜望の家で行なっていることは全体の状況から見れば微々たるものです。でも小さな働きだからといって、それを止めてしまうわけにはいかないのも事実です。過去に病院でも施設でも断酒できなかった労働者が、自立プログラムを通して、自分で生活を支えている、まさに「自立・自律」しているケースがあるからです。私たちの提供しているオルタナティブなやり方もまた、必要とする人たちがいるということなのです。

かつて日本に滞在していた宣教師エバ＝マリア・シュッテ師は、「ディアコニアとはなんですか？」という質問に、「ディアコニアとは、緊急に必要とされる援助と支援です。」と答えられました。[*21] それは具体的な対応においては、対処療法です。しかし、具体的な個別の問題に取り組むことなしには、その問題の原因にいたることもできません。

「福音は関係性にある」という考えを尊重すべきです。人と人との関係を生み、その関係を動かす福音。もっと

＊20　＊7　87頁

＊21　エバ＝マリヤ・シュッテ宣教師については、日本福音ルーテル武蔵野教会編「私たちの教会75年の歩み」67〜68頁
・シュッテ師の発言については、執筆者が1992年〜98年のドイツ滞在中に訪問した際の会話でのこと。ただし記録は無い

言えば人と人の関わりそのものが、福音であるともいえます。だとすれば、その福音が人の生き方のなかで、より具体的な形になったのが「ディアコニア」ではないでしょうか。

喜望の家の30年の歩みは、ストローム宣教師の思いや志、それを引き継ごうとしてきた人々の思いも含めて、「ディアコニアを生きる」ものであったといえるでしょう。

ドイツで研修を受けていたとき、相談所の同僚が「アルコール依存症からの回復の際、患者自身が最後には、『あなたはどう生きるのですか?』という問い、哲学的なあるいは宗教的な問いにぶつかる」といった言葉を思い出します。

「どう生きるのか」。この問いに対する答えをただの言葉としてでなく、人の生き方という形をともなった福音として、伝えていきたいし、労働者自身が抱えている現実の様々な角度から、一緒に考えていきたいと思っています。

参考文献

1 秋山 仁「地域におけるアルコール依存症からの回復の実際」「社会福祉研究86号」鉄道弘済会、2003年4月

2 融道男、中根允文、小山実・監訳ICD-10「精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン」医学書院、1993／02年

3 加藤政洋「大阪のスラムと盛り場」創元社、2002年

4 釜ヶ崎キリスト教協友会編「釜ヶ崎白書'84～'85」1986年

5 釜ヶ崎キリスト教協友会編「釜ヶ崎白書'87～'88」1989年

6 釜ヶ崎キリスト教協友会編「協友会通信52」2002年

7 小柳伸顕「労働と生活」釜ヶ崎資料センター編「釜ヶ崎の歴史と現在」三一書房、1993年

8 E・ストローム「喜望の町」日本基督教団出版局、1988年

9 平井正治「無縁声声」藤原書店、1997年

10 本間啓一郎「釜ヶ崎小史試論」釜ヶ崎資料センター編「釜ヶ崎の歴史と現在」

主に抱かれて――婦人会の願いを込めて

社会福祉法人るうてるホーム　総合施設長　**坪山　孝**

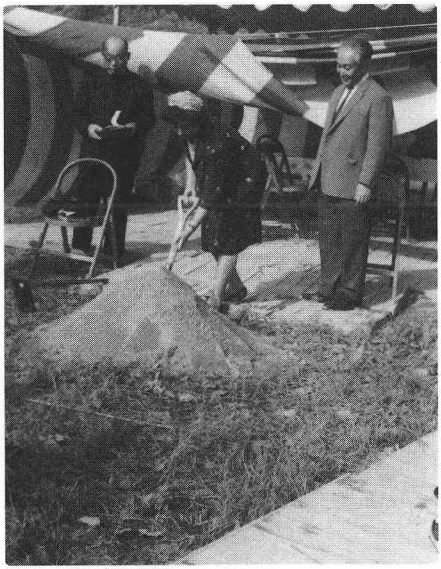
日本福音ルーテル教会婦人会連盟の祈り

「社会福祉法人るうてるホーム」は日本福音ルーテル教会の婦人会連盟の祈りと運動によって設立されました。１９６５（昭和40）年5月28日に軽費老人ホーム「るうてるホーム」の竣工式は岸千年総会議長、平井婦人会連盟会長のご出席をいただいて行なわれました。

るうてるホームの前史は婦人会連盟ホームの構想にあります。１９５４（昭和29）年に京都教会婦人会から連盟の多目的宿泊所を関西にとの提案がなされました。１９５７（昭和32）年には関西地区婦人会から牧師未亡人の老後のご苦労をなんとかしたいとする連盟ホーム案が提案されました。１９６０（昭和35）年の連盟大会では「社会性を持つ規模の大きい無料の施設を」という稲富姉の熱弁によって、養護老人ホームの設立のために１５０万円の募金を行なうことが議決されました。連盟会員は自力で創設する社会福祉事業に祈りと献金を捧げてくださり、１９６１（昭和36）年に目標額を達成しました。

辛木多恵連盟会長は役員とともに養護老人ホーム設立の可能性について行政当局の指導を受けましたが、老人福祉法以前のことであり、社会福祉法人設立のためには基本財産の自己所有地と5千万円の資金が必要であり、連盟会員にこれ以上の重荷を背負ってもらうことはできないとの苦渋の決断の末、これまでの献金２００万円とともに日本福音ルーテル教会に計画の実現をお願いしたのです。

本教会常議員会は社会厚生部を通して「大阪老人ホー



軽費老人ホーム／鍬入れ式（1964年）

るうてるホームの設立の背景

1964（昭和39）年12月2日に社会福祉法人の認可を受けました。同時に行政指導によって、新しく制度化された軽費老人ホームの設立手続きを進めて、1965（昭和40）年5月28日に軽費老人ホームは竣工しました。

社会福祉法人るうてるホームは幾多の議論を経て、神様と人に、そして社会に仕える老人ホームの建設のために多くの人々の祈りが結集して設立されました。いわば信仰によって建てられ、現在まで日本福音ルーテル教会と婦人会連盟およびその会員の皆様を中心とした支援が継続しています。婦人会連盟の運動から生まれ、40年になる今もなお、支援が継続していることは当法人の特筆すべき誇りですが、同時に神様のお守りと祝福の賜物であることを覚え、感謝します。

るうてるホームのパンフレットには次のように設立の趣旨が記されています。

「日本福音ルーテル教会の婦人会連盟は、永年の間、お年よりの新しいご苦労を見聞きして心を痛めてきました。戦後の苦しい時代を経験し、みずからは前の代のお年よりに仕えてこられ、いつか自分の順番になって疲れたこ

ム設立委員（辛木多恵姉・近藤美知子姉・大原玲子姉・中村兌子姉・内海季秋牧師・牛島義明牧師・松岡幹三牧師）」の7人を任命して、その推進をお願いしたのです。初代理事長辛木多恵姉が先頭にたって委員の方々とともに年間200時間を超える、しかも数年間にわたる奉仕の日々が始まりました。

これ以後、今に至るまで絶え間なく神様のあわれみととりなしをいただき、連盟と教会の皆様の暖かいお祈りとお支えをいただいています。

ころとおからだを休める場所のないお年よりのために、聖書にある長老者敬愛の教えにもとづいて、1965（昭和40）年5月、軽費老人ホームるうてるホームを建てました。そして、1977（昭和52）年6月、その延長線上に日本福音ルーテル教会の支援、国および大阪府の補助、個人および財界の善意の寄付を受けておからだの不自由なお年よりを介護する特別養護老人ホームを建てました。」

軽費老人ホームの生活

大阪府下の民間立軽費老人ホーム第1号でした。施設長として慈愛園ライトハウスの生活指導員をしておられた泉亮氏が赴任されました。泉施設長はミシガン大学大学院でグループワークを専攻した新進気鋭の実践家でした。泉夫妻は電話や上水道もないなかで施設の運営に携わることになりました。

さて、軽費老人ホームは措置による施設入所と異なり、契約による入所方式が新しく導入されましたが、利用料として生活費を自弁する仕組みは、自尊心と誇りを維持することに役立ちました。竣工式で「高齢者が威張っておれる場所ができた」という祝辞をいただきました。

つまり、福祉サービスをお金で購入する、あるいは福祉の消費者という発想によって、利用者をお客さまとする時代の到来でした。ご自分の生活に自分で責任を持つ主体的な生活の場として機能する軽費老人ホームは、個室の利用によってプライバシーの保証がありました。このシステムは社会福祉の新しい訪れを感じる制度でしたが、それは初代寮母の下村晴さんの著書『私の晩年　老人ホームへのお引っ越し』に詳しく紹介されています。当時、老人ホームに引っ越すという発想はきわめて新鮮な感覚でした。るうてるホームは時代を先取りした老人ホームでした。

1965（昭和40）年12月の後援会紙には、やっと上水道が引かれ、風呂がガスの自動釜になり、44人の利用者のほとんどが生まれて初めてのクリスマスを迎えたことが記されています。施設の補助基準に暖房もない時代でしたので、冬の寒さをしのぐために便所に煉炭火鉢を置き、各居室は電熱器やこたつで暖を取る生活でした。

初代の職員は教会から紹介されて送られた方々でした。毎朝、礼拝をして祈ることから業務に取りかかりました。そこにクリスチャンの利用者から参加したいという申し出があり、毎朝、9時から和室12畳の静養室で利用者有志と職員合同の短い礼拝が始まりました。これは現在も



軽費老人ホーム／静養室での聖日礼拝

変わることなく継続しています。利用者と職員が順番で司会を務めます。るうてるホームでは讃美歌と御言葉と祈りから1日が始まります。

ところで、るうてるホームの隣接地には、日本福音ルーテル教会の引退牧師館（現在は制度としては廃止された）が建築されていました。引退牧師の大内弘助先生と石松量蔵先生は、毎朝の礼拝のご指導をいただくほかにも利用者の方々の良き相談相手になってくださいました。

日本福音ルーテル大阪教会の内海季秋牧師が大阪教会の礼拝を終えて隔週の午後に、礼拝のためにお運びくださいました。

作業場棟の建設

人間の生活には、個室でプライバシーが守れるだけでなく、相互の交わりができる共用部門が必要です。近藤美知子元理事長と泉施設長は、個室に加えて交わりと生産の場が利用者の生活を潤いのある豊かなものに変えることに着目して、作業場の建設を計画しました。

1972（昭和47）年に作業場棟が竣工し、広い共用部門が与えられ、利用者の相互交流を行なうクラブ活動や趣味活動が活発化しました。利用者の多様な関心を吸



JOCS切手整理ボランティア

収したクラブ活動が拡大すると同時に、生産に結びつく活動が盛んになり、「るうてるホームの生活は忙しい」ものとなって、作業室から生き生きとしたはりのある生活が生まれました。

泉主任寮母が中心になって導入した機織りはたくさんの作品を生み出し、バザーなどでの販売を通して生産の喜びを与えてくれましたし、JOCS（日本キリスト教海外医療協力会）の使用済み切手の整理作業は、地域の方々と交流しながらの奉仕活動として定着しました。この活動に参加していた井上淳子さんは「お金で千円献金することも大切ですが、自分の体を使って奉仕できることを感謝しています。」と、ボランティア活動の原点を話してくださいました。

毎朝の礼拝、聖書研究会および聖日礼拝も作業室に移り、日本福音ルーテル大阪教会忍ケ丘集会という位置づけが与えられ、隔週の聖日礼拝が、内海牧師のご尽力と大阪教会のご理解、そして利用者のたゆまぬご奉仕によって毎週守られるようになりました。

特別養護老人ホームの開設

法人創設10周年記念事業として発意された特別養護老

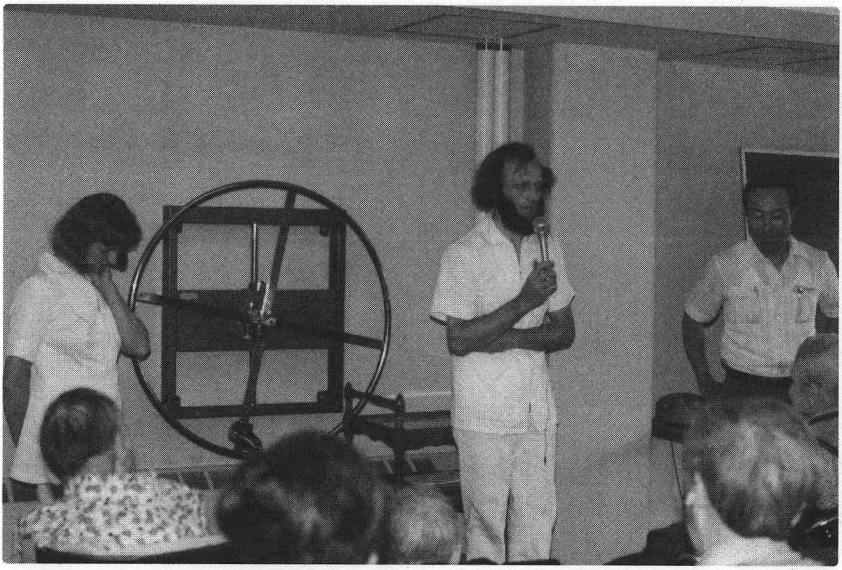


教会婦人会ボランティアと共に牧方菊人形見学

人ホームは1977（昭和52）年6月に、大阪府の23番目の施設として開所されました。理事会の決議によって計画された特別養護老人ホームの建設は「父、母を敬え」との御言葉に応えるために始められた事業でした。「寝たきり高齢者」のための施設の構想は、これまでよりもいっそう熱心に従順に御言葉に聞き、仕えることを職員に求めました。

これまで軽費老人ホームを利用して身辺の自立ができなくなられた方々は、ご家族にお引き取りいただくか、ほかの特別養護老人ホームや病院に移っていただくようにお願いしてまいりました。特別養護老人ホームや病院が不足してなかなか移ることができなくて、軽費老人ホームで待機することもしばしばでした。このような軽費老人ホームの制度上の問題に胸を痛めていた理事会は、高齢者によりいっそう仕える姿勢を明確にするために「高齢者福祉は利用者を最期までケアすることによって完成する」として、祈りつつ、特別養護老人ホームの建設を決意しました。

法人としては1億円の借入金を要する大事業でした。必要なものは与えられるという理事会の祈りと信仰によって計画された特別養護老人ホームは、教会のお支えによって、また、大原玲子・近藤美知子元理事長を中心に



マルムグレン先生ご夫妻と泉施設長

した関西財界はじめ各方面への働きかけ、さらにバザーるうてるなどのボランティア活動によって建設が実現しました。

さて、特別養護老人ホームの開設によって軽費老人ホームの食堂は談話室に、作業場棟1階に食堂が移り、作業場棟の3階に職員宿舎が整備される現在のたたずまいになりました。

また、職員数は12人というこじんまりした家庭的な職場から、一気に30人をこえる大所帯になり、予算は軽費だけの時に比較すると2・5倍になりました。

マルムグレン先生ご夫妻を迎える

デンマークルーテル教会から派遣されて、熊本の慈愛園で奉仕をしておられたディアコーンのマルムグレン先生ご夫妻を「ディアコニア・コンサルタント」としてお迎えして、ケアの組み立てや職員の教育訓練を担当していただきました。ご夫妻はいつも職員と一緒にケアを実践し、厳しく指導してくださいましたが、利用者の皆様からは「ひげの先生」とか「グレン先生」と親しまれました。

先生ご夫妻が指導するボディケアの充実や離床、おむ



自動車の寄贈をうける大原元理事長

つの随時交換などは、当時の高齢者ケアでは新しい考え方でした。職員には清掃を徹底して清潔な生活環境の提供を厳しく要求しました。

入浴サービスから総合的な在宅福祉サービスへ

高齢者福祉施設が地域社会に責任を持つ経営をすることが主張され始めたのは、1970（昭和45）年代半ばからでした。1978（昭和53）年から大阪府のモデル事業として入浴サービスを開始しました。在宅生活を安定して継続するためには、入浴の保障だけでなく、生活全般の支援が必要なことがしだいに理解され、当法人がデイサービスの可能性を考える契機になりました。

1989（平成1）年から入浴サービスに加えて、ミニデイサービスと福祉自動車送迎サービスの委託を受けました。翌年にはデイサービスはC型になり、在宅介護支援センターを受託することになり、私たちの職場が施設のなかだけでなく、地域社会にも拡大したことを実感しました。

1991（平成3）年にはデイサービス事業はB型に発展し、障がい者のサービスも提供する在宅サービス供給ステーション（大阪府独自事業）事業を受託しました。



創立30周年記念式典　近藤美知子元理事長（1995年）

新しい土地を取得してのサービスセンターの建設は、四條畷市の在宅福祉サービスの拠点となり、地域に向かって奉仕する仕事が与えられました。

このように総合的に在宅福祉サービスに取り組んでいることが評価され、1992（平成4）年から日本生命財団の助成事業を受託しました。「四條畷市の床ずれゼロをめざす保健福祉推進事業」をテーマに掲げ、休日を含めた365日のデイサービス事業の実現や介護用品の貸し出し、住宅改造などの多彩な事業を展開して、行政サービスの隙間を埋める役割を果すことができました。制度に先がけた事業の展開は全国から注目されました。

障がい者の生活支援について

2000（平成12）年4月からは障がい者生活支援センター事業を受託し、従来からの心身障がい者デイサービスおよびホームヘルプサービスを合わせ、業務は具体的なサービスから相談活動へと拡大しました。なお、高齢者の介護保険制度、障がい者の支援費制度によって、契約によるサービス提供がなされています。

設立の精神の継承をめざして

歴代の理事長である辛木多恵姉・近藤美知子姉・大原玲子姉・河田稔牧師・松原清牧師そして現在の市原正幸牧師他理事の方々、また、利用者と職員の礼拝の責任を担い、霊的なご奉仕をお引き受けくださった大阪教会歴代の牧師先生はじめ関西地区ルーテル教会および他教派の先生方、さらに創設から1993（平成5）年まで28年間の長きにわたり現場の責任を担い、先見性に富む良きリーダーとして職員をリードしてこられた泉亮総合施設長ご夫妻たちが掲げた理念は、「利用者お一人おひとりを大切にし、誠実に仕えることの実践」でした。

そして、当法人がいつも必要なものが必要なだけ豊かに与えられ、祈りが聞かれた幸せな歩みができましたのは、後援会長として支援の輪を広げるキャンペーンの先頭に立ってくださった内海季秋牧師、宝珠山幸郎牧師、そして現在の水野登美子姉のご奉仕によるものです。

「社会福祉法人るうてるホーム」の40年の歩みは、多くの方々のお祈りとご支援をいただいたことに集約されます。今後もお一人おひとりに仕え、何が必要かをその時々において考え、それを実現するために祈って聖書に聞き、渾身の努力を傾注された先達の歩みを学び続ける作業を継続したいと思います。

神様と人間に仕える業がますます充実したものになるように上よりのお導きを祈りつつ、利用者が晩年の生活を委ねてくださることに感謝して、人生の総仕上げの支援をする場とすることを決意しています。

■執筆協力者　社会福祉法人るうてるホーム　理事長　市原正幸
日本福音ルーテル大阪教会　牧師　滝田浩之

障がいを持つ一人ひとりの子どもの個性を磨く・光の子学園

社会福祉法人光の子会光の子学園　施設長　竹藤　望

光の子学園ができるまで

１９６６（昭和41）年、一人の知的障がい幼児の母親から日本福音ルーテル門司教会付属門司幼稚園へ「園庭で遊ばせてほしい」という依頼がありました。しばらくは母と子だけで門司幼稚園の園庭を使って遊ぶだけでした。１９６７（昭和42）年初め、ルーテル門司教会内野重人牧師は親子の幸せを願って門司幼稚園の１室を使い、週１日知的障がい幼児とその母親のためのささやかなクラスを始めました。

その後同年８月には、北九州市委託事業知的障がい幼児「光の子養護母子学級」が正式に開設されることになり、１９６９（昭和44）年には、週２日開催することができました。

この間、約80名におよぶ知的障がい児に対して保育を行なってきましたが、当時の知的障がい児は就学年齢になっても就学猶予・就学免除という仕組みによって学校に行けない状況でした。しかし、これは当事者のためにではなく、あくまで受け入れ側に問題があると考えられます。当然「母子学級を卒業する児童も受け入れる、児童福祉法にもとづく通園施設がほしい」という願いが、保護者、関係者等によって一層切実なものになってきました。

そして医学的立場から北九州市門司区医師会、歯科医師会、薬剤士会の支援、建設賛助会の組織や、キリスト教関係者による物心両面の支援があったことを見逃してはなりません。それらの支援によって、光の子学園設置



法人設立理事会

が実現したのです。また、裏山の開墾には、地域のボランティアの力に寄るところが大きかったようです。

1972（昭和47）年3月、社会福祉法人「光の子会」として厚生省より法人認可を受け、さらに自己資金のほか、日本船舶振興会、北九州市から補助金を頂き、園舎が完成し、1973（昭和48）年4月1日に開園しました。

「光の子学園」の開園によって、北九州市東部に在住する知的障がいの子どもの福祉向上がはかられ、民立民営施設としてのユニークな持ち味をいかして療育活動を行なってきたと自負しております。

開設当初、光の子学園は、母子学級を卒園後の就学猶予や、就学免除とされたお子さんを対象に療育活動を行なっていました。1979（昭和54）年、養護学校義務化にともない、それまで就学猶予・就学免除になっていたお子さんが、小学校に行く権利を獲得し、光の子学園は、就学前の幼児を対象とする通園施設となりました。

また、開設当初から、現在に至るまで、入園を希望する子どもたちは定員の範囲内ですべて受け入れてきています。



山林開墾

個々の障がい児の発達を保証する試み

光の子学園が開設されてから約10年間は、知的障がい児の保育を保証する場として意義を持っていました。内野牧師は、保育のみならず障がい児療育の専門性をいかに高めるかを考えていました。その一つとして北九州市総合療育センターより医師・言語療法士、福岡教育大学より心理学の教授の派遣を請い専門性を高める努力をしてきました。

1984（昭和59）年、知的障がいに関する専門性を持った道平進施設長の就任により、それまでの保育（預かり）の保証から、専門の療育を保証する施設へと脱皮したといえるでしょう。職員一人ひとりが特化した療育方法を獲得することにより、様々な子どもたちへの対応をチームとして行なう基盤整備を始めた時期です。当時はプレイセラピー、グループワーク、動作法と職員が分担して専門性を高め、一人の子どもに対して多方面のアプローチを行ない個々の子どもの発達を支援してきました。光の子学園が「子どもの発達の支援」ということに主眼を置いた療育を始めた時期です。また、専門性を高めることは、人材の充実も不可欠です。当時職員配置の



鍬入れ

最低基準が子ども四人に対して一人でしたが、光の子学園では、子ども三人に対して一人という配置を行ないました。法律での最低基準は現在も変わっていませんが、光の子学園では現在も最低基準を上回って職員を配置しています。これは一人ひとりの幼児の個性を活かしたきめ細かい発達支援を行なうためです。

また、多くの通園施設が基幹道路に設定したバス停で送迎を行なっていたのですが、光の子学園では送迎時の保護者負担軽減を目的として、なるべく家庭の近くにバス停を設定し、大型バス1台に加え、ワゴン車で送迎にあたることも始めました。1996（平成8）年にはより家庭に近いバス停にするため、さらに小回りのきくマイクロバス2台での送迎へと代わりました。

施設から地域に発信する

1997（平成9）年、施設長交代の時に、クラスで療育活動を行なう職員のほかに、子どもの言語指導を行なう言語療法士を専任で配置すべく模索を始め、11月から念願の職員の配置が始まりました。通園施設のなかの言語療法士は、個別指導室での言語指導にとどまらず、クラスでの療育場面に参加したり、食事場面での口腔機能の指導にあたるなど、役割は多大なものがあります。

地域のなかでは、地域療育等支援事業を行ない、外来で地域の幼稚園・保育所等に通う子どもさんの利用が始まりました。

2000（平成12）年に相互利用制度が始まり、肢体不自由の幼児、難聴幼児の3名が通園することができるようになりました。理事会内では、未歩行の子どもを受け入れることに対する強い反対もありました。しかし、光の子学園がキリスト教会を母胎として設置された経緯、初代理事長の内野先生が、行き場のない子どもたちを幼



現在の学園

稚園で受け入れたことを考え、受けいれることを決意したのです。私たち支援をする側が、利用したいと願っている子どもに線引きをすることは、社会福祉法人特にキリスト教会が母胎となっている法人のあり方として考えていかねばならないと思っています。「誰でも重荷を負っているものは私のもとに来なさい」とキリストが招かれているように、学園のあり方としても、利用を希望する方には応えていく義務があると思っています。また、措置施設である以上、さらに定員に空きがある以上は、応諾義務があるということも忘れてはならないことです。

相互利用制度の最初の利用者は、自立歩行ができず、オルソーチェアという特別な車いすでの生活が中心になっていました。そして、日常生活のなかで移動・食事等の介助を必要とする場面が多々あるために、介助員の配置も行ないました。療育活動は、指導員・保育士が行ない、移動や食事の介助は介助員が行なうという役割分担を始めました。光の子学園は言語療法士を配属していたので難聴幼児の対応はできますが、理学療法士や作業療法士を配置していないため、肢体不自由児の専門的な訓練は、北九州市総合療育センターの理学・作業療法士にお願いすることにしました。

2002（平成14）年には外来療育を希望するお子さ

んだけでなく、近隣の養護施設や、小学校、保育所、幼稚園に職員が出向いて行きました。そこで職員の支援を行なってほしいという要請が増えてきたため、地域支援の職員を専任とすることにしました。

2003（平成15）年からは、光の子学園では標準サービス・無料オプションサービス・有料オプションサービスに分けてサービス提供を始めました。一人ひとり違ったニーズに応える姿勢をより明確に位置づけするためです。また、働く母親の増加にともない、母親の就労支援を行なうために、北九州市では初めてタイムケア（午後7時までの預かり）を始めました。それまで、母親が働いているお子さんは、保育所の利用しかできませんでした。確かに保育所での統合保育も一般的になっていますが、保育所には専門職の配置はなく、専門的な発達支援を行なうことは困難です。しかし、タイムケアの開始により、母親が仕事をやめることなしに、子どもに専門的な発達支援を受ける機会を保証することができました。タイムケアには補助金がつきませんので、保護者の実費負担が必要ですが、光の子学園で毎日専門的な発達支援を受けながら、長時間就労することも可能になりました。

今、これまでの施設運営から、施設経営へと大きく制度が変わろうとしています。しかし光の子学園の原点「誰でも重荷を負っているものは私のもとに来なさい」という姿勢を忘れず、常に利用者の声を聞きながら、ますますサービス内容を充実させることが、課せられた課題だと思っています。

■光の子学園の歩み

昭和42・8　光の子養護母子学級発足（週1回開催）
44・8　光の子養護母子学級週2回となる
46・7　社会福祉法人通園施設「光の子学園」設立発起人会　理事長・内野重人
9　建設賛助会発足　会長・天野改造
47・3　社会福祉法人「光の子会」法人認可おりる
12　北九州市補助金交付
48・3　落成式
4　開園　初代施設長・内野重人
51・10　特別指導室および車庫落成式
平成9・11　光の子学園言語療法士配属
11・8　園庭総合遊具設置
12・4　相互利用制度導入
15・4　タイムケア開始

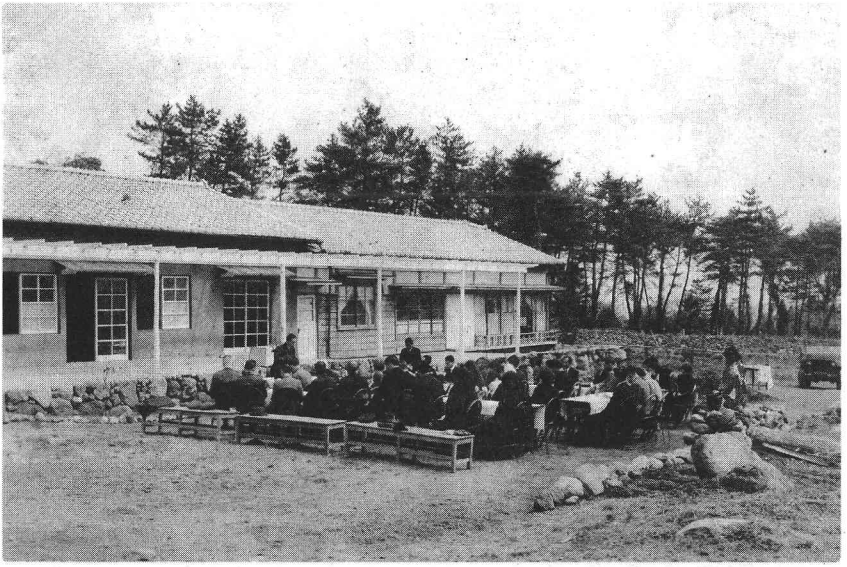
戦争と子どもたち

――慈愛園とのかかわりをとおして平和園が目指す「いと小さき者」への代弁者としてのはたらき

社会福祉法人別府平和園　施設長　**大石義信**

慈愛園とのかかわり

１９１９（大正８）年４月、福岡市で開催された日本福音ルーテル教会の総会で孤児、貧児、「不遇婦人」、老人等の救済事業を経営することが議決されました。この決議にもとづいて、その委員長に選ばれたネルセン宣教師によって、まず始められたのが熊本にできた「慈愛園」でした。ネルセン宣教師は熊本市新屋敷町に家を借りて二～三人の子どもを引き取り、養育することから始めました。翌１９２０（大正９）年４月にはモード・パウラス宣教師が委員長に就任しましたが、彼女は北米一致ルーテル教会の婦人会から当時２万円の寄付を受け、熊本市神水町３２０番地に約２万３千㎡の土地を購入しました。翌１９２１（大正10年）には同婦人会からさらに１万円の寄付金が寄せられたので、同地に施設を建設し、１９３７（昭和12）年４月７日慈愛園は開園式を行ないました。三つの児童ホームを建て、母子寮も建設しました。１９４１（昭和16）年日米関係が緊迫し、思想的圧迫と経済的困難のなかで、園長モード・パウラスはやむなく帰米したため日本福音ルーテル熊本教会牧師石松量三が園長となりその経営にあたりました。その後終戦を迎え、１９４７（昭和22）年１月園長モード・パウラスを６年振りで迎えた園一同の喜びと感激は大きいものでした。直ちに園の修理と諸般の設備の復旧につとめるとともに、戦火の犠牲となったホームレスの方々に生活の場を提供するなどして、戦後の園の事業はいよいよ重要さを加えて来ました。１９４８（昭和23）年11月12日財



開園式（1950年3月28日）

団法人の認可を受け、養護施設として新しい陣容で事業をすすめることとなりました。

この慈愛園には加藤正登夫妻がそれぞれ指導員、保母として勤務していました。

慈愛園分園別府平和園

当時別府市に住んでいた加藤の妹婿にあたる吉野秀登は、戦後急激に増加したホームレスの児童や母子家庭などの実情に接し、何とか救済したいと考えていました。

1948（昭和23）年の暮れ、進駐軍の乗馬クラブが使用していた市内野口原3088自己所有の建物がたまたま空くことになり、吉野はこの建物をそうした施設に充当したいと思い、加藤に相談するため、熊本に出向きました。加藤はこのことをパウラス宣教師に話すと、彼女は東九州に慈愛園の分院を持ちたいと考えていた矢先であり、非常に乗り気でした。吉野が乗馬クラブに貸していた建物は市有地に建てられていた建物でしたが、もともとこの市有地は進駐軍が別府市との契約で借り受けていたもので、進駐軍はこれを軍用地としてほかの用途に転用する計画でした。しかし、吉野らがその計画を打ちあけて進駐軍と交渉したところ、進駐米軍の司令官は



平和園内の旧別府教会

その土地をそういう社会事業に利用するのであれば市との契約を解除してもよいということで、約7千600㎡に及ぶこの土地は熊本に拠点をもつ慈愛園が買い取り、吉野はその土地に建てられた自己所有の建物を慈愛園に無償で寄付しました。

加藤正登とシズ子が別府へ移り事業の開始と同時に責任をもつこととし、別府市役所に行って社会課を訪問することを決めました。社会課は彼等が市での事業を開始することを歓迎しました。それから建物を内部修繕、改造し、分院として「別府平和園」を設立しました。

1950（昭和25）年2月24日付で、収容定員25名の児童養護施設として認可され、同年3月28日には盛大な開園式を行ないました。1951（昭和26）年5月の法改正で「社会福祉法人慈愛園施設別府平和園」となり、初代園長には熊本の本園からパウラス宣教師が就任、1952（昭和27）年5月潮谷総一郎が引き継ぎ、1955（昭和30）年10月には収容定員を30名とし、同年12月に加藤正登が理事長兼園長となりました。2年後、加藤は園長専任となり、理事長には日本福音ルーテル大分教会の牧師富永俊二が就任しました。1957（昭和32）年に定員35名、1959（昭和34）年に40名、そして1961（昭和36）年に現在の収容定員50名になりました。

創立当時は戦後の混乱期であり食糧難と貧しさとの戦いでした。このような時期を乗り切るために　加藤正登とシズ子の働きを忘れることはできません。

加藤正登とシズ子は荒地を開墾し園児等と共に、芋類や葉物を植え、実のなる木を育て栗や柿、トマトを収穫しました。さらに園の隅に数匹の豚やヤギを飼い、生活の足しにしていました。「小さい者」のため、子どもたちには時には厳しく、また時には喜びをともにしながらクリスマスや復活祭の行事を楽しく祝いました。

別府教会

このようにして平和園は次第に施設を充実させ、子どもたちの生活の基盤である衣、食、住は整っていきました。残る問題はパウラス宣教師から受け継いだ魂のこと。精神指導、宗教教育のことでした。その頃、熊本から石松量三が盲人伝道のため、別府に来られて平和園に立ち寄り、子どもたちを前にして子どもがわかるように「神の愛」についての話をし始めました。石松は幾度か来園し、本部にも大分地方に伝道の大切さを訴えていたようでした。

パウラス園長は、ある日、ロイド・ネービーというアメリカ青年宣教師を別府に連れて来られました。彼は平和園での礼拝を守りながら大分の宣教活動にも積極的に活動されました。その後5年程してネービー宣教師からファイル宣教師に宣教の道は引き継がれ、それまで児童の寝室で行なわれていた礼拝は、Bホームの食堂にベルベットの赤い布とベニヤ板で、質素ではあるが立派な祭壇の前で行なわれるようになりました。これが平和園の敷地のなかで行なわれた日本福音ルーテル別府教会設立の礼拝の第一歩でした。やがて1958（昭和33）年に平和園の敷地内に66㎡の小さな教会が完成し、別府教会の新たな一歩が踏み出されました。園の外部からの人も礼拝に出席できるようになりました。

その頃の伝道は、ネービー宣教師・岡本栄一牧師等は平和園に寝泊りして別府―大分間を列車で往復し、大分市では個人の部屋を借りてクリスチャンの集会を行なっていました。やがて大分にも教会と牧師館が建てられ教会活動の基盤はでき上がっていきました。ルーテル教会の仕事として平和園から始まったので宣教師が他所の伝道から帰ってくると　園のお風呂（温泉）で疲れを癒したり、クリスマスの前の日には子どもたちにプレゼントを夜遅くまで園長と作ったりしました。

1978（昭和53）年4月7日加藤正登園長が病死、



別府平和園内の教会で礼拝（1962年）［上］
加藤正登告別式　別府平和園葬／別府教会にて1978年4月10日）［下］

その後加藤シズ子が引継ぎ、1984（昭和59）年潮谷総一郎が園長に就任しました。この頃には平和園はかなり老朽化が目立ち始めていました。

平和園の移転

上野口にあった建物は　子どもたちにとっても、快適な生活ができるような状況ではなくなっていました。しかし財政困難のなかで平和園を明るい、のびのびとした環境に作り変えたいという思いのまま数年が経ちました。このような時に平和園の隣接地に別府市役所が移転する計画が持ち上がり、市水道局用地として平和園の敷地買収の話が市から持ちかけられました。

石井昇理事長、潮谷総一郎園長、井野邊義一理事等のその後何回かの市との交渉の結果、平和園が提示した移転に際しての諸条件（子どもたちの通学のこと、広い敷地、小舎制を基本とする住居など）を満たす場所として現在の明礬地区が決定され、1985（昭和60）年11月9日起工式を行ない着工されました。この地は幸い温泉の地熱を利用することができ、また眺めのよい美しい環境でした。

建物の設計に際しては、小舎制を軸に、心に深く傷を

負った子どもたちがのびのびと気持ちよく生活できる環境を提供できる建物であって欲しいという、園の希望を設計者・稲富昭は充分受け止め、現在の建物が完成しました。

建築に際し、稲富昭は建築とは信仰の告白としての表現であり社会的な詩でもあると考えました。作品を見ていると優れた建築からは音楽や詩のようにその主題を感じステイトメントを読み取ることができます。それは礼拝における式文のように毎日繰り返されることによって、信仰の骨組みが会衆に理解されるような働きを建築は助けることができるからです。

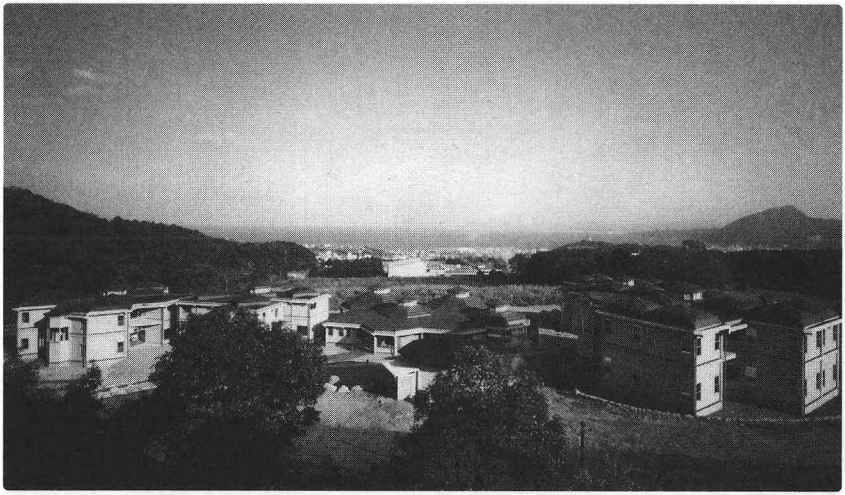
この設計を始めるにあたって建築家をして念じることは「この建築」によって（1）児童たちに生命に対する驚きと畏敬の念を覚えさせるきっかけが生まれるように（2）児童たちが日常、手に触れ、目に映る物すべてに美しさを感じ、美しさを愛することができるように（3）児童たち一人ひとりに与えられているそれぞれの才能がここで見出され、それを伸ばしてやれるように。これらの働きを助けてやれるものでありたいという思いで設計されました。

「別府平和園」は、共用棟を中心に1棟の収容人数が16～18人の児童棟（A、B、C）3棟と管理棟（D）および機械室で構成されています。収容人員を16～18人にした理由は、定員50人に対する指導員数と許される保育士数のなかで最も小舎制に近い方法がとれる許容範囲と考えたからです。ただし2階建てになっていてグルーピングは8人単位です。建築群の構成にあたって、建物の構造および平面計画は、異なる棟同士の保育士指導員間の施設全体としてのチームワークによる互助も行ない易いように、また、地形に応じて児童棟、共用棟、管理棟が自由自在に結合し小舎制の大切な利点を生かすと同時に中舎制、大舎制の利点も付け加えることができるように工夫されています。建物と建物の間隔については、戦前からの小舎制についての現場経験が最も豊かな潮谷総一郎の「小舎制の考え方としては少々不便に造って置く」という方針で設計されました。

「最も小さい者のひとり」

パウラス宣教師が常に言われていたこと「あなたがたによく言っておく。

わたしの兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわち、わたしにしたのである」（マタイによる福音書25章40節）、平和園の設立の意味はここに



別府平和園改築完成　全景（1986年12月8日）

ありました。この言葉こそ大切に考えます。そして今もずっと弱者の代弁者であるべきです。人間は一人、二人と数えられる個別的存在であると同時に、「最も小さき者のひとり」をふくめて、なにものをもってしても代えがたい人格体としての尊厳を認めたところにキリスト教の大きな貢献があります。

パウラス宣教師は「最も小さき者のひとり」を大切にされるおもいで安心・安全・ゆったり・いきいき・できる雰囲気のなかに、少人数で心と心を通わせることのできる小舎制児童養護施設を日本ではじめて慈愛園につくられました。その精神を受け継ぎ、平和園も建築様式を含め男女混合の縦割りの小舎制です。

小舎制・地域小規模制児童養護施設の利点は、子どもとの愛着関係、発達段階にそったきめ細かなケア、食生活の充実、自主性の確立など養護の効果が顕著にみられるという点です。

別府平和園は1986（昭和61）年にここ明礬の地に移転して、自然の恵まれたなかに1万9千800㎡と雄大な環境を与えられました。

園には、一面に芝生が敷き詰められ、その片隅には小さいながらも立派なプールや源泉を活用した手作りの露天風呂を配置しています。また自然環境にも恵まれ、四

季折々の木々の花々が咲き乱れ、特に春には桃、菜の花、連翹、桜と花の絶えることがなく　地元の方や老人ホームの方々がお弁当持参で花見に来られ、子どもたちとともに春を満喫しています。

またグランドでは、野球・サッカー・縄跳び・鬼ごっこ・バレーボール・ドッチボール・自転車乗りそして隠れ家造りと、この広い敷地内をところせましと駆け回っています。時には自転車にまだ上手に乗ることのできない幼児さんに付き添って押してあげたり、優しくコツを教えてあげたりしながら、子どもたちは遊びを通して大切なことを学び、成長しています。

ホームのなかでは規律ある生活のなかで、子どもたちは自由なひと時を、甘えたり、ふざけあったり、また勉強を教え合ったりとお互いに楽しみ癒された時間を職員とともに過ごしています。

また教授、教師や地域ボランティアの方々に支えられ、子どもたちは書道、ピアノ、パソコン教室、英語教室、ハンドベルなど学ぶ機会があります。毎土曜日は牧師による教会学校も行なわれ礼拝をまもっています。

全国における児童養護施設の約80％が大舎制を取り入れていますが2000（平成12）年度に児童養護施策として画期的な「地域小規模児童養護施設」が制度化されました。やっと国の方針としても小舎制の必要性が認められてきています。

国が進める基礎構造改革の大きなうねりのなか、社会福祉も聖域ではないということで、多くの事業は選択契約制度に移行してきました。そのなかで要保護児童施策は、国の責任を明確にした措置制度として、なんとか存続させてきました。しかしここにきて逆風が吹いてきています。三位一体の改革が施行されることは、一般財源化するということです。児童保護費負担金が積算されたとしても、地方での執行はその裁量に任されるということであり、地方での格差が拡大することが危惧されます。一人ひとりの基本的人権が保障されるという前提がなければなりません。「いと小さき者」「いと弱き者」とともに歩く代弁者とならなければいけないと思っています。

参考文献

1　日本福音ルーテル教会『日本福音ルーテル教会史』ルーテル社、1954年4月30日発行　229～230頁

2　稲富　昭著『建築・文化』彰国社、1987年2月号77～83頁

3　辻　英武編『大分県の社会福祉事業史』大分県社会福祉協議会、1973年12月1日発行　172～173頁

「慈愛園」創立86年の魅力

社会福祉法人慈愛園　理事　**潮谷愛一**
ルーテル学院大学　学長　**市川一宏**



創立者　モード・パウラス宣教師

「慈愛園」創立者モード・パウラス宣教師

1889（明治22）年、「慈愛園」創立者モード・パウラス宣教師は、アメリカ・ノースカロライナ州で生まれました。奇しくも、ハワイ・モロカイ島でハンセン病患者の伝道に身を献げ、自らもその病に倒れたダミアン神父が亡くなられた年でした。それは、のちにパウラス宣教師が「九州救ライ協会」を創設したことと無関係とは思えないことでした。

パウラス宣教師の家族は当時、農家で母子家庭となり八人姉妹で暮していました。この体験が「慈愛園」創設後、一貫して農業をして自給自足する園の基礎となりました。また、母子寮についても、母子家庭の体験から、ことのほか熱心であったことも理解できます。さらに熱心なルーテル教会の一員でしたので、所属するレバノン教会建築の木材は、パウラス家族の寄付だそうで、慈愛園の敷地内に日本福音ルーテル神水教会が立地しているのも当然と言えるでしょう。子どものホームを創られた時も、パウラス宣教師のご家庭がモデルとなっています。先生のお姉様がアメリカの子どもの施設に勤めておられた時、大きな家にみんなで暮すことのむずかしさを嘆いておられたことから、慈愛園ではひとつのホームを、世話する女性と八人の子どもにする、とされたのもその体験からだとよく解ります。



はたらく子どもたち［下］保育を手伝うモードとエーネ・パウラス宣教師［上］（創立当初）

慈愛園創立の理由

1918（大正7）年、日本は食糧が乏しく、貧しさから遂に女性たちが米蔵を襲い米を略奪する事件、いわゆる米騒動が各地で多発しました。さらに貧しさは、本来、家族を大切にする日本人なのに自分の子を売春のため売り、家族がうまく維持できなくなると家のためにと言って、子どもを犠牲にしてしまいました。

1919（大正8）年、日本で宣教している宣教師会が熊本で開かれました。ここで日本の貧しい人々のことが議論されたことが、慈愛園の始まりでした。モード・パウラス宣教師はこの前年、29歳で来日され、東京で日本語の勉強をされながらこの会に加わっておられました。先生は11歳の時、教会学校で日本伝道のことを知り、日本人の異なった宗教に驚くと同時に、自分が宣教師になって日本に行く決心をされ、この歳から29歳になるまで、宣教師になる準備を18年間も続けてこられたうえでの来日だったのです。そして、先生が30歳の時慈愛園が創立されることとなりました。

この会議でスタイワルト宣教師は、身寄りのない橋の下にすんでいる老人を救おうと言われました。九州女学



建立時そのままの慈愛園神水教会

院（今のルーテル学院高校）の初代院長のエカード宣教師は、売られていく子どもたちを救おうと呼びかけられました。ミラー宣教師は、日本人が自らやれるように社会事業のモデルとなるよう、赤ちゃんからお年寄りまでの社会事業をつくろうと話され、慈愛園のあり方が決定されました。また、この委員長にネルセン宣教師、創立園長にモード・パウラス宣教師と決定されました。パウラス宣教師は、キリスト教の伝道のために日本に来たのに、社会事業（社会福祉）をやることは不安でしたが、決定に従うしかなかったのです。パウラス宣教師は、自分の体験をモデルにして暗中模索で慈愛園を発足させることにしました。

もうひとつ大切な理由があります。それは新約聖書、ヤコブの手紙2章17節「行ないがともなわない信仰はそれだけでは死んだものです。」ということがその中心でした。信仰と祈りだけがキリスト教ではなく、愛の実践によって信仰を訓練することが重要としていました。これが2番目の理由です。他人の苦しみを背負って生きていく訓練が必要です。人権が侵されている現実に信者は立ちむかう実践をしなければ、神の国は実現できないと宣教師たちは信じていたので、信徒の訓練として社会福祉を実践することにしたのでした。



慈愛園内にある納骨堂

慈愛園は熊本市神水に2万3千㎡（今は3万㎡）の土地を、アメリカ教会員の寄付金で購入し、子どもの家々、老人の家を建てました。子どもの家は、1軒に職員一人と八人の子ども、老人ホームは、パウラス宣教師の言葉でいう「ユニット」を創りました。「慈愛園」では大正時代に「ユニット」という言葉を使っていましたし、昭和になってすぐ「ナースリーホーム」と保育園を呼んでいました。

慈愛園の仕事に苦悩したモード・パウラス宣教師の姿を自著『愛と福祉のはざまに』で、次のように自ら述べています。自分の気持ちも伝わらず、成果が上がらない苦しみから、もう日本には帰らないと思い、1923（大正12）年6月に帰米しました。アメリカで暮しはじめて、アメリカの欠点がよく見えるようになると同時に、日本の良さもわかるゆとりが出てきました。その時、関東大震災が起きました。パウラス宣教師は、これによって日本の人々をより身近に感じ、他人事でなくなり、再度、日本行きを決心したといういきさつがありました。

慈愛園は施設の仕事だけではありませんでした。熊本には古くからハンセン病患者が住む地域があり、パウラス宣教師はそこを訪問していました。当時、この病気はうつる、治らないといわれていましたが、先生は西洋医

学の知識があり、1937（昭和12）年に牧師、宣教師たちで「九州救ライ協会」（ハンセン病）をつくり活動されていました。この協会に江藤安純先生と父・潮谷総一郎を加え救済活動を続けましたが、だんだん戦争の足音が高くなった1940（昭和15）年の夏、ハンセン病患者の一斉収容がなされ、その年の12月に父は徴兵され国外に行ってしまい、パウラス宣教師も1941（昭和16）年の9月には、日本から追い出されるようにアメリカに帰国され、その後、慈愛園の事業は細々と続けられました。

戦後

1945（昭和20）年、日本は戦争に敗れ、アメリカ軍の占領下におかれました。モード・パウラス宣教師は、1947（昭和22）年1月に再来日し、慈愛園に帰ってこられました。

先生を待っていたのは、貧困の日本でした。先生はすぐ仕事を始め、アメリカのキリスト教児童基金（CCF）によって、まず戦争で親を亡くした子どもたちの新しい施設「広安愛児園」を創られ、続けて「別府平和園」、「シオン園」を創立されました。母親が働けるようにするため、荒尾に母子寮・保育所、熊本に外国から引揚げてきた人々の住宅のそばに二つの保育園を開園し、熊本市内に新しく「めぐみ幼稚園」と次々に創りました。

その一方では、1950（昭和25）年、待望の神水教会をアメリカの大きな寄付金をもとにして建てられました。これこそ、先生が11歳で伝道を決心し達成された最もうれしい仕事だったと思います。

1953（昭和28）年には、視覚障がいの赤ちゃんの入所から発展して、盲ろうあ児施設「熊本ライトハウス」を創られました。

息もつかせない次から次の大事業をなしえた先生の後ろに、私は神さまを感じます。先生は1959（昭和34）年、「慈愛園創立40周年」の式典を終え、アメリカ帰国の途につかれました。私は慈愛園で生まれ育ち、先生のアメリカ帰国まで東京に同行しました。その偉大な業績に驚くばかりですが、帰国を前にして先生は謙虚に「私はただ神さまのお手伝いをしただけです。」と、言葉少ない態度ですごされました。

先生は90歳で自分の仕事を整理して、日本語訳『愛と福祉のはざまに』を出版されました。また同じ歳に元気で「慈愛園創立60周年」にも参加されました。それは1

979（昭和54）年のことでした。91歳でお亡くなりになられる最後まで偉大な方でした。

後継者・潮谷総一郎氏


潮谷総一郎先生

総一郎氏は、1913（大正2）年古本屋の息子として八代で生まれ、聖愛幼稚園でキリスト教と出会いました。中学はルーテル教会の九州学院で学び、ここで洗礼を受けたのでした。

九州学院では初代院長・遠山参良先生や海老名弾正先生から熊本バンド*のことをたびたび見聞きし、その精神を継承しようと考えていたようでした。九州学院を卒業して古本屋を継ぎ、熊本バンドの資料を集め、研究していたのでした。

20歳の頃、これではだめだと気づき、九州学院の宣教師シリンガー先生に手紙を書き、伝道する仕事を頼み込みました。ちょうどその頃、パウラス宣教師は慈愛園で働く若い職員を求め、シリンガー先生に頼んでいたこともあって、彼はパウラス宣教師に潮谷氏を紹介したのでした。そこから潮谷氏と慈愛園の関係が始まりました。

慈愛園で潮谷氏は老人の聖書研究、少年の世話、毎早朝の食材買いに追われる日々を経験しました。しかし、1年を経ても老人の聖書研究はあまり成果があがらず、また、仕事の多忙さで伝道が思ったように進まなかったようでした。当時の本人の日記に「やめたい、執筆家になりたい」と書かれているのをみると、その頃の心情がうかがえます。

1936（昭和11）年には、慈愛園にボーイスカウトを結成し、リーダーとなってキャンプや奉仕活動を訓練していました。1937（昭和12）年には、「九州救ライ協会」の理事となり、ハンセン病患者の地区で伝道と食糧の配付と相談活動をしていました。ハンセン病で亡くなったダミアン神父の伝記を読み、医学知識を詰め込んだのはこの頃と思います。ダミアン神父の伝道物語のなかで、神父様が亡くなって建立された記念碑にも刻まれている聖書の言葉「友のために自分の命を棄てる。これより以上に大きな愛はない」（ヨハネによる福音書15章13節）に強い衝撃を受け、自分もダミアン神父のように働こう、死を怖れずこのために命を棄てよう、と決心



慈愛園乳児ホーム

したのでした。1939（昭和14）年結婚して息子が生まれたのちも、この活動を止めることはありませんでした。

総一郎氏は2000（平成12）年に亡くなりましたが、自分の墓に十字架と「友のために自分の命を棄てる。これより以上に大きな愛はない」（前掲）としるしていることを見ても、ダミアン神父のようにと生涯願っていたようです。ハンセン病の救済の先駆者、リデル女史もライト女史も、ダミアン神父の記念碑の聖句が大好きだったと、二人の資料館に残されています。

1940（昭和15）年のハンセン病者強制収容では、リーダーが草津に分離収容され独房に入れられたことに抗議したため、その後解放されたかどうかを草津まで確認しに行った総一郎氏の行動がありました。それから2カ月で徴兵通知が総一郎氏に届き兵隊となり、ハンセン

＊熊本バンド　熊本洋学校に学んだ海老名弾正、徳富蘇峰など35人の生徒が、教師L・L・ジェーンズの影響により彼より受洗した。1876（明治9）年にキリスト教により祖国日本を発展させる「奉教趣意書」に誓いを立てた。この事件で、熊本洋学校は廃校となり、ジェーンズも追放され、生徒らはすべて同志社に転校した。

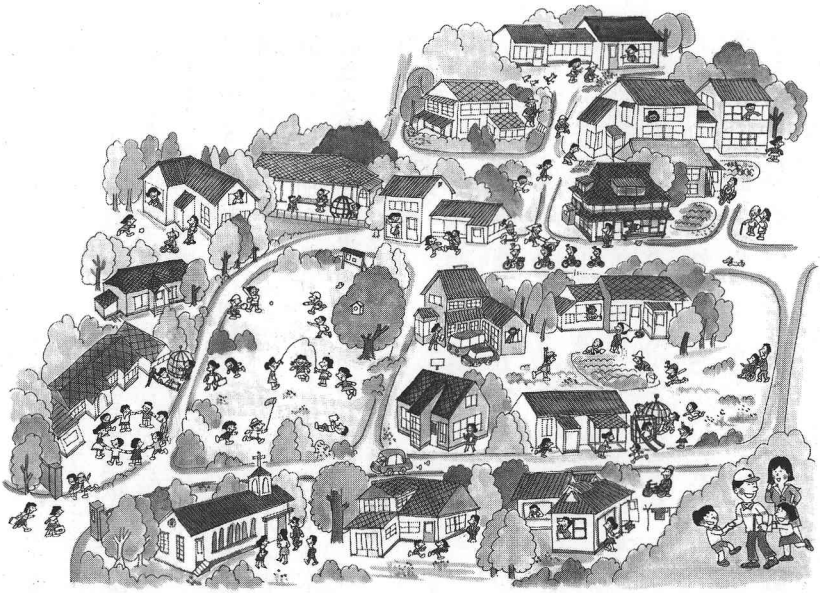


170食のひとり暮し老人おせち料理宅配サービス

病患者支援は中断し、患者全員の強制入院は戦後50年以上続きました。1943（昭和18）年、アメリカでハンセン病治療薬プロミンが開発され、戦後日本にも入ってきて治療が行なわれ、「うつる、治らない病気」が「うつらない、治る病気」になったのです。

それでも患者を隔離していた1954（昭和29）年、患者から生まれた未感染児童が、一般の学校に通学することが拒否され、総一郎氏は児童養護施設に密かに子どもらを移し、そこから地域の学校に通学させる対策をとりました。従って、私は彼らと同じ部屋でともに成長したのでした。

総一郎氏は、施設の仕事だけではなく地域社会の福祉活動もしていました。戦後、社会福祉は一変し、福祉関係の法律が次々に立法化されました。入所者も自給自足のための労働から解放され、衣食住がなんとかなる時代がきました。そんな時代、総一郎氏は刑務所の死刑囚にキリスト教を教え、洗礼を奨めていました。何人もの死刑囚が洗礼を受け、「カルバリの会」を創っていました。そのメンバーから免田栄さんという死刑囚を頼むと懇願され面会しました。総一郎氏はその相談の間に、彼は本当は殺人をしていないと確信し始めました。



慈愛園全体イラストマップ

総一郎氏は、パウラス宣教師から新しい福祉の時代が来るから学校で勉強するようにと、1951（昭和26）年より、日本社会事業学校に内地留学を奨められたのです。これが総一郎氏が科学的社会福祉にめざめる契機となり、免田事件の非科学性の告発にのりだし、34年経て免田さんの無実が確定しました。無罪後、免田さんは社会復帰のため慈愛園で1年間暮し、結婚され、社会復帰されました。

日本社会事業学校を卒業した総一郎氏は、パウラス宣教師とともに重要な仕事を果しました。まず、盲ろうあ児施設を創立しました。そのいきさつは前述のとおりです。しかし、順調ではなく、ついに事故が起きました。通学途中の視覚障がい児が路面電車とぶつかったのです。五、六人が重傷を負いました。目が見えさえしたなら、こんな事故はないのにと悔やまれました。しかし、それでひるむ総一郎氏ではなく、角膜移植があると知るとすぐさま、死後に角膜を提供する人を募集する「熊本眼の銀行」を設立しました。アイバンクは、日本で最初の事業がここからはじまりました。1956（昭和31）年のことでした。これが今、全国にアイバンクがある基礎になりました。

さらに1953（昭和28）年、総一郎氏は、児童福祉

法があるのに老人福祉法がないのはおかしいと、自ら法文をつくり政府に陳情し、10年後に老人福祉法が成立しました。老人施設を「ホーム」と呼称するようになったのは、ルーテル教会が創立した「慈愛園老人ホーム」、「東京老人ホーム」がそのモデルとなったことがよく解ります。

このように福祉活動に関するルーテル教会の先駆者の活動を見ると、神さまの手伝いに徹することがいかに信者にとって大切かを知り、これを継承することを次世代に伝えることが大事であると痛感しています。

継承と警鐘

慈愛園の強さは、隣人とともに歩んだ歴史の「かたりべ」を残したこと。そしてそのミッションを、それぞれの時代に応じて実践した「働き人」を育てたことです。総一郎氏の息子である潮谷愛一氏は、まさに慈愛園の生活のなかで育てられ、言い尽くせない困難をじかに体験し、「友のために自分の命を棄てる。これより以上に大きな愛はない」（前掲）というすさまじい生き方を見てこられました。そこに、歴史を継承することを可能にした大きな理由があります。また愛一先生は、当時、生活していた子どもたちとともに育った故に、援助者であり保護者である職員と、保護される子どもという構図を否定しておられたと思います。「慈愛園子供ホーム」の施設長を20数年なさっておられましたが、いつも子どもの生きる姿を肌で感じ、社会のシステム自体に多くの警鐘を鳴らして来られました。特に、できるだけ乳幼年期から子どもを独立して育てようとしていた時代、「おんぶ」「だっこ」「添い寝」を通して、十分に母親からの愛を体験することを強く主張されました。なぜなら、乳幼児期が人間の情緒の源であり、この時期の十分な甘えと体験が、それからの成長に大切であると確信なさっておられたからです。その警鐘は、不幸にも深刻な青少年問題の増加によって論証される結果となりました。

また、潮谷義子氏は、現在、熊本県知事の重責を担っておられますが、原点は、長く働いておられた「慈愛園乳児ホーム」での働きで十分示されていると思います。子どもは元来、外遊びが好きです。新築され、乳児の家と名付けられた乳児ホームにも、外と同じように光がいっぱいに入るようになっています。赤ちゃんがすぐに外に出ることができるように、床は低くしてあります。また愛着関係が深くなるように、「ケースマザー」（担当制）をつくり、さらに床に深さ30㎝のサンクンピット（12㎡）

をつくり、ハイハイをしたり、授乳、つかまり立ち、伝い歩きができるように建てられています。まさに乳児の視点に立ち、乳児の気持ちを代弁した造りではないでしょうか。

このほかにも、たくさんの「かたりべ」「働き人」がおり、その一人ひとりの思いと実践が、伝統を継承してこれた大きな理由と言えましょう。

展望

現代から未来へのキーワードを考えてみましょう。それは、これまでの福祉を継承し、発展させるものでなければなりません。21世紀の福祉のキーワードは、人権と環境のもと、(1)自立、(2)選択、(3)自己決定、(4)契約、(5)自己負担などと言っています。介護保険制度がこれらに大きな影響を与えています。さらに、地方分権がすすめられ、地方が福祉にかかわる時代を迎え、地域福祉が重要なものになっています。

その福祉実現のため、新しいキーワードを用意することが大切です。(1)コラボレーション（異種結合）、(2)パートナーシップ（協力）、(3)イノベーション（革新）、(4)エボリューション（進化）などでしょう。そのためには、国、民族、文化、宗教や既成概念を超越することが大切なのです。つまり思考に際し、(1)フィルターをかけない、(2)フレームをはずし型にはめない、(3)フリーズしない、凍って固まらない、という3Fをもつことです。

慈愛園のモード・パウラス宣教師と潮谷総一郎氏に共通することは、つぎつぎと課題をみつけ、柔軟に対応していることです。既成の考え方や枠組に決して捕われることなく、聖書に従い、隣人に仕える役を果してきた歴史と事業に深く学ぶことができます。

慈愛園は経営力を大切にしながら、地域の福祉課題にとりくんできました。地域に人材を提供し、施設を開放し、地域の社会福祉協議会と協働提携を計っています。今では、慈愛園は地域社会になくてはならない福祉の拠点という地位を確保しています。決してとどまることなく、思考し進化しています。

慈愛園の基礎は、モード・パウラス宣教師が聖書と祈りに導かれ、神さまのお手伝いをしてきた歴史があります。神は愛であると実践してやまない歴史なのです。私は、それを継承することであると、誓いをたてて仕事に励んでまいりました。継承とは英語で、Succession といいますから、成功を意味しています。

幸いに、慈愛園は、北欧とアメリカのルーテル教会の社会活動の情報を得ることができますから、過去にこだわらず柔軟に対応し、深く学ぶ姿勢と実行を重視してきました。30年前に、それらの宣教師たちと協働して民間の相談所をつくり、行政がやっていないことをやり、行政が慈愛園に学んで相談所をつくりました。また同時期から点訳教室を開き、多くの方々が点字を学んでいます。今では点字翻訳コンピューターもあり、地域社会に貢献しています。

混沌（カオス）の時代が21世紀なのかもしれません。すべてが指針を見失いやすい時代かもしれません。そんな時代だからこそ、イエス・キリストに従うことを熱望してやまなかったモード・パウラス宣教師に学ぶことが大切なことです。先生は90歳で『愛と福祉のはざまに』を著作していますので、いつでも読むことができます。

新しい課題に関心を示し、常に取り組む姿勢をもって進化する慈愛園をめざし、誰もしない仕事をすることです。歴史と業績に寄りかかり、守りの福祉になってしまうとき、モード・パウラス宣教師が神さまのお手伝いをしましたということは、死語になってしまうことでしょう。

人権と環境の旗を高くかかげ、福祉実現のキーワードを両手に握りしめ、創立者、モード・パウラス宣教師を心にいだき、聖書に従って、仕える意志をもった人材が、これからも必要ではないでしょうか。

次世代につなぐ高齢者福祉事業

社会福祉法人慈愛園パウラスホーム　施設長　**内田栄二**

「慈愛園」は本年創立86年目を迎えました。そもそもの始まりは、日本福音ルーテル教会の社会事業として開始されました。創立者モード・パウラス宣教師は、施設を利用する子どもや老人とともに畑を耕し、動物を養い自給自立を奨励しました。これにより、神の恵みに感謝することを体験しようとしたのでした。

また、施設は「ホーム」と名づけ、暖かい雰囲気のなかで過ごすように務めました。これらのことは、現在の慈愛園の各福祉事業の根幹となっています。

この長い歴史の間に、乳児・児童関係施設3、高齢者関係施設（通所を含む）3、障がい児・障がい者関係施設2、保育所3等、合計11施設となりました。人員構成は、利用者合計650名、職員約260名を擁しています。

本稿ではそのなかの高齢者分野について述べたいと思います。

慈愛園が高齢者のために居宅訪問等を始めたのは、1919（大正8）年、生活施設を提供したのは、1923（大正12）年でした。高齢者三人が入居したと記録されています。なお、この記録によると、パウラス宣教師は老人のユニットを作ったと記しており、大正期にすでにユニット方式を採用していることに驚いています。当時の世相は、世界経済不況の最中であり、日本の都市部では米騒動が頻発していました。現在、ホームレスの問題は拡大かつ深刻化しておりますが、当時はもっと貧富の差が大きく、社会保障サービスなど皆無の時代でした。創立者モード・パウラス宣教師の著作『愛と福祉のはざまに』によれば、河畔に貧困・浮浪者が住み、ようやく

生命をつないでいたころでした。最初に入居した三人は、橋の下に雨露をやっとしのいで生きながらえた人々で、世間から人間として無視されていました。

パウラス宣教師や職員は、定期的にそれら地域を巡回訪問しては声をかけ、相談相手となっていました。必要あれば、慈愛園の高齢者住宅へ入居させていました。その上、食べるために、働く場をも提供していました。まさに人間回復のための援助活動でした。またこの時期に同種の養老施設は、全国に40余しかなく、それらは篤志家の熱意で支えられていました。この意味では、ルーテル教会の社会事業は当初から、赤ちゃん、子どもの保護と同時に、高齢者への取り組みがなされてきました。

1929（昭和4）年に救護法が制定され、公的救護対策がようやく立てられるようになり、「養老院」が施設として規定されました。この養老院は、その後、生活保護法に引き継がれて約30数年続くことになります。そもそも高齢者のための法制定は、明治末期に当時の帝国議会に上程されましたが廃案となった歴史があるようです。その法制定が再びとり上げられたのは、第二次大戦後の1948（昭和23）年です。この頃から全国レベルで法制定運動が展開されていきました。

そのような気運のなかで、特筆すべきことがあります。それは、1953（昭和28）年に老人福祉法試案が熊本から国に提唱されたということです。提案者は、慈愛園の潮谷総一郎氏とリデル・ライト記念養老院の杉村春三氏（後に慈愛園に所属）でした。二人は総合的な高齢者福祉の視点から試案を作成しました。その基本理念は、人権の尊重と生存権の保障です。特に生きがいや在宅福祉対策、高齢末期の介護におよんでおり、画期的な取り組みでした。

以上の経過をたどり1963（昭和38）年、足かけ10年目にして老人福祉法公布がされました。この制度は、国が利用する者を選ぶしくみ（措置）でしたが、国家予算により高齢者対策が開始されたことは、社会福祉の歴史では、特筆すべきことでした。また、キリスト教会関係者が政策決定に関与してきたことも忘れることはできません。

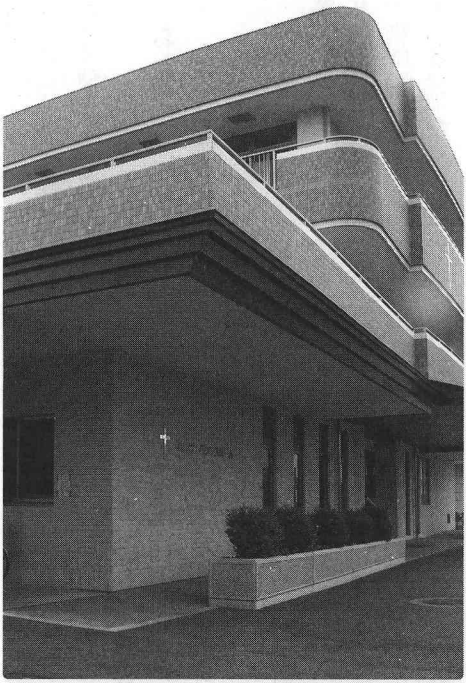
そして老人福祉法施行の翌年（1964〈昭和39〉年）、特別養護老人ホーム「パウラスホーム」が開設されました。西日本で最初のモデル施設でした。その運営方針は、高齢病弱者の看護と介護に対応することでした。介護を専門とする施設の誕生により、当時、在宅でまったく不充分な介護環境にあった高齢者にとって光明となりました。施設の使命は「より人間らしい介護をする」ことで、

社会が必要としていることに率先して取り組むことでした。

法施行後、約17年間（1980〈昭和55〉年頃まで）、施設中心の施策でした。しかし、日本の経済成長が減速し、長寿高齢化は進行し、老人の諸問題は国民的課題になりつつあり、次のような転換が起こりました。

一つは、施設中心から在宅中心へシフトするようになり、新しくデイサービスセンターが当園に誕生したのは、1987（昭和62）年でした。二つは、新型軽費老人ホーム・ケアハウス（慈愛園では1991〈平成3〉年開設）等にみられるように、措置ではなく、利用者が選択し契約するしくみに変わり始めたことです。

以上の経過をふまえ、2000（平成12）年に公的介護保険法や社会福祉法等が公布されるに至りました。現在も措置から契約へと歴史的な変化が起きています。この慈愛園の高齢者福祉事業も創立以来、社会に必要な働きを興してきました。その原動力となるものは、イエス・キリストによって示された愛と奉仕の精神にほかな





パウラスホーム

りません。そして、教会とも両輪の関係にあることを忘れてはなりません。現在の働き人は、いつも創立の原点に立ち帰りつつ学ぶことが求められています。

おわりに

これから少し「パウラスホーム」の出来事を述べます。今から38年前の1967（昭和42）年7月に当施設で、第一回熊本ディアコニアキャンプが始められました。これはルーテル教会が主催し、キャンプの担当者は門脇聖子牧師でした。最初は高齢者の介護施設で、素人である参加者が果たして何ができるか、随分と不安や心配があったようですが、結果として、施設の高齢者から大変喜ばれました。

最も感激したのは、若い参加者たちでした。高齢者に身近かに接し、参加者自身が自己を見つめ、今までに体験したことのない感動と気づきを得られたのでした。ある参加者は、自分が奉仕をしに来たつもりが、実は、自分が仕えられていたと述懐しました。以来このキャンプは、33回（平成12年まで）にわたって開催され、300人余りの参加がありました。この体験プログラムは諸準備が必要ですが、収穫が多いものでした。

ところで当施設は、開設以来37年ぶりに全面改築されました。現在、介護保険制度施行を契機に、社会福祉に大きな転換が起こっています。質の高い、多様なサービスを求められ、その意味でも改築はタイムリーでした。そして建物だけでなく、特色あるソフト面のサービスを何処に見出すかも重要です。その一つとして、当施設では「自分を愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」の御言葉においています。日常当施設では、毎週1～2回、牧師の集会や個別訪問を受けています。また、教会婦人会の訪問や繕い物奉仕等、開設当初から続けられています。しかし、奉仕者も高齢化してきているなか、奉仕を次の若い世代へ嗣ぐことも大きな課題となっています。

高齢社会がますます加速する今、老若の相互交流が求められます。例えば、実習に来園される者の多くは若い世代であり、彼らにも奉仕の心を学び取って欲しいと願っています。

参考文献

1 「慈愛園の歩み」創立80周年記念パンフレット　1999年

2 「老師協」全国老人福祉施設協議会　2004年10月1

日発行　102～116頁
3「祈りの足跡」ルーテル神水教会70周年報告書　2003年12月25日発行
4「社会と福祉」149号　熊本県社会福祉協議会　1963年7月10日発行
5）モード・パウラス著　稲富いよの訳「愛と福祉のはざまに」聖文舎　1979年9月1日発行
6「社会福祉の動向2001」中央法規出版　2001年11月15日発行
7「熊本ディアコニア20年の歩み」ルーテル教会九州教区ディアコニア推進委員会　1987年1月13日発行
8「パウラスホーム15周年記念誌」パウラスホーム　1979年7月20日発行

■執筆協力者　社会福祉法人慈愛園　理事　潮谷愛一

クリスチャンワーカーとしての愛と奉仕

社会福祉法人慈愛園熊本ライトハウス・のぞみホーム　施設長　**島村保夫**

「わたしは、神がその御業を演じられる偉大な舞台の袖に立っておられると、しばしば感じたものです。愛の種が、荒れて耕されていない土にまかれました。わたしたちはそれに水をそそぎ、神が育ててくださいました。そして何という収穫を、神はこの小さな園に働く人々にお与えくださったのでしょう。この41年間、わたしがしたことではなく、わたしの主イエスが世の終わりまで、わたしと共にいるとのお約束をお守りくださったことを誇りたいのであります。」

※1962（昭和37）年、モード・パウラス宣教師の慈愛園辞任の辞

社会福祉事業に従事する私どもは、パウラス宣教師の神への愛と奉仕の業に倣いまた、「慈愛園」の定款にも明記されておりますように「イエス・キリストによって示された、愛と奉仕の精神にもとづき多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより」を目指し、クリスチャンワーカーとしての使命感を常に覚えたいものです。

新しい課題

ライトハウスの創設への歩みは、ひとりの赤ちゃんが乳児ホームに入所したことに始まります。この赤ちゃんは全盲の障がいをもっていました。この赤ちゃんが成長して入所する施設がなかったことが、慈愛園の新しい課題に加わったのでした。

その課題に取り組むため理事長のパウラス宣教師を始め潮谷総一郎園長、視力障がいの石松量蔵日本福音ルー



のぞみホーム

テル神水教会牧師と九州女学院英語教師のマリアン・パッツ先生が加わり4名の障がい児福祉サービス研究会が発足し、1949（昭和24）年、日本福音ルーテル教会第26回総会において障がい児施設の設立が決議されました。

めばえ

慈愛園から2kmほど離れた三菱重工所有の家屋を買収し、理事会はライトハウス設立を決議し、「ライトハウス」の命名者潮谷総一郎氏が初代園長に就任。

1953（昭和28）年7月1日県下唯一の視覚聴覚障がい児施設「熊本ライトハウス」の設置が定員40名で認可されました。

あゆみ

1956（昭和31）年7月には潮谷総一郎先生の尽力により、慈愛園では全国に先駆けて「熊本眼の銀行」も発足しました。1958（昭和33）年、門脇トミ2代目園長は、慈悲に満ち誠実で祈りの人でありまた、目や耳に障がいを持った子どもたちに対して使命感に燃え、施



熊本ライトハウス／園庭にて

設運営の基盤作りに懸命に取り組まれました。

子どもたちが障がいを有しているため社会経験に乏しくなることから、社会性と心身の鍛錬を目的に創立3年目の1955（昭和30）年からボーイスカウト活動が開始され、日本最初の視覚聴覚障がい児によるボーイスカウト熊本十四団が誕生し、その後ガールスカウトも結成され日本アグンナリーの基礎ともなりました。

これまで子どもたちは与えられた建物で大集団の生活を余儀なくされ、盲学校や聾学校に通っていましたが、1965（昭和40）年、7棟の新しいホームを頂き、家庭的な雰囲気のなかで生活指導や役割分担と責任など、個別の人格形成に大いに役立ち福祉施設の小舎制の先駆けともなり、クリスマスプレゼントとして児童・職員ともども嬉しい思い出です。

1971（昭和46）年、山口拓爾3代目園長は実践行動の人でありました。入所児童の人格形成はもとより広くボランテイア活動をとおしての障がい福祉の分野における貢献は、施設内外を問わず全国におよび地域の夜警や清掃奉仕活動も30年を超える活動が続けられました。

その後入所児童数は1973（昭和48）年、94名をピークに減少していきました。

ライトハウス・のぞみホームの誕生

医学の進歩や栄養改善もすすみ、視覚障がい・聴覚障がい児は減少しましたが、一方では、視覚や聴覚の単一障がい児よりも知的な発達の遅れや自閉的傾向など、いくつかの障がいを併せ持ったいわゆる重複障がい児の存在が注目されるようになります。１９９１（平成３）年には18歳を超えた入所者19名のなかで11名の重複障がい者が20歳～25歳という現状でしたので、その子たちの生活の場を求めざるを得ず、成人施設の設置が課題となりました。保護者・職員をはじめ関係者の懸命な働きにより１９９３（平成５）年知的障がい者更生施設（視覚重複障がい者施設）「熊本ライトハウス・のぞみホーム」として定員30名で開設され、悲願でありました児童施設年齢超過児の解消として関係者の大きな喜びとなりました。また、地域への社会貢献のひとつに１９８９（平成１）年からは市社会福祉協議会からの委託事業として、地域老人の給食サービスふれあいランチとして約１００食を月2回提供する事業も現在まで続いております。

ミッション

障がいを有している子も普通の子と同じように、教育や福祉のサービスを受け、その子らしく生きていくことができる社会を構築することが求められ、福祉施設の存在はそのような使命を託されているのです。心身の状況により、自己主張や自己の権利を表現できない社会的に弱い立場の人々に対して、イエス様が誰にでも分け隔てなく、殊に重荷を負っている人々にイエス様自から歩み寄り手を差しのべ導かれていることは、社会福祉事業従事者のミッションとして忘れてはならないものです。

最後に、80数年前にパウラス宣教師を日本に送り出されたアメリカのルーテル教会の継続された祈りと献げものに感服し、感謝申し上げますとともにこれから私どももそのスピリットを継承し、日本福音ルーテル教会と近隣教会のたゆまぬお支えにより、いま福祉制度の大きな転換期にも各自与えられた場において、クリスチャンワーカーとして愛と奉仕の業に励んで参りたいと願っております。

神の家族・広安愛児園の歩み

社会福祉法人キリスト教児童福祉会広安愛児園　元園長　**野口健夫**
同　園長　**山口邦久**
同　こどもL.E.C.センター　施設長　**白鳥哲**

C・C・Fと「慈愛村」の誕生

大草原の開拓と移住

1947（昭和22）年1月10日、モード・パウラス宣教師は、中華児童福利会（後の基督教児童福祉会［C・C・F］*）の会長クラーク博士から日本の戦災孤児救済の計画を委託され、その資金の提供を取付けて、熊本の地、「慈愛園」に復帰しました。

その年の6月、パウラス宣教師は早くも大蔵省の内諾を得て、市の東部に広がる旧陸軍の演習場8万670㎡の草原に鍬を入れるべく、志垣秀男以下3名の青年たちを開墾に遣わし、自らも年長児童を引き連れて6㎞の道を通い続けました。ハイヒールのかかとが抜け落ちたというエピソードがあります。パウラス宣教師は戦前に抱いた第二の慈愛園創設の夢実現に勇躍しながら、園に身

＊C・C・F（基督教児童福祉会）第二次大戦終結後、中国の政権交替にともない、チャイナ・チルドレンズ・ファンド（China Children's Found［中華児童福利会］）は中国の孤児救済事業をすべて放棄した。1951年2月バージニア州法人委員会にクリスチャン・チルドレン・ファンドと同一頭文字をとった名称変更を申請。以来、その事業は全世界におよんでいる。1966年の資料によると、日本では、直営施設、加盟施設、居宅、保育所を含めて総計7万20名におよんでいる。その援助費用は、スポンサー会員となっているアメリカ人たちの善意である。本部事務所は、アメリカ・バージニア州リッチモンド。詳細は、冊子「愛は国境を越えて」（基督教児童福祉会刊）を参照されたい。



慈愛村開村式／広安愛児園にて（1948年4月23日）

を寄せる青年たちをして自立させ、働きの場としての一助を担わせました。

7月、草原開拓の拠点として、沼田時夫に建築大工の経験を生かして10㎡の堀っ立て小屋を建てさせました。続いて沼田の下、2名の青年たちが派遣され、まず1棟を完成、此処を居住の場に移して、建築や芋畑の開墾に携わりました。

1948（昭和23）年2月、2棟目ができて初めて慈愛園より初代保母志垣ハツエが、男子の年長児6名と移住しました。電気、水道もなく、水は近くの軍馬用の深井戸（現存）を清掃し汲み上げて、100m離れたホームに、ドラム缶をのせたリヤカーで運んでいました。この頃の主食は麦と大根の雑炊だったといいます。翌年2月、3番目の家が建ち、沼田静江が夫の時夫と共に担当の女子児童5名を連れて移住しました。

パウラス宣教師の経営理念と慈愛村

パウラス宣教師はフラナガン神父の「少年の町」と自らの体験を参考に、収容児童100名、農園、牧畜、果樹園併設の施設を設計し、慈愛園出身者を中心にした慈愛村の建設を描いていました。「慈愛村」と名づけたのは、このためでした。



パウラス宣教師と職員たち／後列左、志垣氏、右より3人目、野口氏

草原に鍬が入れられた翌年の1948（昭和23）年4月23日、開村式が最初の1棟の前で神水教会の石松量蔵牧師司式のもと、駐留軍、県、C・C・F代表を迎え、慈愛園の役員、職員、児童等50名が参加して挙行されました。その後ララ救援物資の山羊が届き、養鶏や石橋清人による乳牛の飼育がなされるようになり、その果実が広安や慈愛園の子どもたちにも届けられ、また貴重な収入源ともなりました。C・C・Fの送金がくるまでの間、慈愛園はもとより、その職員も安い給料から一部を割いて、一致協力して支えたと聞いています。

1949（昭和24）年3月、C・C・Fの海外総主事ミルス博士が来日し慈愛村を視察しました。慈愛園の立ち並ぶ小舎を参考に、今後の慈愛村の施設形態についてパウラス宣教師と論争された結果、小舎制こそ家庭に代わる環境として、子どもたちが育つのにベターであることに理解の一致をみました。

C・C・F直営施設としての「基督教児童福祉会広安愛児園」の発足

1952（昭和27）年6月11日、行政区域の村と間違いやすいという理由で、慈愛村の呼称から「広安愛児園」



パウラスが育てた子どもたち（1969年5月）

と改称しましたが、１９５３（昭和28）年４月、法人設立の準備理事会の際に名称を「基督教児童福祉会広安愛児園」とし、ここに名実共にＣ・Ｃ・Ｆの直営施設となりました。

１９４９（昭和24）年１月、早くもスポンサーシップ方式（精神里親制度）の適用を受け、その翌年度から東京事務所を通じて、運営の助成金として毎月定額を、児童の実人数に応じて送られることとなりました。これは、１９５５（昭和30）年６月に土地建物の所有権移譲が完了するまで継続されました。その間、子どもたち一人ひとりにスポンサーが付き、その手紙の翻訳や小包の礼状指導は、当時の児童指導員の大きな仕事でした。

召された働き人たち

パウラス宣教師は、キリストを通してまことの愛なる神を知らしめる本来の使命を人間育成の基本に据え、聖日の朝は礼拝に集うことを職員、児童に奨励していました。特に子どもたちには教会学校への参加を促していました。したがって初期の職員は大方がキリスト者となりました。看護婦の西山タツ子や南タカオに続き、１９５１（昭和26）年８月、相見愛光が事務室を慈愛園から移



正面玄関裏中庭より眺めた管理棟／広安愛児園

し、若き園長を支え、裏方に撤して定年退職まで財政の運用に尽くしました。当時の通信手段は、6㎞離れた慈愛園事務所が中継となり、毎日、卵や牛乳の配達の帰りに手紙等持ち帰るという状況で、1959（昭和34）年6月、愛児園事務所に電話が設置されるまで、さながら陸の孤島の感がありました。

志垣秀男が園長に就任したのは1957（昭和32）年5月で、34歳の若さでした。職員会で園長の推戴式が行なわれました。しかし、慈愛園出身者が多く占める職員間では、兄弟姉妹のように、お互いが名前を呼び合うことに変りはありませんでした。職員は皆、児童と寝食をともにし、お父さん、お母さん、お姉さん、お兄さん、先生と呼ばれながら、その世話をしました。児童会ができてホームの長男、長女の役割りがホーム運営に大きな助け手となり、子どもを含めて一人ひとりが、かけがいのない担い手となり、正に「神の家族」でした。

しかし、その軸となった志垣園長の発想は多面にわたり、開拓で培ったチャレンジ精神が一見型破りと思われる程、自ら試みて職員にやらせ、視野を同一レベルに高め広める方式と見受けられました。労をともにした職員も心得たもので、できる範囲で生活（仕事）の持ち場を広く守ってそれに応えました。子どもたちもホーム周辺

の美化や草刈り、茶摘み、芋作りと学年に応じてよく働いたし、黄金時代を迎えるといわれる程よく学業に励みましたが、反面ダイナミックに遊びもしました。広大な緑の敷地には無限の富が秘められているし、それはまた地域住民の宝であり、魅力となりつつあります。

児童センターができるや職員に人を得て、教会学校分校が開設され、それが定着するにつれ、児童の担当職員（信徒）に教保の役割を持たせ、聖書の教えに則して教導すべく、入園1年経過の児童に全員小児洗礼を受けさせました。これは志垣園長が病に倒れるまで変わることはありませんでした。また聖日には教会出席を何よりも大切にし、生涯を貫きました。したがって当時の幹部職員は皆教会の役職に就き、教会行事への協力に労を惜しまなかったのです。

余談になりますが、昭和40年代に入って、予算獲得のため中央省庁への陳情運動盛んな頃、潮谷総一郎を助け、県下政治連名加盟の各種福祉施設を広く纏め、養護部会を挙げて、関係議員の選挙運動に奔走したのも志垣でした。

独立法人としてルーテル教会の傘下へ

創立25周年を祝う

1970（昭和45）年C・C・Fは日本の著しい経済復興にともない、加盟施設の援助の縮小暫減計画を打ち出し、その4年後にすべての援助を終結しました。よって当園は、その土地建物すべての財産を無償で譲渡されたのです。1972（昭和47）年5月5日、日本福音ルーテル教会第5回総会において、ルーテル教会の傘下に復帰すべく提案がなされ全会一致で可決、記念すべき日となりました。その年の12月、創立25周年記念式典を祝い、記念集「かんのじ山」と「児童処遇の手引き」を参加者に配布しました。

建物の抜本整備と創立45周年記念式典

志垣園長生前の念願であった建物の抜本整備が、その没後8年にして、土地の一部売却による自己資金と借入金を得て達成されました。1991（平成3）年11月30日、創立45周年記念行事の一環として、記念誌「神の家族」を作成し、装い新たな体育館において、竣工記念式典を県知事、C・C・F海外総主事ミルス氏、厚生省人事課長、全国社会福祉協議会養護協議会長、ルーテル教会総会議長をはじめ、300余名の参加者を得て盛大に催されました。教会では終始正オルガニストを務め、施

設では第一ホームを担当し、夫を支えた野口ウメ子はすでに退職していましたが、この日愛用のオルガンを自宅から運ばせ、式典の讃美の伴奏に花をそえてくれました。また、創立100周年開箱を目標にタイムカプセルが事務所玄関内、左入口に納められました。

2001（平成13）年4月、時代の要請に応え、法人は九州で初めての情緒障がい児短期治療施設を敷地内に併設し、翌、2002（平成14）年度の理事会で、名称の「基督教児童福祉会」を「キリスト教児童福祉会」と平易なカナ文字に変更することとされました。

施設の今日的役割と展望

今日、大きな社会問題となっている被虐待児童の措置入所が増加してきています。これらの子どもには、十分な愛情と手厚い心のケアが必要なことから、施設処遇も大きなグループ（大舎制）から、小グループ（小舎制）へと転換が求められている実状にあります。

そうした状況下、当園は、創設者モード・パウラス宣教師の「神の家族」というキリスト教精神と生まれ育った家庭環境をモデルとした「子どもはできるだけ家庭に近い環境で育てなければならない。」という養護理念にもとづき、創設当初から一貫して縦割り、男女混合のホーム制によるきめ細かな家庭的処遇を行なってきています。中庭を丸く囲むように配置された6個のホームは、各ホームがそれぞれ家族を形成するとともに、園全体が「和・輪」となって「神の家族」を象徴的に現しています。また、6万2千700㎡という広大な敷地を有し、創設当時からの大木が生い茂った緑豊かな自然環境に恵まれています。その林のなかに設置された野外礼拝堂とピエタの像は、子どもたちに安らぎを与える大切な憩いの場、空間となっています。このような環境と理念にもとづいた処遇体制は、虐待等によって傷つけられた心の癒しを必要とする子どもたちの処遇に最適であり、そのためか、最近県内外から施設の特徴に期待が寄せられ、措置入所が増加傾向にあります。そのほか、施設に措置された子どもの養護だけでなく、共働きや母（父）子家庭のお子さんを利用契約によって一時的に預るトワイライトステイ事業やショートステイ事業等、一般家庭の子育て支援活動も行なっています。これは、地域のなかの児童福祉施設という視点に立った事業の一つであり今後、さらに市町村等地域社会との連携を一層深め、地域福祉の一端を担う役割と機能を果していかなければならないと考えます。



情緒障がい児短期治療施設こどもL.E.C.センター建物全景（2001年4月設置）

こどもL.E.C.センターの今日的意味

「広安愛児園」をはじめ児童養護施設には、主に家庭環境に起因した様々な問題を抱えた児童が入所していますが、最近大きな社会問題となっている被虐待児童等深刻な問題を持った児童に対しては、児童養護施設では充分な対応が困難になってきました。このため、児童の専門的治療施設の設置が必要とのニーズが高まり、2001（平成13）年4月に九州で最初の情緒障がい児短期治療施設として、定員50名（入所35名、通所15名）の「こどもL.E.C.センター」が社会福祉法人キリスト教児童福祉会によって建設されました。

「こどもL.E.C.センター」には、児童指導員、保育士、心理療法士、医師、看護士等の専門職員が配置され、「生活」「教育」「治療」を柱として、被虐待児童等の治療と支援を行なっていますが、今後はその専門機能を生かして、県下の他の児童福祉施設への支援と児童のメンタルケアの中核施設としての役割を果していくことが期待されています。

■執筆協力者　日本福音ルーテル日田教会　牧師　藤井邦夫
九州ルーテル学院大学　助教授　田島靖則

共に生きる歩み

日本福音ルーテル保谷教会　**原田積夫**

軽井沢ディアコニアキャンプの始まり

ヘンシェル・ヨハナ宣教師が日本に来られたのは1960（昭和35）年です。先生は1924（大正13）年生まれの看護師の資格をもった宣教師でした。先生ははじめアフリカ行きを希望していました。アフリカならば先生の看護師の資格を利用してディアコニア伝道を十分できると考えていましたが、教会で熟考された結果、選ばれた任地は日本でした。

日本は医学的にはかなり進んでおり、ナースを主体としての仕事はあまり望めないので、はじめはがっかりしたそうです。もちろん日本を嫌っていたというわけではありませんが、ディアコニアの伝道のため何をどうしたらよいのか思いつかず悩んだそうです。でも日本にやってきて、到達した結論は「なにも心配はいりません。働く場所を私が見つけるのでなく、わたしを必要とする働き場は必ず主が与えて下さいます。」ということでした。

来日後、語学の研修を受けながらまず、日本福音ルーテル聖パウロ教会の小畠恵一牧師の呼びかけにより高橋（たかばし）（今の森下町）で子供会を始めました。高橋のその一画は下町のなかでも山谷の様な最も貧しい人たちが寄りそうように生きている場所でした。山谷ほど大きくはありませんが、ほとんどの方が日雇い労務者で雨が降れば仕事もないし食べ物もない生活です。

そのようなドヤ街と呼ばれる場所で子どもたちに伝道を始めたのですが、太鼓をたたいて、人集めをして紙芝居を始めるのでなく、悩み苦しみを持っている人々に手

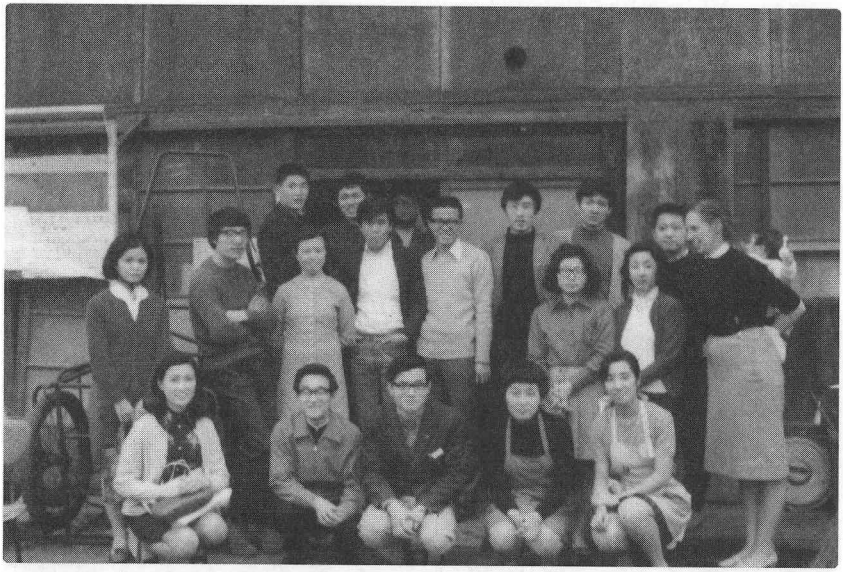
を差し伸べることから始めたので、そこでの信頼は高く、たとえば先生に因縁をつけて絡んだ高橋の新参者が古くからいた人たちに袋だたきにあったとの逸話があるくらいです。これは本当のことです。もちろん先生が命令したわけでなく、先生は悲しんでおられました。この働きは高橋が区画整理で森下町に呼び名が変わり、再開発で町がビルに置き換わるまで続きました。

高橋の子供会の皆を軽井沢に連れて行ったのが高橋キャンプと呼ばれたキャンプです。高橋の働きは子供会だけでなくさらに、盲目の豊島吉太郎兄の働きで生活相談も行なわれ、これにより先生の働く場も広がって行きました。その生活相談の場で久子ちゃんという心身障がい児と出会い、そのことがきっかけで、「島田療育園」を知り、その園長でクリスチャンである小林提樹先生と出会われたのでした。

ヘンシェル宣教師の人柄に全面的に信頼を持った小林先生は、普通では考えられないことをヘンシェル宣教師に頼みました。園の子供たちをヘンシェル宣教師に預けることです。ドイツの看護師の資格を持っていても園に関係しない、しかも外国人のヘンシェル宣教師に園児を預けてもし何かあれば全責任は小林先生にきます。ですが、身寄りのない障がい児ペコちゃん（元宮道子さん）にすこしでも人間らしく過ごしてもらうのためにお盆の帰省の代わりにヘンシェル宣教師へ預けることにしたのです。

こうしてペコちゃんを中心とした島田療育園の軽井沢キャンプは始まりました。毎年、ペコちゃんのほか、園で選ばれた親のない四人の子どもたちを連れて軽井沢でキャンプを行ないました。これは推測ですが、先生は教会の若者に教会と無縁な子どもを預かってもらうことに気を遣い、ペコちゃんに幼児洗礼を受けてもらったのではないでしょうか。もちろん、幼児洗礼は先生がペコちゃんの後見人になる決意の現れだと思います。先生は自分の行ないで後ろ指をさされないようにし、日本的な筋を通すことにとても気を遣い、また厳格でした。先生はある意味で日本人よりもずっと日本的でしたし、日本人らしくしようといつも努力していました。日本人になろうとしながら、ドイツ人の厳格さを保っていることが先生を一生悩ました頭痛のもとだったかも知れません。

ペコちゃんの話に戻りますが、一度、園のミスでペコちゃんの薬が足りなくなったことがありました。軽井沢中の病院を探しても薬はなく、小諸の病院まで探しに行ったことがありました。結果的には小諸で手に入ったのでキャンプに大きな支障はなかったのですが、見つから



高橋のバザーでの奉仕
白石先生や牛丸先生の娘さん、若き日の松田先生やパウラスホームの内田兄



武蔵野キャンプ
ヘンシェル宣教師のお母さま、チャプレンの古越先生、若き日の江藤先生

なかった時の予定はペコちゃん一人を帰してキャンプを続けるのではなく、キャンプ自体を打ち切ると先生は言っており、ペコちゃんのいない軽井沢キャンプはないかのような印象を私は受けました。

またヘンシェル宣教師は島田療育園で三人の親代わりをすることになりました。子どもたちの名は福島広信君、奥田浩子さん、小田育大（やすひろ）君で、小田君の親御さんは分かっていましたが奥田さんの親御さんは不明でした。福島君の親御さんはあとで分かりましたが、ヘンシェル宣教師の頭のなかにしまわれたままで、今では分からなくなりました。このヘンシェル家を中心に園のなかで少しもの分かりの良い園児が自分の意志で日本福音ルーテル武蔵野教会で受洗し、島田療育園のなかに武蔵野教会グループが出きたのです。その当時の武蔵野教会石居正巳牧師、そしてその後を継いだ賀来周一牧師が、親身にディアコニアの奉仕をなさって下さいました。

武蔵野教会グループの中にはヘンシェル家三兄弟、二川敏行君、萩山照雄君、三浦修君がおり、ペコちゃん以外の武蔵野教会グループの皆で軽井沢武蔵野キャンプが行なわれました。ペコちゃんはご存知のとおり、神様のもとに召されました。照ちゃんは実家のある静岡の施設に移りました。修君も同じく千葉の施設に移っています。小田君は千葉にある東京都の施設に移りました。

ヘンシェル家の三人は毎年クリスマスにヘンシェル宣教師の家に帰り、クリスマスには武蔵野教会へ礼拝に行って過ごしていました。先生が三鷹に住まわれている頃、先生を手伝っていたのは、岸根姉の一家でした。またドイツ帰りの門脇聖子先生もしばらくの間お手伝いしていました。

このように夏には全国のルーテルを中心とした教会に呼びかけて、高橋の子供会、軽井沢、武蔵野の3キャンプが毎年開かれていましたが、その後東京老人ホームでのキャンプも始まりました。ヘンシェル宣教師は宣教師ですので、自分でディアコニア活動をするだけでなく、若い人たちにその活動を通して伝道をする使命も持っておりましたから、キャンプにも色々ルール、位置づけがあって、初めての方にはニードの分かりやすい軽井沢キャンプを勧めるとか、初めての方は全期間参加しなければいけないとか、参加資格は高校生以上とかです。

もちろん、例外もあります。何回もキャンプ経験のある方は、部分参加でも良いとか、熊本（橋本）由利子さんの様に子どもの頃から島田療育園の子どもたちと関わってきた人は、中学生でも正式キャンパーとして認めるとかです。キャンプ中も先生は常に眼を光らせていて、

何か、子どもに危険なことが起こりそうなことをすると、突然「だめー！」と大声が響いてきました。先生は四六時中緊張の連続だったと思います。ルールでは先生に怒られたらその場では絶対従うこと、納得がいかなければ後で、子どもたちが寝たり、安全な状態になってから先生と話すことと決まっていました。怒られて、その場ではむくれていて、後で話し合いをしてもたいていの場合、先生を言い負かすことは不可能でした。それだけの知識と経験と子どもたちに対する愛情を持っていたわけです。

後日、先生の周りの青年たちが育ってくると先生の怒鳴る声は大幅に減ってきました。キャンプも熟成してくると、江藤直純教授、落合成光牧師、松田繁雄牧師、野村陽一牧師、松隈貞雄牧師、中野一恵姉、牟田青子先生等々蒼々たるメンバーが常連となって、そこに私も加えさせていただいてスタッフとして先生の働きをお手伝いできるようになりました。

ある時、ヘンシェル宣教師が出発前、島田療育園で倒れてしまいドクターストップがかかりました。出発を数日遅らせることも考えられましたが、先生は園と話し合って、先生なしで出発し後で良くなってから先生が追いかけて合流することにしてキャンプを始めることになりました。これはヘンシェル宣教師が上記、牧師になられた先生方や、中野姉に深い信頼を置いており、小林先生の信頼がヘンシェル宣教師を窓口とするルーテル教会へも及んでいたからだと思います。

小林先生のルーテル教会への信頼があったため、ヘンシェル宣教師を中心に教会の施設とスタッフとで「つばめ会」という自閉症児が幼稚園等に入れるよう訓練する試み保育を小林先生の指導のもとで始めることになりました。

ヘンシェル宣教師は自分の働きは施設や、機構を作ることではないと断言していました。ですから働く必要がなくなればその働きは消えてゆきます。森下も、つばめ会も活動を終えました。しかし先生には次の仕事が与えられます。ディアコニアの研修会を定期的に持ったり、そしてカウンセラーとしての働きも必要になりました。先生にとってディアコニアとは施設、器でなく、流動的なもので、主の導きのもとに必要とされて、それに応えてゆく姿勢なのです。施設を否定しているわけではありません。施設は必要です。しかし一度施設ができ上がると、施設を存続させようとする力が生まれてきます。それはそれでやむを得ないものですが、先生の働く場としてのディアコニアにはそのような束縛は不要でした。そのため先生の働きが器として形に残っているものは今、

何もないのです。しかし、無形のものはたくさんあります。それは確信できます。

ヘンシェル宣教師の残してくれた贈り物

私がディアコニアに関わってきた過程を少し記述させていただきます。

先生が日本にいらした頃、私は高校生で、教会からはなれていた時期でした。小学校の時には教会学校に通っていたのですが中学受験とともに教会から離れ、大学に入学してから再び教会へ通うようになりました。教会の青年会へ所属して、教会学校の奉仕をして、と普通の教会生活をしているつもりでおりました。自分の行なっている教会でヘンシェル宣教師が色々働いていることは具体的にはまったく知らず、変な外人がいるなと思っておりました。その頃、田村君という九州からやってきて神学校で勉強していた青年が先生を手伝っており、私をディアコニアキャンプに誘ってくれました。そこで初めて変な外人が凄い大先生に変貌したのです。

同じ頃、青年たちは自分たちが教会のなかでいかに働くかを模索していた時で、島田療育園の裏山の開墾の手伝いをすることになり、それがきっかけで多くの青年たちがディアコニアに関わるようになりました。私は大学で物理学を学び、卒業後特許事務所で働いていましたが、ディアコニアと関わるようになって自分で何かできないかと考えるようになり、転職することにしました。

それまで、私の父が医者で、夜中に叩き起こされて、診察をしたり、往診をしたり大変なところを見ていましたので、金輪際、医者にはなるまいと決心していたのですが、島田療育園の現場を見ていて医者もいいものだなと思えるようになりました。一度そう思うと、江戸時代からの医者の家系の血が騒ぐのか、すぐに仕事を辞めて医学部受験の勉強を始めたのです。その時ヘンシェル宣教師はつばめ会へ誘って下さり、親の負担なく勉強が続けられるようになりました。受験勉強は1年半に及びましたが、幸い山口大学の医学部に合格することができました。父親は学費を出すつもりでいてくれたのですが、末期の膵臓癌のため、はじめの入学金と半年の授業料を納入してくれた後、神様に召されました。

その後、山口で学び続けるかどうか迷ったのですが、何とかなるのではとの期待で山口へ戻りました。奨学金を借り、授業料を免除していただき、母の名で保谷市（現、西東京市）からも借り入れ、自分もアルバイトし、さらにヘンシェル宣教師が声をかけて下さって日本福音



軽井沢キャンプ／在りし日のペコちゃんの散歩、チャプレンの杉山先生



軽井沢キャンプ／落合先生や竹田牧師婦人

ルーテル保谷教会から奨学金を出して下さり、無事勉学を続けることができて医師となりました。医師となった後もキャンプは可能な限り参加していました。卒業後2年近くたった1月のディアコニア研修会ではじめの妻の富美子と出会い、結婚しました。その後は夏のキャンプに二人で参加し、クリスマスには妻がヘンシェル家のクリスマスの手伝いをしておりましたが、私の職場が御殿場、三浦と変わっていくと、お手伝いもなかなかできなくなりました。

特に御殿場でキャンプの奉仕をしていた際、仕事の疲れが溜っていたため、居眠り運転になったのでしょう、車を旅館の柱にぶつけて、乗っていた子どもたち、キャンパーにけがを負わせてしまいました。申し訳なくて、また、片手間のお手伝いは却って迷惑になると思い、その後のキャンプの手伝いを控えさせていただいていたところ、ある日、突然のヘンシェル宣教師の訃報でびっくりし、取るものもとりあえず、保谷教会へ参りました。葬儀の後、火葬を待つ間、皆さんとともに、今後どうしたら良いかを話し合いました。

まず、どうしても続けなくてはいけないことは何かを考えました。ヘンシェル宣教師の孤児の面倒を誰が見るかということ、キャンプを続けるかということです。幸い、武蔵野教会のメンバーの礼拝はヘンシェル宣教師とは独立して行なわれていたので続けてゆくことに問題はありませんでした。後はヘンシェル宣教師の子どもたちの親代わりを誰に頼むか、そしてそれを園で受けてくれるのか、さらに今後夏のキャンプができるのか等々を、話し合いました。

その結果、教会の子どもたちなのだから皆でめんどうを見て行こうということになり、子どもたちの母教会である武蔵野教会の方々、小さい頃から島田療育園の子どもたちと一緒に成長して来た橋本由利子さん、キャンプの常連でヘンシェル宣教師が最も信頼をおいていた中野一恵さん、またキャンプの常連で先生の考え方を十分理解していた松隈先生、ディアコニア委員会で先生を補佐していた牟田先生、そして公私ともにお世話になった私たち夫婦が皆で助け合って子どもたちの面倒を見てゆくことにしました。

しかし園との窓口になる人物を誰にするかと考えた時、園は医学の心得のある人になら園児を預けるかも知れないだろうとのことで、曲がりなりにも医者で、ヘンシェル宣教師の手伝いの経験もやや多く、子どもたちをよく知っている私たち夫婦が親代わりになることが最も良いとの結論に達しました。私もそれが一番良い方法と考え

ましたが、神様はさらに私に試練を与えました。

ヘンシェル宣教師が亡くなられて半年後、妻、富美子が信号無視のトラックにはねられて亡くなりました。私には精神的に立ち直る時間が必要だったのですが、親を亡くした島田療育園の子どもたちの面倒を見る必要性は差し迫っており、長く待つことはできませんでした。少し遅れはしましたが、松隈先生と園のケースワーカーとの話し合いで私一人でも子どもたちの親代わりをすることとなりました。

しかし、一人で皆の面倒を見ることはとても無理なことです。車いす2台を同時に一人で動かすなんて神様以外できません。しかし、橋本さん、中野さんが全面的に手伝って下さったので、月1回の誕生会への参加と、年末のクリスマスの帰宅と、夏のキャンプを無事に始めることができました。お二人の力がなければクリスマス帰宅も夏のキャンプもまったく不可能でした。私の心はとても活動を始められる状態ではなかったのに始めることができたのは、当然、私の力ではなく、教会の皆様の力と、神様の強制があったためと思います。私から見ると神の強制ですね、否応なしですから。しかし結果はそれで良かったわけで、私も島田療育園の子どもたちを通して心が癒されたと感じています。

今現在、月1回の誕生日等には私や私の家族が「島田療育センター」（名前が療育園から療育センターと変わりました。）を訪れて、楽しい時間を持つようにしています。やはり月1回、大柴譲治牧師を中心に武蔵野教会の青年たちが島田を訪れ、礼拝を守って下さってます。奥ちゃん（奥田さん）も、ブウちゃん（福島君）もトッチン（二川君）も皆礼拝をとても楽しみにしています。

年2回、武蔵野教会にでかけることも皆の楽しみの一つです。親のない、お盆に家に帰れない島田療育センター生を連れて、島田の職員が夏休みに毎年キャンプをしています。これも先生のやり方を見習って出きたものです。

ルーテル教会東教区のディアコニア委員会が計画する北軽井沢のキャンプも16回になりますが、ヘンシェル宣教師が切り開かれた道を辿っているのです。ヘンシェル家のクリスマスの帰宅は先生の亡くなった後も原田宅を利用して、奥ちゃん、ブウちゃん、小田君たちが集まって、ヘンシェル宣教師が私の子どもと言っていた橋本由利子さんに手伝っていただいて三人に楽しい時間を過ごしてもらっています。これらの活動、集いは皆、ヘンシェル宣教師の残してくれた贈り物なのです。



北軽井沢でのキャンプ／これからお散歩

キャンプの今後

夏の北軽井沢原田山荘でのキャンプはディアコニア委員会の計画で、当初、橋本さん、中野さん、チャプレンの先生と私で始められ、チャプレンとしては藤井浩先生、富島裕史先生、永吉秀人先生、田中博二先生、水原一郎先生等々のお世話になりました。また私が今の妻の富美子と再婚した後、中野さんは日本舞踊の師匠として専念するためお休みし、その分、妻が手伝ってくれることとなりました。

キャンプはワゴン車を利用し、遠足等も盛んに行なわれていましたが、徐々に島田療育センターの子どもたちの体調が弱って来たため遠出はできなくなり、今では散歩と軽井沢の買い物がキャンプのメインとなっています。

ペコちゃんは癌で亡くなり、島田療育センターの子どもたちも年老いて次第に弱くなっています。広信君は一度無呼吸発作から呼吸停止になり、危篤状態になったこともありました。小田君も足腰が弱って車いすが必要になりました。島田療育センターの奉仕は始まってから40年余り、私が受け継いでからも16年になります。まだしばらくはこのまま続けられるはずですが、子どもたちと

呼ばれた島田園生ももう年齢的に若くはありません。壮年期から老年期へ入る年齢です。島田の子どもたちだけでなく私自身も腰痛がひどくなり、昔のように動くことは不可能になりました。

また橋本家の子どもたちも原田家の子どもたちも各自個々の活動を始める年齢となり、親はその手助けをしなければならない年代になりました。教会でもヘンシェル宣教師を知る世代の方々もやはりご高齢の方が増えており、その方々は気持ちはあっても、大人の身体をした島田の子どもたちを抱いたり、ささえたりすることは困難となっています。

今の教会の青年たちの多くの方々はヘンシェル宣教師の残してきた賜物を知りません。彼らは彼らで新しいものを作るべく活動しています。同じようにヘンシェル家の孫にあたる橋本家、原田家の子どもたちは将来ヘンシェル宣教師に束縛されない自由な道を選ぶでしょう。それはそれで良いのだと思います。いつか島田の子どもたちが神様のもとへ旅立つ時、ヘンシェル宣教師の仕事は完結し、私たちのお手伝いもそこで終了すると思うからです。しかしそこで私のディアコニアが終わるわけではありません。ヘンシェル宣教師を通した神様へのお手伝いが終わるだけで、私自身の選んだディアコニアの活動は続くはずです。北軽井沢キャンプはこれからどのように変わってゆくのか分かりませんが、今、新しい段階にはいったことを私は強く感じています。

参考文献

1「ディアコニアに生きて」東教区ディアコニア委員会編　1997年5月10日

スモールワン、小さな歩み

NPO法人スモールワン　理事長　**中本秀行**
同　理事　**中本睦美**

神様からの贈りもの

1986（昭和61）年の夏、私たち夫婦に第二子である待望の女の子が授けられました。喜びもつかの間、3日目に障がい児であることの宣告を受け、毎日ただ間違いであって欲しいという思いで、この事実を受け入れられないでいました。「神様はなぜ私たちにこんな苦しみをお与えになるのか」との問いに、神様は私に「私の恵みはあなたに対して十分である」と答えられました。

こんな現実のどこが恵みだというのですか？　吐き捨てるように主に叫び続けていました。皮肉にも、この時緒方一誠牧師によって、この子に付けられていた名前は「めぐみ」でした。今となっては、名付けられるべくして名付けられた名前だったと、神様の深いご計画を感じて感謝していますが、この時の私たちには大変受け入れがたい名前、言葉でありました。

そんな日々のなか、「あなた方の会った試練で、世の常でないものは無い。神は真実である。あなた方を耐えられないような試練に会わせることはないばかりか、試練と同時に、それに耐えられるように、逃れる道も備えて下さるのである。」（1コリント10章13節）この御言葉が私たちの心をとらえました。

そしてまた、生まれつきの盲人に対して、イエス様が弟子たちに語られた「本人が罪を犯したのではなくまた、その両親が犯したのでもない。ただ神の御業が彼の上に現れるためである」（ヨハネによる福音書9章3節）との御言葉に今、私たちにできることがあるとしたら、こ

の神の御言葉を信じてお頼りして行くことなのだと強く思わされました。不思議に、今まで右から左へ通過して行くだけだった御言葉が、心の深い所に留まって、多くのことを語りかけて下さり、しだいに平安へと導かれて行きました。

ちょうどその頃出会った、素晴らしい詩があります。この詩によって神様は立ち直りのチャンスをお与え下さいました。

『天国の特別な子ども』*

会議が開かれました。地球からはるか遠くで…

「また次の赤ちゃん誕生の時間ですよ」

天においでになる神様に向かって、天使たちは言いました。

「この子は特別の赤ちゃんで、たくさんの愛情が必要でしょう。この子の成長は、とてもゆっくりに見えるかもしれません。

もしかして、一人前になれないかも知れません。

だから、この子は下界で会う人々にとくに気をつけてもらわなければならないのです。

もしかして、この子の思うことは、なかなか分かってもらえないかもしれません。

何をやっても、うまくいかないかもしれません。

ですから私たちは、この子がどこに生まれるか、注意深く選ばなければならないのです。

この子の生涯が、しあわせなものとなるように、どうぞ神様、この子のために、すばらしい両親をさがしてあげてください。

神様のために特別な任務をひきうけてくれるような両親を。

その二人は、すぐに気がつかないかもしれません。彼ら二人が自分たちに求められている特別な役割を。

けれども、天から授けられたこの子によって、ますます強い信仰を、より豊かな愛をいだくようになることでしょう。

やがて二人は、自分たちに与えられた特別の神の思し召しをさとるようになるでしょう。神からおくられたこの子を育てることによって。

柔和でおだやかな二人の尊い授かりものこそ、天から授かった特別な子どもなのです。」

Edna massimilla作（大江祐子訳）

この詩は私たちにとって大切な神様からのプレゼント

であり、宝物です。神様の恵みによって、「めぐみ」の親として選ばれたことを本当に喜び受け入れる事ができました。しかし一方で、自分たちに求められている特別な任務、役割とはどのようなことなのだろうかと、いつも心のどこかで気にかかるようにもなって行きました。そして11年という歳月が過ぎて行きました。

初めの一歩

1998（平成10）年6月、日本福音ルーテル元町教会（現ルーテル挙母教会元町礼拝所）に隣接する宣教師館が空き家になっており、所有者であるルーテル社団は教会に管理を託しておられました。当時、牧会をして下さっていた竹田牧師と教会員の方々のご理解を得て、月に数回、障がいのある子どもたちの余暇、訓練の場として宣教師館をお借りできることになり、また、あわせてルーテル元町教会の礼拝所も、日曜日以外の使用が認められ、光熱費等の経費もすべて含めて、教会が負担してくださるというご協力を頂けることになりました。かねてから子どもたちの将来のため仲間の親御さんたちと学習会を重ねていましたので、この場所の提供は、学習の実践の第一歩を踏み出すきっかけとなりました。月1度の、宿泊訓練から始まり、地域の講師を招いてのサマースクールや休日を利用したホリデーサービス、教会主催の堅信キャンプへの参加等、様々なプログラムを準備し、体験を積んで行きました。

これらはすべて、教会の信徒の方々の祈りと奉仕、また地域のボランティアの方々、福祉を目指す学生ボランティアの皆さんのご協力によってなされたことでした。活動費を持てなかったこの頃、教会の陰の助けと、多くの方々の善意だけで、続けて行けたことは本当に感謝しております。

理念と名称

この時同時に、以前から心にとめていた思いをこの会

＊「この子とともに強く明るく」（JDS日本ダウン症協会）、『あなたたちは「希望」である』（人間と歴史社　2004年）



「特定非営利活動法人　スモールワン」の外観（2003年撮影）

の理念と名称にすることを決めました。

「はっきり言っておく。私の兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」（マタイによる福音書25章40節）、「わたしの目には、あなたは高価で尊い。わたしはあなたを愛している」（イザヤ書43章4節）の御言葉から、小さく弱い立場にある一人ひとりを大切にし、またその与えられた尊い命の使命を輝かせて欲しいという思いを理念としてこの会を「スモールワン」と名付けました。

この理念のもと、障がいがあっても、住みなれた地域で生活し続けたいという願いを実現して行くために、地域に根付いた活動を通し必要な時に必要な手助けを、愛をもって行なえるスモールワンでありたいと祈りながらのスタートでした。

土曜作業所開始

2002（平成14）年4月より、毎月土曜日を利用して、将来、作業所のような場所に繋がればと考え、作業訓練や社会性を養うことを目的とした土曜作業所を開始することになりました。これまでホリデーサービスとして、余暇活動を続けていましたが、無償ボランティアの



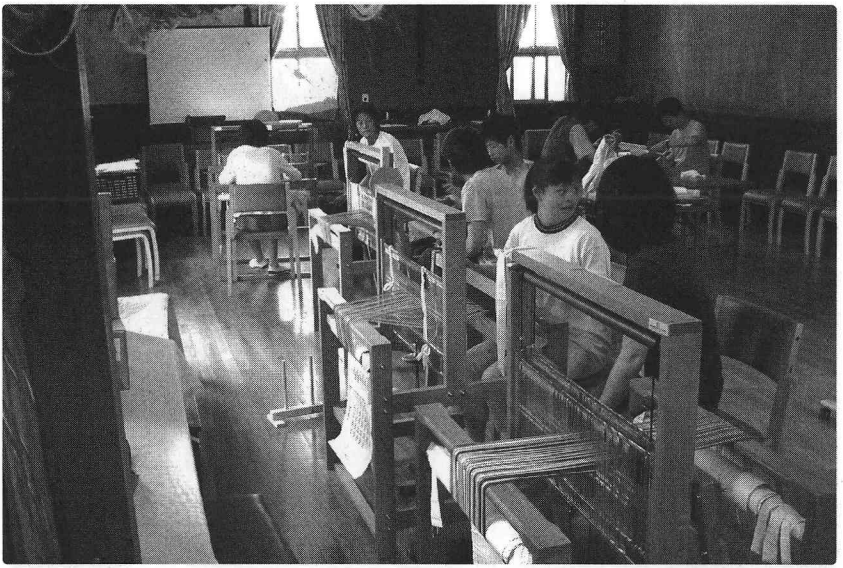
ケーキづくり（2003年7月）

方々のご協力のみで活動をしていたため、定期的に長期にわたり関わって頂くことが大変困難でした。そんななか、何か対策をと思っていたところ、行政より社会参加事業として、補助金を頂けることになりました。また、利用者の方々にも、活動負担金のご協力を頂けることになり、これを福祉経験のあるパートスタッフの人件費とすることで、活動を整え直すチャンスとなりました。

支援費制度による居宅支援事業

２００３（平成15）年、支援費制度の開始により、前年度の土曜作業所の実績があったため、任意の会であったにも関わらず、基準該当居宅支援事業所として知的障がい者デイサービス事業の開始を認められました。毎週月曜日と土曜日の週2回のデイサービスからはじめることになりましたが、中高生に対しては支援費を利用したデイサービスの制度がありませんので、前年度同様、独自事業として土曜作業所も継続して行きました。

２００４（平成16）年、ある母子家庭の方が家庭の事情によりスモールワンのデイサービスを毎日利用したいと希望されたため私たちは、この一人の方のためにこそ働かなければという思いで、週5日（日曜日、木曜日以



機織りの風景（2003年7月）

外）毎日デイサービスを開くことにしました。そのうち待望の第1号職員が決まり、重要な事務局をまとめ担って下さる方との出会いもあり、またすばらしいパート、スタッフの仲間たちが集められ、次々と選ばれた人たちが整えられて行きました。

何より嬉しかったのは今まで様々な事情で心に傷を負い外へ出られずに在宅で苦しんでおられた障がいのある方々が数名、スモールワンのデイサービスに通ってこられるようになり、笑顔を見せてくれるようになったことです。ここにまた主の深い愛とご計画を感じるのでした。

またこの年、居宅介護事業の申請も通り、新たにスモールワンヘルパーステーションの事業も立ち上げることになりました。移動介護を内容とするヘルパー派遣を中心にさせて頂きましたが、今まで障がい者であるため外出する経験が少なかった方たちの利用が少しずつ増え、皆さんのとても良い笑顔が見られるようになりました。このような経験が将来の地域生活へと結びついて行くことを思うと、本当に大切な事業なのだと感じます。

しかし、一方で支援費の財源破綻が言われ始め、グランドデザイン案なる福祉の大きな改革が進められて、障がい者にとっては益々生きにくい社会になって行きそうで、心を痛めています。また、スモールワンにとっても、

組織を整えながら一つの事業体として運営し始めた今、利用を望まれる方々をお守りするためにも、この危機を乗り越えなければと思います。

特定非営利活動法人取得と今後の展望

2004（平成16）年の暮れ、任意の会のままでは、これから大きく変わろうとしている福祉の改革に対応して行くことが難しいと判断し、特定非営利活動法人（NPO法人）格の取得に踏み切りました。同年12月25日、クリスマスに申請書を県に受理して頂き、2005（平成17）年4月から「NPO法人スモールワン」として新たな第一歩を踏み出すこととなります。

その一方では体制を整えるため、職員の募集もしなくてはなりません。今現在も募集中ですが、なかなか思うようには進みません。私たちはただただ祈ることしかできないのですが、そんな時、二人目の職員が与えられました。契約職員ですが、この4月から働いてくれることになっています。ここにも、主の導きがあり、恵みがありました。必要な時には必ず主の救いの御手がさしのべられます。主のご計画に感謝する気持ちでいっぱいです。

現在、グランドデザインと呼ばれ、これからの福祉法を定める案が出されています。特に知的障がい者に対する法は複雑で理解しにくいものもあります。支援費の財源破綻でヘルパー利用も厳しくなり、この先のことを考えると不安でいっぱいです。私たちは何を基本に考えれば良いのかとさえ思ってしまいます。

こんな時、思い出される言葉があります。それは「神はわたしたちの避けどころ、わたしたちの砦。苦難の時、必ずそこにいまして助けてくださる」（詩編46編2節）という御言葉です。私たちはこの御言葉を信じて、主により頼み、進み行こうと思います。たとえ、社会福祉法が変わろうとも、障がいのある方にとっては何も変わることはないのです。私たちが諦めず、常に前向きな心で進んで行くことが大切だと思っています。

障がいがあるないにかかわらず、地域でともに暮せる社会を作り上げていく、これが私たちスモールワンの使命と思っています。分かち合い、喜び合い、助け合って、ともに歩める社会を目指して、今後も活動を続けたいと思います。

気づき

障がいを持って生まれてきたわが娘も早、18歳。娘と

生きてきたこの18年間をとおし、神様の思し召しである私たちの任務と役割を今、はっきりと理解することができます。神様から「お疲れ様でした。もう十分ですよ」と言って頂ける時まで、欠けた器ではありますが、精一杯、使命を果して行きたいと思っています。

「およそ鍛錬というものは、当座は喜ばしいものではなく、悲しいものと思われるのですが、後になってそれで鍛え上げられた人々に、義という平和に満ちた実を結ばせるのです。」（ヘブライ人への手紙12章11節）

わたしを呼べ、わたしはあなたに答える

社会福祉法人あゆみの家　総合施設長　**田口道治**

願いを起こさせ

「願いを起こさせ、かつ実現に至らせるのは神である」
（ピリピ人への手紙2章13節）

この地に教会を

日本列島のほぼ中央部、岐阜県西濃地方に位置する大垣市にルーテル教会ができたのは今からちょうど40年前、1965（昭和40）年のことでした。大垣の地にルーテル教会を、と祈り続けた名和公一氏の祈りが聴かれ、ジョン・ボーマン宣教師の赴任とともに伝道が始められました。

ボーマン宣教師はちょうどその20年前の1945（昭和20）年、アメリカ軍の兵士として日本の地を踏み、焦土と化した各地で食べ物がなくて苦しむ人たちを目のあたりにして心を痛めました。子どもたちに食糧の支援などを続け、帰米時、「もう一度日本に戻ってきて下さい」という一人の子供の声により、宣教師となる決意をされたのです。再来日後は神奈川県の湯河原町を中心に伝道をされ、その間、東京の山谷の子どもたちのキャンプを開いたりして親のない子どもたちを励まし続けられました。

その頃、子どもたちの施設を作りたかったそうですが実現できませんでした。

名和公一氏には、教会の働きとして養老山脈のふもとに障がいのある人たちの福祉施設を作りたいという、もう一つの夢がありました。ボーマン宣教師の思いが重なり、これ以後、「あゆみの家」の設立に向けた準備が始

まりました。１９６９（昭和44）年頃のことです。

あゆみの家の誕生

「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」（マタイによる福音書25章40節）イエス様のこの御言葉に動かされ、ボーマン宣教師を中心とした教会員の祈りは、１９７１（昭和46）年、無認可の通園施設「あゆみの家」として岐阜県垂井町にその姿を現しました。土地は名和氏が提供し、建物はボーマン宣教師が地元の銀行などの協力により用意されました。資金もない外国人に多くの建設資金を融資して下さった地元銀行の頭取さんのことを、ボーマン宣教師は後年、よく語っておられました。同年4月3日の開所日には、障がいのある三人の子どもたちが隣町の関ヶ原町から通い始めました。


ボーマン宣教師

その頃、この西濃地方には、障がいのある人たちの施設はありませんでしたから、生活の困難を抱える子どもたちだけでなく、大人や障がいの種別を超えた相談がありました。この方々の願いに応えたいと、働く場や生活の場が生まれました。

それが「パウロセンター」や「ルターホーム」です。これらはいずれもボーマン宣教師が東京で譲り受けた廃屋資材を再利用して建てられたものです。廃屋資材は、ボーマン宣教師が自らトラックを運転し、東名高速道路を何度も往復して運搬されたものです。パウロセンターは鶉（うずら）玉子の加工作業など仕事の場として、またルターホームは障がいのある人、身寄りのない人など数名の人たちが暮す生活の場として利用されるようになりました。重い障がいがあって学校にも行けなかった子どもたち、身体に障がいのある人たち、知的なハンディのある人たち、こころの病のある人たちなど、あゆみの家誕生後の数年間は、生活上の困難を抱える実にさまざまな人たちに利用されるようになりました。ボーマン宣教師は、これらの願いに応えようと、設備の整備やその資金作りのために、街頭募金、献金の呼びかけ、英語講師などをしながら奔走されました。他の教会員も、ある人は保母や作業支援者として、ある人はマイクロバスの運転手として、また生活の支援者や募金活動など具体的な働きを通してあゆみの家の働きの充実に努め、ボーマン宣教師を



今年40周年を迎えた大垣ルーテル教会（岐阜県大垣市林町／2005年5月14日）

支えました。このなかには、その後もスタッフとして奉仕された西野富美江姉（故人）や後述する「ハウス希望」の設立、運営に努力された安井順子姉などがおられます。

法人化

やがて、利用者とスタッフが増えるなかで、資金的な運営上の困難も大きくなり、幾度となく議論と祈りが重ねられ、法人化の途が選ばれました。さらに、地元の町や岐阜県などの行政、報道関係や議会の方々の応援があり、国の認可が得られました。こうして、「社会福祉法人あゆみの家」と「知的障がい者通所更生施設あゆみの家」が同時に誕生することとなったのです。1978（昭和53）年10月のことでした。名和公一氏は、法人化後も社会福祉法人あゆみの家の理事として、今日までその運営に尽力されてきました。

その後、親無き後のことを考える通所施設利用者のご家族から入所施設建設の強い希望が出され、入所施設建設準備が始まりました。短期間の間に多くの資金を準備しなければならない状況下で、ボーマン宣教師は機関車のごとく力強い活動を続けられ、そのお働きに多くの人たちが共感・協力し、1985（昭和60）年「知的障がい者入所更生施設第二あゆみの家」が完成しました。



毎週水曜日はインストラクターとエアロビクス／あゆみの家の仲間たち

「わたしを呼べ。わたしはあなたに応え、あなたの知らない隠された大いなることを告げ知らせる。」（エレミヤ書33章3節）

ボーマン宣教師はこの時、呼べば応えて下さる神様の大きな恵みの力を教会員だけでなく、地域の人たちにも教えて下さったのです。

わたしの目にあなたは価高く

完全参加と平等

入所施設完成の4年前、1981（昭和56）年は国際障がい者年でした。その時の標語は「完全参加と平等」です。この頃から日本にもノーマライゼーションという言葉が普及するようになりました。福祉先進国スウェーデンでは、すでに入所施設の廃止を決定していました。

あゆみの家では、その後、知的にハンディのある人たちが地域で暮せるようになることを目指して、グループホームや生活ホームの整備に努めてきました。また、地域で暮す人たちが安心して暮せるように、地域生活支援のためのコーディネーターや生活支援ワーカー、就労支援ワーカーなどの職員を配置して地域相談援助事業や、また障がいのある子どもたちや大人の人たちが利用でき



にし美濃ふるさと福祉村開村式にて／あゆみの家の仲間たち

るホームヘルプサービスの充実に努めてきました。

こうした働きを通して、一人ひとりを愛して下さる神様のことが少しでも理解されるように、「わたしの目にあなたは価高く、貴く、わたしはあなたを愛する」（イザヤ書43章4節）という御言葉をあゆみの家のパンフレットに掲げるようになりました。

あゆみの家は現在、知的なハンディのある人たちへの支援が中心ですが、大垣ルーテル教会の働きとしては、このほかにこころの病を抱える人たちへの支援（小規模作業所「ハウス希望」）もあります。

地域社会の一員に

どのような障がいがあっても慣れ親しんだ地域で安心して暮し続けたい、という思いは共通のものです。そして、さらに地域社会の一員として生きたい、という思いも同じではないでしょうか。残念ながら、障がいのある人たちのこのような思いが実現できている地域は多くないのです。

現在のあゆみの家は、主に知的なハンディのある人たちの（1）日中活動を支える場、（2）暮しを支える場、（3）地域での安心のある生活を支える働き、の三つの役割を果たしています。

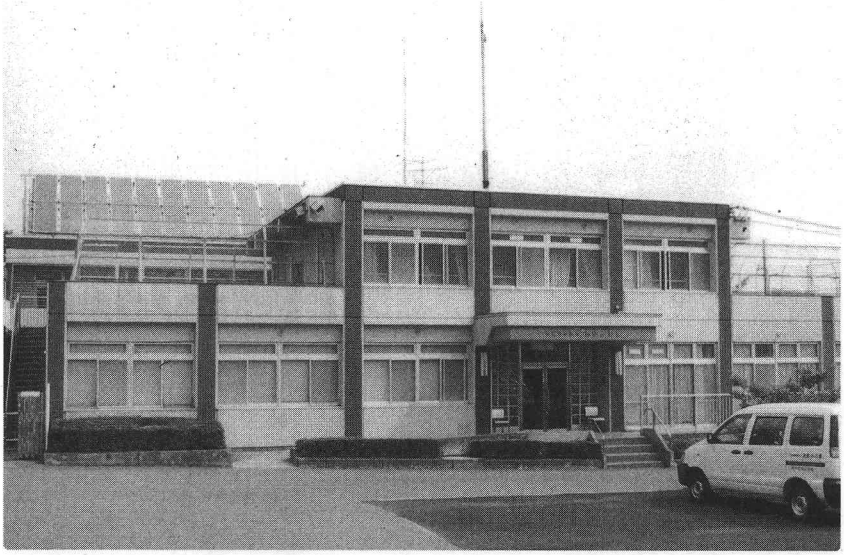


デイセンターあゆみの家／通所施設（2005年5月）

（1）では知的障がい者通所施設「デイセンターあゆみの家」（40名）、その分場「ぐっどらんど」（19名）と「すまいるらんど」（11名）、重症心身障がい児者B型通園事業（定員5名）により、日中の活動を支援しています。

（2）としては知的障がい者入所施設「第二あゆみの家」（50名）と3ヶ所の生活実習ホーム「みぎわ」（8名）、「静里ホーム」（4名）、「表佐ホーム」（4名）、また、地域の各所に点在するグループホーム「あゆみホーム」（4名）、「青柳ホーム」（4名）、綾戸ホーム（4名）、荒尾ホーム（4名）の4ヶ所、岐阜県単独事業の生活ホーム「ナルド」、「ナザレ」、「めぐみホーム」、「室原ホーム」（各3名）により暮しを支援しています。

（3）は、障がい者地域療育等支援事業により専任の地域生活支援コーディネーターが、障がいのあるご本人やご家族のさまざまなご相談に応じたり助言をさせて頂きます。また、知的障がい者生活支援事業により専任の生活支援ワーカーが、アパートで一人暮しをする人たちやグループホームで暮す人たちの金銭管理、権利擁護など生活上の相談に応じています。このほか、就労支援ワーカーやジョブコーチが、働くことを希望する人たちに対して、一般事業所への就職のための支援をしています。



第二あゆみの家／入所施設（2005年5月）

あゆみの家は、岐阜県では初めての知的障がい児者のホームヘルプサービス事業も始めました。1998（平成10）年4月のことでした。今では居宅介護事業所「おおぞら」として、4名の専任ヘルパー、14名の登録ヘルパーが地域での暮しを応援しています。

2004（平成16）年度新規事業としては、共同募金会の寄付を受けて「デイセンターあゆみの家」利用者の新しい作業棟が整備されました。また、前述の分場「すまいるらんど」が8月から開始し、地域で暮す人たちの仕事の場が確保され、現在はピザパンなどを作っています。また「第二あゆみの家」利用者の日中活動の場所として、施設から約5km離れた大垣市内に「なのはな館」がスタートしました。これは地元自治会の集会所として利用されていた建物を自治会のご好意により借り受けたもので、現在入所施設利用者のうち10名余の人たちが毎日通っています。これにより入所施設利用者の職住分離が実現しました。

知的なハンディのある人たちは、人と人をつなぐ力があります。このつなぐ力が活かされて、弱体化している地域社会をもう一度再生する一翼を担えればどんなに素晴らしいことでしょうか。地域に点在する「ぐっどらんど」や「すまいるらんど」、「なのはな館」などの、働く

場、活動する場、あるいは暮す場としてのグループホームが、それらの近隣の住民に理解され、受け入れられ、交流が始まり、そして互いに助け合うといった風景が日常化することが私たちの当面の目標です。

困難なことが生ずれば、障がいのある人たちのことをよく理解しているスタッフが後方から支援していきます。同時に、地域住民の人たちにも、障がいのある人たちが特別な人たちではないこと、障がいのある人たちが街のなかで働き、暮すことがあたりまえであるという思いに至ってほしいと願います。

これからのあゆみの家はそのような地域づくりに貢献できるようになることを目指していきたいと考えています。

霊で始められたこと

2004年（平成16）3月22日は私たちにとって忘れられない日となりました。ボーマン宣教師が天に召されたのです。79歳でした。1953（昭和28）年8月に宣教師として再来日されて51年。あゆみの家の働きが始まって33年。常に祈り、困難を抱える人たちとともに歩み続けられたボーマン宣教師の慈愛のまなざしは、あゆみの家に関わる一人ひとりの心に刻まれています。施設で毎朝行われる職員のディボーションのなかで、ボーマン宣教師は時々次のように祈っておられました。「天の父よ…利用者の人たちに対してこのはたらきができることを感謝します。…」

現在、あゆみの家の施設や諸事業を直接利用される人たちは約150名、役・職員は中橋昇理事長をはじめパート職員なども含めると約100名になっています。神様からの豊かな恵みと祝福、そして御導き、また地域の多くの人たちの理解と温かいご支援によって今日を迎えることができています。

これからも、霊によって始められたことが肉で仕上げられることにならないように、日々、神様の御こころをたずねながら、一歩一歩あゆみ続けていきたいと願っています。

ただ仕える者となって

社会福祉法人修光学園　理事長　**森　昇**

「神に近き子ら」との出会い

京都には、１９０９（明治42）年に開設された日本で2番目に古い歴史をもつ児童福祉施設「白川学園」があります。白川学園ではキリスト教信仰による百年に及ぶ福祉実践がなされてきました。私が初めて白川学園を訪れたのは、１９７１（昭和46）年の早春のことでしたが、それは、ある出版社主の依頼で、『神に近き子ら』と題する本を届けるためでした。

本の著者は和歌山県の養護学校教諭で、障がいのある子どもたちと接するなかで、その子どもたちに“神に近い”何かを見いだしてきた思いを綴っていました。当時の白川学園には重い障がいのある子どもたちが生活していましたが、園内に入った途端、私も本の著者のようにその子どもたちの放つ“神に近い”何かによって全身をとらえられていました。それは、自ら生を保つことさえ困難な障がいを持ちながらも、生かされて生きる命を精一杯生きている姿に顕現された「いのち」そのものへの出会いであり、それまでの私の人間観や価値観が打ち砕かれた瞬間でした。

この偶然の出会いに導かれ、私の願いが受け入れられて、そのまま白川学園に勤務させてもらいました。

修学院学舎の開設

養護学校の設置が義務化されたのは１９７９（昭和54）年のことでしたが、京都市では、それに先だつ１９７６



修学院教会に集う修学院学舎のみなさん（1986年）

（昭和51）年に知的発達遅滞のある児童・生徒の養護学校が開設されました。

それまでは、子どもたちの保育から教育、日常生活から日中活動までのすべてを学園のなかで行なっていましたが、この時から学園の子どもたちの教育は養護学校に委ねることになりました。

やがて、数年後に養護学校高等部の卒業の時期を迎えますが、卒業後も学園を利用している子どもたちの家庭復帰はかなわず、年々成人化する状況が起こりました。

また、京都市内には通所施設が6カ所しかなくすべて満杯で、在宅の方々からも「来年卒業だが、行くところがなくて…」との相談が寄せられるようになったため、成人の通所利用できる場所の確保が今後の課題と考え、1984（昭和59）年に日本福音ルーテル修学院教会の集会室を借用し、白川学園の活動として通所事業「修学院学舎」を開始しました。

初年度は、白川学園に在籍の5名が修学院教会に通いましたが、在宅の障がいのある方々も受け入れるために、翌年の1985（昭和60）年に同園を退職し、心身障がい者支援事業「修学院学舎」として独立しました。これが現在の修光学園の前身となります。



修光学園の開設（1988年）

修学院教会に支えられて

修学院教会は、１９５３（昭和28）年に東亜キリスト同友会が現在地より北東１㎞ほどの修学院山添町の民家を借りて開設した伝道所に端を発します。

１９５９（昭和34）年に小泉潤牧師がルーテル神学校を卒業してこの伝道所に着任し、１９６０（昭和35）年に日本福音ルーテル教会修学院伝道所に改組され、１９６２（昭和37）年に第二種教会の修学院教会となり、１９６４（昭和39）年に修学院沖殿町の地に現在の教会が献堂されました。

その後、１９６９（昭和44）年に「なかよし保育園」を開設し第一種教会となりますが、早川顕一牧師、三浦謙牧師と経て、１９７９（昭和54）年に保育園は閉園となります。

江副栄一牧師時代となり１９８０（昭和55）年には、地域の女性有志で組織する「修学院手をつなぐ会」により「シルバーサロン」が保育園閉園後の集会室に開設され、現在も地域の高齢者の憩いと交流の場として利用されていますが、このような活動は京都では先駆的なことでした。

修学院学舎が開始された1984（昭和59）年は森勉牧師の兼牧となりますが、修学院教会には前述のように福祉的な土壌と理解が備わっていたことから、修学院学舎のメンバーは教会に暖かく迎え入れられました。

そして、教会員が「同じ神様の子ども」として対応してくださることに修学院学舎のメンバーは大変安らぎ、私自身も心と身体に張り付いていたものをようやく下ろすことができたように感じ、「重荷を負う者は私のもとに来なさい、あなたがたを休ませてあげよう」とのイエスの言葉が全身に染みわたりました。



「障害者の日」啓発用ポスター／京都府作成（1988年）

1985（昭和60）年に山田浩巳牧師が着任しますが、3年間の在職中に教会と修学院学舎の合同の行事が頻繁に行なわれ、修学院学舎のメンバーは教会の礼拝に出席し、1985（昭和60）年に2名の利用者がはじめて洗礼を受けたのも大きな恵みでした。

修光学園の設立

修学院学舎を開設した当時、京都市内には授産施設が5カ所、更生施設が通所入所各1カ所、通勤寮が2カ所設置されていましたが、いずれも空きがない状況でした。

また、利用できるとしても障がいの軽い方が優先されやすく、重い障がいのある人は、市内から遠く離れた生活型施設の利用、あるいは在宅生活を余儀なくされていました。

1985（昭和60）年に独立した修学院学舎では、メンバーが5名から10名へ、さらに15名へと増え、活動も順調に進みましたが、京都市のわずかな助成金を得ても運営が困難で将来展望も図れないことが明らかとなってきたことから、1987（昭和62）年に法人を設立し、修学院教会の近隣に土地を得て、1988（昭和63）年



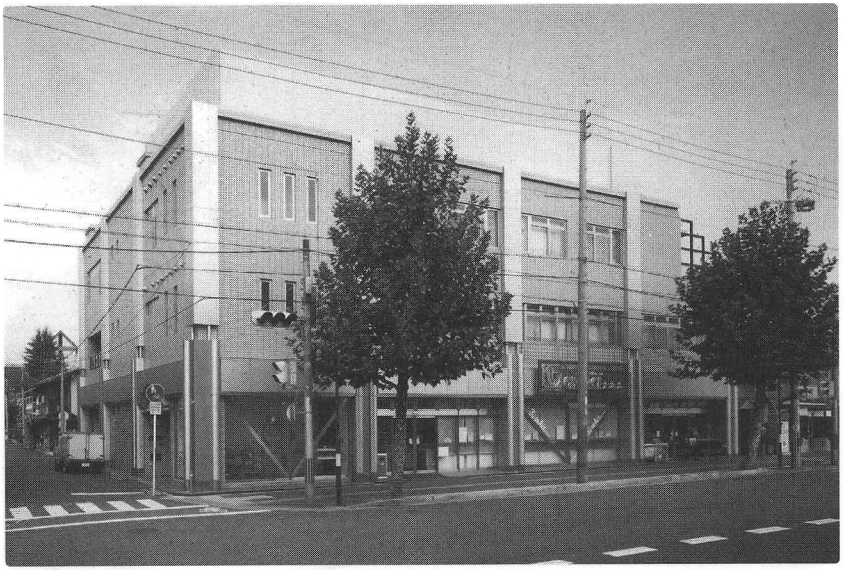
葉祥明サイン会／HOLYLAND開設記念（1994年）

に知的障がい者授産施設「修光学園」を開設しました。

修光学園では、障がいの軽重を受け入れの判断に加えず、今必要な人に利用していただくことを基本にし、さらに障がいが重いゆえに利用する場所が得られない人を優先しました。このことが授産施設の利用をはじめからあきらめていた親に「自分の子も通えるかもしれない」との希望を持たせたと、後で関係者から聞いたことがありました。重度の障がいのある人を受け入れる通所施設がほとんどなかったからでした。

修光学園の福祉理念

修光学園の運営規程には「キリスト教の愛と奉仕の精神にもとづき、心身に障がいのある人も等しく人間の尊厳と価値を有し、その人権がおかされることなく、社会を構成する一員として存在していることの自覚と信念により、心身の状態や社会環境などによって社会的に弱い立場に置かれている方々の人権の回復と、完全な社会への統合を目指した運営を行なう」と記しています。修光学園の設立に際し、白川学園の歴史を支え、修学院教会が使命とする2千年におよぶ人間への愛と囚われからの解放の願いを継承するものであろうとしたからです。



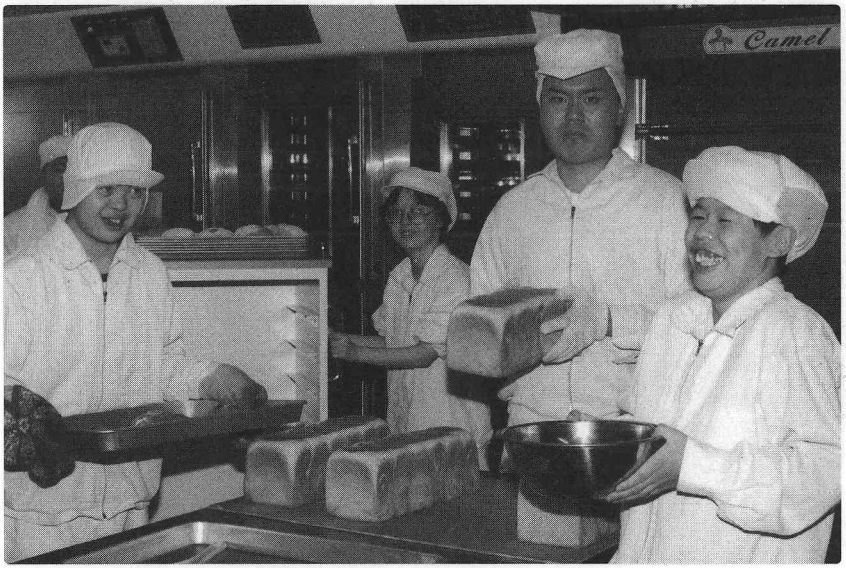
飛鳥井ワークセンターの開設（1996年）

人はすべて自らを超える力によって生かされて今を生きます。そして、ともに生かされてあることの気づきによってすべての人が同じ地平に立ったとき、この世の力の有無や障がいの有無からも解放され、人は人のために生きるという共生社会がはじめてこの地上に実現するとの信念にもとづいて、障がいのある方々の人間復権と社会参加を目指そうとしたのでした。

社会福祉の理念はすべての人の人生を覆うものであり、そこには一人のもれもあってはならず、一人の人も社会から排除されないためには、社会的に弱い立場にある人、そのなかでももっとも弱い立場に置かれた人の立場に立たねばなりません。

そこで修光学園では、もっとも弱い立場にある人がもっとも尊重され、力を持つ人は、弱い立場にある人に仕える者とならねばならない、ということを修光学園と職員のあるべき姿勢としました。社会福祉事業に従事する者の実践の基本は、社会のなかで小さくされた人々のなかの、さらに最も弱い立場に置かれた人の立場に立つものでなければならないと思うからです。

また、職員は「指導する」側ではなく「学ぶ」側にあることを常に自覚しなければならないとしました。障がいのある人もそうでない人も、ともに生かされて今を生



飛鳥井ワークセンターで働くみなさん

きているのであり、ともに学び、ともに育ち合う者として存在しているからです。

さらに職員は、利用者の自己実現という一点に、自らの自己実現を見いだす者でなければならないとしました。利用者の自己実現が社会福祉事業に従事する者の役割であるとともに、唯一の願いであり、喜びだからです。

修光学園の活動と修学院学舎の再開

1988（昭和63）年に開設した修光学園では、陶芸や製パン作業を開始しましたが、開設した年に京都府が作成した「障がい者の日」の啓発用ポスターに、製パン作業を行なう修光学園の3名のメンバーがモデルとなって登場しました。このポスターに知的障がいのある人がモデルとなったのははじめてのことで、その後も見ることはありません。その意味でも画期的な出来事でした。

また、1999（平成11）年には、陶芸作業で取り組んだ「練り込み箸置き」が、京都府主催の一般企業を対象とした「Made in KYOTO ベストデザインコンテスト」で、オムロン（株）や京セラ（株）などと肩を並べ入選を果し、それ以来、「障がい者」や「福祉施設」などの言葉が一切表れない、一般の商品として専門店に並ぶよ



大庭照子さんを囲んで／修光学園創立10周年記念式典（1997年）

うになりました。

一方、1988（昭和63）年に修光学園を開設した際に修学院学舎の活動は終了していましたが、修光学園の利用ニーズが高かったため、京都市の要請に1991（平成3）年に再開しました。

京都市内に通所施設の新設がなく、養護学校の卒業生のなかでも、重い障がいのある生徒のほとんどが在宅を余儀なくされるだろうという切羽詰まった状況を迎えていたからです。

一人の市民として

修光学園創立5周年の1993（平成5）年に、九州女学院出身で日本国際童謡館を創設した大庭照子さんを招いて記念コンサートを開催しましたが、このコンサートが大きな弾みとなり、1994（平成6）年にベーカリーとギャラリーを併設した専用店舗をオープンし、修光学園開設当初から取り組んだ製パン作業を全面的に移行させました。

この店舗は市内の大通りに面したマンションの1階に設けましたが、その規模と運営方法は京都府下に例がないと言われるものでした。



修光学園のクリスマス礼拝　修光学園のメンバーによる聖歌隊

この店舗に「HOLYLAND（ホーリーランド）」と名前がつけられました。清らかな大地にはこの豊かな実り、障がいのある人もない人ももはや関係なく、今はともに収穫の喜びにあずかるときである、と。生きとし生けるものすべてが共生する世界の実現を願う画家・葉祥明氏の命名です。

街の中に「普通の店」として開いた店舗には葉祥明氏のオリジナルの絵が掲げられ、そのなかで障がいのある人が働いていようがいまいが関係なく、近所の人たちや通りかかった一般市民がパンを買い求めに入ってきます。それはごくあたりまえのことなのですが、そのあたりまえのことに、今までにない感動を覚えました。ここは障がいがある人も一市民として働く場であり、「障がい」や「福祉」などの文字はもはや必要としない場所となったのです。

ところで、このHOLYLANDは10周年の節目を機に2004（平成16）年3月をもって移転し、修光学園分場として新たな活動を開始しました。

パンの製造は1996（平成8）年に開設した「飛鳥井ワークセンター」に集約したことから、今度は「Patisserie HOLYLAND」という新たな顔で、洋菓子の製造に取り組んでいます。

地域社会に一つとなる

1996（平成8）年には飛鳥井ワークセンターが開設されました。

公設市場との合築という全国でも例を見ないと言われるこのセンターでは、製パン作業、観葉植物の水耕栽培、市場や企業との提携作業などを行なっていますが、1階の市場内に専用店舗「HOLYLAND飛鳥井店」を設け、焼き上がったパンや観葉植物などを従業員自らが接客し販売しています。ここは建物全体が商業ゾーンであり、地域社会に統合された就労の場として、障がいのある人も地域の人たちと一緒に働いています。

このワークセンターで製造しているパンは、2003（平成15）年に開催の第一回全国パンコンテストで優勝の栄冠に輝きました。今でも、涙を流して歓喜したメンバーの皆さんの誇らしげな顔が目に浮かぶようです。

こうして、私が障がいのある方々への支援に関わって30年以上が経過しましたが、この間に、障がい福祉理念は「生存する権利」から「地域で生活する権利」へ、さらには「社会への統合」へと大きく転換してきました。それは、障がいがあっても特別な存在ではなく、あたりまえの一人の人間であるとの宣言です。

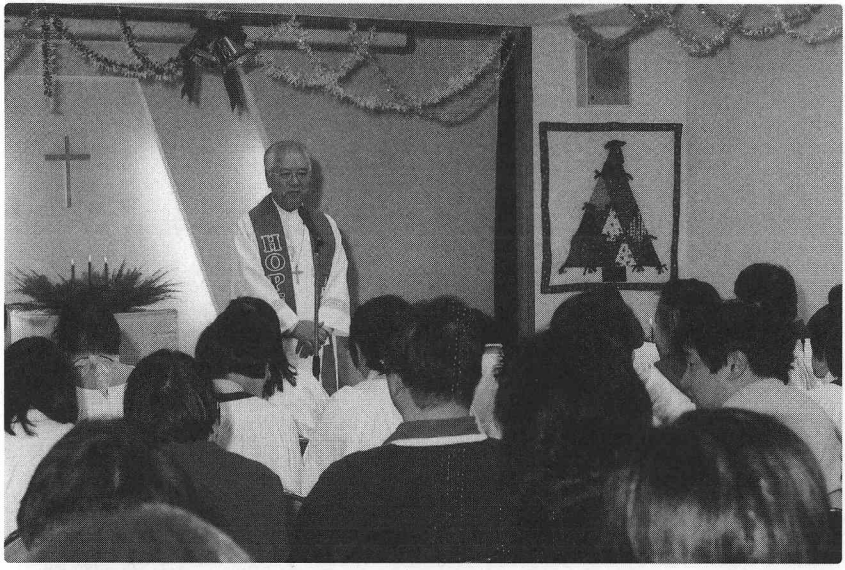
再びディアコニアのこころに立つ

修光学園では、これらの事業所のほかに、2カ所のグループホームを運営し、地域生活支援事業により障がいのある方々の地域生活全般の支援を行なってきましたが、2005（平成17）年度より居宅介護事業も加え、支援体制の充実を図ってきました。

ところで、この数年の間に地域諸団体との交流や連携が急激に増え、社会福祉協議会とは地域住民や高齢者との交流が、小中学校とは青少年の体験学習の交流が、保育園とは子育て支援事業の交流なども頻繁に行なわれるようになりました。

そして、それらの交流が最も多く行なわれるのは修学院学舎、つまり修学院教会の集会室であり、修学院教会は地域の方々が違和感なく集える場所であることがわかってきたのです。

それは、修学院教会がこの地で刻んだ40年の歴史と、だれでも分け隔てなく迎え入れる精神的バリアフリーの環境のなせるわざであり、まさに「神のわざ」なのかもしれません。



高塚郁男牧師の司式によるクリスマス礼拝

そこで修光学園では、地域のなかにより深く根ざした取り組みを行なうために、2005（平成17）年度より地域生活支援事業の拠点を修学院教会のなかに置かせていただき、「修光学園ディアコニアセンター」と名乗りをあげて活動を開始しました。

2005年4月より木下海龍牧師が京都地区に着任し、修学院教会に居住されたことから、修光学園との関係は一層強化され、専門的なカウンセリングや助言を得ることができるのも時宜にかなってありがたいことでした。

1985（昭和60）年に修学院学舎が開始されて、今年でちょうど20年となりますが、修光学園に法人化した1988（昭和63）年以降も、修学院教会では小泉潤牧師、大宮陸孝牧師、カルリオ・コスティ牧師、坂本千歳牧師、高塚郁男牧師と代を経てもなお、京都地区をあげて修光学園に関わってくださり、ボランティアとして参加し、成人式、利用者歓迎の集い、クリスマスなどの記念礼拝を司り、運営に関わり、カウンセリングに応じ、6名の利用者と2名の家族を受洗にも導いてくださったのは大きな感謝でした。

このように、修学院教会はどこまでも修光学園の母胎となり、修光学園の精神的基盤としてあり続けてきまし

た。

現在、障がい福祉分野では障がい者自立支援法が制定され、わが国の制度が始まって以来の大改革の時を迎えていますが、元々、修光学園の活動は制度がないなかから起こされ、ただひたすら弱い立場の方々に寄りそい、その方々の願いをわが願いとする取り組みでした。

たとえ制度が変わろうとも、修光学園は、今、再び「ディアコニア」のこころに立ち、ただ仕える者となって、これからも修学院教会とともに歩んでいきたいと願うものです。

愛の普遍化

社会福祉法人サマリヤ　理事長　**兼間道子**

信じることの幸運

私は愛されているのだと信じることを疑いません。ありのままの自分を、自分自身でさえ分からない私の一切を養い、見守り、良きも悪しきも寛容に抱かれる恵みをしばしば感じます。平安と安堵が宿るのは、大いなる人間を越えるものを信じ委ねられる場合にもたらされるにちがいない、試練のときも感謝し安らっていられます。

他人が中傷をしたり誉めたりしても、私は、私より以上にならず以下にもなりません。どれほど努力修業を積んでも他者を傷つけてしまう私があり、私にも分からない私がそこにあります。ありのままの私の存在を許していただくほかありません。もとより私は私の意志で誕生したのではなく、存在そのものも人間を越えたものから与えられたものです。

一人で何ができるというのか、一緒に歩んでくれる方が負ってくれたから、あらゆる苦難にもその都度、逃げ道が用意されたことを実感し歩み続けられます。信じられるというのは幸運としかいいようがありません。

ルーテル教会との出会い

ルーテル教会との出会いは近所だったという理由だけだと自分では思っていました。ところが神はそれ以前からご計画されておられました。私とキリスト教を結んだのは、聖ヤコブ幼稚園で園田信子先生に出会ったことが大きく、幼い頃、そこで信仰教育を深く受けました。



まごころケアサービス

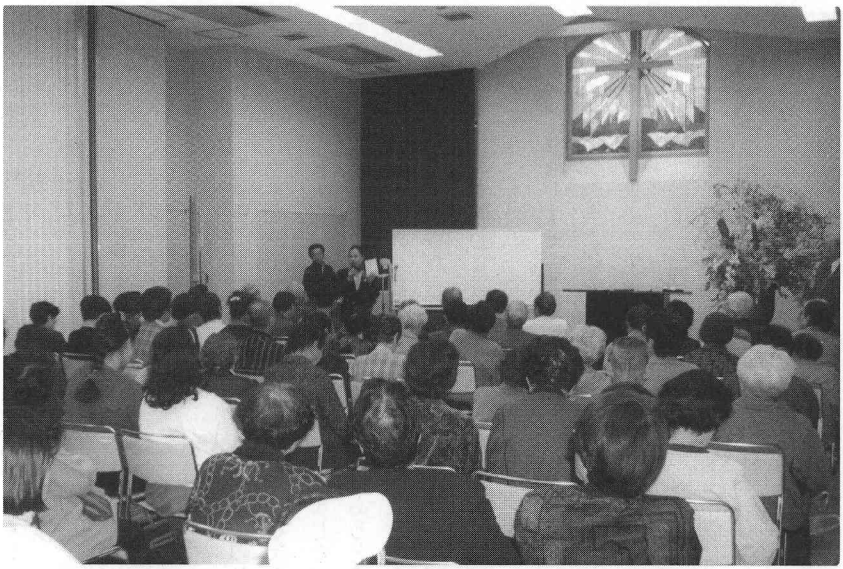
何と園田先生が、日本福音ルーテル高松教会を新築するために土地や建設資金を集めることに中心になって邁進したと聴かされ驚きました。園田先生は、聖公会の信者であり、ルーテル高松教会とどうして縁があったのか経緯を尋ねる機会を逸したまま召されて未だ分かりませんが、私がルーテル高松教会へ導かれたのは、はじめから予定のうちにあったのでしょう。

ルーテル高松教会での礼拝は、角田夫妻、カニンハム夫妻、ラスムッセン夫妻、大柴譲治夫妻、松本義宣夫妻、坂本千歳先生、時代と時期は異なりますが延々続けられています。家族皆も漸次受洗に導かれ、成長とともに住む場所も変わりましたが、各地のルーテル教会へ家族らをも引き寄せて通っています。

まごころ（孫子老）ケアサービス

「財力も知力も体力も少ない者が寄り集まって悩みごと相談を開始します。痴呆性老人などを抱えて困っておられる方はお気軽にご一報ください」発足当時、新聞社へ持ち込んだ私の文面です。

さらにこうも書きました「今、健康であっても、明日にも、厳しい現実に立たされる可能性があることを思え



ルーテル教会での講演会

ば、他人ごとではなく、また、一部の弱い立場のお年寄りだけの問題ではありません。（中略）老いの痛みを分かち合えるのは、人間が愛を分かち合うことだと思います。私は専門職という理由で、さまざまなお年寄りと接し語らううちに人間の命の尊さを知らされました。老いること、つまり生きることを学び続けています。一人残らず必ずとおる道、避けることのできない〈老い〉そして死について一緒に考えようではありませんか。

老いの痛みをわれら自身のものとし、生命の尊厳を深く認識し〈ともに生きて〉みんなで〈私たちの社会〉を平安へと構築するために働こうではありませんか。旗あげに参画くださる方を求めます。」

私には、「信仰も、行ないをともなわなければ、それだけでは死んだものである」（ヤコブの手紙2章17節）という聖句がほそぼそではあるが根っこにあったようです。人のために尽くしたいという源泉があったことだけはまぎれもないものです。

日本福音ルーテル高松教会での祈り

主よ　私をあなたの平和の道具とし
憎しみのあるところに　愛の種をまかせてください
罪のあるところに赦しを　争いのあるところに一致を

誤りのあるところに真理を　疑いのあるところに信仰を
絶望のあるところに希望を　暗闇のあるところに光を
悲しみのあるところに喜びを　どうか　みなぎらせてください

1992（平成4）年の吹雪舞う礼拝後のお茶のひとき、この聖フランシスコの祈りの意味についてラスムッセン牧師夫妻を交えて教会員の皆と語らいました。次第に白熱して、祈りは言葉と行ないのなかにあると盛り上がりました。ルーテル高松教会礼拝堂を開放して老人や子供や障がいをもった方など援助の必要な方をお預かりする奉仕活動の拠点にと話し合いました。しかし、皆で喜んで喋ったものの一過性で、何度も話題に上がりますが一向に進展しません。

ルーテル高松教会の建物も古くなり雨漏りもしばしばです。新天地を求めて土地を探そうという話題も出るには出ました。しかし、誰が財源調達をするのか、本部へ打診もあり得るなど、あれこれ夢は言っても現実になりません。「この地域にお困りの方がどの程度いるか役所に尋ねてみる」ということで社会福祉課（現長寿社会対策課）へ出向きました。すると「そういう情報は公開できません」とあっさり断られました。ところが、その場で「特別養護老人ホームをやらないか」と課長より打診され、いともさらりと投げられたのに驚かされました。神様は何という予定を成そうというのでしょうか。

ラスムッセン牧師らは社会福祉法人設立に必要な印鑑証明など揃え、吉田夫妻（夫故人、妻入所）等、兄弟姉妹は建築資金調達のために寄付集めに心を砕きました。あの日に聖フランシスコの平和の祈りの意味について石油ストーブを囲んで語らった皆の思いが「社会福祉法人サマリヤ」創設に導く源でした。

社会福祉法人サマリヤ創設

起工式で、ルーテル高松教会に赴任していたラスムッセン・ピーター宣教師（平成7年アメリカへ帰国）の祈りの後、私は次のような挨拶をしました。

「この地に介護施設を建設します。法人名はサマリヤとしました。ルカによる福音書第10章25節から37節に示された（中略）心をつくし精神をつくし、力をつくし、思いをつくして、主なる神を愛しなさい。自分を愛するように貴方の隣人を愛しなさい。（中略）この人の傷が癒されるまで面倒を看なさい。慈愛深い思いと言葉によっ



サマリヤでの介護サービス

て行なったのはサマリヤ人です、あなたも同じようにしなさい（中略）この聖句こそが、これから始めようとする事業の基本的姿勢です。助けがなければ到底のりきれません。どうかご尽力をお願いします。」

雑草の生い茂った斜面はみるみる整地され新築工事が始まりました。

特別養護老人ホームサマリヤの働き

1994（平成6）年、法人創設と同時に特別養護老人ホーム、デイサービス、訪問看護、ショートステイサービス、訪問介護、訪問入浴、介護支援事業所を開設しました。その後、痴呆性専用デイサービスやグループホーム、今年の新規事業に知的障がい児（者）、身体障がい児（者）、精神障がい者（児）、難病患者への委託やレスパイト事業をオープンする予定です。

創設時に建築補助金として国、県、市より3億円あまりを受け、その後、必要によって補助金をあてて建てました。建てた後、社会福祉法で定められた福祉事業に縛られ、法の枠組の事業展開の難しさを知らされました。

困難の極みは創設から始まりました。礼拝堂の併設です。「国民の税金で建設する以上一切の宗教は認めない」



クリスマス会／サマリヤホーム

ということです。しかし、礼拝堂を建てなければ施設をやる根幹が定まりません。施設を創設するに至ったのは、ルーテル高松教会で聖フランシスコの祈りを兄弟姉妹らと語らったことからはじまったのであり、建てない訳にはいきません。行政の担当者にはミーティングルームですと懇願しました。何ども所轄庁へ足を運びましたが平行線のまま、仕方なく礼拝堂の部分は身内の寄付を充てることにしました。当初、行政側は自己資金だとしても礼拝堂を施設内に設置してはならないとの意向でしたが「設計図が出来上がっている、修正費用は誰が出すのか」と詰め寄り、なんとか内示に至りました。渋々だったとしても、当時の行政担当官が首を横に振り続けたら造れませんでした。

礼拝堂正面中央の高いアーチにステンドグラスを入れることにしました。ルーテル高松教会員の近藤圭子さんが専門工房を紹介してくれ、園田先生がデザインを決めました。壁には鎌倉伊都夫（壽友会理事長）先生から贈られた２００年以上前の画が掛けられました。館内案内は、ミーティングルームではなく「チャペル」と表示しました。毎月曜日の朝には入所者と職員などが集い、これから始まる１週間を祈りのなかで新たにします。当初、ルーテル高松教会の松本牧師（現在ドイツへ派遣）に負

っていましたが、いまは坂本牧師によって守られています。変容したことも多いですが、すくなくとも礼拝だけは永々と今も変わることはありません。日本福音ルーテル教会本部から年1回講師を派遣されて伝道講演会にも使われ、このチャペルでどれほど多くの出会いと交わりが続いてきたか、諦めずに建てておいてよかったと思います。

理事構成と運営理念

理事6名のうちクリスチャンは4名です。認可申請にはルーテル高松教会牧師のラスムッセン・ピーター宣教師、園田信子先生も加わりました。園田先生は召され、ラスムッセン宣教師はアメリカへ帰国されました。評議員会には坂本牧師にもご就任いただいています。施設長、事務長もクリスチャンです。現場主任は、サマリヤで働くようになって導かれ受洗しました。定款には、キリスト教の精神により「愛と忍耐と技術」による介護を行なうと記載しています。サマリヤの意味について尋ねられて答えられない職員はいません。

今後の啓発普及、小さい拠点

小さな空間で少人数で支援の必要な方のお世話をしたい、そのことが常に私の心に横たわっています。民家を購入して小さい拠点を開設するとすぐ満床となりました。グループホームそしてレスパイト、新しい事業をその都度加えても、さらに足りません。

グローバル化が拡大する方向へと進んでいる一方、介護問題は人と人との接点なしに具体化できない特殊性があり、極めてローカル化の取り組みが必要であることを実感します。

厚生労働省は、夜間対応、地域見守り、痴呆、さらに老人と障がい者の統合など、それぞれ小規模化の方向性を示していますが、サービス実施事業者は採算性を優先するのか、あまり関心を持ちません。

近所にひとり暮しのお年寄りがいるが食事はどうしているのだろうという発想から食事サービス提供へ。小さい子どもがいるので家を空けられない、そこで近所の子どもたちを自宅に受け入れることで学童保育を開始。老人会の役員を引き受けているので人的資源があるので日曜大工をグループ化。喫茶店のお客様をネットワーク

して福祉マップを作成。母を看るついでに地域のお年寄りも看てあげようとミニデイサービス開始など。制度の有無ではなく、大切なことは、地域を看る眼差しを曇らせてはならないということでしょう。それは三世代交流、学童保育、成人病対策や男性の料理教室、定年退職前教育などで実現しています。

礼拝堂は、祈りの場ですが災害避難の役割も担え得るし、ドメスティックバイオレンスや家庭内暴力など支援を求める方が駆け込める空間として開放もできます。

私がやれることには限りがあります。しかし、取り組むべきことは溢れるほど残されています。人の役に立ちたいと心の何処かで思っている人は少なくありません。とりわけ、ルーテル教会に属する兄弟姉妹にはなんとしても、この祈りを呼びかけたいのです。

明日へ導かれて

社会のなかの相対として、実に多くのことを自分や家族に課しました。私自身はやむにやまれぬ、じっとしていられない、なるだけ価値あることに時間を使いたい、つまらないことをしている暇はないと求めて担うのですから荷にならないですが、他者の都合による数々は、とりわけひ弱い子らには重荷だったに違いありません。

静かに淡々と眺めたり抱きしめてやれるいとまが少なすぎたことを思うと涙が溢れます。こうしたなかで私は地域福祉へ邁進してしまいました。あえて「してしまった」と記したいのです。夫や子らにどれほどの犠牲がおよんだか、それを考えるだけでも空恐ろしく思います。ただ、幸いにもこの母に育てられたわりには全うな大人になるつつあることは感謝のほかありません。最近、老いの兆しか、めっきり配慮が上手になった面も覗かせられます。一生に費やせる時間には限りがあり、たくさんの事は担えないことを知るようになりました。

他者に負っていることがいかに大きいか、その時その時の出会いによって必要なものを与えられました。さまざまの人々の助けがなかったら成しえなかったことは紛れもない事実です。ただ、やらなければならなかったことを分かって、手をつけなかったことについて省みるとき、ただただ許しを乞うしかありません。残されたしばらくの間、生かされて自覚があるうちに、それを埋めたいと願っています。

柳井の地に落ちた「一粒の麦」

NPO法人ふれあいショップ・一粒の麦　店長　**小泉百合子**

「一粒の麦」としての決意

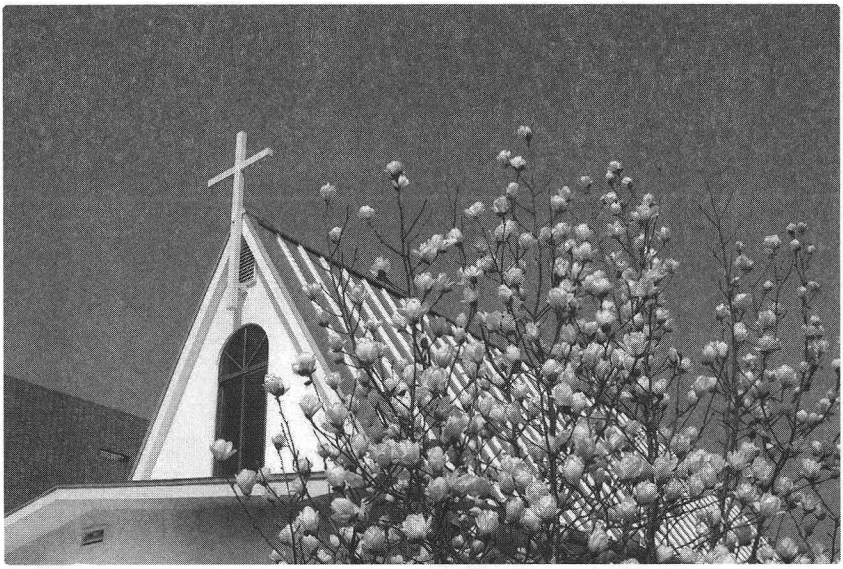
1992（平成4）年4月、山口県柳井市に精神保健社会適応訓練所「ふれあいショップ・一粒の麦」は開店しました。「一粒の麦」の名称は、聖書の御言葉に由来しています。

「はっきり言っておく。一粒の麦は、地に落ちて死ななければ、一粒のままである。だが、死ねば、多くの実を結ぶ。」（ヨハネによる福音書12章24節）。一粒の麦は地に落ちて、土のなかで死ぬことにより、新しい芽を出して成長し、たくさんの実りをもたらすのです。キリスト者である私が、ボランティアとして精神障がい者とともに歩むことを決心したときに、何よりもこの御言葉が脳裏に浮かびました。自らを捧げることにより、助けを必要とされている方たちとともに私自身が生かされていく。私の小さな奉仕からであっても、やがては神様の祝福のうちに豊かな実りが与えられる。キリスト御自身の生涯と十字架が、自らを捧げ、真の命をもたらす「一粒の麦」そのものの歩みであったように、私も主に従う者の一人としてこの御言葉を胸に刻んだのです。やがて、その御言葉は、桜の美しく咲く頃、社会適応訓練所ふれあいショップの看板として店頭を飾ることになりました。

あゆみ

精神保健との出会い

私が精神保健の働きと出合ったのは、1988（昭和



白木蓮と柳井教会（1992年）

63）年のことです。隣町の田布施町に「あけぼの工房」という精神保健家族会が運営する小さな作業所があります。私はこの作業所にボランティアとして出かけたのです。

作業所に入ると、部屋のなかで10名ほどの障がい者たちが、家族会の人たちや指導員たちと一緒に作業をしていました。ところが、この作業所の建物は小さな古いプレハブ造りで、まるで今にも壊れそうなのです。部屋のなかの照明も充分ではなかったのかもしれません、日の光に慣れた目で部屋のなかを覗き込んだせいかもしれません、しかし、それ以上に、私はこの作業所に薄暗さを感じて不安な気持ちにさせられました。豊かな時代に今でもこのような場所があるのかと強いショックを受け、涙が出たのを覚えています。この当時は、まだまだ精神障がい者に対する理解も浅く、世間の目は冷たく、偏見もあり、障がい者が地域に受け入れられて社会生活を営むには様々な困難が立ちはだかっていたのです。老朽化した作業所の薄暗さそのままに、地域社会は精神障がい者に対して影を落としていたのです。

「あけぼの工房」では、家族会主催によるバス旅行が年に1度、行なわれていました。家族会員や障がい者、ほ



ボランティアグループ一粒の麦メンバー／総会にて（2004年）

かのボランティアたちに交じり、私も例年参加していました。ある年に、私たちは宇部市にある精神障がい者憩いショップ「途中下車」を訪問しました。この施設には、地域の人たちへ雑貨等を売っている小さなお店と、障がい者たちが自由に集まることができる部屋があり、そこでは皆さんが楽しそうにおしゃべりをしていました。私にはこの風景と皆さんの表情が眩しく見えたのです。しばらくの見学と交流の後、帰りのバスのなかで、柳井から同行していた障がい者の一人が私に言いました。「ぼくたちにもあんなお店がほしい。友だち同士で集える場所がほしい。小泉さん作ってくれないか」そのひと言が私の心を捕らえたのです。

「ふれあいショップ・一粒の麦」オープン

当時の柳井と近隣市町村には、精神障がい者施設は「あけぼの工房」しかありませんでした。新たに施設を立ち上げるには、その場所と建物が必要になります。私の通う日本福音ルーテル柳井教会には広い敷地がありました。また以前は、働く女性たちのために無認可の保育園を行なっていたので、その時に使用していた建物が空き家として残っていました。私は、精神障がい者施設のためにこの場所を利用させてほしいと申し出たところ、

教会は気持ち良く許して下さいました。建物も駐車場も無償で貸して下さることになり、本当に嬉しく思いました。柳井教会は保育園運営にも現されるとおり以前から地域社会と密接に関わり合い、奉仕することに努めてきました。今回も当時の立野泰博牧師、M・ベケダム宣教師をはじめ柳井教会の方たちは、教会の働きとして施設を認め、応援して下さったのです。また、家族会や保健所からも暖かい励ましと助言をいただき、精神保健社会適応訓練所を立ち上げることになったのです。

ただ施設設置まですべてが順風満帆であったわけではありません。旧保育園の建物は古く、内装や外装の工事も必要です。この工事費や焼き菓子を製造する器具を揃えるために見積もりを取ると最低600万円が必要だと分かったのです。ただちに運営委員会が組織され、募金を呼びかけることになりました。市民や教会関係者、ボランティア、家族会から約300万円もの募金が集まりました。最終的に不足分の300万円は銀行から借り入れることにし、「ふれあいショップ・一粒の麦」は開店の日を迎えたのです。春の日差しの中、心のなかは大きな希望に満ち溢れた歩み出しでしたが、その反面、多額の借入金を背負っての出発は、私にとって不相応の重荷であることもまた事実でした。

この私の不安は、たくさんの方々のご協力により徐々に解消されていきました。

柳井保健所は精神保健ボランティア講座を開きました。受講者を中心としてボランティア・グループ「四つ葉会」が組織され、初期の「一粒の麦」の働きを支えました。教会員もボランティア活動に加わり、障がい者とともにおいしいケーキを焼き上げていきました。またN・ベケダム氏はパッチワークの教室を開いて障がい者やボランティア、地域の方々と交流を持ってくださいました。立野牧師は、徳山から手作りパンを焼き上げてくださり、お店で販売してくださいました。牛乳たっぷりのミルクパンは長い間、地域の方々から愛され続け、立野牧師が転勤された後も日本福音ルーテル徳山教会員の方が跡を継ぎ、焼き続けてくださいました。

お店では、リサイクル品、家族会の手作り品、地元で仕入れた野菜、通所者とボランティアが焼くパンやケーキ等を販売し、借入金の返済に努めました。地方新聞も「一粒の麦」の記事を載せてくださり、良い宣伝になりました。開店以降、厳しい運営状況が続きましたが、ようやく8年目にして借入金全額返済となったのです。



店内で接客する小泉店長［左］（2003年）

闇から光に

「ふれあいショップ・一粒の麦」開店時から大きな悩みがありました。お店を支えるボランティアはたくさん集まりましたが、ここで働く障がい者がいないのです。私たちは、保健所や家族会、病院等を訪問し、お店で働く障がい者を紹介してくださるようにお願いしました。開店してからの3年間はわずか2、3名の利用者でした。それも柳井市内の障がい者はどなたも利用されず、皆、周辺の市町村から通ってくるのです。精神障がい者を「光のあたる場所に」との願いから始められた「一粒の麦」ですが、障がい者たちと地域社会の溝は深く、地元地域のなかで障がい者として生きていくには、まだまだ日の光が強すぎたのかもしれません。柳井市周辺の地域からしか障がい者が通うことのできない現実を見て、正直、複雑な心境でした。

それからの「一粒の麦」の歩みは、精神障がい者を「光のあたる場所に」から、「障がい者こそ世の光である」ことを地域に訴え続ける歩みでした。

1997（平成9）年、「一粒の麦」の和室を利用して、地域精神保健福祉対策事業として「出愛の場」が始まりました。この部屋の本棚には図書が並び、テレビやゲームも備えられています。障がい者がいつでも自由に

集える「憩いの家」です。特に週に2回ほど給食サービスを行なうようになって、この「出愛の場」は地域の方たちと精神障がい者たちとの良き交流の場になりました。

1999（平成11）年には、物品販売をやめて店舗を改装し、喫茶店を開業しました。2004（平成16）年から、近隣の小規模作業所の方たちとともに焼き菓子の出張販売を始めました。地域の病院や学校、行政機関、いろいろな催しに障がい者たちが出かけて行き、自分たちが焼き上げた自慢のケーキを売ってくるのです。

年に4回発行される「ふれあいショップニュース・麦の穂通信」も地域と障がい者を結びつける大きな役割を担いました。この機関紙には毎回、通所者の声が載り、今、自分たちが考えていること、将来の夢などが、お店のお客さんたちに配られていきます。教会から始まった「環境部」のリサイクル活動に通所者たちも参加して、町に出かけて新聞紙やアルミ缶を収集します。地域の病院で行なわれる高齢者対象のデイケアには、「一粒の麦」の通所者がボランティアとして出かけていくようにもなりました。このように徐々に地域社会と精神障がい者の溝は埋められ、それにともなうように「一粒の麦」の通所者数は増えていったのでした。

2003（平成15）年に山口県精神保健の大会「ハートフェスティバル」がアクティブ柳井で開催されました。当時のボランティア会長であった河田優牧師は、実行委員の一人として、「精神障がい者自らが参加できる大会として備えましょう。」と呼びかけました。「一粒の麦」の通所者たちは、指導員である森重起枝氏から手話を学び、日々練習を重ねて大会のステージで手話歌を披露したのです。初めて大きな舞台に立つ通所者たちは、緊張しつつも無事に手話歌を歌い終え、たくさんの会衆から大きな拍手を頂きました。目映いライトに照らされて、通所者たちはボランティアとともに手と手を結びました。会衆の拍手に応えるように、その両手を高く挙げた通所者を見て、私は胸が熱くなりました。初めて精神障がい者の施設に出かけてから15年、「ふれあいショップ・一粒の麦」がオープンしてからは11年がすでに経っていました。

もう一歩、足を進めて

2004（平成16）年の暮れ、山口県から嬉しい知らせが「一粒の麦」に届きました。長い間、運営委員会を中心に検討され、準備されてきたNPO法人の認可を受けたのです。社会適応訓練所として精神障がい者とともに歩み続けてきた「一粒の麦」です。その歩みは主なる

神様とたくさんの人たちに支えられ、祝されました。柳井市中央に位置する小さなお店は、地域社会と障がい者の架け橋になったのです。このお店に、障がい者たちやそのご家族、地域社会からさらなる期待が寄せられ、今、NPO法人「一粒の麦」として小規模通所授産施設の設置に向けた新たなスタートが切られました。障がい者が、社会就労のなかで生きがいを見出しつつ、相応しい収入を得ながら、安心してこの地域での生活を送れるように、私たちはもう一歩足を進めることにしたのです。

地域社会と「一粒の麦」――捧げる歩み

「ふれあいショップ・一粒の麦」は教会の敷地内に建てられています。神様からの恵みとして教会に「一粒の麦」が贈られたのです。信仰者が神様に遣わされて用いられる場所なのです。私自身も、35年間教会に通い、信仰生活を続けてきたその賜物がここにあると信じています。ですから、私たちは神様の恵みに応えるように奉仕活動を続けてきたのです。

神様が愛する御子イエス・キリストを「一粒の麦」として捧げてくださった恵みを受け、私たちも「一粒の麦」として奉仕にあたるのです。過ぎ行く12年をふり返ってみても「一粒の麦」の歩みは捧げる歩みであったことを思います。

ところが、このように地域の障がい者との関わりの内に奉仕活動を続ける「一粒の麦」を神様は祝福くださり、豊かな実りを与えてくださったのです。

お店には、通所者たちをはじめ、近隣の精神障がい者たちも集ってきます。また焼き菓子を買いに来られるお客さんや、精神保健関係者など、実にたくさんの方が訪ねてこられます。なかには頻繁にお店に訪ねてこられ、すっかり顔なじみになった方たちもたくさんいます。話をすると、この人たちは、寂しさを癒す場所、安心できる場所を求めておられることがわかります。「一粒の麦」の働きに何かを感じられるのでしょう。心惹かれてお店を訪ねてこられるのです。ここに神様のお導きを感じます。私は店の玄関から入ってこられたこのような方たちを店の裏口にまで連れて行き、「ほら、そこに十字架があるでしょう。」と教会を指し示します。そしてこの働きが「一粒の麦」の御言葉から生まれた教会の働きであることを紹介するのです。

障がい者たちや、寂しさが癒されることを望んで来られる方、私たちの働きを通してキリスト教や聖書に関心を持って訪ねてこられる方、このような方たちが、やが

て、一人、また一人と教会の礼拝に出席し始めました。柳井教会は、年々、礼拝出席者数が増えています。主の招きにより、「一粒の麦」から教会へと足を運ぶようになったたくさんの方が信仰告白とともに洗礼に与りました。

伝道と奉仕をもし分けて考えるのであれば、「一粒の麦」活動は伝道を第一にしたものではなかったように思います。行政からの目もあったのですが、障がい者やお店に来られる方たちに特に教会へのお招きを行なってきた訳ではないのです。神様は、私たちに奉仕する場所として「一粒の麦」を与えられました。ところが神様の恵みに応えるように私たちが奉仕活動に専念していくなかで、私たちの思いや力を超えて神様が伝道してくださいました。

開店以来、店頭に飾られてきた「一粒の麦」の看板。小さな種はこの柳井の地に落ちました。「一粒の麦」はこれからも捧げる歩みを志し、地域社会に生き続けていきます。精神障がい者との関わりを通して、教会が地域に奉仕していくときに、主なる神様はもっとも相応しい実りを与えられます。

■執筆協力者・NPO法人一粒の麦理事長　河田優

「重荷を分かち合って」自立の道を歩む

社会福祉法人心促協会心促福祉作業センター　所長　**田内　豊**

新しい時代への出発

創設準備期

日本福音ルーテル宇部教会員で宇部市議会議員でもあった田所てる子氏が、1967（昭和42）年、これからの新しい時代にふさわしい施設の建設を提唱し、教区内の教会に協力を呼びかけました。これを受けて西中国地区の日本福音ルーテル柳井教会（上道信義牧師）、日本福音ルーテル防府教会（松本教義、明比輝代彦牧師）、日本福音ルーテル宇部教会（坂口充牧師）が協議した結果、教会員の賛同も得て、発起人の所属する宇部教会内に事務局を置き、地区教会の活動として取り組むことを決定しました。

そして、活動団体の名称を「心身障害者コロニー建設促進準備委員会」として、設立発起人の田所てる子氏が会長に就任し、早速、建設資金の調達のために、翌年の1968（昭和43）年から10年間を募金期間として活動が開始され、趣旨に賛同した後援会員の組織も順調に拡大していきました。

しかし、会の運営について教会員の一部から、経理に透明性が欠けるという問題を投げかけられ、事務局を宇部教会から視力障がい者団体の会員自宅へと移動することになりました。

活動創世記（1973〈昭和48〉年～）

その後も施設設立の準備として募金活動は続けられましたが、1973（昭和48）年の第一次オイルショック



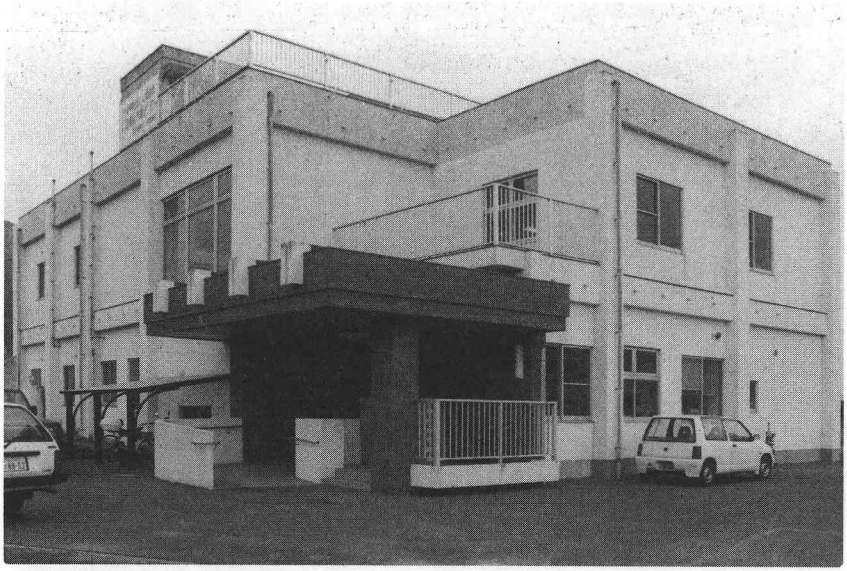
重度利用者の簡易作業風景

によるインフレ現象が現れ始め、後援会員のなかから、すでに預金された資金1500万円の貨幣価値が、実質的には目減りするため、早急に施設建設に着手して欲しいという要望が強く出されたのでした。

しかし、会長の田所てる子氏が乳癌の転移のため活動ができなくなり、そこで、新会長の選出にあたって、会をキリスト教精神で運営することを強く希望し、クリスチャンであった私が、次期会長の指名を受けることになったのでした。

当時は、老人、障がい者施設といえば制度的に入所（収容）施設に限られており、しかも人里離れた不便な場所に建てられた施設に、隔離状態で収容されて生涯をひっそりと生活することを余儀なくされる状況でした。施設に入所できない重度障がい者の多くは、近隣の人の目に触れないように、家庭のなかだけの生活を強いられ外出することもできずにおりました。

このような時代を背景に、会として制度的な施設ではなく、健常者が家庭から職場に通勤するように、障がい者も一人の人間として家族とともに生活し、家庭から通所して利用できる施設を目指しました。また、身体、知的、精神障がいの各障がい者に定年を迎えた高齢者も加えて、共同・混合で利用できる作業施設の建設を目指す



心促福祉作業センター施設前景

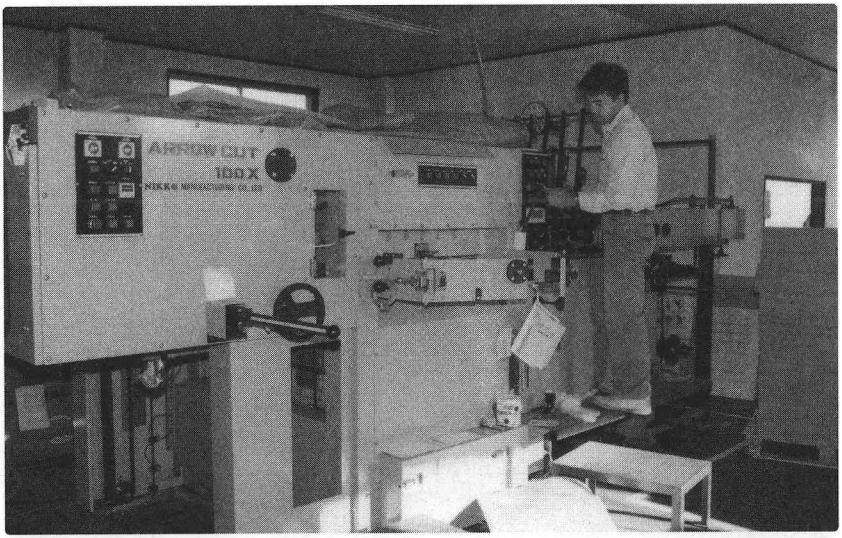
という構想をもちました。

活動展開期（1976〈昭和51〉年～）

後援会からの強い要請もあり、施設建設への具体的な取り組みが開始されようとしていた頃、西教区では23教会24人の牧師となり、1名の牧師を社会福祉専任牧師として任命する方針が提案され、私が任命を受けることになりました。紆余曲折はありましたが、社団法人の認可を受けることができ、用地を購入し、障がい者の利用者を10名程度と予測して、150㎡の作業棟の建設に着手しました。準備がここまで進められた矢先に、教区から牧師への復帰が要請されましたが、私としては事業から手を引くことができず退職をして施設運営にあたることになりました。牧師職をはなれることに関しては、すべて納得できたことではありませんでした。

また、この後援会は、施設建設を目標に組織されたものであることから、施設が具体的に開所された時点で、会を解散するという旨の決定通知を受けました。

このため、会の活動、役員構成は再び教会に返されることになり、役員は地区の牧師、教会員によって構成されて運営されることになりましたが、それも長くは続きませんでした。



指導員と軽度施設利用者が担当し、重度利用者の簡易作業材料（箱、カード類）の型抜き作業をする新鋭機

問題は第一に、作業に参加する障がい者の生きがい対策として、一日最低600円の工賃支払いをするという施設の方針に私が固執したこと、第二に、10人の利用者の想定に対し、2年後には20名を超える利用者となり、経済的に多額の負債を抱えたためでした。これが再度、教会員の離脱を招く結果となったのでした。

行政、関係機関に、作業の能率化のため機械設備について協力を訴えましたが、障がい者施設にはその必要はないという消極的な返答しか得られませんでした。ただ、共同募金会からの積極的な支援と、自己負担金は私財、篤志家の協力を得て設備を徐々に充実することができました。障がい者への支払工賃も4年後には、一日平均1500円を達成できたことは大きな喜びでした。

充実期

1981（昭和56）年、行政から小規模共同作業所の実績が認められ、おりしも国際障害者年に社会福祉法人の認可を受けました。しかし、私の前職が牧師であったということからか、施設内での一切の宗教活動と宗教書のもち込みを禁じるというのが、県からの条件でした。

認可後の施設長期計画は、障がい者が住みなれた地域で自立生活を営めるように、工賃支給額は月平均5万円



隔年に行なわれる社会参加／慰安旅行（2002年5月）

を目標として努力・達成するというものでした。

職種が印刷後の最終加工であるために、不良製品を出さない加工技術と、経営の安定した印刷企業からの受注を確保することが大きな課題でした。

それらの課題も、技術面においては、私の趣味を生かし、取引業者との信用面においては、製品管理の徹底と納期を厳守をすることで、最大手企業をはじめ県内の大手企業との受注の道も開け、現在では当初の目標をほぼ達成することができました。

施設の未来にむけて

障がい者の地域での自立生活

障がい者が、住みなれた地域で自立生活をするためには、まず経済的に自立をすることが、欠かせない条件となります。このため、施設の長期計画として自立生活に必要な収入を最低12万円と算定し、障害者基礎年金（2級）7万円を差し引いた額、月額平均5万円を工賃支給額として目標を設定しました。そしてこの目標達成まであと一歩となりました。

しかし、経済的に自立することと平行して大切なことは、ノーマライゼーションの理念に支えられて、障がい

者も社会の一員であることを自覚し、一人の人間としての自信をもって、地域のなかで健常者とともに歩むことができる社会をめざすことにあると思います。

そのためには、人間一人ひとりが人間の本性、原罪の姿にほかならない根強い差別問題を、いかに克服するかということが大きな課題となります。差別感は健常者と障がい者の間にあるだけではなく、人間が生きる社会のなかで至るところに存在する根深い問題でもあります。

障がい者の生き方と信仰（人間理解）

コミュニケーションの語源であるといわれるコミニカント、神からの恵みを受けなければ生きることができないということ、神の前では平等な人間として、謙虚に生きることによってのみ、この差別感の問題を克服できるのではないでしょうか。

価値観が多様化した社会では、すべてが相対的な関係のなかで、それぞれが相手を見、互いに比較し、そのなかで自己の姿を見て評価しがちです。特に、障がい者は身体的な動作や作業能力といった多くの面でハンディをもち、そのような自己の側から健常者を見る限り、対等な一人の人間として、自己自身を認めることは困難であるように思えます。

時には、それが自己卑下や劣等感となり、健常者との間の厚い壁となって、社会参加をはばむ大きな障壁となっているのではないでしょうか。私も一人の障がい者として過去にそう感じたことがありますし、現在も障がい者の人たちと生活をともにしながら、そのような現実に直面することがよくあります。

神の愛、一人ひとりに与えられたイエスの十字架の愛（ヨハネによる福音書3章16節）によって生命の尊さを知り、神の前において平等な人間であること、また、社会のなかで健常者には健常者として、障がい者には障がい者としてのお互いの役割（1コリント12章）を与えられていることを自覚することによって障壁を乗り越えることができると、私は思います。

障がい者と労働

授産施設は、障がい者と健常者（職員）がともに労働に参加する施設です。労働は、神が人間にだけ与えられたものであり、人間はこの労働の蓄積によって文化を残し、文明を開いてきました。経済社会において、企業的採算がとれない労働力として、障がい者は長い間疎外されてきました。しかし、共生の社会という面から考えますと、どのように小さな労働力、能力であっても、社会

の一員として労働に参加することは自然なことです。

施設を開所した当時、私は脳性小児麻痺で半身不随の施設利用者が、片手で箱を組立て、糊貼り加工ができるとは予想もできませんでした。しかし、訓練をとおして神は与えられた無限の能力を引き出してくださるのです。片手で立派に作業をこなし、美しい製品を仕上げるまでになった努力に、私は驚きを感じました。

また、障がい者も自分たちの造った製品を、街角の商店、駅や、自動車道のサービスエリアの売店などのショーウインドーに見るとき、社会就労によって労働に参加しているという喜びが目の輝きから伝わってきました。

神は一人ひとりに与えられた無限の能力、可能性を引き出して下さり、また、労働に参加することをとおして社会の一員であることの自信と誇り、そして人生にとって最も大切な生きがいを与えて下さるのです。

社会福祉法人の認可を受け、この20年の歩みのなかで、職員会で福祉に関連する聖書の箇所を朗読したり、施設行事としてのクリスマス会等でイエスの誕生について話をしたりすることがありますが、前述したように行政指導によって程度を超えた宗教活動が行なえず、そのため職員が同じ理念をもち、共通の指導方針をもって施設運営を行なうことができないことを大変残念に思っています。

教職への期待・教会に対する期待

社会福祉は精神が求められる時代から、今日ではコスト計算されサービスメニューとして商品化されてしまいました。しかし、表面的にはどうであれ隠れた背後から支える精神を失った社会福祉は決して人を支え、生かすことができる福祉にはならないと思います。この点から、これからの人材養成も大きな課題だと痛感していますし、社会、とくに障がい者は差別的感情や行動、周囲の状況を大変敏感に感じ取る感覚をもった人たちです。

教会は長い歴史のなかで、とくに礼拝のなかにおいて教職、会員は当然とのことと考えられる行為や、特権意識にも似た考えが内在していないでしょうか。たとえば聖餐式の行なわれる時、求道者や心の安らぎを求めて礼拝に出席した会衆を、長い時間、席に置き去りにすることはないでしょうか。求道者（会衆）の立場に立って考え、感じる感覚が鈍くなっているようなことはないでしょうか。小さな心づかいが大切な伝道への感覚を育てる教会であってほしいと思います。

「止まり木として」――ルーテル作業センタームゲンの歩み

ルーテル作業センタームゲン　代表　**佐野卓志**
日本福音ルーテル松山教会　牧師　**加納寛之**

草創期

ルーテル作業センタームゲン（以後、ムゲン）の歩みの始まりは今から20年近く前、1985（昭和59）年にさかのぼります。私は20歳の時、大学生だった頃に統合失調症を発病して4年間の入院を経験しました。4年間の入院生活を経て退院をしたのですが、さまざまな関わりが途絶えてしまい、友人も少なく、苦しい思いをいだいていました。心の問題は薬だけでは癒されないことを感じていました。そんな時、大阪の作業所に見学に行き、人と人との関わりのなかに温かさを感じ、その温かさを大切にしたいと思うようになりました。

松山に戻り、ムゲンの前身である「足と手の会」の活動を始めました。この「足と手の会」は集まった人がホッとできる作業所を開設したいという願いを実現するための資金集めをしていました。廃品回収をしたり、バザーに参加したり、カレンダーを売ったりと様々な活動をしていました。その時に近くの教会である日本福音ルーテル松山教会にもカレンダーを買ってもらいに行っていました。宣教師のR・カニンハム牧師がたくさん買ってくれたことが教会との出会いでした。

第一の活動開始期

「足と手の会」の活動を続けるかたわら、ある時、手塚治虫氏のマンガの「聖書物語」を読んで聖書に興味を持ち始め、家族でルーテル松山教会の聖書研究会に通うよ

うになりました。松本太郎牧師とともに学ぶこの会はそれは本当に楽しい一時でした。それ以来日曜礼拝にも通うようになりました。私は「足と手の会」の活動とコンピュータ・プログラムのアルバイトをしていましたが、疲労と無理がたたって、統合失調症が再発し、半年の入院生活を余儀なくされました。

1989（平成1）年、それまでずっと資金集めをしていましたが、作業所を開設できるだけの資金が貯まり、また知人の紹介で店舗を借りることができることになり、「MUGEN書房」としてオープンしました。新聞にも載せていただき、多くの方の支援を受けながらムゲンは活動を始めました。「MUGEN書房」は古本屋とたばこ屋として活動を始め、車椅子での移動ができるように考え、改装をしたり、また車椅子トイレへの配慮などバリアフリーの場所を併設し、街中のオアシスとして「ホッとできる場」としての歩みを始めました。和気あいあいとした雰囲気のなか、たくさんの精神障がいを持つ方も集まって来られ、ともに食事をしたりしながら、活動をしていきました。

3年間ほど「MUGEN書房」活動を続け、コンピュータ専門学校での講師のアルバイトを並行して行ない、やりくりしていきましたが、人件費や運営費などのさまざまな問題が生まれ、家賃を数ヶ月滞納し、「MUGEN書房」としての活動を終え、新しい働きをすることを決意しました。

第二の活動開始期・移転

「MUGEN書房」の閉店にともなう諸問題を松山市社会福祉協議会が支援してくださり、活動拠点を新しい場所に移して、ムゲンの活動は続けていきました。そこには「交流の場だけは残したい」という強い思いがあったからです。たばこ自動販売機による収入やバザーへの参加、パソコン教室などを行ない、「障がい者自立の店ムゲン」として6年間、週3日の活動をしていきました。

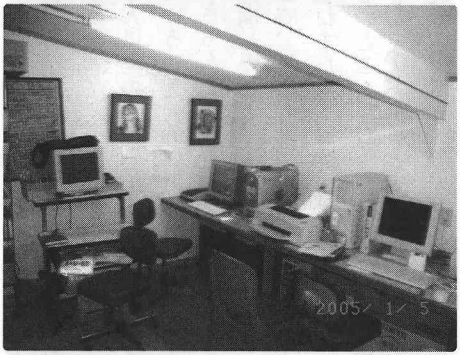
そんな時に家族（自分、妻、車椅子で生活をしている娘、息子）でルーテル松山教会で洗礼を受けました。その4ケ月後に長男を交通事故で亡くしました。そして同乗していた二人の友だちが元どおり元気になるように祈りました。二人とも重体で面会謝絶でした。幸薄かった長男が早くに死んで、どうでもいい存在のように思える自分がいつまでも生きている。そのことを妻は神に問いかけ続けました。そして、せめてもう1度だけでいいから息子に会わせてくださいと妻は祈り続けたある日の礼

拝の時、姿をみることができました。重体であった友人の脊髄の少し手前までささっていた骨をとり除く手術が成功しました。もう一人は肺に骨が刺さり呼吸ができない状態でしたが、それが二人とも奇蹟的に助かりました。元気になった友だちが結婚の報告に来てくれた時はすべて神のおかげであることを感謝しました。

洗礼を受けていてよかったと何度も思いました。そして、家族でともに洗礼を受ける決心をするのを待っていてくれました。洗礼を受けるとき、牧師であり、ムゲンの活動に関わってくださっていた三野慶仁牧師への信頼がありました。

ムゲンの活動を続けていくなか、何度か援助金の申請をしましたが、行政の理解を得ることができず、援助金をいただくことができませんでした。最初に「MUGEN書房」をオープンしたときにも何度も交渉に行きましたが、「商売で活動を行なっている」ことを理由に断られ、すっかりと諦めてしまいました。商売という位置づけに加え、精神障がい者本人が運営する団体であるとい







作業センター前にて［上］作業センター内部［中］
ホームページより［下］

うこと、特に家族会の存在がないことが大きな理由と説明されてきました。そして、オープンから7年ほど経ったとき、社会福祉協議会の職員が関わってくれ、障がい者の作業所の条件として、常に5人以上のメンバー、週5日以上開けてないといけないということがわかり、妻（佐野波津子）を指導員に決め、きちんと週5日開けるようにしました。それで交渉を再開したのですが、代表者である自分、妻、父、牧師などで、何度も書類を作り直して10数回も保健所と交渉を重ねました。最終的に問題は、家族会設立の作業所ではないところに絞られました。「ムゲン」は当事者が立ち上げたのは事実なのでこれはまげられません。今から家族会を作れと言われました。すでに当事者たちが満足して通っているのに、なぜそこまでして家族会を作らないといけないのか分かりませんでした。しかし、保健所や県保健センターに何度も足を運び、社会的認知のある団体があれば、援助金をもらう可能性が具体化することを知りました。それは精神保健福祉法が改正され、家族会主体の制限が緩和された時期と重なったためで、援助金をいただき、活動を活性化させるためにもムゲンの働きを明確にし、「作業センター」として歩み出すことを決めました。

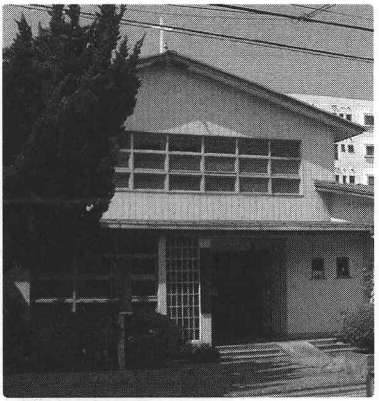
その交渉の流れからルーテル教会に設立団体になってもらおうと、日本福音ルーテル松山教会の総会で、ムゲンを教会の所属にしてもらう話し合いをもってもらいました。その結果、少数の反対と多数の賛成でムゲンを教会が支えていくことが決まりました。それを受けて教会員有志を中心として、「ルーテル作業センタームゲンを支える会エファタ」という設立団体がつくられ、作業所名も「障がい者自立の店ムゲン」から「ルーテル作業センタームゲン」に変更して最終的な書類を出しました。すぐに認可されることを望んでいましたが、結果は「交渉を継続する」というものでした。期待していた分、落ち込みもひどく、一気にうつになり抗うつ剤を沢山飲んで、3日ほど記憶が飛んでいる状況に陥ってしまいました。その後、保健所の方針がかわり、一転補助金認可になりました。

そして、ルーテル松山教会の会員が中心となって有志で設立した「ルーテル作業センタームゲンを支える会エファタ」を運営母体として、1998（平成10）年、「ルーテル作業センタームゲン」（精神障がい者の小規模作業所）としての活動を開始しました。その活動が現在も続いています。現在では1日平均9～10人の利用者が集まり、和気あいあいとやっています。土佐のゆずと海洋深層水を使ったポン酢の通信販売やたばこの自販機の商

品交換の作業などをしています。最近ではコーヒーや紅茶（わかちあいプロジェクト製品）も地域で売り始めましたし、着物などをほどいて洋服に作り替えたりしています。また、バザーなどを通して、地域の人々と交わりの機会を持ったりもしています。そこで生まれるマージンが作業所に来られる方の賃金になります。また、年金や生活保護の相談を受けたりホームページでは精神的な病についての相談を受け、ピア（仲間）カウンセリングも行なっています。


古本屋で働けるゾ
障害者のグループが自分たちの店
7月オープンへ
1989.5.29
ワイド
パソコン教室で
拓ろう自立の道
授業無料 仕事も紹介
障害者に参加呼びかけ
1996.11.17
おもしろサイト
「掲示板」通じ悩み語り合う
パソコンで世界広がる
ネット利用など指導
受講者を募集
問題機に地域で交流

作業センター紹介記事より


日本福音ルーテル松山教会

ムゲンが発信するもの

ムゲンの20年間の活動を通して、通り過ぎてきたたくさんの人たちを思い出します。ムゲンに集い、ともに過ごして来た一人ひとりのことは忘れることはできませんし、また不思議な出会いもたくさんありました。家出した学生が住み込んだこともありましたし、その学生が親になり、子どもを連れて尋ねてきたこともありました。ボランティアとして関わってくれた高校生が今は老人施設で働いていたり、身体障がい者施設の入所者が来られ、泊まって行かれたこともあります。また、悩みを抱える方やコンピュータの専門学校の教え子たちが来てくれたり、精神障がい者だけではなく多くの方がここに来て、そして出会いを経てそれぞれの道へと歩んでいかれました。そのような意味でムゲンは出会いとそして新しい歩みへの一歩を歩み出す場としてここにあるように感じます。わたしたちにとって、一人ひとりとの出会いを通して、人間の温かさを伝えられてきた気がしますし、そして妻はムゲンに集う人にはもし、この人が自分の息子だったらと自分に問いかけて接するようにしている、と言っています。

また、ムゲンに集まる精神障がい者は多くの者が心の病を理解してほしいと願っています。それぞれに抱える辛い思いが発病の要因になっているのです。まだまだ病院や専門家が進める医療は、当事者が置き去りになっていることが多いように感じます。治すということよりもともに歩むことが大切なことのように感じます。

ムゲンは「止まり木」のような存在だと思っています。一人で自由に立ち寄ることのできるところ。心を寄りそうことのできるところ。生きるところ。そして、当事者同士が支え合うところ。その場所が「ルーテル作業センタームゲン」です。

教会に対する思い

イエス・キリストはヨハネによる福音書8章で姦通をした女に人々が石を投げようとした時、「あなたたちのなかで罪を犯したことのない者が、まず、この女に石を投げなさい。」と言われます。その言葉を聞き、群衆は一人また一人と去って行きます。自らの姿を見つめ直すこと、自分自身が当事者であることに気づかされます。またともにいてくださり、守ってくださり、一人ひとりに役割をあたえてくださるイエス・キリストを感じるとき、ここが教会の原点のように思います。

教会とムゲンの活動は、教会員が「エファタ」を通してともに歩んでいくこと、牧師が心を向けていくこと、また、ムゲンの利用者がいつでも教会につながっていることを大切にしたいと思っています。加納寛之牧師がムゲンの活動に対して本当にこころに掛けてくれているというのがわかり、うれしかったです。自分たちも加納牧師のこころをぐっとつかむ説教が好きで、よく礼拝に行きました。

教会で素直に喜び、また悲しみから逃げるのではなく、受けとめていけることを感じました。自然に受け入れられ、ふれあいのなかで歩むことが教会の姿のように思います。

確かに教会を憎み、離れた時もありました。けれどもいつも原点に教会があり、心のなかにいつも神さまを覚えていました。喜びを分かち合い、またともに歩んでいく場所がムゲンであり、教会なのです。両方の軸にあるのは神さまだと感じています。

一歩の歩み

日本福音ルーテル下関教会　信徒　**村田幸二**
日本福音ルーテル教会　事務局長　**松岡俊一郎**
日本福音ルーテル教会　牧師・あゆみの家　職員　**落合成光**

1981（昭和56）年の国連「国際障害者年」にあたって、教会のなかでも障がい者と障がい者を取り巻く問題についての超教派の学びが各地で開かれていました。中国地方では、広島を中心に「『障がい者と教会』問題を考える集い」が毎年開かれ、山口県では「障害者問題を考える集い」が同じく超教派で開かれていました。

1986（昭和61）年9月30日、日本福音ルーテル教会・西教区・西中国地区宣教協議会は、「障がい者問題に関する拡大宣教協議会」を日本福音ルーテル防府教会において開催しました。この会の基調講演は、聴覚障がい者とともに宣教の働きをされていた小嶋三義牧師（当時・小石川教会）でした。西中国地区宣教協議会ではこの講演に触発され、地区内でこの課題に取り組むことを決議し、「障がい者問題検討委員会」を組織し、7名を委員として選びました。検討委員会は、同年11月28日日本福音ルーテル厚狭教会で行われた第1回会合において、会の名称を「一歩の会」と決め、会長に下関教会の信徒・安藤嘉英氏を選出し、緩やかでオープンな学びの場として取り組んでいくこととしました。障がいのない人は障がい者を理解し、障がいのある人は他の障がい者を理解するために、初めの一歩から一歩一歩着実に歩んで行くことを願っての命名でした。

「一歩の会」の活動は厚狭教会を会場に、隔月で会合を重ねています。まず、日本キリスト教協議会発行『神の肢々として』を学び、盲人伝道協議会発行『光は暗きに』と続き、その後は特に、視覚障がい者、精神障がい者に

ついて集中的に学んでいます。そのほか、各障がい者団体から発行されていた小冊子もテキストとして学びました。

このように、「一歩の会」は障がいを持っている人と、そうでない人とがどうすればともに有意義に生きることができるかを考える目的で作られた会です。現在もそうですが、当時も山口地区には何人か障がいを持つ信徒たちがいました。その人たちと良好な関係を築くためには、まず「彼等が置かれている状況を正しく把握する」ことが大切と考えた私たちは、障がい者の身体的特徴や、置かれている環境、その問題点、その解決法などを専門家や、障がい者本人や、あるいはその家族の方などが書かれた本を読むことによって学ぶことにしたのでした。中心人物は、当時下関教会の牧師であった小泉潤先生と、やはり同じく下関教会の会員であった故安藤嘉英兄の二人でした。

会場は、当初から厚狭教会、日時は主に偶数月の最終金曜日、夜7時からということにしました。現在、発足当時のメンバーに代わり、主に活動しているのは、厚狭、宇部、下関の各教会の会員で、東部地区からの参加者が一人もいないのが現状です。

活動をふりかえりますと、以下のとおりです。

NTTに「104番有料化中止の要請書」を送付（1988〈昭和63〉年10月）

NTT民営化の話が出ていた頃でしょうか。経費削減のため104番（番号問い合わせ）の有料化の方針を打ち出しましたので、有料化中止の要請書をNTTに送付しました。

私のような晴眼者には想像できなかったのですが、点字の書物というのは大きなスペースを必要とします。コンサイス英和辞典で6段の本棚1ケース。電話帳はいったいどれだけのスペースが必要になるのでしょうか。そのことを改めて知らされ、情報化社会と言われているなか、視覚障がい者がいかに情報から遠い位置に追いやられているかを再確認したものでした。

「障がい者へのあなたの配慮」の配布

教会員の中には障がいを持っておられる方が多く、健常者に対する障がい者の割合は一般社会と比べるとかなり高いのではないでしょうか。そんなところから、「あなたの障がい者へのエチケット」（1989〈平成1〉年2月）、「目の不自由な人へのあなたの配慮」（1992〈平成4〉年1月）、「耳の不自由な人へのあなたの配

慮」（1996〈平成8〉年5月）を作り、最初は地区内の教会へ、後には西教区内の教会へ送付しました。

そのなかで忘れることのできないのは「精神障がい者へのあなたの配慮」が完成しなかったことです。それは、身体障がい者に対しては、例えば車椅子の押し方のようなテクニックが存在するのですが、精神障がい者に対するテクニックは存在せず、そのようなテクニックを考えること自体が精神障がい者に対する差別を助長するのではないかという結論に達したからです。

様々な講演会

障がいに対する理解を深めるために、毎年のように外部から講師を招いて講演会を行ないましたが、深く記憶に残っているのが、やはり前記の精神障がい者の方々への理解を深めるために行なった講演です。御自身が精神障がい者である菅原ぺて呂氏（NCC教会と障がい者問題委員会委員）の講演（1989〈平成1〉年2月）、田中誠氏、松本則子氏（ともに精神障がい者に対するケースワーカー）の講演（1992〈平成4〉年2月）、和田方義氏（精神科医）の講演（1993〈平成5〉年2月）等々。またそれ以外では、1994（平成6）年9月に前田ケイ氏（日本ルーテル神学大学・現ルーテル学院大学教授）、1996（平成8）年3月に松隈貞雄牧師、同年10月に米原慮州氏（山口県障がい者の生活と権利を守る会代表）に御奉仕いただきました。

交流

外部との交流では、1990（平成2）年3月にルーテル教会で活動している障がい者グループの連絡網作成のために全ルーテル教会にアンケートを送付し、その結果を関係施設に送付しました。また実際の交流としては1991（平成3）年10月の「小羊会結成30周年記念行事」（熊本）に参加したり、また1996（平成8）年10月の「一歩の会10周年記念行事」には小羊会とパンの会（別府）、心促協会（防府市）、一粒の麦（柳井市）、ちいろば（宇部市）、小鳩の会（久留米）よりの参加者を迎えることもできました。

一歩の会は決して勉強ばかりしているわけではありません。前記の活動以外にも、交流ピクニックでニュージーランド村（美祢市）、常盤公園（宇部市）、長門峡（阿東町）、大平山・毛利邸（防府市）に行ったり、湯免ふれあいセンター（三隅町）に温泉に入りに行ったりと楽しい会でした。

もっとも、毎年秋に開かれる交流会には、東部地区は

もとより、普段教会に顔を見せない教会員の家族の方々も集まってくれるので、それはとても素晴らしいことだと思っています。

もちろんこの会には、大きな欠点があります。なんといっても実践活動が不十分であることです。これにはもちろん理由があります。集まってくる人たちが、遠いところから来なければならないということ。また会そのものが、夜7時から開かれるということ。そういう制約のなかでしか会合が開けないことがあるにしても、私たちはこの会をこれからも続けていこうと決心しています。

その歩みは確かにこの会の名称が示すように、一歩づつの緩やかな歩みではありますが、それでもルーテル教会の重要な働きの一つだと思っています。そしてその歩みに関わった一人ひとりが、「ともに歩む際に必要なことは、テクニックではなく、理解し合う視線である」ことを学んできました。

大きな成果は今後も得られないかも知れませんが、皆様方の熱い応援を期待しながら、ゆっくりゆっくり、しかし着実に見えないゴールへ向かって歩いて行く覚悟です。

日本福音ルーテル久留米教会「小鳩の会」

日本福音ルーテル久留米教会　牧師　小副川（こそえがわ）幸孝

発足当時の「小鳩の会」のことを記すために改めて、日本福音ルーテル久留米教会80年史『雲の柱・火の柱』（1981〈昭和56〉年刊）をひもといてみると、「小鳩の会」発足当時のことがまざまざと思い起こされます。

それは、1960（昭和35）年代の末から、社会と大学の改革を志した学生たちによる学園闘争の嵐が全国的に吹き荒れるなかで、自らの生き方を模索していた多くの青年たちが教会の門をたたき、教会もまた、自立に向けての体質改善を含めて自らの在り方を模索している時代でした。徹底的なまでに思想的な営為が問われ、自己批判が突きつけられて、高度経済成長の歩みを続ける日本社会全体の方向が揺らいでいる時代でしたし、キリスト教もまた全体的にその歴史的な在り方が問い直された時代でした。そして、青年たちの多くが、慰めのない挫折を経験した時代でもありました。

1965（昭和40）年に米国留学を終えた内海望牧師が久留米教会に着任され、また、翌年にバスカビル宣教師が着任されるに及んで、教会は、こうした時代的背景のなかで、新しく「世にあり、世に仕える教会」として社会に開かれた姿を打ち出し、1971（昭和46）年、付属の日善幼稚園の園舎と地域コミュニティセンターの機能を持つ「ルーテル会館」を設立しました。

それは、世俗社会における新しいキリスト教会のひとつの在り方を示すものであり、教会が「奉仕者」として社会に対してなし得ることを内外に示す器でした。この「ルーテル会館」の設立には、発起人として、教会員をはじめ、当時の久留米市長、久留米大学学長、久留米高専学長、商工会議所会頭、ロータリークラブ会長、市議会議長、医師、弁護士などが名を連ねて、その設立は、まさに「世にある教会」を象徴するものでした。



ルーテル会館（撮影筆者）

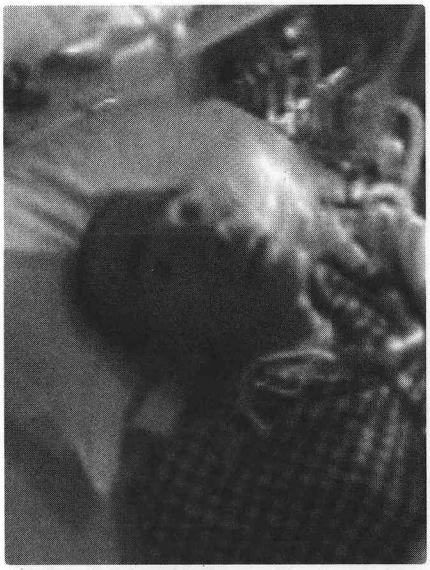
「ルーテル会館」では、教養講座や外国人留学生のためのオープンハウス、老人の集いなどが行なわれましたが、特に、地域の人々のための憩いとコミュニケーションの場を提供する青年会主催の「サバド」が毎週催されました。「サバド」は、青年、学生、高校生にとってひとつの討論とコミュニケーションの場となり、多くの青年たちの活動の場となり、やがては、牧師としての献身者や社会的に優れた活躍をする人を生み出す土壌ともなりました。「サバド」の活動は多岐に渡り、毎週のコーヒーハウスは多くの青年たちが集い、討論会、講演会、修養会、登山などが行なわれ、月刊誌も刊行されたりしました。

そのなかで、身障者への意識改革も取り組まれ、1973（昭和48）年11月に、熊本の障がい者グループ「小羊会」の方々をお招きしての懇談会も催されました。その時の主日礼拝では、小羊会の山永氏と青年会員で筋ジストロフィーの重荷を負われていた田中秀二氏が証言され、それが誘因となって、教会内に身障者のグループが誕生しました。それが「小鳩の会」です。発足時のメンバーは、バスカビル宣教師の後任として着任されていたコルホネン、田中秀二、堤比佐子、市川正之、重富規己子、江崎修一、小副川幸孝でした。

「小鳩の会」の活動については、発足当時から今日に至るまで「小鳩の会」の中心的メンバーであり、現在は国立大牟田病院で療養されている田中秀二氏が次のように

記されています。

活動内容
――田中秀二氏による「小鳩の会」についての一文


田中秀二氏（撮影筆者）

「小鳩の会」の発足は1973（昭和48）年11月「小羊会」の方々を紹いての交流会、翌年3月の「身障者の人権を守る会」との交流会等をきっかけに、自分たちの教会に、障がい者も障がいのない人もともどもに集うことができる場があったら素晴らしいだろう、ということから、障がい者も障がいのない者もともに集う会を開く機運が高まり、ルーテル会館でその集いを行なうことになりました。

1974（昭和49）年8月に最初の「障がい者の集い」がもたれ、10月に名称を「小鳩の会」とすることが決められて、「小鳩の会」は発足しました。発足当初は、教会に来ていた障がい者の堤姉、市川兄、田中兄それにフィンランドから来ておられた宣教師のコルホネン先生、それと、青年会有志の小副川兄、江崎兄、重富姉の総勢7人だったと思います。教会での交わりを中心に、障がい者の福祉の向上などを目標として掲げました。

最初に、障がい者の現在の状況を知るために福祉に関して学ぼうということになりました。フィンランドと日本の状況を比較して福祉のあり方、日本の障がい者に対する法律を学んだこともありました。また、交わりを深めるために、歌人であった堤姉を中心にした短歌の会や、クリスマスの親睦会なども行ないました。

その後、「身障者の人権を守る会」や「小鳩の会」を含む障がい者の諸団体が集まり、一緒に「街づくり協議会」を作ることになりました。久留米市が障がい者にとって住みやすい所であるかどうかを調査し、街の点検活動をして、障がい者のために役立つガイドマップを作り、

その点検の結果を基にして市行政の担当者と話し合い、久留米市を障がい者にとって住みやすい街に改善するように求めました。また、障がい者の雇用問題の改善を行ないました。さらに、障がい者福祉の推進を目標にした啓蒙活動の一環として、止揚学園の福井達雨先生を迎えて「心身障がい者に対する福祉とは何か」と題する講演会を開いたこともありました。

「小鳩の会」の堤姉や森兄の召天、会員の移動などでメンバーが減少し、会の存続の危機がありましたし、会の主な協力構成メンバーが青年会から婦人会に変ってきましたが、最初の志をもって会を存続することができました。5年毎に15周年までは記念会を開き、「小羊会」や「パンの会」そのほかの団体を招いての交流会や講演会などを開催しました。

さらに、社会の変革ばかりではなく、教会のなかも、すべての人に開かれた所であるべきであるとの考えから、有志の方の資金カンパによる障がい者用のトイレ設置がされたり、会堂へのスロープの設置、正面への簡易スロープの設置が行なわれたりして、障がい者への配慮が行なわれる開かれた教会への提言をしてきました。

「小鳩の会」の意義

「小鳩の会」は、田中秀二氏の文章に記されていますように、初めから「障がい者も障がいのない人もともに集う」ということを掲げました。また、クリスチャン、ノンクリスチャンの区別もありませんでした。実際、わたし自身を含めてこの活動に関わった青年の多くはクリスチャンではありませんでしたし、さらに、その活動を他教派の方々にも呼びかけましたので、エキュメニカルなものでした。会そのものが「ともに生きる」ということを根底にして設立されたのです。

だからこそ、「街づくり協議会」を生み出して、障がいのある人も障がいのない人もともに住みよい街づくりのための提言を行政当局に行なうことができましたし、歌人であった堤比佐子氏を中心にした短歌教室や青年有志による手話講習会なども盛んに行なうことができました。それらの会場作りや準備は、すべて、青年たちが行ないました。

まだ、「ボランティア」という言葉がない時代に、そうした交流が自然に生まれたのです。ある時は、筋ジストロフィーがしだいに重くなることを憂慮して、田中秀二兄を背負って、1泊で久住山に登るということもしましたが、それらは、障がい者と障がいのない者との自然

な交流の結果でした。「小鳩の会」の存在そのものが、「神はすべての人を愛したもう」ということの実践だったのです。

「小鳩の会」は、障がいをもっていることは決して「負」ではないという意識改革を内外にもたらしました。病や身体的障がいを人間の生の「負」としてしか位置づけることができないような社会や集団は、どこかいびつであり、生きることの喜びがない社会や集団にほかなりません。「生きることの喜びを分かち合う」のが小鳩の会であり、それぞれがそれぞれのために何ができるかを問い、それを大事にすることを実践した集いであり、キリストの愛にもとづいて「世に仕える教会」の業そのものでした。


堤比佐子氏（撮影筆者）

「小鳩の会」は、1974（昭和49）年から2001（平成13）年の休会まで27年間続きましたが、教会内における青年の減少、会員の移動や召天などによって活動の終息を迎えざるを得ませんでした。しかし、教会の内外に大きな足跡を残したことは、特筆すべきことでしょう。1976（昭和51）年には、青年会の「サバド」とともに熊本ライトハウスの子どもたちを招待したり、一般の人々をも加えた定期的な手話講習会をもったりしました。1979（昭和54）年には、日本福音ルーテル日田教会で、「小羊会」、「パンの会」との合同親睦会がもたれ、ルーテル教会内の他の障がい者のグループとの交流を行なったりしました。

病床にある田中氏を訪問する度に、「小鳩の会の活動をすることができて、本当に良かった。あの活動によって、自分はいろいろな経験をすることができたし、大きな交流ももてた。小鳩の会は、人生を豊かにしてくれた」と語られます。

「小鳩の会」の終息

「小鳩の会」は、集いであり、集団でしたので、その構成メンバーの変遷によって活動そのものにも変化がおこりました。まず、1979（昭和54）年に、わたし自身が按手を受け、帰久することができなくなり、同年には江崎修一氏が就職のために離久、そして、11月にはメンバーの中心的存在のひとりであった歌人の堤比佐子氏が、

長い闘病生活のあとに召天されました。

堤氏は、先にもふれましたように発足当時からのメンバーであり、身体が動く時には短歌会を主催し、また、会報の編集委員の一人として活躍されました。

ルーテル久留米教会80年史『雲の柱・火の柱』には、その著書『死なざるものを』からの次の一句が引用されています。「目覚めては、涙のにじむこの夜明け　手帳を閉じて蜜柑をむく」。闘病生活は、かなり苦しいものでしたが、笑顔の絶えない信仰の人でした。

さらに、1980（昭和55）年にはルーテル久留米教会のよき牧者として「世にある教会」を実践し、「ルーテル会館」を設立された内海望牧師が転任され、やがて、「小鳩の会」の会長としての責務を担われてきた田中秀二氏が入院生活を余儀なくされるようになりました。

また、「小鳩の会」を支え、「サバド」を運営していたほかの青年の多くも巣立っていきました。この頃の青年メンバーからは、医療福祉関係では、自閉症の専門家となった杉山登志郎氏、介護福祉士となった木稲高義氏などの名を挙げることができるかも知れませんが、その後の会を支えたのは主として教会の婦人会でした。光延和賀子氏（現、付属日善幼稚園教諭）や岩切華代氏（現、付属日善幼稚園園長）が、入院生活を続けられる田中秀二氏を支えて、会の運営がなされました。

こうした経過のなかで、「小鳩の会」の活動はしだいに終息を迎えるようになりました。しかし、会堂にスロープを造ったり、身障者用トイレを設置するなど、教会全体が常に障がい者への配慮を行なうという意識は健在で、それがあたりまえのようになされるようになりました。

2001（平成13）年に教会の百周年を記念して母教会に牧師として招聘された私は、会堂内に身障者用トイレを設置する必要を感じ、2003（平成15）年には具体化しましたが、その計画の中心となられたのは、車椅子の生活をされている在津恵美子氏でした。そこには「小鳩の会」の精神が脈々と生きていました。また、久留米市街の点字ブロックやバリアフリー化が促進され、「小鳩の会」の設立の目的は充分に果せたのではないかと思います。「障がい者も障がいのない者も、ともに集い、喜んで生きる」ということを掲げ、また、実践してきた「小鳩の会」の歴史的意義は大きいのではないかと思います。

参考文献

1『雲の柱・火の柱―日本福音ルーテル久留米教会宣教80年史』、日本福音ルーテル久留米教会、1981年発行

障がいを持つ人たちと歩んで

社会福祉法人レインボーハウス　施設長　**鶴　順子**

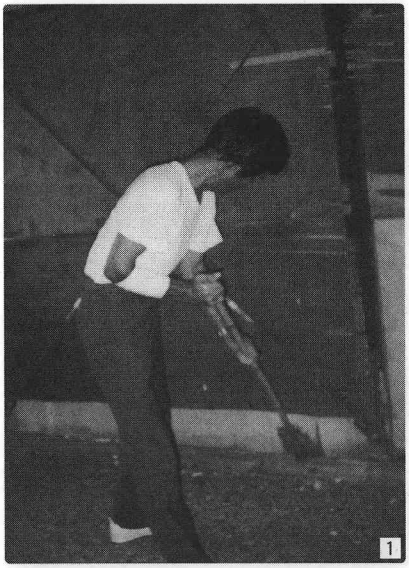
設立の契機

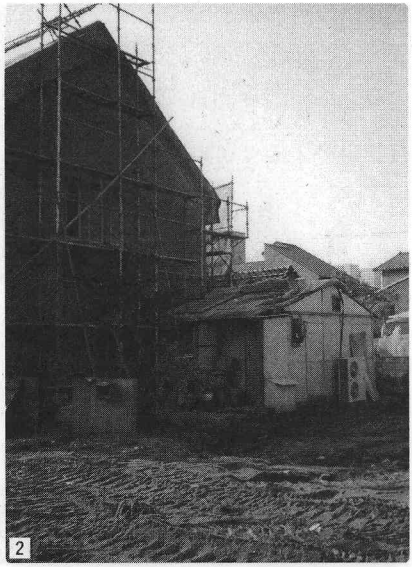
「障がいを持っていてもみんなと同じように暮したい、そして働きたい」との願いのもと、知的障がい者福祉作業所「レインボーハウス」準備会が発足したのは、1987（昭和62）年5月のことでした。日本福音ルーテル佐賀教会の教会員の中に障がいをかかえる子供の親（現在レインボーハウス施設長　鶴順子）がおり、その障がいを持った子供を通して多くの障がい者と接するうちに、神さまはこの人たちにも等しく愛を注ぎ、等しく賜物を与え、等しく居場所を与えて下さることを思い、当時、佐賀教会にご奉仕下さっておりました三浦芳夫牧師ご夫妻（現愛知県在住）や、宣教師ジェームズ・サック先生ご夫妻（現ルーテル学院大学）に、この人たちの人生や将来についての相談をしました。当時、学校を卒業した障がい者に対しての国の施策は施設入所型が主流であり、養護学校卒業後の選択肢は限られていました。普通の人たちが自分の家から通学したり、通勤したり、いろいろな経験をしながら成長し、人生を楽しむ姿とはかけ離れた生活を強いられることも多くありました。現在は地域のなかで、普通にみんなと同じ様に暮すことが広がり浸透して来ましたが、当時は佐賀県は特に施設入所型が大半を占めていましたので、望まないままに施設に入所している人も多くありました。そのような状況のなかで小さくても障がいを持った人たちが、自分たちの暮す街のなかに思いを生かし安心して集える場所ができれば良いのにと思っていました。宣教師館に集まっては、祈り、

また話し合いをしました。そう思うなら自分たちで作ってみてはどうだろうか、集まる度に気運は高まり、私たちで集える場所作りをしようということになりました。

それからは、サック先生の自宅を借りて、具体的に話し合いを進め、集いの場、憩いの場作りに取り組みはじめました。名前を聖書から「虹の家」と命名しましたが、クッキー作りに取り組む作業所として活動することにした時に、「レインボーハウス」と名前を呼ぶ様にしました。佐賀教会には、南里廣一・照子ご夫妻を中心に聴覚障がい者の方々への伝道活動の歴史があり「灯火会」活動がなされておりました。レインボーハウスの計画構想を伝えると快く協力を申し出て下さり、前田英輔・秀子ご夫妻とともに初期のレインボーハウスの大きな助け手として働いて下さいました。この聴覚障がい者の方々の無私の愛による支えが私のなかで大きな力となり、励みとなって、それからの私の手本となりました。この時期にサック先生がアメリカに一時帰国され、アメリカの教会でレインボーハウスの計画を伝えて下さいました。そして、アメリカの教会から20万8千円という大金を寄附していただいたのです。見ず知らずの私たちの、これから先どうなるかもわからない構想に対して、1ドル、3ドル、5ドル、10ドルと少しずつみなさんが集めて送って下さいました。そのことを聞いた時、レインボーハウスの計画は神さまに許された、みこころにかなった仕事であることを心から確信し、主にある兄弟姉妹が私たちを支えて下さっている、この先いろいろな困難があっても、主のみこころを祈り、たずね、勇気を持って進んでいこうと決心しました。

クッキー作りをして、将来のために資金作りをする、そして広く自分たちの活動を知ってもらうことを目指し、最初は宣教師館のオーブンを使って、クッキーを作り、バザー等に持って行っては販売しておりました。当時、サック先生が「コーヒーハウス」という集いをしておられ、その集いに佐賀市唐人町の菓子舗「さがや」の方が来ておられ、私たちの計画に賛同して下さり、自分の工場の空いているスペースと営業用のオーブンを貸して下さるとの申し出をいただきました。それからは、唐人町の工場でクッキー作りに励むこととなりました。佐賀教会の南里照子姉と前田秀子姉はほとんど毎日のようにこの工場に通って来て、クッキーやマドレーヌを作って助けて下さいました。私が心細い思いをしたり、不安な気持の時にもずっと寄りそい、支え続けて下さり、現在も時々レインボーハウスに顔を出して下さることは、本当に感謝です。









1 前田英輔兄　2 1991年
3 ジェームズ・サック、キャロル・サックご夫妻　4 バーグ宣教師



百年記念大会／佐賀教会（1992年）

教会との歩み

三浦牧師ご夫妻や聴覚障がい者の方々を中心に支えていただき、教会員の方々の善意によって、1989（平成1）年3月礼拝堂と牧師館の間の場所に廃材を使ってプレハブ小屋を自分たちで建て、お世話になった「さがや」を経て、佐賀市水ヶ江のルーテル佐賀教会の一隅で作業を開始しました。プレハブ廃材は近くの中学校の部活室を無料でゆずり受け、ボランティアの人たちで運び、建てる時は、当時佐賀教会に赴任されていたバーグ宣教師ご夫妻、「灯火会」の前田英輔兄を中心にセメントを塗り、壁を作り、すべて自分たちの手で作り上げました。

このプレハブで3年間過ごした後、1992（平成4）年5月佐賀教会が百年事業の一環として改築されることとなりました。1991（平成3）年より佐賀教会にご奉仕下さっておりました濱田道明牧師ご夫妻や教会員の方々のご好意により、教会の第二集会室をレインボーハウスの作業室として拝借できることになりました。

その頃になりますと、佐賀市周辺では少しずつレインボーハウスの名前も知られるようになり、行政からも補助金をいただき、集いの場とするだけでなく、障がい者



レインボーハウスの初期を支えた人々／佐賀教会バザーにて

の作業所の活動として認められ、信頼されるようになってきました。最初は障がいを持った人が集い、ここに来れば元気が出る、楽しい、心安らぐ場であればそれで充分だと考えていましたが、次々に入所希望の人も増えて、クッキー等の注文も多くなり、作業所として本格的に活動をはじめることとなりました。佐賀市およびその周辺に在宅する障がいある人たちの福祉的就労、社会生活支援、社会活動参加の場として多くの人たちと協力し合い、運営を続けてくることができました。作業の内容もクッキーやマドレーヌ等の菓子製造、それにともなう袋入れ、シールはり、販売または営業、下請けの色塗り作業等、それぞれの障がいの度合いに応じて持てる力を精一杯生かして働ける場を提供し、自立生活のための支援活動等を行なっています。その間、濱田道明牧師はじめ信徒の方々に指導を仰ぎつつ、佐賀教会はもちろん、佐賀地区の方々や九州教区の方々、そしてルーテル教会、幼稚園の方々、主にある兄弟姉妹として支えて頂き、励ましや慰めを頂きながら歩んで来れましたことを心より感謝いたしております。特に佐賀教会は常にレインボーハウスのために場所を提供し続け、気がつかないところで教会員の人たちの祈りと手助けがあったことも忘れてはならないことであります。幸い佐賀教会にはもう一つ佐賀市



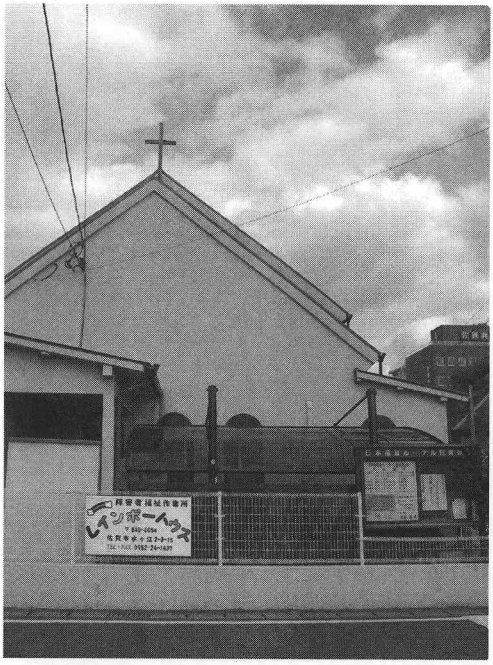
2005年1月

で最も歴史ある佐賀幼稚園があります。移り行くことの多いこの時代に、百年もの長い間この地において幼い魂のために働いて参りました、佐賀教会を中心とした同じ場所に園児たちの笑顔と障がい者の人たちの笑顔があり、ともに手を携え助け合い、補い合っていけることは、真に神さまのみこころの働きと信じています。

発展

福祉作業所としてのレインボーハウスの働きは地域社会のなかにも受け入れられ、社会的評価も得、順調に運営されて参りましたが、しかし福祉作業所は自己財産もなく、運営基盤が弱く、個人の力に頼る部分が多く、できることには限りがあります。保護者の高齢化、利用者本人の高齢化という大きな問題を抱え、障がいを持った人たちが生涯を通じて一市民として安心して充実した地域生活を送れるよう支援を続けるために、15年間多くの善意によって支えられてきた作業所運営の実績を生かし、今後さらに公共性の高い福祉サービスを提供し、地域福祉の充実に寄与したいと考え、社会福祉法人としての申請を県に提出することにしました。佐賀教会のなかで2002（平成14）年から、濱田道明牧師を設立準備委員

長にレインボーハウス社会福祉法人設立準備会を発足しました。佐賀地区の教会の方々が委員になって下さり、2年間話し合い、準備をし、法人化に向けて働いて来ました。濱田道明牧師を中心に、日本福音ルーテル唐津教会の山口利治兄、石井昭子姉、同小城教会の泉清子姉、佐賀教会の西村邦子姉、宇都宮やす子姉、鶴順子姉と時間を作り、何度も何度も話し合いを重ねました。その間、九州教区長はじめ、教区の常議員の方々にも御助言をいただき、2004（平成16）年4月より濱田道明理事長、社会福祉法人レインボーハウス福祉会・小規模通所授産施設レインボーハウスを運営する運びとなりました。



レインボーハウス外観

今後の展望

利用者15名、常勤職員2名、非常勤職員4名で小規模ながら社会福祉法人として歩み始めたレインボーハウスが今後さらに目指すものは、時が移り、人は変わっても、神の言による変わらぬ愛のなかで障がい者の人たちへの支援をし続けることです。一人ひとり抱えている問題は異なり、抱えている病も境遇も異なる人たちに対して神の御国に入るまで、生涯を通じて支えていくことが教会、施設の重要な役割と考えます。それには現在の日中生活の場だけではなく、夜間や休日等の充実した時を過ごす場の提供も考えなくてはなりません。その一つとして、福祉ホームが必要となることでしょう。現在、レインボーハウスは利用者同士、平和に、仲良く、お互いの弱さを十分に受け入れ、理解し合い、ファミリーとして楽しく過ごしていますが、必ず保護者との別

れ、支援者との別れを迎えなくてはなりません。すべては神のみこころのうちにあることを、誰もが受け入れてこれからの生活についても配慮していくことが今後の大きな課題になるでしょう。

今年は、作業所準備会から数えて18年目を迎えます。まだ新しい施設ですが、その時その時に、神さまは時にかなって必要なものを与えてくださいました。恵みも試練もすべて、神さまの愛のうちにあることをしみじみと思います。

これからも神さまの声に耳を澄まして聴き従いながら、レインボーハウスは佐賀市内の街なか、静かで便利で何よりも教会のなかにあるという恵みを受けたこの環境を大切にして、ますます一人ひとりの夢を大きくふくらませていきたいと思っています。そして、これからのレインボーハウスを支え続ける次の世代の人たちを育てていくことが、大切な課題であり、私たちの重要な仕事でもあります。人のなかにあってこそ人は育まれ成長していきます。どの様な状況になろうとも安心して生活していける場を、ともに実現して行きたいと思っています。主イエスは、十字架の道を進まれるその時こう言われました。

「あなたがたに新しい掟を与える。互いに愛し合いなさい。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。互いに愛し合うならば、それによってあなたがたが私の弟子であることを、皆が知るようになる。」（ヨハネによる福音書13章34・35節）

共に泣き、笑う「希望」の場所

社会福祉法人グループ・ラム地域生活支援センターラム　施設長　**安井仁美**

ラムのはじまり

1995（平成7）年夏、福岡県飯塚市で事件が起こりました。体罰で女子高校生が亡くなったのです。だがその後、学校側や地元市民の方からバッシングを受けて遺族の方々は転居を余儀なくされたのでした。日本福音ルーテル日田教会会員の安井仁美（施設長）と当時登校を拒否していた娘の祈はその家族を支えるために裁判などに出ていました。その七、八人の支援者のなかに学校へ行っていない女子高校生がいました。その子が私たち親子を見て話しかけてきました。本人にしてみれば学校に行っていない子が自由に生活できていることと、親もそれを応援していることが信じられないようでした。

「おばちゃん、何でおばちゃんちは学校行かなくて良いの。私なんか学校へ行かないことで家族からはいらないものとしか扱われないよ。」と質問を受けました。私たちがクリスチャンであることと、神様が尊いといって下さっているから応援するだけだよと説明をすると、女の子はもっと教えてと手帳を出しました。聖書の「私の目にあなたは価高く、貴く、私はあなたを愛し…」（イザヤ書43章4節）を読んで、私たちではなくて神様がすべての人に尊いといってくださっていることを説明しました。彼女は「もっと早くにその言葉に出会いたかった。私はもう4年間も苦しんでいる。自分はいらないものだと思っていた。」と涙ぐんでいました。

私は、深く反省させられました。自分の子供がイエス様に守られて娘らしく過ごせればいいと思っていました

が、社会にはイエス様の愛と言葉を待っている方たちがたくさんいらっしゃると教えられたのでした。

そして、その時話したイザヤ書43章を中心にイエス様の愛に出会ってほしいとの願いと、みんな価高く尊いと言われている存在であること、愛されるために生まれてきたことを伝えたくて同年10月1日に自宅でフリースペースをオープンしました。

バリアフリーだったので、車椅子を利用している方や不登校のお子さんなど、徐々に集まる人が増えていきました。教会の方々のたくさんの祈りに支えられて、ラムの一歩が動き始めたのでした。ルーテル教会以外の、日田市内外のプロテスタント教会の方たちにも支援していただき大変感謝しております。そのつながりは現在も大きな支えとなっています。

作業所に変更、ラム工房となる

1997（平成9）年4月1日ボランティア団体グループ・ラムを結成し、フリースペースを作業所に変更しました。

色々な方が集まるなかで少しずつ元気になられる方がでてきて、仕事がしたいという声が上がってきましたがなかなか仕事がなく、自分たちで仕事をしていこうと、パッチワークや組み紐で小物を作って販売を始めました。そして一人ひとり大切な命でイエス様はいつも愛してくださっているというメッセージ（100匹目の羊）をこめて、名前を「ラム工房」としました。そのときにグループで一緒に行動をしたのが後の「社会福祉法人グループ・ラム」初代理事長矢野耐子姉でした。またそのときから今まで変わらず支援をいただいているのがルーテル田主丸教会です。

そして、同時に苦しい状況にある方にラムを知ってほしいとパンフレットを作成しました。「ゆっくりしたい人、一息つきたい人、車椅子で出かけたい人、学校へ行っている子も行ってない子も、子どももおとなも、おじいちゃんもおばあちゃんも、お話したりお茶をのんだり遊んだり、もちろん宿泊もOK、24時間出入り自由、おまちしています。」グループ・ラムのこのパンフレットで遠くからも遊びに来てくださる方が増えてきました。その頃のつながりで今も応援して下さる方が大変多いことに感謝しています。

心の病をもつ方々の小規模作業所に移行
——国、県、より補助を受ける



支援センター内のプレイルーム

1998（平成10）年春に大分県日田玖珠保健所から、ラムにはすでに作業所として人も集まっているし、実績もあるので国へ申請して補助を受けてくださいと話があり、同時に日田市の精神障害者家族会「あさぎり会」会長からの応援もあり国へ申請しました。そして1999（平成11）年4月1日より国、県の補助を受けて公的な小規模作業所として再スタートしました。名前も「みんなのラム工房」と変更しました。この頃から筑後地区の婦人会の方々や九州教区の方々へと祈りの輪も広がって、物心両面を支えていていただくこととなります。同時に毎月1回牧師にお願いしてスタッフを交えての礼拝が始まりました。

この年、日田市は申請書を紛失して補助がなく、組んでいた予算が支給されず、職員が給料半年分を寄付してかろうじて運営を終えました。次の年から日田市の補助も決定して安堵したことを覚えています。

社会福祉法人設立への始動

2001（平成13）年の1月に関係機関から心の病をもつ方々が利用する地域生活支援センターを設置運営し



クリスマス会（2004年12月18日）

てもらえないだろうかとの打診があり、とにかく県へ詳しいことを伺いに行きました。しかし事業の大きさや、かかる費用の大きさ、また建設用地もない状況に戸惑い、これからの困難を思い祈りました。

その間、周りの福祉施設や市民の方々の応援は大きくなり、勝手に応援する会「ぐうちょきぱー」ができ、資金集めに動き始めました。大きな資金も必要となり、小さな信徒の集まりではなかなかふみだせませんでした。しかし、牧師の「支援があるからやるのですか、主の御用だからやるのですか」との問いに応え、グループ・ラムも祈りながら進むこととなりました。2002（平成14）年6月25日ルーテル日田教会の信徒など、計7名で設立準備委員会発足となりました。みんなのラム工房を運営しながら、新たにもう一つの動きが始まりました。

社会福祉法人グループ・ラム設立

2002（平成14）年9月6日「社会福祉法人グループ・ラム」設立認可が出て、同9月17日設立、初代理事長にルーテル日田教会の当時代議員であった矢野耐子姉が就任しました。そしてセンター建設が始まりました。しかし、2003（平成15）年1月にそれまで法人の





支援センターラムの外観

書類、県への説明や対応を一手に引き受けていた安井元一兄が病気となり建設や設備の入札などストップせざるを得なくなりました。「センターはどうしたらいいですか。」と必死に祈りました。そこでもいちはやく動いてくださったのは「ぐうちょきぱー」の方々でした。安井元一兄の病気を伝えると、その日のうちに入札の書類を作って配布し、会場の用意をしてくださり、ことなきをえたのでした。すでに主は助け手を用意して待っていてくださったのです。

支援センターラム建設

ラムの特徴として、大きく二つ上げられます。

一つは支援センターを始めるにあたり、どの様な支援センターが希望なのか、どの様な建物がいいのか、当事者200名にアンケートをとりました。そのなかで、病院経営のデイケア利用の人、保健所のデイケア利用の人、2ヶ所ある小規模作業所利用の人、家族会の方々からの希望は、施設らしくなく、木造でバリアフリーの建物がほしいとのことでした。

もう一つは教会信徒の方以外にも福祉関係の方々、市役所、保健所、一般市民の方々とたくさんの支援をいた

だいたことです。コンサートを開いてくださったり、祭りの芸能隊に出てくださったりしてその益金をご寄付いただきました。土地も「5ヶ年返済でいいです」と地元の方がすぐに法人の名義にしてくださいました。建設前の地元説明会でも心の病をもつ方々の施設ということで反対が出たらと保健所の方々からはご心配いただきましたが、ラムを応援している他の支援センター「Beeすけっと」の方も参加していただき、心配はすべて杞憂に終わりました。反対に地元の方からは「応援は何をしたらいいんかい。」「お金でも集めたらいいんかい。」と応援していただきました。

今でも催し物や勉強会などの案内は、町内の自治会長さんを通じて班長さんが回覧板で知らせてくださっています。2003（平成15）年2月23日に無事工事が完了し、献堂式には遠方からの出席もあり、大きな感謝のうちに終了しました。またみんなのラム工房も、安井元一兄が支援センターの施設長に就任することにより、所長を新たに探し始めましたが、幸いなことに、永年福祉の現場ですばらしい働きをなさっていた方がボランティアで引き受けてくださることになりました。

ラム開所・これから

2003（平成15）年4月1日、心の病をもつ方々やその家族の方々の支援をする「地域生活支援センターラム」が開所しました。職員は5名、水曜日休日で土日祝日盆正月もオープンして、電話相談は365日24時間お受けしています。

イエス様は何もないところから人を起こして土地を与えてくださって建物をたててくださいました。みんなにイエス様の愛を述べ伝えたいとフリースペースが始まって10年、数々の奇跡を見せていただきました。そしてたくさんの人がラムを訪れてくださいました。

「もうラムがなくても元気になりました」とラムを卒業なさった方、イエス様の愛に出会って受洗なさった方、「自分たちのところでも何かはじめてみます」とボランティアを始められた方など色々な方がいます。

これからはますます支援センターの働きが必要になってくるし、「心の病をもつ方だけの利用でなくどなたでも」と呼びかけているので、他の機関からの支援もたくさんいただいています。

現在、ツーカーネットといって、子育て支援センター

やハンディーをお持ちの方の支援センター、在宅介護支援センターまで、市内すべての支援センター10ヶ所が集まって地域全体の支援に動いています。

特にラムの場合、地域の方々への支援と、その支援をする福祉の現場の方々への支援とを担っています。また、病院を利用している方が地域で自分らしく生活するための支援は、医療中心でなく、医療機関と連携を取りながら（本人中心の支援）をしたいと願っています。そのために、昨年（2004年12月）日田市の家族会運営の作業所や、授産施設、医療機関が運営する援護寮、デイケアなどの職員が協力して支援ネットがたち上がりました。事務局はラムがおおせつかっています。

みんなのラム工房も、ハンディーの重い方でも来所できるように、仕事のこと、建物のこと、制度のことなど、市民団体で考えていくことになりました。ラムが抱え込まないで地域に様々な居場所や作業場、就労の場があってほしいとの希望が少しずつ実現化しています。感謝しています。

10年前、「もっと早くにその言葉に出会いたかった」と衝撃的な言葉に出会い、ただひたすら、多くの人がイエス様の愛に出会ってほしいと、役員、職員、ともに祈りながら歩いてきました。ふり返ればすべてがイエス様の御手のなかにあり、もう立ち上がれないと思うとき、たくさんの祈りに支えられ、導かれてきました。これからも心の病で、生きづらさや生活のしづらさを感じている方々とともに、泣いたり笑ったりして、一人ひとりがイエス様に出会い、自分らしく、自分の希望する場所で生活ができるためのお手伝いができたら感謝です。

■執筆協力者　センターラム職員　矢野耐子

「小羊会（こひつじ）」――「弱き者」への共生

社会福祉法人慈愛園　理事　**潮谷愛一**

小羊会は、1961（昭和36）年にはじまり、今年（2005年）で44年を迎えています。

1976（昭和51）年、15周年のプログラムに現会長の田上支郎氏は、「小羊会とは」で次のように述べています。

1961（昭和36）年3月のある夕方、身体障がい者更生相談所の施設の休憩室に洋服科のY氏、印刷科のS氏、刻印科のT氏の三人が偶然に集まりました。Y氏はラジオの新生タイムの受聴者、S氏はキリスト主義の高卒者、Y氏は甲佐ルーテル教会員で、ときどき、エリス宣教師や久米牧師が激励に来ていたことがありました。

三人は約束しあって、近くの日本福音ルーテル神水教会の礼拝に出席するようになりました。やがて、牧師のすすめもあって、障がい者のグループが誕生し、その名も美しい詩篇（23編1・2節）「主はわたしの牧者であって、私には乏しいことがない。主は、わたしを緑の牧場に伏させ、いこいのみぎわに伴われる……」より選ばれ、「小羊会」と名づけられました。小羊の如く、弱く迷いやすい人生を、生命（いのち）をかけて守り、ゆたかな人生へと導いて下さる善き羊飼いなる神様に従って生きようとの願いをこめました。

「手には技術を、心に信仰を！」を合言葉に、弱いもの同志「喜ぶ者とともに喜び、悲しむ者とともに悲しみ」、一人でも多くの人々に、神の愛を伝えたいとの祈りのうちに諸活動がはじまりました。牧師による聖書研究、話し合い、会員相互の見舞いなど、会員はまもなく10数名に増えました。



小羊会／天草旅行にて

やがて、障がい者更生相談所が、市内渡鹿に移転し、卒業したり遠くに就職したり、結婚する人を見送り、幾多の問題に直面しました。

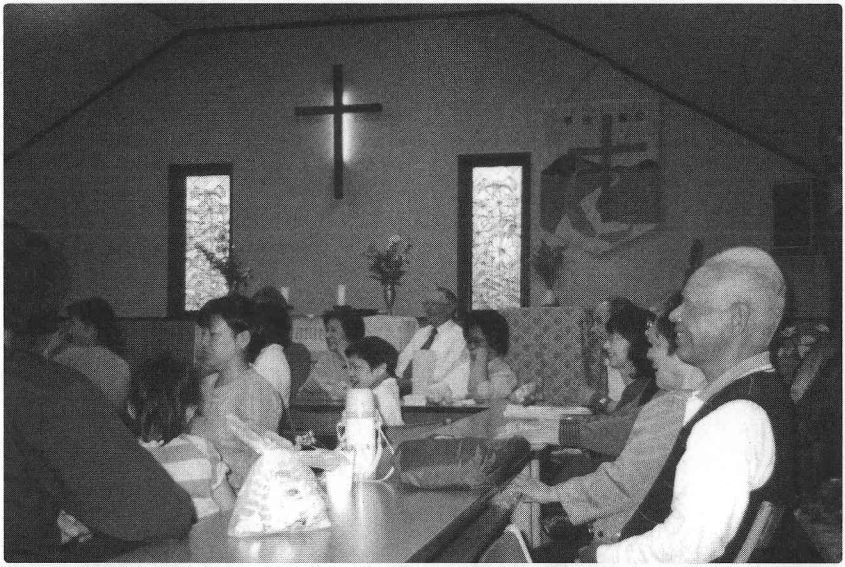
苦しみと不安との暗闇のなかからはい上がり、真の光に照らされた会員の心は、以前に増してなお一層、他の人をおもう心を深めていきました。

その間、エリス宣教師はじめ、幾多の方々が車を提供して下さり、不自由な私達が1ヶ所に集うことを助けていただいたことは感謝です。特に慈愛園所属のデンマークの宣教師、マルムグレン氏と、アメリカの宣教師、ドーデン氏のサポートは、心に残ります。

毎月1回の例会は、夕方6時より会食にはじまり、聖書を学び、悩みをだしあい、相互の生活向上を計っています。年に1、2回は車の援助をうけ、ピクニックと遠出をたのしみ、大自然のなかで交流を深めています。

若い人から年配者まで、肢体、視覚障がい者と、健常者のサポートが小羊会の特性なのです。誰でも参加でき、決して退屈しないで、喜びと希望に満たされ、家路につくという小羊会の魅力を今後も失わないようにします。と会長は語っています。

小羊会は、ドーデン宣教師が再び慈愛園の仕事につい



小羊会／定例会にて

たとき（1976〈昭和48年〉）に、研究会に参加しました。この会は「障がい者がともに生きる社会」の研究会でした。ドーデン宣教師、小羊会、今の熊本県知事・潮谷義子さん、潮谷愛一（短大教師）、門脇聖子牧師などでした。

1974（昭和49）年、日本福音ルーテル神水教会に会館が付設されることが決まっていました。会館で福祉の実践ができるにはどうするか、福祉とは何か等、議論は1年に及びましたが、わかったことは、「してもらう福祉」と「してあげる福祉」の論議でした。これはよくない、ともに福祉を向上させるにはどうするか、をしっかり話合いました。

どこにもない福祉を創造しようということを確認して、神水会館に「家庭福祉相談所」をたちあげました。所長は、ドーデン宣教師。特色ある相談所にするため、心理専門職員を置き、聴覚、知的障がいの判定と相談をはじめました。県内ではどこもできなかった相談所でした。

この神水会館は、1975（昭和50）年、神水教会の付設施設として開設されました。開所式は、小羊会が主役でした。この会で発表したのは「障がい者の社会生活拡大」というビデオの製作と発表でした。ドーデン宣教師、マルムグレン宣教師、潮谷義子氏の障がい者社会生

活の拡大のビデオを放映しました。これは、日本の共生の提言の一つとなりました。

さらに、研究会は次の事業に着手しました。それは点訳教室でした。できてから今年で、30周年の点訳教室になります。視覚障がいの前田司先生（盲学校理学専門）が教師となってボランティアの点訳教室がはじまりました。受ける福祉から、できる福祉を体験された先生は、この30年、ボランティアができる喜びを味わうという喜びに満たされている、と言っておられます。小羊会は、車椅子ボランティア操作法のボランティア活動に参加し、受ける福祉から参加する福祉をめざすように変わりました。

小羊会はキリスト教教派を超え、障がい者の会を続け、社会活動にも参加してまいりました。障がい者とボランティア、教会と会館、ともに研究する教会の障がい者集団の活動が社会の未来を開くと確信しています。コツコツと1字づつ打った点字の30年前が、今、コンピューターで、夜中も、誰がいなくても、何冊も点字本を作ってくれる時代なのです。

小羊会は教会の健常者と常に一体で活動してまいりました。1975（昭和50）年の神水教会の改装でも、車椅子で教会堂に入れるようにしたのも、小羊会と教会員の共同作業です。神水教会に拠点を置く小羊会は、超教派キリスト教の障がい者団体として、神の愛を語りつぐものになりたいと願っています。

神水教会には盲人キリスト者会もありますし、消えてしまいましたが、慈愛園創立者のモード・パウラス宣教師が、1948（昭和23）年には、ろうあ者伝道をやってました。手話通訳者もいました。慈愛園のモード・パウラス宣教師の伝道、「弱き者」への共生は今も息づいています。

今日の医療と福祉、宗教の本質をもとめて

医療と宗教の会　世話人代表　**岡安大仁**

本会は1993（平成5）年日本福音ルーテル教会宣教百年記念事業（熊本大会）を契機として、公開医療講演会を行ない、全国規模の「ルーテル医療従事者の会」として発足しました。ルーテル教会は、宣教の当初から教育施設や福祉施設では充実した活動が行なわれ現在にいたっていました。しかし、病院などの医療施設をもってこなかったのです。そこで、医療従事者の有志は教職者とともに医療を行なうことのできる施設を持ち、そこを中心に互いにコミュニケーションをもった医療活動の展開を夢みておりました。そのような祈りのなかで宣教百年の会が催され、本会の発足となったのでした。その旨意は「会則」（後頁参照）に唱われています。

さて、当日の医療講演は主題を「生と死への全人的援助」として、当時アメリカルーテル教会からルーテル学院大学に客員教授として来日されていたW・シューマン博士に基調講演「死に行く人への配慮―日本のための一アメリカ人の視点」をお願いいたしました。また、岡安が「日本における終末医療の現状と課題」を話しました。

熊本市民会館の小ホールは400人を超える聴衆で溢れました。そして、講演会後「ルーテル医療従事者の会の発会の集い」が催されました。

集いには宣教百年記念式典にご出席のアメリカ福音ルーテル教会総裁監督チルストローム先生から「アメリカ・ルーテル教会における生命倫理への取り組み」という貴重なコメントをいただきました。

全国から参集された医療従事者はお互いに感銘を深めさせて頂くとともに、教職者を交えた楽しい懇親の時を過ごしました。



「ルーテル医療従事者の会発会の集い」に参加された方々。
下段中央長身の方、チルストローム先生／熊本市民会館（1993年8月7日）

その後、東教区を基点として、医療従事者が牧師、教職者の指導と協力のもとに、医療に関する諸問題について相互学習と親睦を計りつつ教会内外について、適時適応の奉仕をすることを目的に活動を続けてまいりました（別表、公開セミナー記録参照）。

発足以来11年間で公開医療セミナーを17回、生命倫理勉強会を6回開催しました。また、1997（平成9）年4月15日には著書『癒しの心をもとめて――医療と福祉の現場から』（人間と歴史社）と2003（平成15）年10月26日には小冊子『リビングウィル――尊厳ある死を選び取るために』（東教区出版）を発刊しました。

いずれの活動もご賛同頂いた多くの教会員の皆様のご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

なお「ルーテル医療従事者の会」という会名では一般の会員が参加しにくい。今日の医療が多職種やボランティアによって総合的になされるべきであること、さらに宗派にとらわれない宗教の本質との関連の追求も必要であろうとの世話人の意見をふまえて、2003（平成15）年10月26日から「ルーテル・医療と宗教の会」と会名を変更しました。医療従事者のみでなく、広く人材を募り他の宗派との意見交換をも視野に入れて、より一層の発展を目指すことにしたのであります。

ルーテル医療従事者の会公開医療セミナー記

開催日時　　主題／講師／場所

■公開医療セミナー

1993.8.7　『死にゆく人への配慮』（宣教100年記念講演）熊本大会
「日本のための1アメリカ人の視点」ウォルター・シューマン先生
「日本における終末医療の現状と課題」岡安大仁先生

1994.4.17　「在宅示スピスを考える」田坂　宏氏　池袋教会

1995.6.11　『痛みと癒し』「医師と牧師の対話」岡安大仁先生・賀来周一先生　池袋教会

1996.6.23　『よりよい高齢社会を築くために』池袋教会
基調講演「老いの心を支えるもの」日野原重明先生
「北欧福祉国家とわが国の現状から」　市川一宏先生
「老人福祉事業に往事した経験を通して」日高　登先生
「老人看護・介護の経験から」小川洋子先生
「終末期医療の経験を通して」岡安大仁先生

10.10　「ストレスと現代社会と信仰について」河野友信先生　東京教会

1997.6.22　「高齢者との出会いに学ぶ」紅林みつ子先生　池袋教会

9.28　『子育てについて考える』
「児童精神科医と小児科医の対話」杉山登志郎先生・原　仁先生　東京教会

1998.6.21　「命の息」岡安大仁先生　熊本教会

6.28　「ホスピスは何を提供しうるか」岡安大仁先生　池袋教会
松島たつ子先生

10.10　「心とからだを考える」原田積夫先生　保谷教会
～現代ストレス社会の中で～　岡安大仁先生

1999.6.13　「生者の意志（リビングウィル）と信仰」江藤直純先生　池袋教会
岡安大仁先生

11.23　「終末期医療で学んだこと」岡安大仁先生　松本教会

2000.6.16　「交流分析を通してより良い人間関係を考える」白井幸子先生　池袋教会

2001.6.17　「児童精神科医から見た子育て」佐々木正美先生　武蔵野教会
～何が足りなかったのか、何に気付くべきなのか～

2002.6.16　「児童精神科医から見た子育て」佐々木正美先生　池袋教会
～何が足りなかったのか.何に気付くべきなのか～

2003.10.26　『ルターの死生観と現代』徳善義和先生　東京教会
「シンポジュウム」徳善義和先生・青田勇先生・江藤直純先生・
岡安大仁先生・石原寛先生

2004.6.13　「バイオエシックスと今日の課題～患者の権利とインフォームドコンセント」
木村利人先生　池袋教会

■生命倫理勉強会

1998.11.22　ELCA『生命倫理に関する社会的声明』青田　勇牧師　池袋教会

1999.4.18　『リビングウィルをめぐる諸問題』江藤直純教授　池袋教会

9.12　『リビングウィルと現在の医学教育』岡安大仁医師　池袋教会

2001.4.1　1.（リビングウィル）終末期の意思表示の書式化をめぐって
2.NCCの特設委員会の報告　岡安大仁医師　池袋教会

2002.4.21　『生命倫理.そのアメリカでの動向』江藤直純教授　池袋教会

2004.3.28　「リビングウィルとスピリチュアリティ～事前意思表示書と霊性の関連～」
鶴若麻理氏　池袋教会

『ルーテル・医療と宗教の会会則』

1　名称：本会は「ルーテル・医療と宗教の会」と称する。

2　所属：日本福音ルーテル教会東教区社会部関連活動に所属する。
事務局は日本福音ルーテル東京池袋教会に置く。

3　目的：本会は日本福音ルーテル教会に所属する教職者の指導と協力のもとに、医療従事者と医療と宗教に関心のある一般会員と共に医療と宗教に関連する諸問題についての相互学習と親睦を計りつつ、教会内外について適時適応の奉仕をなすことを目的とする。

4　構成：本会は積極的に協力する以下の会員によって構成される。
1）（A会員）日本福音ルーテル教会に所属する、医療従事者。
2）（B会員）日本福音ルーテル教会に所属する、教職者。
3）（C会員）一般会員、ただしルーテル教会員、であることを問わない。
4）（D会員）法人会員。

5　運営：本会は世話人会を設け、運営に当たる。
世話人会はA、B、C、会員若干名によって構成される。
世話人会には代表1名をおく。世話人代表は世話人の互選による。
世話人代表は世話人会を開催し、議事を統括し、東教区社会部に次報告を行う。

6　会計：本会の会計は、会員の年会費、東教区からの補助金、寄付金などによる。
会計には世話人の互選による事務局幹事1名と監事1名があたる。

7　企画：本会の企画は世話人会の合議による
1）医療セミナー（年、1～2回）勉強会（適時）、記録集の出版などとする。
2）本会が関与する医療セミナーを教会で開催する場合は、「当該教会」と「ルーテル・医療と宗教の会」の共催とすることを原則とする。
3）医療セミナーの一般参加費は当該教会の意向や依頼講師などによって随時考慮する。
4）東教区社会部、神学校、福祉施設等の関連事業についても随時企画する。

付則：
1）本会則は2004年6月13日から発効する。
2）本会則の変更は世話人会員の3分の2以上の賛成を要する。

第三部　総括編

日本福音ルーテル教会における社会福祉事業

ルーテル学院大学　名誉教授　**石居正己**〔一〕
日本ルーテル神学校　校長・ルーテル学院大学　教授　**江藤直純**〔二〕

〔一〕　始まりから一九七〇年代まで

ルーテル教会の社会福祉事業の始まり

わが国におけるルーテル教会の伝道は、１８９３（明治26）年、前年にアメリカから来日したシェーラー、ピーリー両宣教師によって佐賀において始められました。それは他のプロテスタント教会の伝道から30年余遅かったことになります。その働きはもっぱら伝道に集中されましたが、やがて佐賀教会に幼稚園が付設され、さらに社会事業にも拡大されました。

明治の終わりから大正にかけて、急激な産業、経済社会の変化に伴い、行政の上でも社会事業の必要が無視できない状態になっていたので、１９１７（大正６）年には内務省に救護課が設置され、年を追って社会課、社会局に拡大されました。１９１６（大正５）年から１９２０（大正９）年にかけて、全国における社会事業の数は６９３から１１８３と著しい増加を見せています。

もちろんわが国での社会事業は、まだ大変不完全な実情にありました。１８７３（明治６）年キリシタン禁制の高札が、周知のことであるからという形で取り下げられたころから、カトリッ

ク教会の施設をはじめいろいろな所で新旧キリスト教会に関係する養護施設や養老施設の事業が始められます。その多くは宣教師の働きを基としていますが、岩永マキの浦上養育院や石井十次の岡山孤児院のように、日本人の手で始められたものもありました。1922（大正11）年の要覧を見ると、たとえば「育児事業」においては、東京育児院のほかはみな私設事業であり、その私設育児事業のなかで「最も規模大にしてかつ斯業の模範」とされるのは、岡山孤児院であると言われています。しかしそれは石井十次はすでに亡くなり、4年後にははや解散するという時期であったのです。

1919（大正8）年、博多で開かれた宣教師会は、老人、孤児、売られる少女たちのためなどを意図して、事業を始めることを決議しました。そして新任の女性宣教師モード・パウラスを社会事業創設委員長に据えました。宣教師会と年会のいわゆる二院制度のもとでしたが、日本福音ルーテル教会憲法が制定されて、翌年日本福音ルーテル教会の第一回総会が開かれ、社会事業開始が決定され、パウラス宣教師は語学研修が終わると、熊本に着任しました。熊本の神学校で教えていたネルセンの夫人は、親から死ぬのを待たれた嬰児を養ったり、また芸妓に売られた娘が逃げ出してきたのを助けたりして、いわばその働きの素地を作っています。佐賀、小城の幼稚園の教師として、その有能な働きを認められた野中みさもその働きを助けるために呼ばれていました。1921（大正10）年当時は熊本の郊外、水前寺公園のそばに約2万3千m^2の土地が得られ、宣教師会の決定によるモード・パウラス宣教師を園長に、神水（くわみず）で婦人救済、児童の養護、老人ホームをそれぞれの「部」として、その仕事を始めたのです。そしておそらく早くから仮称として用いられたコロニー・オブ・マーシイに、「慈愛園」の名が付けられました。その「養老部」は当時広い土地に薬草園を作り、鶏、山羊を飼うなど、お年寄りの仕事と自給を考える「日本に

ある模範的な養老院」（賀川豊彦）と評されています。

当時アメリカの教会では婦人の海外宣教会議が起こり、外国伝道局との協議のもとに婦人宣教師を派遣したり、宣教師の給与の支援、キリスト教主義学校や幼稚園の設立、維持などに力を入れていました。モード・パウラスの方はもっぱら教師になることを意図していたのですが、1年遅れて来日した妹のエーネ・パウラスは幼児教育とともに社会事業についても研鑽を積んで来ました。アメリカのなかでは社会事業は「内国伝道局」に属していました。内国伝道（Inner Mission）は国内伝道（Home Mission）とは違って、ドイツでの運動の名称にならったものだと思われます。

いずれにせよ、当時教会・講義所の数が22ほどの日本の教会にとって宣教師会の仕事という印象が強かったようです。年会の処理事項には「教会付属事業に関する件」が含められていました。1920（大正9）年の年会の役員会は社会事業に対する顧問選定が取り上げられていますが決定してはいません。慈愛園の設立計画に対しては、「一般伝道に支障なき範囲で」の設置を認めたのです。翌年には熊本における慈善事業に日曜学校から毎月献金することが決議されています。1923（大正12）年は、教会にとって宣教30年の記念の年でしたが、4月には年会が熊本で開かれ、そのうち1日の午後が「救済事業建物捧堂式」（慈愛園開園式）に当てられています。しかしそれ以降も年会において慈愛園の報告ないし挨拶はあっても、議事に取り上げられているわけではありません。

ところが、同じ1923（大正12）年の9月には関東大震災が起こり、大変な被害が出ました。諸教会はそれぞれ救護事業に従事しましたが、当時のルーテル教会といえば東京教会として東大久保に牧師館兼集会場の家があっただけです。しかし、東京における唯一のルーテル教会として、

アメリカの教会の援助のもとで活発な救護活動をしました。とくにスタイワルト宣教師と本田傳喜牧師は、麻布市兵衛町のスペイン公使館敷地を、基督教震災救護団とともに借り受け、救護団の迷児収容所（責任者 岩村清四郎氏）とならんで母子ホームと老人ホームを開設しました。しかし収容された人々は引き取られるあてもなく、その仕事も一時的な働きで終わるわけには行かなくなります。

そこでこの二つの施設はそれぞれ場所を移して、震災の救護事業として、教会の直接の責任のもとで続けられることになりました。それが「社会福祉法人ベタニヤホーム」と、「東京老人ホーム」になったのです。老人ホームは、当時公式には「老廃保護事業」の名のもとで、「養老院」といわれていたのですが、東京老人ホームが使った「老人ホーム」の名は、前例が皆無でないとしても、わが国での最も早い時期での使用ということになります。

この時震災のため熊本に帰っていたのを本田牧師から呼び出され、当時すでに蚕糸試験場の繭繰りの専門技術者兼教師で、「ハタケガチガウ」の返電をしながら、結局は「神さまのご命令」に従って生涯老人ホームに働いたのは松永チマでした。松永チマは、老人ホームの働きのみでなく、またそれを意味ある仕事とするために、夜間に神学を学んだり、教会での伝道活動にも力を尽くしました。

この震災救護事業には、委員としてスタイワルト、滝本、ホールン、本田の四氏が当たりましたが、実際にはスタイワルト、本田両氏に委ねられ、その事業報告は年会の処理事項となっています。すなわち社会事業に関連することに、はじめて教会の委員が正式に加わり、その事業報告が総会で承認されるようになったのです。それは１９３１（昭和６）年まで続いており、その後も恐らく総務局の管轄とされたと思われます。他方、１９２７（昭和２）年の行政委員会は、慈

愛園の理事推薦の必要はないとしています。

1928（昭和3）年ごろから始まった、宣教師会と年会が並列するいわゆる二院制の機構を改正しようとする動きは、1930（昭和5）年に改正案の改定を経て正式に定まり、アメリカの教会の賛成を得て、翌年から新憲法による組織がなされました。そこでは社会事業は総務局の管轄するところとされていますが、実際的にはあまり報告されておりません。翌1931（昭和6）年には、九州で幼稚園の働きに従事していたエーネ・パウラスが東京社会事業委員となり、居住した国府台に保育事業を始め、後の千葉ベタニヤホームへの基礎を作りました。もちろん教会はなお伝道進展の途上であり、社会事業への関わりは自らの力ですることはできませんでした。第二次世界大戦以前の時期には、日本の教会は、宣教師会特に婦人宣教師会の働きとして始められた施設、自らも参与して始まった東京の働きにも、組織としては積極的な関わりはしていません。むしろ宣教師会特に婦人宣教師会の働きに周囲の人々がまき込まれていったと言えましょう。教会の総会はなお伝道部門への関わりを主としましたし、実際上教会の組織が社会事業、教育事業を含めて考えることは難しかったのです。時局の進展で宣教師の働きが制約されるようになると、従来の宣教師社団を「日本福音ルーテル教会維持社団」に改めて、これらを維持するようになりました。もともとこの社団は、九州学院の用地取得の際に法人格を設定する必要に迫られて形成されたもので、「宗教、教育、慈善事業の働きをするために財産を保有」するとされています。しかしその主体は宣教師団であって、教会はもっぱらその宗教の部を受け持つ伝道の働きに終始していたのです。したがってそれが教会の責任に移されても、財産維持には役立っても、内容的にその働きに関わることは困難でした。

1941（昭和16）年、日本のプロテスタント教会を統合して日本基督教団が成立し、さらに

太平洋戦争の勃発となりました。それにともなって教会自体がその存立のために苦労しなくてはならなくなりました。教団本部に社会部が設けられ、公益事業団体の連絡および指導に関する事項を扱うこととされましたが、実質的な働きは難しかったのです。

時代の進展にともない戦時色が濃くなると、施設の運営にもたいへんな苦労がともないました。男性の職員たちは召集を受け、配給の食料が減っただけでなく、それは必ずしも収容者には向かないものでしかありません。教会も施設も自給しなくてはならない事態のなかで、教会が責任を持つようなことはできませんでした。むしろ教職者のなかから施設に吸収されることによって、生活をたてることができた人々もあったくらいです。さらに直接爆撃の被害を受けるところも出ました。1945（昭和20）年3月の東京大空襲では、本所のベタニヤホームも全焼、保母など13名が焼死してしまいました。慈愛園の乳児ホームや職員住宅も焼けたのです。

太平洋戦争後の展開

敗戦後1946（昭和21）年夏からミラー、スタイワルト、クヌーテンらをはじめパウラス姉妹など旧宣教師が相ついで来日しました。翌年11月には、日本福音ルーテル教会が日本基督教団を離脱し、再建されました。「ルーテル教会独自の伝道・教育・社会事業を振起するための調整」を課題としていますが、当分はもとの憲法規則を踏襲することになります。1950（昭和25）年になって新しい憲法規則が制定され、そのなかには本教会の目的および機能の章に「本教会および地方教会に属するすべての教育、社会厚生事業の経営、監督、および指導」をすることが入れられました。常議員会の処理事項の中には、「本教会の経営する教育および社会事業に関すること」が含められています。常議員会のもとに初めて「社会厚生部」が設けられ、その処理事項

のなかには「本教会の経営する社会事業の指導および連絡に関すること」があり、そのため「部員中より各社会事業の理事会に理事一名をおくる」ことを定めています。こうして初めて日本のルーテル教会が、組織的にも自分の課題として社会福祉事業を受け止めたということになります。

その一方、戦後各地における社会事業の発展は目ざましいものがありました。戦時中多くの空襲の被害があったし、人員の喪失もひどかったのですから、あらゆる面での社会的な支持が求められました。法の整備とともに、経験を積んだ施設がその働きを助けるように促されます。しかし、1951（昭和26）年に社会福祉事業法が制定されて、事業の経営主体が社会福祉法人となることが求められました。したがって法人化した施設は、教会が直接経営する働きではなくなったわけです。しかし教会は所属する施設に理事を推薦し、施設はまた教会の総会に事業報告を提出することとされました。教会はアメリカの教会からの支援金のうちに、事業に対する費用を一括して受け、それを配分する役割を担ったのです。

急速な社会福祉事業の整備を必要とした状況のなかで、国は一定額の自己負担があれば、必要とする経費を援助して新しい施設の拡張をはかり、措置費を運営経費にあてるようにしました。具体的な求めに応じて次々に作られた施設のなかには、教会の施設というよりも関係した個人による施設の性格を持つように考えられるものも出てきます。教会自身は貧しくても自給をめざして努力するなかで、施設への援助は教会へのそれに比して大きくなり過ぎるのではないかと懸念されるようにもなってきました。他方日本における諸ルーテル教会の議が進められて、社会福祉事業施設をもっていたのは旧日本福音ルーテル教会だけでしたから、その経済的負担を含めて、教会との関係を明らかにすることが求められたのです。

そこで社会厚生部（当時の部長は潮谷総一郎）では、1963（昭和38）年「日本福音ルーテ

ル教会社会福祉事業要覧」を印刷して、「事業についての周知をはかると同時に、教会関係者の認識と社会福祉に対する責務の重要性」を知らせるようにはかりました。しかし、社会福祉法人ができて10年以上経っていたのに、設置者が日本福音ルーテル教会や牧師、宣教師の個人名になっていたりして、正誤表が加えられています。当時の意識を示しているともいえるでしょう。なおこの形式のパンフレットは、教会合同後にも社会厚生局から出されて、合同後の全教会に知らされています。

またこの時期、1965（昭和40）年に社会福祉法人として大阪府の四条畷市（現）に事業を開始した「るうてるホーム」は、婦人会連盟における決議（1957〈昭和32〉年）から始まって連盟委員の多大な努力により、軽費老人ホームとして発足しました。のちに特別養護老人ホームその他を加え、活動を広げてきています。当初の意図を越えて一般化し、地域化してきたのは、わが国での社会福祉のあり方の反映でもあります。

他方、教会は合同後の調整委員会において社会事業委員会（G・オルソン、長）を任命して、社会福祉事業の方策を検討させ、その結果は新しい合同教会全体の方策立案の基礎とされました。

そのなかには、教会の諸社会福祉施設が、「これまで日本の社会において果してきた大きな役割と、証しの実績、かつまた直接にいくつかの地方教会を設立する契機ともなったこと」を評価し、感謝するとともに、「施設の方針も経済基盤も、その地域を土台として働く必要が増してきたことを理解しなければならない一方、教会の力を越えて進展してゆくとき、その本来の使命が薄れてゆく危険のあること」を指摘しています。また「海外の教会によって始められたこと、およびその働きの対象が必ずしも全地域的にわたらない等のため、社会福祉施設の『教会の』わざとしての意識を、教会員全体が十分に持っているとはいえない」こと、また「社会福祉事業は、

本来自給を基礎に考えるべきではないし、また自給できない性質のもの」であることをのべ、社会の関心を増す努力をすることと教会の支援が絶えずなされるよう促しています（第二回定期総会議事録）

そのため、各教区を中心にして、各施設の教会へのPRを促進し、社会事業に対する献身者養成に力を入れること、従事者の研修、向上のための具体的方策を考えること、法人理事の推薦および研修に留意することなどを、各施設への具体的勧告とともに示しています。

ディアコニアの運動

1957（昭和32）年、エバ・マリア・シュッテ、ヨハンナ・ヘンシェルの二人が北ドイツミッションから派遣され、エリザベス・ストロームと共に教会の働きに参加し、ディアコニア運動が開始されるようになりました。教会はすでにあるものに加えて新しい施設を作るのでなく、教会のなかにディアコニア精神を起こし、むしろその働き人を養成し、訓練することを考えました。当初はもっぱら教会の女性の働き全般を考え、ディアコニッセの身分を定め、神学校の協力を得て教育、養成することが計画されました。新しい分野の牧師として、ディアコニア牧師や専従者も任命されました。しかしドイツの教会自体の構造改革によって、北ドイツミッションとの協約が廃棄され（1967〈昭和42〉年）、ドイツ福音ルーテル教会連合のなかの州教会との関わりとなり、教会と教会の協力は推進されましたが、それまでの奉仕者養成の計画は頓挫してしまいました。ちょうど1969（昭和44）年に1974（昭和49）年をめざしての教会の一般会計における自立宣言の時期にも重なり、教会は各個教会を基盤にした自給を図ったので、専従者もそれぞれ任地を得て転出し、ディアコニア活動は各教区を中心に展開するようになったわけです。

1970（昭和45）年代の前半には、信仰による奉仕が神の民の働きの要めに据えられ、プログラムとしてまた施設としてのディアコニア活動が考えられました。ヘンシェル姉のもとでの重度心身障がい児のためのディアコニア・キャンプが、多くの献身、奉仕者を出したことにならい、各地でディアコニア・キャンプが開催されました。ストローム姉を中心にした釜ヶ崎「喜望の家」の働きは、教区の支援のもとで、自給を考えない教会の奉仕の働きのひとつとして維持されてきています。「慈愛園パウラスホーム」を中心に門脇聖子牧師のもとで続けられたディアコニア・コースも多大の影響を与えてきました。他方、1976（昭和51）年には日本ルーテル神学大学の神学科のなかにキリスト教社会福祉コースが設けられ、信仰に根ざした社会福祉の従事者の養成が考えられるようになったのです。

しかしヘンシェル姉が1987（昭和62）年逝去、ストローム姉が離任して、運動の担い手も代替わりするようになってきます。東教区では韓国でのディアコニア・キャンプ（1989〈平成1〉年）が行なわれるなど新しい展開もなされました。また宣教師として男子のディアコーンも来日し、施設や教会で働きました。しかし、施設では員数外の指導者、奉仕者として歓迎されはしましたが、時代と状況の相違もあって、ヨーロッパにおけるディアコニア運動形成時の活力や、教会全体のディアコニア精神の振起になるのは、難しかったと言えます。けれどもディアコニアの運動は、教会の働きとしての社会福祉事業や諸種の活動が、いかに専門的な知識と実際が信仰者の証しとして、また教会的な意味を持ってなされてゆくかを探る大切な一面でもあり続けています。

［二］一九七〇年代以降、現在まで

「自給」を境として

日本福音ルーテル教会が広義の福音宣教の一翼として、しかし、なくてはならない部分として、社会福祉の働きを展開してきたのは1919（大正9）年の宣教師会の決議をその土台とし、同21（大正10）年に熊本で慈愛園を開設したことをその嚆矢とすることは本章第一に記してあるとおりです。それがアメリカの南部一致ルーテル教会の婦人海外宣教会議が全面的に支援した婦人宣教師たちによって始められた事業であれ、日本福音ルーテル教会の行政機構のなかにしっかり位置づけられた社会事業であれ、それらはいずれも海外の教会からの大きな支援を受けて可能となった事業で、戦後は、社会福祉事業法によってそれぞれ独立した社会福祉法人として再出発し、事業を展開していきました。それらの内容は、日本の社会福祉史のなかで正当に評価を受けるべきものと言えます。法人格は宗教法人と社会福祉法人に分かれても、それらの施設は教会規則のなか（第74条）に列挙され、また理事や施設長をはじめとする主だった働き人たちのルーテル教会への所属によって、教会との繋がりは担保されていました。そして、その働きは日本福音ルーテル教会をとおして海外からの資金援助も受け続けていました。その予算は全体教会の中では「第三予算」と呼ばれていました。

ところが、日本福音ルーテル教会は1969（昭和44）年を境に大きな変革を経験することになります。当時の総会議長による世に言う「アスマラ発言」（1969〈昭和44〉年）で、全体教会の予算のうち経常費の「自給」を海外のパートナー教会に宣言しました。5年の準備を経て1974（昭和49）年末を期してそれを達成した時、多くの予算を身の丈に合ったものに切り詰

めなければならず、そのなかで「第三予算」を凍結せざるをえませんでした。つまり、全体教会を通しての福祉施設への経済的支援は止まったのです。もちろん「金の切れ目が縁の切れ目」ではなく、教会からの理事、チャプレン、施設長をはじめとする働き人などの人的つながり、精神的支え、また信徒たちのボランティア活動、後援会運動による財的支援などは当然続いてきましたが、戦後の別法人化に加え、支援金の凍結は、以前のような教会と福祉施設との組織的な結合を薄めたことは否定できないでしょう。

数年の準備を経て2002（平成14）年に正式に発足した「るうてる法人会連合」は、「宣教共同体の再構築」を合言葉に、伝道（狭義の宗教）をになう教会（宗教法人日本福音ルーテル教会）と、教育の働きを営んでいるルーテル諸学校（ルーテル学校法人会）と、各地で社会福祉の働きを展開している社会福祉諸団体（ルーテル社会福祉協会）と、29の幼稚園、21の保育園（ルーテル幼保連合会）が広義の福音宣教を一致協力して推進していくために結集した、一つの傘のもとにある緩やかな連合体です。これはまた、ルーテルの日本宣教の初期から伝道・教育・福祉の三本柱を「日本福音ルーテル社団」のもとにおいて福音宣教を推し進めてきたその理念を、現在のこの世的な仕組み（別々の法人格）のもとで再構築し、さらに強力なものにしていこうという大きなヴィジョンの具体化なのです。

しかし、1975（昭和50）年と2002（平成14）年の間に、社会福祉をめぐる状況も大きく変わり、また教会のそれらへの取り組みにも同様に大きな変化が見られます。新しい展開とは以下のとおりです。

新しい福祉の働きの展開

（1）ルーテル教会の基本姿勢

ルーテル教会は1950（昭和25）年代末以降ディアコニア運動を展開するときに、施設や制度を作ることにエネルギーをさかずに、ディアコニアの精神を広めることを優先しました。80年代に展開された第二次総合自立計画は「神の民育成計画」と呼ばれ、「福音を伝え、世に仕える神の民――そのような教職・信徒になろう――」がスローガンでした。その計画を図式化したとき、教会の働きを「伝道」（狭義の宣教）と具体的な愛の「奉仕」を両翼にし、それらの働きを支えるものとして、御言葉をもって隣人に仕える基本精神としての「教育」を位置づけ、それを行なう教会というキリストの体の全身をくまなく回る血管また神経として「ディアコニアの精神」が考えられたのです。ここでいうディアコニアとは、個々の福祉活動ではなく、教会を教会たらしめる、いわば、キリストの心とでも言えるでしょうか。そしてそのためのディコニア運動が全体教会、各教区、各個教会で展開されていくことが期待されました。J・ヘンシェル、E・ストロームの両宣教師、門脇聖子、白石郁夫両牧師をはじめとする多くの教職、信徒がこの運動に取り組み、キャンプや施設での訓練を受けました。そのなかには、軽井沢ディアコニアキャンプ、慈愛園パウラスホームでのディアコニアコース、釜ヶ崎での喜望の家の働きなどが、大きな影響を残したものとして忘れられません。

牧師養成機関だった日本ルーテル神学大学（現・ルーテル学院大学）にキリスト教社会福祉コースが開設されたのが1976（昭和51）年、社会福祉学科として独立したのが1987（昭和62）年。その後さらに成長して大学院博士課程を持つにいたりました。臨床心理学科と大学院も

2005（平成17）年に開設しました。キリスト教、社会福祉、臨床心理の3学科をもつ総合人間学部に改組し、神の創造になる人間の存在、生活、心を支える専門職を養成することになりました。人材の育成の場です。日本ルーテル神学校が同じキャンパスにあり教育面での連携があるので、包括的宣教理解と知識をもつ牧師の養成が目指されています。

（2）伝統的な社会福祉の施設の動き

さて、実際の社会福祉の現場での出来事です。

施設収容型で措置費を基本的な財源に入居者にサービスを提供する、伝統のある社会福祉法人も新しいニーズに対応するために、創意工夫と努力を重ねてきました。「慈愛園」が特別養護老人ホーム「パウラスホーム」の実践例から老人福祉法を提起したり、「東京老人ホーム」がボランティアを募って地域社会に住む一人暮しの高齢者に給食サービスを始めたり、大きな困難と戦いながら、全面改築の機会をとらえて個室化を実現したことなどはそれらの一例です。全体教会と組織的に連携している各法人も時代の要請の中で様々な発展を遂げました。それらについては本書の第二部「実践編」をご覧ください。

（3）地域のニーズに応える多様な働き

しかし、この30年間の新しい潮流は、各個教会が地域のなかで出会った具体的な必要に応えるために、手探りで、また手作りで作り出してきた小規模の福祉の働きです。詳しいことはこれまた第二部「実践編」に収められているそれぞれの報告を読んでいただかなければなりませんが、その一部を紹介します。今日でこそ知的障がい者施設「あゆみの家」、精神障がい者のための

「ハウス希望」となりましたがもとはと言えば、最初日本福音ルーテル大垣教会の一室で数人のためにジョン・ボーマン宣教師と教会員たちによって始められた働きが地域の中で大きく成長した社会福祉法人です。

つい先ごろNPO（非営利特定）法人格を取得した精神障がい者のための「ふれあいショップ一粒の麦」も日本福音ルーテル柳井教会員が教会の敷地内でこつこつと積み重ねた働きの結果です。門司の「ひかり工芸舎・光の子学園」、佐賀の「障がい者福祉作業所レインボーハウス」、豊田市元町の「スモールワン」、松山の「ルーテル作業センタームゲン」、新しくは日田の「センターラム」など枚挙にいとまがなく、とても全部は挙げきれません。きっかけは教会員だったりその家族だったり地域の人だったりいろいろですが、身近な人のための働きから芽が出て、茎が伸び、花開き、実を稔らせてきたのです。教会の施設を活動の初期にあるいは現在も使うことも珍しくありません。もちろんボランティア協力者たちのなかに非キリスト者も少なからずいても、中核のところには教会員がしっかり働いています。たとえば、東京老人ホームでは地区の教会の婦人会がボランティアを組織して、後援会や時に応じた奉仕活動がされています。牧師たちの関わりも大きい。陰になり日向になって教会は全面的に支えています。もちろん、どの教会でも順調な面だけでなく、それぞれに過去に施設と教会との関係をめぐって葛藤がいろいろあったとしても不思議ではないでしょう。何しろ手探りの連続なのですから。

戦後、復員者を中心として農業に従事しようとした開拓団の中で、教会（エーネ・パウラス宣教師）が保育所や診療所を開いて関わった歴史を持つ、松戸市の日本福音ルーテル稔台教会が開いた「杉の子会」は同市の学童保育の第一号です。永年続いた教会の地域社会への奉仕活動は今NPO法人の形をとってさらに継続されていきます。

日本福音ルーテル教会にドイツから送られたE・ストローム女史が大阪・釜ヶ崎で始めた働きは今「ディアコニアセンター喜望の家」として西教区が責任を持って運営し、専門の訓練を受けた牧師と職員がボランティアとともに、アルコール依存症からの脱却支援を中心的な働きとしつつ、キリスト教系の諸団体と釜ヶ崎協友会を組織して越冬支援その他、この地区に住む人びとのいのちを守る戦いに参与しています。

同じ「寄せ場」の東京・山谷では「ほしくずの会」が全体教会、教区、特定の各個教会の組織的な支えに依らず、カトリックの人びとと力を合わせつつ、小さな力を集めながら炊き出しの支援を地道に続けています。名古屋にも同様な動きがあります。

今日いのちと生活を支えていこうとする福祉の働きは国内だけにとどまりません。「ルーテルともに生きる」は恒常的に世界に、具体的には発展途上国のなかでも世界最貧国のひとつと見なされているバングラデッシュの女性たちの自立支援に息の長い運動を展開している団体です。ルーテル世界連盟（LWF）の世界奉仕部をとおしているのも特徴のひとつと言えるでしょう。また、「分かち合いプロジェクト」もアジア・アフリカに目を向け、たとえばカンボジアに小学校を建てる運動を実施してきたり、青年たちをLWFが運営するアフリカの難民キャンプに送り込んで貴重な経験をさせたりと幅広い活動をしてきました。「フェアトレード」の運動も福祉の働きに経済の視点から接近してユニークです。国際社会福祉の分野へのボランタリーな働きが普通の信徒たちによっても展開されてきたのです。「日本福音ルーテル社団（JELA）」が新しい方針の下で、長く携ってきた日本への難民支援や国際的な福祉活動（ブラジルやインドでのストリートチルドレン支援はじめ）をルーテル教会との連携のもとで着実に進めています。

また、教会が先にあってそこで福祉の働きが起こされてきたというよりも、教会員のなかのあ

る方が社会福祉施設を創業、経営していて、それをその人が属する教会がさまざまな形で応援している例も少なくありません。京都・日本福音ルーテル修学院教会の「修光学園」、日本福音ルーテル防府教会の「心促福祉作業センター」、日本福音ルーテル高松教会の「サマリア」（特養西春日）などはその例です。

言うまでもないことですが、ルーテル教会が始めた福祉施設が近隣の教会と密接な関係にあり、その牧師はその施設のチャプレンの役割をになっているのはごくあたり前の関係です。

（4）小規模・地域密着・多様性・機動性

ここまで見てきただけで、この30年間にくり広げられたルーテル教会の福祉の展開がその形態から言っても、その規模から言っても、従来の法人のもとでの施設中心のあり方から大きな変化を遂げてきたことがよく分かります。前述のように、ごく身近なところでのニーズに応えるために、既存の組織に頼らずに、手探りで、そして手作りで少しずつ開拓してきたのです。当然ながらその働きは実に多様です。そして、その働きの人的中核として信徒と牧師が、その物的中核として各個教会が会場や敷地を提供したり、目立たないようにではありますが、間違いなくその役割を果してきたのです。全体教会からの戦略や指導にもとづいてというのではなく、各地で必要に応じて起こってきたものです。その成長に応じて社会福祉法人格を取得したり、ＮＰＯ法人格を取ったりしています。公的なまた永続的な働きのために必要とあればそれらを取るのをためらいませんが、それらがなくても地域社会のなかで求めがあってやるべきだと確信したら、小規模な形であれ始めるのです。地域密着型です。海外の教会や全体教会から予算措置がなされて始められるのではありません。ニーズに応えるなかでその支援と参加の輪が広がってきたのです。教

会の周囲におられる善意の人々の協力もふえていくのです。その意味で地域密着型と言えます。また、身軽な組織だということは、今の必要があるかぎりはそれを続けるけれども、利用者がいなくなったり、公的施設が引き受けたりするようになり、その必要がなくなったら、テントをたたんで次の求めのあるところに移ればいいということです（もちろん利用者への責任はきちんと果さなければなりませんが）。「奉仕の即興劇」という言葉がありますが、機動性、暫定性、多様性は小規模、地域密着型の働きの強みでしょう。

そうは言っても、仕事が続く時、後継者の問題は重要です。とくにキリスト教信仰を持ち、創立のミッションを堅持できる専門性の高い人材です。教会はその問題に真剣に取り組まなければなりません。社会への責任でもあるからです。また、後援会運動などは地理的に近隣にある教会からの応援を超えた、関心に応じた広がりを持っています。

これらの新しい動きの中でも際立ってユニークなのが、東海教区が取り組み支援している「デンマーク牧場福祉会」のもとでの「福祉村構想」（袋井市）です。広大な牧場で、不登校の子どもたちの世話を始めた高橋好洋牧師の働きを引き継ぎ、地道に続けられてきた、心に傷を持つ青少年の癒しと再出発のための「子どもの家」に加えて、新たに老人ホーム「ディアコニア」を開設し、さらに児童養護施設また心のケアのための専門施設等の複合福祉施設を創出しようとしています。前述の流れとは異なりますが、これもまた地域と時代の要請と受け止めての働きの展開です。教会にとっての経済的な負担も大きなものですが、東海教区を中心にあえてこの課題に取り組んでいます。

歴史的にはここまでに述べた諸々の福祉の働きより古いものもありますが、教会のなかでの障がいをもって生きる人たち（多くはキリスト者）と一般に健常者と呼ばれる教会員たちの交わり

が各地にあります（なかには、すでに役割を終えてしまったものもありますが）。熊本の「小羊会」、山口の「一歩の会」、久留米の「小鳩会」などはその一例です。これを福祉の範疇に入れるのは多少違う面もあるかと思いますが、信仰という共通の基盤に支えられたあたたかく支え合い生かし合う人間関係、共同体こそはほんとうの福祉の実現かもしれません。

再び「宣教共同体」へ

総合的、包括的な福音宣教の働きは、主イエス・キリストのガリラヤ宣教を見れば直ぐ分かるとおり、伝道、教育、奉仕の三つをどれも欠かすことができません（マタイによる福音書4章23節、9章35節）。日本福音ルーテル教会も、世界のルーテルの諸教会も、ルーテル世界連盟も広義の福音宣教をそのようにとらえています。

それが、この世的、法的な仕組みのせいで、それらの働きが分断され、管轄官庁も異なるようになったからといって、そもそも宣教（伝道、教育、奉仕）のために集められた共同体のきずなが弱っていい訳がありません。この99パーセントが非キリスト教徒の国で、ということは、教会の働きのすべてが主に対する証しになるこの社会で、福音を宣べ伝え、キリスト教信仰へと招き、信仰者の共同体を育むことと、キリスト教信仰に裏付けられた教育と社会福祉があくまでも徹底した奉仕の姿勢で展開され、社会の構成員のいのちが重んじられ、心豊かに人間らしい尊厳を持って生きられるように仕えていくことの両方は、神の民、キリストの体である教会の本来的な務めです。

だからこそ、その母体を同じくするルーテル教会と、それに繋がる学校、社会福祉施設・運動

体が大同団結して、協力しながら主イエス・キリストに仕えていくその壮大なヴィジョンのもとに「るうてる法人会連合」が生まれました。それからまだわずか数年、すでに職員研修・人材育成などの面で着々共同作業は進んでいます。大きな目標を絶えず明確にしながら、全国レベルと草の根レベルの両方でこの「宣教共同体」をよりいっそう具体化していきたいものです。

ルター神学と社会福祉実践

ルーテル学院大学附属ルター研究所　所長　**鈴木　浩**

課題

（1）ルターの神学は、まずもって「神の言葉の神学」と言えるでしょう。「神の言葉」という概念には多彩なニュアンスがあります。しかし、一応、次の三段階のスペクトルを持っていると見ることができます。つまり、神の言葉とは、第一義的には、受肉したロゴス（言葉）である「イエス・キリスト」を指し、第二義的にはそのイエス・キリストを証しする「聖書」を指し、第三義的にはその聖書の解き明かしである「説教」を指しています。ルターの神学は、どの水準でも「神の言葉の神学」でした。確かに、どんな神学もある意味では「神の言葉の神学」であると言えるでしょう。しかし、ルター神学の特質は、あらゆることを「神の言葉」に根拠づける際にルターが示す仮借ない徹底性と一貫性にあります。さらに、ルター固有の「神の言葉の神学」とは、いま少し厳密に言えば、「徹底して神の言葉に根拠づけられ、徹底して神の言葉に拘束された神学」という意味であります。

（2）ルターの時代には、今日の日本で使われている意味での「社会福祉」という概念も用語も

ありませんでした。ですから、ルターには今日的な「社会福祉の神学」と呼ぶべき明確な視点は見いだしがたいのです。だからといって、今日の社会福祉の原点をなす思想、あるいは今日の社会福祉が意図している目的、あるいはその端緒や萌芽もなかったということはできないでしょう。むしろ、（ルーテル教会や関連団体が実践してきた社会福祉分野での働きが示すように）ルター神学には、社会福祉の分野に大きな貢献となる可能性があるのです。

（3）ですから、「ルター神学と社会福祉実践」という併置がもとめる課題は、神の言葉に拘束されたルターの神学が、今日の社会福祉実践にどのような光を投じているかについて、あらためて一定の示唆を提供するということにあります。

（4）しかし、筆者は社会福祉の分野に関しては初歩的な認識しかないので、ここでの示唆は多分に暫定的なもの、一面的なものにとどまることをお許しいただきたいと思います。

神の言葉による拘束

『九十五箇条の提題』（1517年）がルターの信念の箇条書き（スペクトル）であるとすれば、ヴォルムス帝国議会に召還され、自著の撤回を迫られた際の発言（1521年）は、ルターの信念の集中的吐露（フォーカス）でした。「わたしの良心は神の言葉に拘束されている。わたしは（神の言葉に拘束された自分の発言を）撤回できないし、その意志もない… 神よ、わたしを助けたまえ」とルターは語りました。これは文字どおり、追いつめられたルターの「土俵際の発言」でした。しかし、この土俵際からの土俵中央への盛り返しがルター神学の展開となったのです。

ルターの神学の心理学的根底には、信仰者としてのルターの「良心」がありました。ルターは、

自分の良心は神の言葉に拘束されているという強い自覚を持っていました。ルターは、しかし、ここで何か新奇なことを語っているわけではありません。それは、自分を「キリストの奴隷」（キリストに拘束された人間）と呼び続けた使徒パウロの自己理解をルターなりに言いかえたものに過ぎない、と見ることができます。パウロにとって、「主」とは旧約以来の神の呼び名であるだけでなく、「主・従」関係における「主」でもありました。それが、「キリストの奴隷」というパウロの自己理解の根底にあったキリストとの関係でした。

自分の良心は神の言葉に拘束されていると語ったルターは、それゆえにこそ、神の言葉によって拘束された良心は、逆に、神の言葉以外の何ものにも拘束されないことを深く認識していました。このようなルターの認識を表明した最も著名な作品が、日本ではルターの著作のなかでも最も広く読まれた『キリスト者の自由』です。冒頭に掲げられた命題は、ルター独特の表現で「キリスト者の」自由について語っていますが、それは、ルター自身の自己理解であると見ることができます。徳善義和先生の『キリスト者の自由　全訳と吟味』（1985〈昭和60〉年、新地書房）から引用します。

第一　キリスト者とは何であるか、また、キリストがこれに獲得して与えてくださった自由とは、どのようなものであるか、これについて聖パウロは多くのことを書いているが、われわれもこれを根底から理解できるように、私は次の二つの命題を掲げてみたい。

キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な主人であって、だれにも服しない。

キリスト者はすべてのものに仕える僕であって、だれにでも服する。

［51頁］

この「二つの」命題が、「一人の」キリスト者において、「同時に」成立していること、それがここでは重要です。「だれにも服しない」ということと「だれにでも服する」ということとは、互いに真正面から対立する事態です。この「対立的事態」が「同時に」一人のキリスト者において成立しているという主張は、ただちにルターの最も著名な命題を想起させてくれます。つまり、キリスト者は「義人にして同時に罪人」であるというあの命題です。義人とは、「罪人ではない人」のことです。それが、義人ということの定義だからです。罪人とは「義人でない人」のことです。それが、罪人の定義だからです。スコラ神学では「義人」と「罪人」とは相互排他的です。「明度の充満」である「白」と「明度の欠如」である「黒」とが相互排他的であるのと同じです。ルター神学では、スコラでは相互排他的な事態が、一人のキリスト者において「同時に」成立していることが、何よりも顕著な特徴なのです。

しばしば、「弁証法的」と呼ばれるルターのこのような主張は、ルター神学の固有性と独自性から引き出されてきたものですが、その根底にあるのは、ルター自身の自己理解、つまり、ルターの良心は神の言葉によって拘束されているが、同時に、神の言葉以外の何ものによっても…（そうしたものがもし神の言葉に合致していないなら）教皇の権威によっても、公会議の権威によっても、いわゆる伝統の権威によっても…まったく拘束されていないという自覚です。

ここで注目し、確認しておかねばならないのは、ルターの言う自由が、ここでは「だれにも服しない」という意味で「自由」であるだけでなく、もっと深い意味では、「だれにでも服する」という事態を含めて「自由」である、という点です。「服さない」自由は、「～からの自由」ですが、「服する」自由は、「～への自由」です。自由のこの二つの側面をルターが強く意識していたと思われる傍証は、ルターがこの文書のタイトルを「キリスト者の自由と奉仕」としないで、あ

えて「キリスト者の自由」としている点です。そして、「～からの自由」は、「～への自由」へと深められる必要がある、というのがルターの確信なのです。言いかえれば、自由の理解が「～からの自由」にとどまっているかぎり、自由について半分しか理解していない、ということなのです。「～への自由」という言い方をしましたが、これは「奉仕への自由」以外ではありえません。そして、その「奉仕」は、「神と隣人への奉仕」以外ではありえません。ここでは「奉仕」とは「愛」の同義語なのです。

『キリスト者の自由』の冒頭に掲げられた二重の命題は、具体的にはキリスト者の「自由」と「愛」について語っているのであり、しかも、その「自由」と「愛」とが、タイトルにおいて併置されるのではなく、「自由」というタイトルに「自由」と「愛」（奉仕）とが包み込まれていることに、本書の独自性を見ることができます。この場合、奉仕とは具体的に「隣人への奉仕」のことであり、愛とは「隣人愛」のことです。

さて、そうした基本構造を持つルター神学が、社会福祉実践との接点をどこに持っているかといえば、無論、隣人への奉仕へと自由にされたキリスト者のあり方です。量的重要性ではなく、質的重要性から見れば、『キリスト者の自由』がルターの著作の代表作の一つであることに異を唱える人はいないでしょう。ルター神学の基本構造がそこにはっきりと提示されているからです。だとすれば、ルター神学は、神の言葉にもとづいた「隣人奉仕の神学」へと展開されることになります。今日の日本とは歴史的条件が明らかに違っているとはいえ、『キリスト者の自由』は、「社会福祉実践の神学」へと展開される内的必然性を持っているのです。

社会福祉の面では素人である筆者には、ルター神学を具体的に「社会福祉実践の神学」へと再構築する力はありませんが、基礎構造の素描を提起してみたいと思います。

義認から愛と奉仕へ

ルターがすぐれて「義認論の神学者」であることは周知の事実です。ルターにとって、義認論は「教会が立つか倒れるかの瀬戸際に立つかなめの教理」でした。事実、ルターは教会の伝統的教理と伝統的慣行、教会の構造など、キリストへの信仰に関連したいっさいのものを義認論によって再検証したのです。その検証結果として成立したのが、ルターの神学であり、（ルターにとってはきわめて不十分なものでしかなかったとしても）その具体化がルーテル教会でした。

しかし、義認とは、神学的次元では「神の前に義と認められること」と説明されますが、心理学的次元では（つまり、それを受けとめる側の心情に即して言えば）、端的に「いっさいの罪が赦され、あふれるばかりの神の愛に包まれる」ことであると言えるでしょう。信仰者とは、「いっさいの罪が赦され、あふれるばかりの神の愛に包まれている」ことを「味わい知った」人間のことです。（わざわざ「味わい知った」と指摘したのは、「頭で知る」だけでは不十分で、「心底から知る」必要があるからですし、さらに言えば、義とされている事実を「知らない人」もいるからです）。ルターによれば、義認の唯一の「根拠」は、第一義的な神の言葉、すなわち、イエス・キリストであり、もっと言えば、イエス・キリストの十字架です。そして、義認の事実が疑い得ない事実であるのは、イエス・キリストの十字架の出来事が撤回できない歴史的事実として存在しているからです。（ここから、若い日のルターは自分の神学を「十字架の神学」と呼んだのです）。

その際、「いっさいの罪が赦され、あふれるばかりの神の愛に自分が包まれているのを味わい

知った」人の心情が、そのことで動かされないわけがない、とルターは指摘します。その時の心情の（ルターの言葉を使えば、魂の）自然な動きは、あふれるばかりの喜びと感謝の思いでしょう。この場合、感謝の思いが向けられる対象は、義認の恵みを与えるキリストですが、そのキリストご自身は、そのような思いを「隣人」へと向けるように強くうながしておられるのです。「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」（マタイによる福音書25章40節）。

感謝の倫理

ルターは、カトリックの倫理神学や教会訓練を重んじた改革派教会の伝統とは違って、義認から愛と奉仕へと向かう倫理プログラムを形成することにあまり乗り気ではなかったように見えます。ルターにあったのは、圧倒的な義認の恵みに対する感謝の思いによって隣人への奉仕へと押し出されていく感謝の倫理でした。倫理のプログラム化（体系化）によって、ボタンのかけ違いから再び律法主義的なメンタリティーへと傾斜することへの警戒心があったのかもしれません。言いかえれば、愛と奉仕に「強制」とか「義務」といった匂いがいささかでも紛れ込むのを警戒したということなのかもしれません。

ルターがこよなく愛したガラテヤ書には、「この自由を得させるために、キリストはわたしたちを自由の身にしてくださったのです。だから、しっかりしなさい。奴隷の軛（くびき）に二度とつながれてはなりません」（5章1節）とあります。キリスト者の自由と奉仕とを論じた著作にあえて『キリスト者の自由』という書名をつけたルターは、自由がないところには、そもそも愛と奉仕

とはありえないことを知っていたのです。

ですから、感謝の倫理は、義認の事実、つまり、「いっさいの罪が赦され、あふれるばかりの神の愛に包まれている」という事実に目覚めることにいっさいの根拠を持っているのです。神の言葉に拘束されたルター神学は、義認の恵みに対する神への感謝の思いを軸として、愛と奉仕の実践へと向かう方向性を持っているのです。

神の言葉に聴く

ということは、第一義的な神の言葉であるイエス・キリストを証しする聖書（第二義的な神の言葉）に耳を傾けること、具体的に言えば、説教（第三義的な神の言葉）において、イエス・キリストに出会うことが決定的な意味を持っていることになります。教会と福祉施設との関係は、組織的なつながり、人的なつながり、経済的なつながりなど、重要なつながりを持つ場合が多いのですが、根本において両者をつなぐのは、神の言葉です。

くり返し新たに聴く

どのような働きでもそうですが、福祉の働きでも大切なことは、持続性です。ある時には熱意が燃え上がっても、やがて沈滞していくのでは、力強い働きは難しいでしょう。しかし、ある時には燃え上がり、またある時には沈滞するのが、人の思いの常なのです。義認の恵みに対する喜びと感謝の持続性は、くり返し新たに神の言葉に聴く、ということが基本です。教会の礼拝が、継続して行われるのは、まさにくり返し新たに神の言葉に聴く、というためにほかならないのです。

隣人と共に

日本では、どのような場にいても、わたしたちは非キリスト者に取り囲まれています。福祉の現場でもそれは変わりません。ここで考えたいのは、「善いサマリア人のたとえ」（ルカによる福音書10章25～37節）です。このたとえ話はいささか皮肉な響きがします。神に最も近くいたはずの祭司もレビ人も神の意志（隣人への愛と奉仕）を実践しないで、ユダヤ人からは毛嫌いされていたサマリア人が神の意志を行ないます。これは、たとえ話だから実際にこのような事件があったかどうかは問題ではありません。大切なのは、イエスがわざわざサマリア人を登場させ、サマリア人に愛の行為を行なわせている点です。これは、今日に即して言えば、キリスト者ではなく、非キリスト者がかえって神の意志を実践している場合があり得ることを示唆しています。いずれにしても、喜びや感謝という思いと高慢さが同居していたら奇妙なことになります。「善いサマリア人」のたとえは、そこにある「祭司」を「牧師」に、「レビ人」を「教会員」にでも置きかえれば、他人事ではなくなってくることが分かります。ルターによれば、この「善いサマリア人」こそが、イエスご自身なのです。わたしたちがいつの間にか陥っているかもしれない自己満足や偏狭な理解から自由にされるためにも、隣人とともに働くことには深い意味があります。それに、非キリスト者は、自分が「いっさいの罪を赦され、あふれるばかりの神の愛に包まれている」という事実に「まだ気づいていない」というだけかもしれないのです。

最後に

エマオへの道で復活のイエスに出会った二人の弟子は、いままで一緒に歩きながら話をしてくれていた人がイエスであることに、イエスが立ち去ってから気づきます。二人は、「道で話しておられるとき、また聖書を説明してくださったとき、わたしたちの心は燃えていたではないか」と語ります。（ルカによる福音書24章28節以下）

日本における社会福祉の歴史を見れば、イエスに出会い「心が燃えた」人々の志から始まった事例が多いのです。これからも、そうであるに違いないと思います。ルター神学における「感謝の倫理」も、このようにして「燃えた心」のルター的理解だと言えるでしょう。

神は「土の器」の「心を燃え」させ、神の御業へと召してこられたし、これからもそうなさるのです。

信仰から愛へ——ルターの神学に根ざして

ルーテル学院大学　名誉教授　石居正己

信仰による愛の働き

宗教改革は、マルティン・ルターが「信仰によってのみ救われる」ことを福音の理解として説いたことによって始まりました。彼は、信仰はわざにおいて始まるのではなく、むしろ信仰があらゆるわざの基となると考えたのです。信仰は人を脱世間的な方向に導くのではなく、この世におけるそれぞれの人の働きを神の召しとして受け取ります。したがって、この世も決してただ俗なるものとして片づけることはできないことになります。神の創造による世界は、もちろん神のもの、したがって本来聖なるものなのです。人はこの世における神の義のために仕えます。ただしそこでの義は、行為する人に帰せられてその人を救いに導くのではなくて、神ご自身に帰せられます。人はいわば神の代理また仮面として、神の愛と義のために働きます。困っている人々を助け、彼らに奉仕するキリスト教的愛より以上に大いなる神奉仕はないということになります。

ルターは、信仰における生活が、律法的な功績思想によって計られてはならないことを強調しました。それは、人間の行為を自分で計量し、それを土台に神の前に自らの救いを考えたり、他

者と比較して自惚れたり、諦めたりするのでなく、神がキリストにおいて提供された恵みを信頼して受け取ることにほかなりません。それは決して自由勝手に生きることができるという意味ではなくて、むしろつねに神を主体として、その御旨に従う生活を求めるのです。キリストの贖い(あがない)を信じることは、「こうして私は主のものとなり、御国において彼のもとに生き、永遠の義と純潔と救いとのなかに主に仕える」（小教理問答）生き方に導きます。

福音書をとおして、キリストは私たちへの賜物として、また模範として働かれます。模範としてのキリストは、人の行ないの訓練をしますが、その行ないが人をキリスト者にするのではありません。十字架のキリストでさえ、もしわれわれの模範として見られるなら、律法的に働いていることになります。あなたのために与えられた贖いの賜物として差し出されるものを信仰をもって受けるとき、救いに与することができます。福音は、そのようにキリストがわれわれのところに来てくださるとか、人々が私をキリストの御もとに連れてゆくとかいうこと以外ではないからです（ルター「福音書において何を求め、期待すべきか」）。

キリストが教えられた「善いサマリア人の譬え」（ルカによる福音書10章）は、人が自分を中心にして考えることから、困難のなかに陥れられた旅人を中心に問題が見られなくてはならないことを示しています。おそらくは穢(けが)れに触れることを避けようとした祭司やレビ人に対して、サマリア人は半殺しの目にあった旅人を見て憐れに思い、何の躊躇もせず近づいてその世話をしました。確かにそれは人間としての行為の仕方を教えられたと言うことができるでしょう。しかもその主役は、ユダヤ人たちが信仰を異にする者として交際しなかったサマリア人なのです。私たちは多くの課題をこの話から聞き出すことができます。しかし、ルターが自分自身を旅人の立場において考え、サマリア人にキリストを見たのは、多くの理解の仕方のなかのひとつというので

はなくて、自らへの賜物、福音として聞こうとしたことからにほかなりません。

もちろん神の「ことば」は福音であり、律法であると言えます。そして福音としてまた律法として働いています。私たちはキリストの「御ことば」に従って、それが何人であるかを問わず同情心を起こし、近づき、介抱し、世話をしなくてはなりません。そうすることで、神の愛のわざに仕えるのです。しかし、それが私を救うのではありません。もし求め、必要としている人を見て世話をしようとするならば、そしてもしその人の直接的な求めだけでなく、神が必要と認めたもうことをもたらそうとするならば、どこまで、どのようにその人に関わったらよいのでしょうか。おそらく私自身が傷つき、倒れる者になってしまうでしょう。そして自らが近づいてくるサマリア人を求める者になるのです。

信仰者は神との人格的な交わりを許された者で、義とされた者と言われますが、同時に罪人であり続けるとルターは言います。神の愛に仕えることと、自分が神の愛を受けることとは違う問題なのです。具体的な人はその両者の間にあります。そして自らに神の愛を受けた信仰者は、また愛をもって他者にかかわるのです。譬えの一面的でない挑戦のもとに自らを置くものでなくてはなりません。そしてそのような展望のもとで、社会福祉の働きも考えられます。

愛と法

社会的な関わりにおいては、愛が法をともなうことによって、より広い範囲の人々におよんで行くようになります。しかし法のもとにある人は、単にその執行人となり、事務的に事を行なうようにもなりかねません。宗教改革時代には、それまでの施策を越えて、共同体全体の福祉を考

える方向が生じました。そしてそのような政策は、改革を採用したような都市の議会では、採用されやすかったのです。それまでの時代に大きな役割を果した修道院や修道会、信心会などの働きがもはや十分でなくなっていましたし、それらのものが結局功績思想のもとで考えられていたとして、宗教改革によって否定されてしまいました。そこで新しい構成を考えなくてはならなくなっていたからです。また宗教改革の全信徒祭司性の主張は、少なくとも名目的にはキリスト教社会でもあった都市において、市民が都市の政治に関わることへの理論づけとなり、多くの都市では下から上への運動が功を奏して、中世の慈善的な施設中心の奉仕から、地域共同体中心の相互援助の方向を進めるようになりました。

ライスニク市の共同金庫の規定をルターは承認していますが、同時に自らの勧告を加えています。そして法律や条例だけでは人間の実際を扱うのに十分ではなくて、キリスト教的愛が支配し、判断すべきだとしています。そこでは、共同の会計から教会を維持するためだけでなく、学校や虚弱で年をとった貧しい人々、孤児や貧乏な子どもたち、貧困家庭の人々を助けることが規定されています。そのための資金には、教会がそれまで持ってきた財産による収入や、会員たちの献金や献げ物などがあてにされていました。そしてもしそれで足りない場合には、教会区内に居住する人々が「それぞれ、その持ちものや能力にしたがって、自分自身、またその妻、子どもたちのために、毎年いくらかの金を負担」し、必要な額に達するようにすることが定められていたのです。それはこの規定の新しい点であり、慈善のわざから社会全体の福祉を考える方向が目指されていました。しかしその実行には歴史的な困難があり、なかなか有効に働きませんでした。

当時困窮のなかにある民が増大したために法的な救貧税が必要となったのは、単に改革の地方だけではありません。フランスやイギリスでも国による救貧法の制定がなされることになり、そ

のあげくいわゆるエリザベス救貧法が生まれるようになりました。しかし、ルターも注意したように、法的な決まりは理性の検討が必要であるとともに、愛をもって扱うことが求められています。

社会的な単位が国を中心とするようになったことは、社会福祉の活動が一般化されるという面では望ましいのですが、国にすべての権力が集中することになっても問題が生じます。もちろん国が果さなければならない側面がありますが、ティーリケがいうように、その限度を考えることが望ましいでしょう。

宗教改革後において、国際的な事情、ことに戦争は、社会も教会をも疲弊させ、政治に左右される国の社会福祉政策は、現実社会の問題になかなか追いついて行けませんでした。19世紀のなかばに、ドイツで「内国伝道」を起こしたヴィヘルンは、男性の奉仕者協会であるブリューダーシャフトを起こし、同じ頃フリードナーは女性の奉仕者（ディアコニッセ）の母の家をたてました。こうして「キリストがその民のなかに人間の姿をとって来られたことを告げる、明るい神の松明（たいまつ）として、愛が教会のなかで燃え盛るようであって欲しい」と願った信徒の奉仕活動が始められました。ヴィヘルンは教会的な貧民救済も市民的な働きも、共通の負い目を認めて、協力しなくてはならないと主張しています。そして「あらゆる種類の貧民救済の原理はただひとつ、すなわちキリスト教的愛であり、それと切り離すことのできない娘は賢明さである」と述べたのです。

神の仮面としての人の働き

法の執行者、それに従って援助活動をする者をも含めて、人は相互に神の仮面として働くこと

が求められます。仮面そのものが権威をもつのではなく、神の意志が仮面をとおして働かなくてはなりません。しかもそれは決して一方的に流れるのではないのです。弱い立場にある人も、神の仮面として祝福や戒めをもたらし返すこともできるのです。

実際の仕事には、たぶんに特定の熟練した人のやり方が有効だという場合がありますが、学問的な検討や進歩に合わせ、個人的な経験の積み重ねが、できるだけ多くの人に分け与えられて、同じような処遇ができるようにマニュアル化されることも必要となります。しかし、それを用いるのも受けるのも、生身の人間なのですから、ただ外面的に従うのではなく、事に臨んでそれを働かせ、愛の判断によって用いられなくてはならなくなります。

その意味で社会福祉の働きに携わる人々は、単に知識を持っているだけでなく、直接人々に接することのなかに常に課題を見いだし、神の愛に仕える謙虚さと誇りを持っていることが求められます。ルターはすべての人の働きを神の召命と考えました。そのような考えが職業を固定化したり、社会の身分制度を助長することになってはなりませんが、本来神の召しに応えて、自らの働きをとおして仕えて行く思いを持って行きたいのです。人はいつも緊張を保つことは難しいけれども、自分がどういう立場にいて、どういう働きにあるのかをくり返し思い起こすことが、自分の働きに誇りを覚え、新たな活力を得てゆくことにもなります。そういう人々を支え、励ます役割が、教会に求められているのです。もちろんだれでもはじめから立派な専門家ではありません。まして自分の働きが直接いわゆる弱い立場に置かれた人々に影響を及ぼすのですから、絶えず赦され、新しい力を補給されて行かなくてはなりません。

日本のルーテル教会の社会福祉施設は、ある時期まではいくつもの教会を生み出しました。それが、収容者に信仰を押しつけることになるのではないかと案じられたこともあったかもしれま

せんが、むしろまず働き人のための牧会が必要だったことを考えて行くべきでしょう。教会の歴史において、事業の働き人のなかで、修道会的な集団形成がなされたのは、常に訓練と赦し、励ましを必要としたからにほかなりません。それが、あたかも施設の働きが伝道のための手段であるかのように考えられたり、逆に教会はひたすら伝道に専心すべきもののように主張されるなら、問題が少し違った方向に展開していると言わなくてはなりません。

聖書は基本的に自らと神との関係を主題としていますが、信仰の具体的な生活との関わりはむしろ「知恵文学」と称されたもののなかに多く表れます。初代教会の人々がより所にした聖書は七十人訳の旧約聖書でした。そのなかのシラ書には病人に対する医者や薬の問題が述べられている箇所があります。「病気になったら放置しないで主に祈れ。その上で医者にも助けを求めよ。主が医者を造られ、また大地から薬を造られた。」「医者もまた主に祈り求めているのだ」（シラ書38章）と言っています。

それは、癒しを求める人の態度と学問的な技術とがどのようにかかわり合うかを示唆しています。医者もまた主に祈り求めているのと同じように、介護や世話にあたるものは確かにその分野の知識を持ってはいますが、同時に自らの限界も知らされています。基本的には深い祈り心を持って、ニーズを持つ人の傍らにいることになります。もちろん一般的にはそれがキリスト教信仰とは限りません。しかし人間的な限界を持ちながら、相手の直面する危機に同じ心をもって関わろうとします。そこでは対処しようとする人の霊性が問われているのです。

信仰の証しとしての奉仕

それがキリスト者であれば、ニーズを持つ人に出会ったときに、その人に駆け寄り、寄りそい、世話をするとともに、愛をもって神の御心を祈り求めるでしょう。福音信仰は、愛において隣人に生きるようにさせるからです。しかし、それは直接的、功利的に信仰の結果を期待させて、人を福音信仰に導こうというのではありません。確かに正義や公平のわざ、適切な処遇をとおしても、神の恵みの賜物が伝達されます。しかし、その恵みがこの世における人間的な生活をもたらす範囲のこととして受け取られる限り、それは広い意味での律法のもとにしかいないのです。

イエスが山で5千人もの人々に食べ物を与えられた後、人々はイエスを探し求めましたが、それはしるしを見たからではなく、パンを食べて満腹したからに過ぎませんでした（ヨハネによる福音書6章28節）。重い皮膚病を患っていた10人は主に叫び求めて癒されましたが、神を讃美しながら戻って来たのはひとりのサマリア人だけでした。そしてイエスはその人に「行きなさい。あなたの信仰があなたを救った」と言われたのです（ルカによる福音書17章19節）。神との人格的な交わりが人にとっての救いになります。しかし彼らに与えられた恵みが撤回され、満腹が取り消されたのでも、帰って来なかった9人の癒しが無効になったわけでもありません。

ルター的に言えば、律法の領域、この世の直接的な課題から神がおられることを知るのは、神への片側からの知識に過ぎません。だから向こう側に回って、神の本当の御顔と御旨を見るようにしなくてはならないということになります。私たちの証しの行為はそういう位置づけにあります。それは直接的な報いを求めていません。したがって、直ちに信仰の応答があるという具合に事は運ばないかもしれません。そこでなされるのは、救いの無言劇（ホーケンダイクの言うパン

トマイム伝道）としての奉仕なのです。しかしイエスの究極の望みは、永遠の命に至る食べ物を求めるようになること、信仰をもって神を讃美することでした。自分には癒しの力を持たない私たちではありますが、傍らに立って祈り求めるだけでなく、対象者とともに祈ることができるようになることを望んでいます。

この世における相互援助としての社会福祉の働きには、当然制約があります。それに信仰の問題がつけ加えられるのは、当事者の直接的なニーズが満たされたのちかもしれませんし、その間に心の通いが変化を呼び起こすのかも知れません。逆に人間全体を対象にするホーリスティックな伝道理解は、単にキリスト教信仰を今告白してくれることを目指すのでなく、愛をおよぼすこと自体が広い意味での伝道ということになります。それが信仰の実を結ぶためには、具体的には伝道者との連携が求められるでしょう。

施設の働きと教会

日本における社会福祉は、多くの場合一個人的な働きとして成立しました。それだけに教会との関連がどのように定められているかが問題となります。しかし日本福音ルーテル教会の事業の多くは、広い意味での教会の事業として始められました。したがって施設の側からも、教会の側からも、その理想が実現するように求めて行かなくてはなりません。さらに最近では、多くの働きが小規模に各個教会を軸になされている現実があります。現場では多くの苦労がともなうでしょうが、しかし、大きな施設化を目指すのでなければ、奉仕の即興劇を生み、ホーケンダイクの言う必要に対応したアド・ホックな働きとなる可能性が、より多くあると言えます（『明日の社

会と明日の教会』新教出版社）。しかし小規模な働きはことに、規模の大きな所でも、施設の地域化とともに、働き人の養成や後継者を得ることは大きな課題となっていきます。

今日の情勢では、十分なキリスト者のワーカーを得ることは必ずしも容易ではありません。もちろん教会が福祉の働きの位置づけを確かにするとともに、働き人を送り出すように努めることが必要です。実際にはキリスト教的な理念に賛同して参加する人々のなかにも、信仰者でない人々があります。逆に各施設や働きは明確な理念を提示することができているのでしょうか。もちろん信仰者であることが、適切な働き手となるとも限りません。イエスの語られた「善きサマリア人」の譬えには、ユダヤ人から社会的にも信仰的にも疎外されたサマリア人が模範として登場します。また別の譬えでは、裁きの座についた主は「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたことは、わたしにしてくれたこと」と言います（マタイによる福音書25章40節）。飢えた者に食べさせ、病気の時に見舞い、旅をしていたときに宿を貸したりしたわざが、本人たちも理解していないのに神への奉仕として受け入れられました。そこでは当然既成の宗教的な区別はなされていません。しかし、神の愛の賜物をもたらす行為が断片的にはあり得ても、どれほどそれぞれの必要を持っている人に関わり得たか、またそうできるかは、私たちにとっての大きな課題であります。そこには必然的に霊的な励ましと力添えが求められるのです。またサマリアの女に水を求められた主は、「まことの礼拝をする者たちが霊と真理をもって礼拝する時が来る」（ヨハネによる福音書4章23節）と言われました。ともに真に霊的であることを求めて行かなくてはなりませんし、それがキリストの教会であったはずです。

ひとりびとりの人生観、共同体のあり方など、宗教的な考えを含めて文化の背景を理解することは、援助の相手ばかりでなく、それに関わる従事者自身の足場を定めるのにも必要です。たし

かに西欧社会との接触は、日本で未発達な部分を大きく成長させました。しかし問題によっては、西欧流の考えと異なる面がありますし、また日本においても地域的な相違があって、その人の育った年代によっても違うことがあるのですから、関わる精神的な原則を明確にとらえ、他方、実際を直視して、柔軟な考えを持つことが求められます。

他方、働き人の負う課題にだれが真剣に関わり、指示し、助けるのでしょうか。だれもはじめから完全ではありえません。当然重大な問題を起こしたり、失敗することもあるでしょう。それをバック・アップして補い守り、育てる組織、また責任を負ってゆく体制が備わっているでしょうか。絶えず赦し、慰め、励ます教会的な関わりと、また現任訓練や教育が課題となります。働き人が、その働きのなかで自分の満足を得て、働きがいを見いだしているかどうか。愛や喜びが内にあるからこそ、人は奉仕します。職場の人間関係も決しておろそかにできません。全体を見とおした自分の位置づけと、動機づけの活力を補給し、現場での疲れを癒し、力づける牧会的働きを、いかに具体化するかというようなことが問われています。

「教会」と事業の関係において、教会と学校、社会福祉を一連のものとして考えるいわゆる「宣教共同体」なる言葉は、用語として未熟かもしれませんが、意図する方向は大切にすべきでしょう。ルターも具体的な各個教会を越えた「キリスト教界」を考えていました。当時の具体的な生活困窮者への関わりや学校の開設は主として各個の教会があたっていましたし、その具体的な集団を越えて、より広い交わりを考えていたかどうかは定かではありません。しかしそのキリスト教界は聖霊によって召し集められ、導かれ、日ごとにすべての罪をゆるされる交わりとされています。少なくとも私たちの状況のなかでは、それが積極的な協力関係を具体化するものとなるように努めたいのです。

あとがき

わたしたちは、自分の人生を想うとき、生まれおちたときからずっと、神とキリストの影響を受けたものであると、心から断言できます。聖書には豊かに生きる指標が、宝石のようにちりばめられています。それらに突き動かされ、隣人愛の実践に邁進された信仰の先達は、すべて神がつかわした方々であるとこのレポートで確信致しました。

人は誰かの影響をうけて行動します。それは、神、イエス、聖書とはいえ、それを実践した先人たちではないでしょうか。私を越えた人、家族や両親を越えた人、国を越え、人種や文化、男女を越えて活動をしている人や事柄に心を奪われるのです。ルーテル教会宣教師の先達は、86年前、アメリカを越え、人類愛という普遍性を示した偉大な方々でした。

ふり返ってルーテル教会の福祉活動の起源をたどれば、そこに宣教師の姿が垣間見られます。これはどうしてでしょうか。迷った一匹の小羊を探す仕事が宣教と伝道なのでしょう。散らされた者を集めて、その幸せの向上に努める活動は、ルーテル教会の福祉活動の原点ではないでしょうか。少数者に暖かい手をさしのべる仕事を教会の主柱にすることが重要でしょう。

この度の出版計画の出発点は、2002（平成14）年5月15日に熊本において出された「るうてる法人会連合設立宣言」にあります。宣言文は、以下のように記されています。

「日本福音ルーテル教会は、アメリカ南部一致ルーテル教会が、「御国の到来を早める」ために、人は神の恵みによって救われ、隣人に遣わされる、というルーテル教会の基本に立って、189

3（明治26）年日本宣教を開始したことに由来する。

その宣教とは、聖書の教えるとおりキリストの愛を実践する働きとして、福音を宣べ伝え（伝道）、教え（教育）、いやす（奉仕）わざであった（マタイによる福音書9章35節）。

当初、このわざは日本の法制度に従って公益社団法人として行なわれた。

戦後、日本の法制度の改革ならびに教会自立路線の選択などの歴史的社会的変化にともない、キリストの愛を実践する働きとして一つであるはずのものが、伝道活動は宗教法人に、教育活動は学校法人に、奉仕活動は社会福祉法人にと、分割されるに至った。

今このような歴史をかえりみて、ここに、われわれは、聖書の示すところにたちかえり、主が私達を通してなされる宣教のわざを、この世全体に向けられたものとして綜合的に捉え直し、福音的信仰に立ち、伝道（宗教法人）、教育（学校法人）、奉仕（社会福祉法人）のわざに招かれた「宣教共同体」として総力を結集して新たなる宣教の展開へと向かうことを決意する。

神が、われわれのこの決意を祝福し、この連合に連なる者を御旨の成就のために用いられんことを。」

そして、法人会に人材養成交流委員会が設けられ、藤井邦夫（教会代表：日本福音ルーテル日田教会牧師）、市川一宏（学校法人代表：ルーテル学院大学学長）、潮谷愛一（るうてる社会福祉協会代表：慈愛園理事、於保郁子（幼保連合代表：めぐみ幼稚園園長）が選出され、代表の責任を市川が担うこととなりました。

委員は、それぞれの職場で責任を担っていましたが、時間を作り、頻繁に話し合いを進め、まず合同研修会を企画しました。第一回研修は、2003（平成15）年9月4・5日、ルーテル学院大学において、「今日、求められるリーダーシップ像」をテーマに、関係社会福祉法人、幼稚園・保育園の管理職を対象として行なわれました。翌年の第二回研修は、8月10・11日、同じく

ルーテル学院大学において、「キリスト教主義施設におけるマネジメント」をテーマに、管理職および将来の施設経営を担う者を対象として行なっています。全国各地から、70名近くの参加者があり、必ずしも十分に知られていなかった各施設や団体の事業・活動について情報の交換がなされ、互いに源を一つとすることを確認できましたことが、今回の出版に繋がっています。

2004（平成16）年8月の第二回総会において、出版計画が圧倒的多数で承認され、さらに10月には、三つの目的を明らかにした趣意書が全国に配布されました。

（1）各施設・機関を生み出した時の思いと働きを検証する

各施設・機関は、今日にいたるまで、「地の塩　世の光」としての大切な働きをすすめてきました。それは主に導かれて歩んできた歴史でもあり、誇るべき証しであったと考えています。そして、今日に至るまで、歩みを進めてこられたのも、神の導きを覚え、創設時の熱い信仰と思いをたえず灯してきたからではないでしょうか。

何も準備されていない時代に、人々の叫びを聞きとめ、光を掲げ、道を切り開いた教会や先駆者の働きをよみ上がらせたいと考えております。その光は、今もって、新鮮であり、かつ福祉の現状に対する意味のある問いかけになると確信しております。

（2）現代社会の叫びに果敢に応えること

今、日本では、孤立、虐待、自殺等の深刻な問題が顕在化し、既存のサービスだけではまったく決め手を欠く状態となっています。そもそも崩壊してきている家族やコミュニティが、問題を生み出す土壌となっています。この問題に、各施設・機関はどのように真向かうのか。

また、地域のつながりを重視した施設・機関のあり方が模索され、さらにその人らしさ、生き

方、個性、住みやすさ、地域生活を重視したグループホーム等の小規模多機能施設が、現在、全国において建てられてきております。さらに身近な地域において、住民主体のたくさんの活動が生まれ、出会いの場づくり、バリアフリーのまちづくりが進められてきています。まさに社会福祉実践の性格は、最後の安全網として、人間の存在を支えることであり、かつ共生型社会づくり、参加型社会づくりとの関わりを強めていると言えましょう。

これらの時代的要請と社会福祉をめぐる外部環境に対して、どのように各施設・機関は応えていくのか。伝統を継承し、発展させるために、今日における役割を確認し、訴え、取り組んでいく機会としたいと考えております。

(3) 実践を検証し、より良き実践を生み出すこと

私たちは、今日の社会福祉改革、幼保制度改革の意味は認めつつも、各サービス水準の格差は広がっているのではないかと危惧しております。また解決困難な事例に日夜対応している職員の心身における疲労は、とても大きいと思っています。どのような援助や実践が必要か、科学的に根拠に基づく学習が大切であるとともに、職員の心に対応するケアを忘れてはならないと思います。そして、職員の日々の働きの支えとなる使命を明らかにし、絶えず立ち返る原点を提起したいと考えております。

これらは、主の御前にたち、証をするルーテル関係者だからこそできることだと確信しております。

私たちは、日本中の社会福祉施設・団体を訪問、調査をし、その活動を掘り起こし、それぞれの執筆者と了解をとり、ここに実践者の記録として集大成することができました。各事業や活動が全国に広がっていましたので、ここに到る道筋は、決して平坦なものではありませんでした。

それぞれの執筆者の思い、それ以前に、多くの先人の働きが、勇気となって、ここに至ったと考えています。まさに、人事ではかりしれない神さまのご計画があったと感じています。

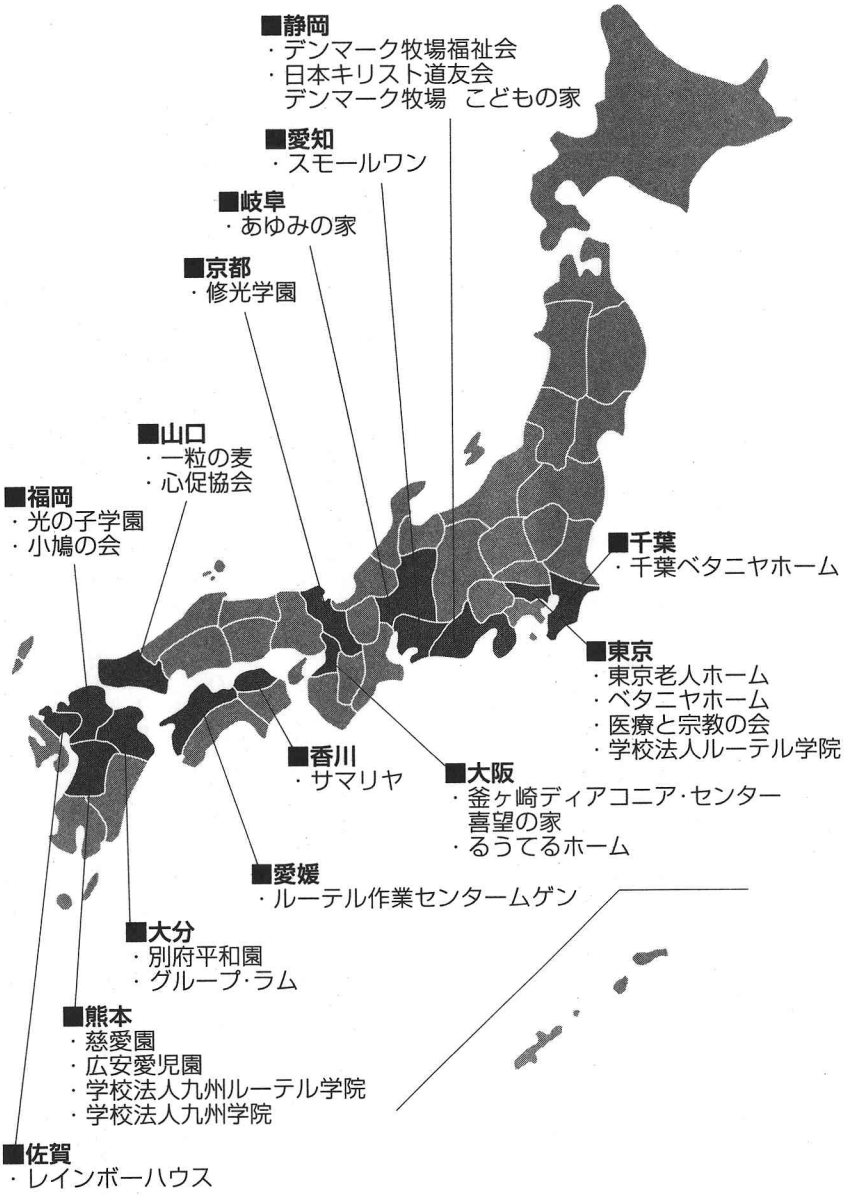
また、計画から出版に到るまで、たえずご指導下さったルーテル学院大学名誉教授石居正己先生に、心より敬意を表し感謝申し上げます。また、人間と歴史社の妹尾浩也氏の適切なイメージづくり、そして忍耐強い励ましに心より感謝いたします。さらにルーテル学院大学において、編集事務をとりまとめて下さった兼子喜代子事務長のご努力に感謝を申し上げます。

この出版が、宣教共同体の一端を受けもつことができれば、望外の幸せだと、編集委員一同は感じています。まだまだ未熟な出版とはいえ、次のルーテル教会の「宣教共同体」の一里塚となればと願っています。

2005（平成17）年8月

出版編集委員会

委　員　長　日本福音ルーテル教会総会議長　山之内正俊
実務担当責任　慈愛園理事　潮谷愛一
委　員　ルーテル学院大学学長　市川一宏
めぐみ幼稚園園長　於保郁子
日本福音ルーテル日田教会牧師　藤井邦夫
日本福音ルーテル小倉教会牧師　沼崎　勇


■静岡
・デンマーク牧場福祉会
・日本キリスト道友会
デンマーク牧場　こどもの家
■愛知
・スモールワン
■岐阜
・あゆみの家
■京都
・修光学園
■山口
・一粒の麦
・心促協会
■福岡
・光の子学園
・小鳩の会
■千葉
・千葉ベタニヤホーム
■東京
・東京老人ホーム
・ベタニヤホーム
・医療と宗教の会
・学校法人ルーテル学院
■香川
・サマリヤ
■大阪
・釜ヶ崎ディアコニア・センター
喜望の家
・るうてるホーム
■愛媛
・ルーテル作業センタームゲン
■大分
・別府平和園
・グループ・ラム
■熊本
・慈愛園
・広安愛児園
・学校法人九州ルーテル学院
・学校法人九州学院
■佐賀
・レインボーハウス

■社会福祉法人心促協会

・身体障がい者通所授産施設
「心促福祉作業センター」
定員　20名
設立　1976年（法人として1981年）
所在地　山口県防府市大字上右田字森の本2608

■無認可作業所
ルーテル作業センタームゲン

定員　精神障がい者28名
所在地　愛媛県松山市木屋町1-9-4

■一歩の会

日本福音ルーテル下関教会気付

■日本福音ルーテル久留米教会「小鳩の会」

所在地　福岡県久留米市日吉町16-3

■社会福祉法人レインボーハウス福祉会

・知的障がい者小規模通所授産施設
「レインボーハウス」
定員　利用者15名
設立　1989年3月1日（法人として2004年4月1日）
所在地　佐賀県佐賀市水ヶ江2-4-10

■社会福祉法人グループ・ラム

・地域生活支援センターラム
設立　2002年9月17日（法人）
施設開所　2003年4月1日
定員　登録40名以上
所在地　大分県日田市大字友田2413-1

■小羊会

日本福音ルーテル神水教会内

■医療と宗教の会

会員　81名（2005年2月現在）
所在地　東京都豊島区池袋3-7-1　日本福音ルーテル東京池袋教会内

・通所介護事業
「西春日デイサービス」
定員　35名
設立　1995年7月1日
所在地　同上

・短期入所生活介護事業
「西春日ショートステイサービス」
定員　20名
設立　1995年7月1日
所在地　同上

・訪問介護事業
「西春日ホームヘルプサービス」
設立　1996年4月1日
所在地　同上

・老人介護支援センター
「西春日介護支援センター」
設立　1998年5月1日
所在地　同上

・訪問入浴介護事業
「西春日訪問入浴サービス」
設立　2000年4月1日
所在地　同上

・訪問看護事業
「西春日訪問看護ステーション」
設立　2000年4月1日
所在地　同上

・居宅介護支援事業
「西春日スマイル居宅介護支援事業所」
設立　2000年4月1日
所在地　同上

・痴呆対応型共同生活介護事業
「西春日グループホーム」
定員　9名
設立　2001年10月1日
所在地　同上

・通所介護
「西春日痴呆性専用デイサービス」
定員　10名
設立　2001年10月1日
所在地　同上

・痴呆対応型老人共同援助事業
「サマリヤ大川」
定員　9名
設立　2000年10月1日
所在地　香川県さぬき市大川町田面1198

・訪問介護事業
「サマリヤ浅野ホームヘルプサービス」
設立　2005年4月1日
所在地　香川県香川郡香川町浅野1289-8

・レスパイトサービス事業
「レスパイトサポートセンター浅野」
支援費事業「サマリヤ浅野はぐはぐ」
（知的障がい者　身体障がい者　精神障がい者　視聴覚障がい者）
設立　2005年4月1日
所在地　同上

■ NPO法人一粒の麦

・精神障がい者社会適応訓練所
「一粒の麦」
定員　8名
設立　1992年4月1日（法人として2004年12月16日）
所在地　山口県柳井市中央3-14-15

所在地　あゆみの家内

・静里ホーム
定員　4～5名
所在地　岐阜県大垣市内

・表佐ホーム
定員　4～5名
所在地　岐阜県垂井町内

[岐阜県生活ホーム事業]
・ナザレ・ナルド・めぐみホーム・室原ホーム
定員　各3名
所在地　岐阜県垂井町および養老町内

[知的障がい者地域生活援助事業]
・あゆみホーム・綾戸ホーム・青柳ホーム・荒尾ホーム
定員　各4名

[地域生活支援事業]
・西濃圏域障がい者生活支援センター

[居宅介護事業]
・「おおぞら」

[就労支援事業]
・あゆみの家就労支援センター
・職場適応援助事業（ジョブコーチ）

■社会福祉法人修光学園

・知的障がい者通所授産施設
(1)「修光学園」
定員　35名
設立　1988年6月1日
所在地　京都市左京区修学院山添町8-2

(2)「修光学園分場 HOLYLAND」
定員　19名
設立　2004年4月1日
所在地　京都市左京区山端滝ヶ鼻町3
(3)「飛鳥井ワークセンター」
定員　60名
設立　1996年4月1日
所在地　京都市左京区田中飛鳥井町40

・知的障がい者グループホーム
(1)「エクセレント修学院」
定員　4名
設立　2000年10月1日
所在地　京都市左京区山端川原町9-1
(2)「グリーンビュー宝ヶ池」
定員　4名
設立　2004年4月1日
所在地　京都府京都市左京区上高野上荒蒔町10-2

・地域生活支援事業
「修光学園ディアコニアセンター」
・レスパイトサービス事業
・相談支援事業
・身体障がい者・知的障がい者・障がい児居宅介護事業
設立　2005年4月1日
所在地　京都市左京区修学院沖殿町20　日本福音ルーテル修学院教会内

■社会福祉法人サマリヤ

・介護老人福祉施設
「特別養護老人ホーム　西春日」
定員　50名
設立　1994年12月21日
所在地　香川県高松市西春日町1510-1

(5) 熊本市在宅介護支援センター
設立　1990 年 10 月 1 日
※市補助事業として設立

■社会福祉法人キリスト教児童福祉会 広安愛児園

・児童養護施設
「広安愛児園」
定員　60 名
開園　1948 年（法人として 1953 年）
所在地　熊本県上益城郡益城町古閑 73

・情緒障がい児短期治療施設
「こども L.E.C センター」
定員　入所 35 名　通所 15 名
設立　2001 年
所在地　同上

■東教区ディアコニアキャンプ

・日本福音ルーテル東教区ディアコニア委員会
設立　1989 年 8 月　第 1 回北軽井沢ディアコニアキャンプ開催
所在地・責任者　東京都大田区南千束 3-16-5　大岡山教会内　東教区ディアコニア委員長　牟田青子

■ NPO 法人スモールワン

・スモールワンデイサービス（知的障がい者）
設立　2003 年 4 月
所在地　愛知県豊田市柿本町 5-31-2

・スモールワンヘルパーステーション（知的および身体障がい者・児童）
設立　2004 年 4 月

・スモールワンレスパイトサービス
設立　1998 年 6 月

■社会福祉法人あゆみの家

[日中活動支援]
・知的障がい者通所更生施設
「デイセンターあゆみの家」
定員　40 名
所在地　岐阜県不破郡垂井町栗原 2066-2

・知的障がい者通所更生施設分場
「ぐっどらんど」
定員　19 名
所在地　岐阜県大垣市綾野 5-47-2

・知的障がい者通所更生施設分場
「すまいるらんど」
定員　11 名
所在地　岐阜県大垣市長松町 421-2

・重症心身障がい児（者）B 型通園事業
「オリーブ」
定員　5 名（登録制）
所在地　岐阜県不破郡垂井町栗原 2066-2

[生活支援]
・知的障がい者入所更生施設
「第二あゆみの家」
定員　50 名
所在地　岐阜県不破郡垂井町栗原 2034-1

[自活訓練事業]
・みぎわ
定員　8 名

・乳児院「慈愛園乳児ホーム」
定員　15名
設立　1919年3月25日
所在地　熊本県熊本市神水1-14-1

・保育所
(1)「愛光幼児園」
定員　60名
所在地　熊本県熊本市新大江2-10-25
(2)「ひかり幼児園」
定員　90名
所在地　熊本県熊本市大江2-3-2
(3)「シオン園保育所」
定員　90名
設立　1950年
所在地　熊本県荒尾市荒尾4100

・児童養護施設
(1)「慈愛園子供ホーム」
定員　90名
設立　1919年
所在地　熊本県熊本市神水1-14-1
(2)「シオン園」
定員‥60名
設立　1948年6月1日
所在地　熊本県荒尾市中央西区6班の2

・盲ろうあ児施設
「熊本ライトハウス」
定員　20名
設立　1953年
所在地　熊本県熊本市新生1-23-11

・知的障がい者更生施設
「熊本ライトハウスのぞみホーム」
定員　40名
設立　1993年
所在地　熊本県熊本市新生1-23-11

・養護老人ホーム
「慈愛園老人ホーム」
定員　70名
設立　1919年3月25日
所在地　熊本県熊本市神水1-14-1

・軽費老人ホーム
「慈愛園ケアハウス」
定員　40名
設立　1991年6月27日認可
所在地　熊本県熊本市神水1-14-1

・特別養護老人ホーム
「パウラスホーム」
定員　利用者60名　職員46名
設立　1964年7月20日
所在地　熊本県熊本市神水1-14-1

・パウラスホーム併設事業
(1)短期入所生活介護事業
定員　利用者18名
設立　2000年4月1日
(2)訪問介護事業
定員　利用者50名（実数）職員5名
設立　2000年4月1日
※市補助事業として1990年10月1日設立
(3)通所介護事業
定員 利用者20名　職員9名
設立 2000年4月1日
※市補助事業として1987年3月1日設立
(4)居宅介護支援事業
定員　職員3名　取扱い件数　120件（延べ）
設立　2000年4月1日

■宗教法人日本福音ルーテル教会
釜ヶ崎ディアコニア・センター
喜望の家

設立　1976 年
所在地　大阪府大阪市西成区萩之茶屋 2-8-18

■社会福祉法人るうてるホーム

法人設立認可　1964 年 12 月 2 日

・軽費老人ホーム「るうてるホーム」
　定員　50 名
　設置認可　1965 年 4 月 30 日
　所在地　大阪府四條畷市岡山東 5-5-55

・のぞみ保育園
　定員　60 名
　設置認可　1970 年 5 月 1 日
　所在地　京都府京都市北区小山内河原町 15

・特別養護老人ホーム「るうてるホーム」
　定員　50 名（短期入所 8 名）
　設置認可　1977 年 6 月 15 日
　所在地　大阪府四條畷市岡山東 5-5-55

・通所介護事業
　(1)「るうてるホームサービスセンター」
　高齢者（定員 40 名）
　障がい者（定員 15 名）
　認可　2000 年 4 月 1 日
　所在地　大阪府四條畷市岡山東 3-9-5

　(2)「デイサービスセンターるうてる」
　定員　15 名
　認可　2000 年 4 月 1 日
　所在地　大阪府四條畷市中野 3-5-28

・在宅介護支援センター事業
　受託年月日　1990 年 4 月 1 日

・居宅介護支援事業
「訪問看護ステーションるうてる」
　認可　2000 年 4 月 1 日
　所在地　大阪府四條畷市中野 3-5-28

・「障害者生活支援センターるうてる」
　受託年月日　2000 年 4 月 1 日
　所在地　大阪府四條畷市中野 1-1-20

■社会福祉法人光の子会　光の子学園

法人設立認可　1972 年
障がい児通園施設「光の子学園」
所在地　福岡県北九州市門司区谷町 1-8-8

■社会福祉法人　別府平和園

・児童養護施設「別府平和園」
　定員　50 名
　設立　1950 年 2 月 24 日
　所在地　大分県別府市大字鶴見字奥山田 1110-12（明礬 5 組の 2）

■社会福祉法人　慈愛園

設立　1919 年
組織変更　1952 年財団法人から社会福祉法人へ変更
所在地　熊本県熊本市神水 1-14-1

■社会福祉法人千葉ベタニヤホーム

法人本部
設立認可　1958年3月31日
所在地　千葉県市川市国府台2-9-13

・母子生活支援施設
(1)「国府台母子ホーム」
定員　20世帯
設立　1947年
所在地‥千葉県市川市国府台2-9-13
(2)「旭ヶ丘母子ホーム」
定員　20世帯
設立　1949年
所在地　千葉県千葉市若葉区都賀1-1-2
(3)「船橋市立夏見母子ホーム」(公設民営)
定員　20世帯
設立　2001年（船橋市より受託）
所在地　千葉県船橋市夏見4-10-10
(4)「市川市立母子生活支援施設曽谷寮」
定員　10世帯
設立　2001年（市川市より受託）
所在地　千葉県市川市曽谷7-28-15

・保育園
(1)「国府台保育園」
定員　90名
設立　1947年
所在地　千葉県市川市国府台2-9-13
(2)「旭ヶ丘保育園」
定員　120名
設立　1949年
所在地　千葉県千葉市若葉区都賀1-1-2

・地域子育て支援センター
「こあらっこ・こどもセンター」
設立　2003年
所在地　千葉県市川市新田5-5-33
ままがーでん2A室

■社会福祉法人デンマーク牧場福祉会

設立　2003年2月10日
所在地　静岡県袋井市山崎5902-167

・特別養護老人ホーム
「ディアコニア」
定員　50名

・老人デイサービス事業
「ディアコニア・デイサービス」
定員　15名

・老人短期入所事業
「ディアコニア・ショートステイ」
定員　8名

・老人居宅介護等事業
「ディアコニア・ホームヘルプ」

・居宅介護支援事業
「ディアコニア支援センター」

■宗教法人日本キリスト道友会

・青少年自立援助ホーム（フリースクール）
「デンマーク牧場　こどもの家」
定員　20名
設立　1983年
所在地　静岡県袋井市山崎5914-367

施設概要一覧

■社会福祉法人東京老人ホーム

法人設立　1952年
本部事務所　東京都西東京市柳沢4-1-3

・第一種社会福祉事業（施設事業）
(1)養護老人ホーム「東京老人ホーム」
定員　50名（職員15名）
開設　1923年
(2)軽費老人ホーム「東京老人ホーム泉寮」
定員　100名（職員20名）
開設　1964年
(3)特別養護老人ホーム「めぐみ園」
定員　80名（職員60名）
開設　1990年

・第二種社会福祉事業（在宅事業）
(1)老人短期入所事業「めぐみ園」
定員　8名（職員特養に含む）
開始　1923年
(2)老人介護支援センター
職員　3名
開始　1995年（西東京市受託）
(3)老人居宅介護事業「めぐみ園ホームヘルプサービス」
職員　3名（ヘルパー40名）
開始　1993年

・その他事業（在宅事業）
(1)老人居宅介護支援事業「めぐみ園」
職員　5名
開始　1999年

(2)デイサービス事業　高齢者センター「きらら」
定員　35名（職員16名）
開始　2000年（西東京市受託）

■社会福祉法人ベタニヤホーム

法人設立　1951年
所在地　東京都墨田区江東橋5-4-1

・第一種社会福祉事業
「母子生活支援施設ベタニヤホーム」
定員　20世帯60名

・第二種社会福祉事業
(1)「菊川保育園・両国分園」
定員　150名
(2)「富士見保育園」
定員　100名
所在地　東京都江戸川区北小岩2-15-8

・公益事業
(1)「すみだ子育て相談センター」
所在地　東京都墨田区横綱1-2-13
(2)「文花子育て相談センター」
所在地　東京都墨田区文花1-20-3

・収益事業　駐車場

未来を愛する 希望を生きる
共拓型社会の創造をめざして

2005年9月10日　初版第一刷発行

編著者　るうてる法人会連合
出版編集委員会
委員長　山之内正俊
実務担当責任　潮谷愛一
委員　市川一宏・於保郁子・藤井邦夫・沼崎 勇

発行者　佐々木久夫
装　丁　妹尾浩也
発行所　株式会社人間と歴史社
〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台 3-7
【電　話】03-5282-7181（代）
【FAX】03-5282-7180
印刷所　株式会社シナノ

©2005 るうてる法人会連合 printed in Japan
ISBN 4-89007-157-1　C 0030

造本には十分注意しておりますが、乱丁・落丁の場合はお取り替え致します。
本書の一部あるいは全部を無断で複写・複製することは、
法律で認められた場合を除き、著作権の侵害となります。
定価はカバーに表示してあります。

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社まで御連絡ください。

癒しの心をもとめて —医療と福祉の現場から—

日本福音ルーテル教会東教区・医療従事者の会◇編

現代第一線の医療者と宗教者が、『支えの心』と『支援の在り方』を探る。

老いの心を支えるもの…日野原重明／北欧福祉国家とわが国の現状から…市川一宏／老人福祉事業に従事した経験を通して…日高 登／老人看護・介護の実践から…小川洋子／終末期医療の経験を通して…岡安大仁／司会者のまとめ…田中 昇／死にゆく人への配慮—日本のための一アメリカ人の視点…ウォルター・シューマン／医学的に見た悲嘆の症状—自己の体験を通して…岡安大仁／悲嘆の体験—心理学的視点から…平山正実／悲しみへのアプローチ—アメリカからの報告…ウォルター・シューマン／医師と牧師の対話…岡安大仁・賀来周一／妻を看取って—理想のホスピスとしての在宅ケア…田坂 宏

A5判上製　定価:1800円(税込)

生きる。 —生きる「今」を支える医療と福祉

岡安大仁・市川一宏◇編

生きる「今」と向き合う—「生きる」視座に立った医療…岡安大仁／「はじまりの記憶」—子どもの「生きる」かたち…白井徳満／「今日」からの生き方で余命が変わる…中島宏昭／「ガン」—そのとき—緩和医療と人生への支援…宮森 正／「喪失」—心の空白への援助—悲しみを支えるワーク…福山和女／生きること、死ぬこと、愛すること—生と死の教育における基本的課題…平山正実／「生きる」ことへの保障と支援—今日の社会福祉の目指すもの…市川一宏／「社会の中で治す」—精神保健福祉サービス…前田ケイ／「在宅の力」—訪問看護に学ぶ…紅林みつ子　ほか、全12編を収録。

A5判並製　定価:2100円(税込)

あなたたちは「希望」である —ダウン症と生きる

丹羽淑子◇著

「一人ひとりの子どもが大きくなって、生まれてきて良かったと思えるように」
その願いを家庭から社会へ、そして世界へ、と拡げていくことが大切だと思います。
(評・黒柳徹子氏)

“ダウン症告知後の苦しむ心を助けたい” “目をそらさず子どもと向き合ってもらいたい”と、ダウン症発達相談を20年余り続けてきた著者。13人のお母さんがたの繊細で力強い証言のほか、障害の有無にかかわらず、子どもの心を育てるために重要な、乳児期の意味について具体的に紹介!

四六判上製　定価:2100円(税込)

9784890071579

ISBN4-89007-157-1

C0030 ¥2500E

1920030025004

定価：本体2500円＋税

人間と歴史社